

令和 7（2025）年度 茨城県看護協会

通常総会要綱

目 次

茨城県看護協会の基本理念	1
令和 7（2025）年度通常総会の開催にあたって 会長挨拶	2
令和 7（2025）年度通常総会プログラム	3

■提出議題

○議決事項

第一号議案 令和 7 年度茨城県看護協会 名誉会員の推薦（案）について	7
第二号議案 令和 6 年度決算報告（案）及び監査報告 別冊	9
第三号議案 令和 7 年度改選役員及び推薦委員の選任	10
第四号議案 令和 8 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選任	11
第五号議案 公益法人制度改正に伴う定款改正（案）について	12

○報告事項

報告事項 1 令和 6 年度事業報告	16
報告事項 2 令和 7 年度重点事業並びに事業計画	31
報告事項 3 令和 7 年度収支予算 別冊	46

■事業報告添付資料

資料 1 理事会報告	49
資料 2 保健師職能委員会活動報告	51
資料 3 助産師職能委員会活動報告	53
資料 4 看護師職能委員会Ⅰ活動報告	56
資料 5 看護師職能委員会Ⅱ活動報告	58
資料 6 常任委員会活動報告	60
資料 7 地区活動報告	66
資料 8 令和 6 年度研修総括	75
資料 9 令和 6 年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル報告	83
資料 10 令和 6 年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル報告	84
資料 11 令和 6 年度認定看護管理者教育課程サードレベル報告	85
資料 12 令和 6 年度実習指導者講習会報告	86
資料 13 令和 6 年度実習指導者講習会（特定分野）報告	87
資料 14 令和 6 年度病院領域における看護職員の多様で柔軟な働き方に関する調査結果（看護師職能委員会Ⅰ）	88
資料 15 令和 6 年度看護職のワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する実態調査報告（看護労働改善事業委員会）	92
資料 16 令和 7 年度予算編成に伴う茨城県への要望・回答	97
資料 17 令和 6 年度茨城県ナースセンター事業報告	105
資料 18 令和 6 年度茨城県母子保健センター運営事業報告	112
資料 19 令和 6 年度いばらきがん患者トータルサポート事業報告	114
資料 20 令和 6 年度訪問看護支援事業報告	116
資料 21 令和 6 年度助産師活用推進事業報告	117

資料 22 土浦訪問看護ステーション事業報告	118
資料 23 鹿嶋訪問看護ステーション事業報告	120
資料 24 訪問看護ステーション 絆 事業報告	122
資料 25 看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 事業報告	124
資料 26 令和 6 年度日本看護協会会議等への出席	126
資料 27 令和 6 年度各審議会並びに主な委員会等への参画	127

■事業計画添付資料

資料 28 保健師職能委員会活動計画	128
資料 29 助産師職能委員会活動計画	130
資料 30 看護師職能委員会Ⅰ活動計画	133
資料 31 看護師職能委員会Ⅱ活動計画	134
資料 32 常任委員会活動計画	135
資料 33 地区活動計画	138
資料 34 令和 7 年度教育研修計画一覧	141

■参考資料

1 公益社団法人茨城県看護協会組織図	151
2 令和 7 年度日本看護協会長表彰者	152
3 令和 7 年度優良看護職員茨城県知事表彰者	152
4 令和 7 年度優良看護職員茨城県看護協会長表彰者	152
5 令和 7 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員名簿	154
6 令和 6 年度公益社団法人茨城県看護協会役員名簿	155
7 会員数と入会率	156
8 令和 6 年度賛助会員名簿	158
9 会員福利厚生	158
10 令和 6 年度「愛の募金」受入れ一覧	159
11 令和 6 年度「一般寄附金」受入れ一覧	160
12 調査その他日本看護協会事業への協力	161
13 令和 6 年度後援名義使用承認事項	162
公益社団法人茨城県看護協会定款	163
公益社団法人茨城県看護協会定款細則	178
公益社団法人茨城県看護協会総会運営規則	188
日本看護協会歌「光求めて」	194

茨城県看護協会の基本理念

I 使命

県民誰もが、住み慣れた地域で、健康で安心して、その人らしく暮らすことができるよう、地域社会の調和ある発展に貢献する。そのため、

- 一 教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図る
- 一 一人ひとりの看護職が誇りをもって働き続けられる環境づくりを支援する
- 一 県民とともに安心できる保健・医療・福祉の発展に貢献する

II 活動理念

- 一 看護職の力を変革に向けて結集する
- 一 自律的に行動し協働する
- 一 専門性を追求し新たな看護展開を図る

「令和 7（2025）年度通常総会の開催にあたって」

公益社団法人茨城県看護協会 会長 白川 洋子

私たちを取り巻く環境の変化は、加速しているように見えます。自然のみならず、暮らしや経済等も目まぐるしい変化を続けています。「大阪万博 2025」が開催され、世界の英知に目を向ける眼差しの先に、私たちはどんな未来を創造していけるのでしょうか。とは言っても、私たちは今を生きる存在として、他者のいのちに気を配り、生命兆候を観察し、時には切迫しながらも絶やさないケアを得意とする専門職集団です。

さて、今までにも増して看護職の人材確保に拍車が係っていますが、看護職不足は以前から慢性的に進んでおり、看護学校や大学等が増えても解決されないままに至っています。需要と供給のバランスや、人々の受療行動、一般市民への健康教育、そして高度臨床実践家の育成等、上げれば枚挙に暇ないほどの要因が重なり、今に至っております。しかし、多くの看護職は誇りをもって看護に取り組んでいます。身近な同僚や後輩、そして諸先輩の看護の姿を、時には瞼に浮かべて思い出しては如何でしょうか。近代看護の祖であるナイチンゲールは、私たちの隣にいます。看護の価値を上げましょう。

看護の価値とは何か、看護という行為はすぐに目の前から消えますが、人々の記憶に残り、エネルギーを与えてくれます。どのような看護が患者の回復力を引き出すのか、私たち看護職は経験知を蓄えています。そして、優秀な実践家は他者の記憶に残り続けています。従って私たちは看護を伝える方法を会得する必要があります。

そこで、茨城県看護協会では例年「看護研究学会」を開催しています。キャリアの少ない看護職の参加が多いことが特徴です。これは初心者教育に力を入れている様々な医療機関や施設等の表れとも言えます。実際には、どのようなケースを担当し、どのような看護を提供しているかが分かり、多くの看護実践を知ることができます。そこで互いの意見を交わしながら他者からの評価と自己評価をする経験をします。このプロセスを辿りながら成長していきます。このような経験を通して、看護職それぞれの自信につながっていることが推察されます。

茨城県看護協会は、それぞれの看護職の「初めの一步」を大事にし、「看護にこだわり続けられる看護職」の育成に、より一層取り組んでいく所存でございます。

令和 7（2025）年度 通常総会プログラム

日 時 令和 7 年 6 月 20 日(金) 13:00～16:15
場 所 ザ・ヒロサワ・シティ会館 大ホール
(茨城県立県民文化センター)

13:00 開 会

物故会員への黙とう

会長あいさつ

来賓祝辞

祝電披露

優良看護職員表彰

・茨城県看護協会会長表彰

<休憩>

14:00 開会宣言

議長団選出

議事録署名人の決定

議決事項

第一号議案 令和 7 年度茨城県看護協会 名誉会員の推薦（案）について

第二号議案 令和 6 年度決算報告(案)及び監査報告

第三号議案 令和 7 年度改選役員及び推薦委員の選任

第四号議案 令和 8 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選任

第五号議案 公益法人制度改正に伴う定款改正(案)について

報告事項

報告事項 1 令和 6 年度事業報告

報告事項 2 令和 7 年度重点事業並びに事業計画

報告事項 3 令和 7 年度収支予算

次年度選挙管理委員の任命

新役員紹介・推薦委員の紹介

退任役員への花束贈呈

退任役員挨拶

16:15 閉 会

※進行により時間が前後する場合がございます。

提 出 議 題

■議決事項

第一号議案	令和7年度茨城県看護協会 名誉会員の推薦（案）について	7
第二号議案	令和6年度決算報告（案）及び監査報告（別冊）	9
第三号議案	令和7年度改選役員及び推薦委員の選任	10
第四号議案	令和8年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選任	11
第五号議案	公益法人制度改革に伴う定款改正（案）について	12

■報告事項

報告事項1	令和6年度事業報告	16
報告事項2	令和7年度重点事業並びに事業計画	31
報告事項3	令和7（2025）年度収支予算（別冊）	46

提 出 議 題

第一号議案 令和 7 年度茨城県看護協会 名誉会員の推薦（案）について

●山本 かほる （73 歳）

（推薦理由）

昭和 49 年 4 月～昭和 51 年 3 月までの 2 年間を茨城県立中央病院へ入職し助産師として勤務された。昭和 51 年 4 月より水戸市へ、保健師として入職された。水戸市では、市民部国保年金課、保健衛生部保健衛生課を経て、平成 5 年 4 月より常澄保健福祉センター保健予防係長兼高齢福祉係長、保健福祉部介護保険課課長補佐、保健福祉部高齢福祉課地域支援センター所長・水戸市地域包括支援センター・介護予防支援事業所管理者として平成 20 年 3 月退職までの 31 年間、水戸市内の地域保健活動、保健医療行政に携わり、保健師のリーダーとして活躍された。

退職後の平成 20 年 4 月には、東京有明医療大学看護学部において、教員として 6 年間を看護職の人材育成に情熱を傾け取り組まれた。

平成 26 年 6 月からは、2 年間を本会専務理事として県内看護職の質の向上や職場環境の改善に取り組み、協会事業に貢献された。退任後、平成 27 年 9 月からは、茨城キリスト教大学看護学部の教授として県北地域において人材育成に携わると共に、平成 28 年 6 月から現在に至るまで茨城県看護連盟会長も就任され精力的に活動されている。

（茨城県看護協会における功績）

平成 5 年～平成 10 年までの 6 年間	保健師職能委員を務めた。
平成 7 年～平成 9 年までの 3 年間	先駆的保健活動交流推進事業プロジェクトに携わる。 （平成 7 年プロジェクト委員長、平成 8, 9 年は委員）
平成 11 年～平成 20 年までの 10 年間	地域訪問看護推進委員会・介護保険委員会委員
平成 17 年	看護大会実行委員長
平成 26 年～平成 28 年までの 2 年間	専務理事
平成 26 年の 1 年間	公益事業推進委員

以上より、長年にわたる看護教育や看護協会活動に寄与された功績は大きく、茨城県看護協会名誉会員として、相応しいと考えられることから、推薦する。

（主な表彰歴）

- ・茨城県知事賞（H18 年度）
- ・日本看護協会会長表彰（H29 年度）

●青山 千代子 （76 歳）

（推薦理由）

昭和 45 年 国立水戸病院へ入職される。昭和 60 年 4 月より平成 8 年 12 月まで、看護師長として国立療養所晴嵐荘病院に就任される。この間に本会の教育委員を歴任し、看護職の資質向上に貢献した。平成 8 年 12 月から平成 9 年 3 月には副看護部長として西小千谷病院で勤務し、その後平成 9 年 4 月より国立渋川病院、国立埼玉病院、東京医療センターで勤務された。平成 15 年 4 月には看護部長として国立中信松本病院に就任され、平成 21 年 3 月に国立療養所多摩全生園を退職された。

(茨城県看護協会活動における功績)

昭和 63 年から平成元年の 2 年間	教育委員
平成 21 年から任期満了までの 6 年間	常任理事・教育委員・認定看護管理者教育委員を 5 年間勤め、認定看護管理者教育の質向上、茨城県看護教員養成講習会運営委員等も兼ね、県内の看護の質向上に力を注いだ。また、看護職の質向上のための活動の拠点としての看護研修センター拡張整備にも計画検討委員として尽力した。 常任理事を退任後、令和元年まで訪問看護の推進、充実のため、茨城県委託事業として「訪問看護推進事業」を担当し、在宅医療・訪問看護の人材育成・充実・推進を図った。

以上のとおり、長年にわたり協会事業に寄与した功績は大きく、茨城県看護協会の名誉会員としてふさわしいと考え、推薦する。

●太布 和子 (78 歳)

(推薦理由)

1968(S43) 年 3 月 国立水戸病院附属看護専門学校を卒業、4 月国立水戸病院へ看護師として勤務された。1977 年 9 月には国立療養所晴嵐荘病院に看護婦長として就任、1988 年 10 月看護師長で国立水戸病院へ就任。1990(H2) 年 10 月より副看護部長に昇格され、国立沼田病院、国立立川病院、国立精神・神経センター武蔵へ勤務された。1998 年 4 月には看護部長に就任され、国立療養所西群馬病院に勤務。その後 2000 年 4 月に国立埼玉病院、2003 年 4 月には茨城県国立水戸病院へ異動され、2007 年 4 月に定年退職された。看護管理者として質の高い医療・看護を提供すべき看護職員の資質向上に向けて尽力した。

(茨城県看護協会活動における功績)

2007 年 7 月～2009 年 7 月までの 2 年間	教育委員
2009 年 7 月～2015 年 7 月までの 6 年間	専務理事として、発展性のある協会事業の推進に尽力した。
	2013 年 4 月～協会立看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆管理者を兼務され、協会専務理事を退任後 も看護小規模多機能型居宅事業所絆の管理者を 2019 年 6 月まで就任され、住み慣れた地域で暮らす人々に、専門性の高い看護サービスを提供し支援した。

長年にわたる看護協会活動に寄与した功績は大きく、茨城県看護協会の名誉会員として、相応しいと考え推薦する。

(主な表彰歴)

・茨城県看護協会会長表彰 (H17 年度)

(年齢は 2025 年 6 月 20 日現在のものである)

提 出 議 題

第二号議案 令和 6（2024）年度決算報告(案)及び監査報告 別冊

第三号議案 令和7年度改選役員及び推薦委員の選任

改選役員・推薦委員候補者一覧

○会長候補者 (定数1名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
会長候補者	中島 貞子 新	茨城県看護協会

○副会長候補者 (定数2名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
副会長候補者	森 陽子 再	下妻市社会福祉協議会

○専務理事候補者 (定数1名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
専務理事候補者	長山 一恵 新	茨城県看護協会

○常任理事候補者 (定数2名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
常任理事候補者	矢澤 香代子 新	土浦看護専門学校

○職能担当理事 (定数3名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
保健師職能担当理事	光畑 桂子 再	筑波メディカルセンター つくば総合健診センター

○地区担当理事 (定数9名) 改選(5名)

役職名	氏名	所属
常陸太田・ひたちなか地区担当理事	三本松 まゆみ 再	ひたちなか総合病院
土浦地区担当理事	宮本 佳代子 再	総合病院土浦協同病院
つくば地区担当理事	篠崎 まゆみ 新	筑波大学附属病院
筑西・下妻地区担当理事	富加見 美智子 新	大 圃 病 院
古河・坂東地区理事	飯塚 真弓 新	茨城西南医療センター病院

○准看護師理事候補者 (定数1名) 改選(1名)

役職名	氏名	所属
准看護師理事候補者	藤本 恵美子	牛久愛和総合病院

○推薦委員 (定数9名) 改選(9名)

役職名	氏名	所属
推薦委員	深澤 千映子	茨城県厚生連看護統轄管理部
推薦委員	久郷 香子	総合守谷第一病院
推薦委員	大金 弘子	ひたち医療センター
推薦委員	大和田 万裕美	ひたちなか総合病院
推薦委員	須之内 恵美	神栖済生会病院
推薦委員	山田 幸子	つくば市保健部健康増進課
推薦委員	柳 橋 貴子	総合病院土浦協同病院
推薦委員	堺 堀 典子	潮来保健所
推薦委員	野本 麻里	ホスピタル坂東

第四号議案

令和 8 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選任

■令和 8 年度代議員数

No	県 名	会費納入者数 (R6. 12 月末)	代議員数
8	茨 城	15,561 名	16 名

令和 8 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員名簿

■代議員 16 名・予備代議員 16 名

区 分	代議員氏名	予備代議員氏名
保 健 師 代 表	光 畑 桂 子	加 瀬 林 和 恵
助 産 師 代 表	齋 藤 悦 代	齋 洋 子
看 護 師 I 代 表	檜 山 千 景	佐 藤 智 恵
看 護 師 II 代 表	玉 主 祥 子	大 部 は る み
准 看 護 師 代 表	藤 本 恵 美 子	中 園 美 佐 子
理 事	沼 尻 信 子	森 陽 子
理 事	長 山 一 恵	飯 塚 真 弓
理 事	橋 本 泉	寺 田 直 子
理 事	矢 澤 香 代 子	川 並 和 恵
地 区 代 表	和 田 俊 彦	山 崎 理 香
地 区 代 表	三 本 松 ま ゆ み	吉 成 有 香
地 区 代 表	中 島 道 子	平 山 な つ き
地 区 代 表	宮 本 佳 代 子	須 加 野 幸 恵
地 区 代 表	篠 崎 ま ゆ み	飯 田 育 子
地 区 代 表	桑 田 今 日 子	増 田 由 紀 子
地 区 代 表	富 加 見 美 智 子	國 田 隆 行

第五号議案

公益法人制度改革に伴う定款改正(案)について

■提案理由

公益法人が適正に運営されるためには、理事会（理事）による職務執行の監督、監事による職務執行の監査等を通じたけん制機能が発揮されることが不可欠であり、理事会や監事がその機能を発揮する上で、法人外部からの視点を取り入れることが重要であることから、令和7年4月の公益法人制度改革により、理事及び監事の各1名以上は、法人外部の人材を選任することを新たに公益認定の基準となった。【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」と呼ぶ）第5条第15号・第16号】

本会では、既に外部監事については、「会計制度に精通した者」として「社員（会員）以外の者」を置いているが、外部理事については、定款上、条文化されていないことから、今回、以下の通り定款及び定款細則を改正する。

※ なお、経過措置として、改正法施行の際（令和7年4月1日）に現存する公益法人は、令和6年改正法附則第5条第2項により、当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から当該規定が適用されることとなる。よって、本会につきましては、現在、就任されている全ての理事の任期満了する令和8年度の通常総会まで当該経過措置が適用されることとなることから、外部理事の就任については、令和8年度の通常総会において決議が行われることとなる。

■定款改正内容

(1)理事定数の増【第21条第1項】

これまで理事の定数は「18名以上19名以内」となっているが、外部理事が1名加わることから「18名以上20名以内」と改正する。

なお、監事については、「定数2名」となっているが、既に1名は外部監事であることから、監事定数の変更は行わない。

(2)外部理事・外部監事の要件の明記【第21条第5～7項】

外部性の要件を定款上明確に定義する。

◎外部性の要件

【外部理事】

以下の①②を満たすもの（法令要約）

- ① 本会の業務執行理事または職員ではなく、かつ、その就任前10年間本会の業務執行理事または職員であったことがない者
- ② 本会の社員（正会員）ではない者

【外部監事】

以下の①②を満たすもの（法令要約）

- ① 本会の理事または職員ではなく、かつ、その就任前10年間、本会の理事または職員であったことがない者
- ② 本会の社員（正会員）ではない者

【共通：特別利害関係者】

理事・監事の相互関係において、以下のいずれかの関係にある者（法令要約）

- ① 配偶者（事実婚含む）
- ② 三親等内の親族
- ③ 当該理事の使用人その他、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第4条各号で定める者

※参考 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令抜粋

(理事と特別の関係がある者)

第四条 改正法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの

二 当該理事の使用人

三 第二号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

四 第二号に掲げる配偶者

五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

■定款細則改正内容

(1) 理事の構成に外部理事を明記【第4条第1項】

これまでは、「会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事のうち、3名を職能担当理事、9名を地区担当理事、1名を准看護師理事」とするとされていた理事の構成に「1名を外部理事とする」と追記する。

(2) 外部理事・監事の選出方法について【第21条】

外部理事・監事は正会員（看護職）以外から選出する旨を明記する。

※詳細は定款及び定款細則の新旧対照表参照。

■定款新旧対照表

改正（案）	現行	説明
第1～20条（略） （役員の設置） 第21条 本会に次の役員を置く。 （1）理事 18名以上 20 名以内 （2）監事 2名 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常任理事とする。 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 4 監事は、業務運営に精通した者、会計制度に精通した者それぞれ1名とする。 5 各理事について、各監事と認定法第5条第12号に規定する特別利害関係を有しないものとする。 6 理事のうち、1名を外部理事とし、外部理事は次の全てを満たす者とする。 （1）本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業	第1～20条（略） （役員の設置） 第21条 本会に次の役員を置く。 （1）理事 18名以上19名以内 （2）監事 2名 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常任理事とする。 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 4 監事は、業務運営に精通した者、会計制度に精通した者それぞれ1名とする。	外部理事 1名追加となるため、理事の定数を18以上20名以内に変更。 外部性の要件を定款上明確に定義する。

務執行理事又は使用人であつたことがない者 (2) 本会の正会員ではない者 7 監事のうち、1名を外部監事とし、外部監事は次の全てを満たす者とする。 (1) 本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者 (2) 本会の正会員ではない者 第22～60条 及び附則1～7 (略) 附 則 1 令和5年6月16日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設 附 則 1 令和7年6月20日に改正(同日から施行)し、第21～22条については令和8年度改選役員の選出に係る事項についてから適用する。	第22～60条 及び附則1～7 (略) 附 則 1 令和5年6月16日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設	
--	--	--

■定款細則新旧対照表

改正（案）	現行	説明
第1条～13条（略） （理事の構成） 第14条 会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事のうち、3名を職能担当理事、9名を地区担当理事、1名を准看護師理事、1名を外部理事とする。 2 職能担当理事は、保健師職能、助産師職能及び看護師職能それぞれ1名とする。 3 地区担当理事は、別表に掲げる地区からそれぞれ1名とする。 第15～20条（略） （役員の選出） 第21条 理事及び監事（監事のうち1名を除く。）は、総会において正会員（定款第21条に規定する外部理事及び外部監事を除く。）の中から正会員が選出する。	第1条～13条（略） （理事の構成） 第14条 会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事のうち、3名を職能担当理事、9名を地区担当理事、1名を准看護師理事とする。 2 職能担当理事は、保健師職能、助産師職能及び看護師職能それぞれ1名とする。 3 地区担当理事は、別表に掲げる地区からそれぞれ1名とする。 第15～20条（略） （役員の選出） 第21条 理事及び監事（監事のうち1名を除く。）は、総会において正会員の中から正会員が選出する。	理事の構成に外部理事を明記する。 外部理事・監事は正会員（看護職）以外から選出する旨を明記する

第 22～38 条 及び附則の一部(略) 附 則 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 <u>1 この細則は、令和 7 年 6 月 20 日に改正（同日から施行）し、第 21 条については令和 8 年度改選役員の選出に係る事項についてから適用する。</u>	第 22～38 条 及び附則の一部(略) 附 則 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	
--	---	--

報 告 事 項 1

令和 6 年度事業報告

※事業内容の【重】は重点事業、【新】は新規事業

1 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）

事業項目	実 績
1) 新人看護教育に関する事業	
(1) 新人看護職員卒後臨床研修	
①多施設合同研修	・ 7 研修 8 日間 延 752 名
②新人助産師多施設研修	・ 1 研修 5 日間 延 98 名
③新人看護職員研修責任者研修	・ 1 研修 3 日間 延 45 名
④新人看護職員指導者研修	
・ 教育担当者研修	・ 1 研修 3 日間 延 103 名
・ 実地指導者研修	・ 1 研修 4 日間 延 195 名
2) 継続教育に関する事業	
(1) 継続教育研修	
①新入看護職員研修	・ オンデマンド視聴回数 584 回
②ブラッシュアップ教育研修	
a) 皮膚・排泄ケア	・ 1 研修 4 日間 延 498 名
ストーマケア	・ 1 研修 1 日間 延 55 名
b) 感染看護（基礎編）	・ 2 研修 2 日間 延 260 名
感染管理（実践編）	・ 1 研修 2 日間 延 195 名
c) 救急看護【重 1-1】	・ 2 研修 1 日間 延 252 名
d) 看護研究Ⅰ	・ 1 研修 1 日間 30 名
看護研究Ⅱ	・ 1 研修 2 日間 延 30 名
看護研究Ⅲ	・ 1 研修 1 日間 20 名
看護研究Ⅳ	・ 1 研修 2 日間 延 6 名
e) 摂食・嚥下	・ 1 研修 2 日間 延 101 名
f) 患者・家族との今どきトラブル対応法	・ 1 研修 1 日間 延 555 名
g) 慢性疾患看護	・ 1 研修 1 日間 延 587 名
h) 高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援	・ 1 研修 1 日間 延 543 名
i) がん看護	・ 1 研修 1 日間 延 555 名
j) 看護職の為のストレスマネジメント	・ 1 研修 1 日間 延 40 名
メンタルヘルスケア	・ 1 研修 1 日間 延 581 名
k) アドバンス・ケア・プランニング	・ 1 研修 1 日間 延 625 名
シェアドキュメンテーションメイキング	・ 1 研修 1 日間 延 559 名
l) 看取りの看護	・ 1 研修 1 日間 延 584 名
m) いまこそ学ぼう！看護師と法の関係	・ 1 研修 1 日間 延 547 名
n) 多職種連携で関わる入退院支援	・ 1 研修 1 日間 延 604 名
o) 論理的なレポート・論文・看護記録の書き方【重 1-1】	・ 1 研修 1 日間 延 632 名
看護記録の質向上と監査	・ 1 研修 1 日間 延 641 名
p) 高齢者のエンド・オブ・ライフを支える包括的研修【重 1-1】	・ 1 研修 2 日間 延 72 名
r) 教育（看護）ファシリテーション研修【重 1-1】	・ 1 研修 1 日間 延 575 名
s) 看護管理者のためのデータ管理と活用術	・ 1 研修 1 日間 延 539 名
t) 看護管理者導入講座 リーダーシップ研修【重 1-1】	・ 2 研修 1 日間 延 625 名

u) 看護倫理・理論・ケアリング【重 1-1】 人生を豊かにする人間学	・ 1 研修 1 日間 70 名 ・ 1 研修 1 日間 596 名
v) 特定行為研修修了者のスキルアップ研修 ー臨床判断力を高める特定行為ー【重 1-4】	・ 1 研修 1 日間 7 名
w) 特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み ー看護管理者に求められるサポートー【重 1-4】	・ 1 研修 7 名
x) ポケットエコー入門講座	・ 3 研修 1 日間 延 45 名
y) 訪問看護連携研修	・ 応募者数：9 名 受講者数：8 名 修了者数：8 名 6/21、6/28、7/10：集合研修 2 日間実習 10/1：総合演習
z) 2024 年度ジェネラリスト育成 プログラム【再掲】	・ 10 研修 10 日間 延 287 名
aa) VOD（オンデマンド）セット配信【再掲】	・ 15 研修 推定 7,962 名
(2) 資格認定教育研修【重 1-3】	
①ファーストレベル研修	・ 1 研修 22 日間 1 回 80 名
②セカンドレベル研修	・ 1 研修 36 日間 1 回 35 名
③サードレベル研修	・ 1 研修 36 日間 1 回 13 名
④認定看護管理者フォローアップ研修	
a) ファーストレベル	・ 1 研修 1 日間 53 名
b) セカンドレベル	・ 1 研修 1 日間 24 名
c) サードレベル	・ 1 研修 2 日間 延 24 名
(3) その他資格研修	
①実習指導者講習会	・ 1 研修 17 日間 延 1,731 名
②実習指導者講習会（特定分野） 実習指導者運営部会	・ 1 研修 7 日間 延 162 名 ・ 委員 8 名 運営部会 3 回予定 ○7/12 出席 7 名 ・ 実習指導者講習会の受講生背景・実施要項・カリキュラム等について ・ 実習指導者講習会の修了評価について ・ 年間スケジュールについて ○9/19 出席 5 名 ・ 実習指導者講習会の進捗状況について ・ 実習指導者講習会の修了について ・ 実習指導者講習会（特定分野）の応募状況について ○12/15 出席 7 名 ・ 実習指導者講習会の報告について ・ 実習指導者講習会（特定分野）の修了について ・ 次年度の科目修了レポートの評価方法について ・ 次年度の実習指導者講習会の研修形態について
③実習指導者講習会フォローアップ研修	・ 1 研修 1 日間 39 名
④茨城県看護職員認知症対応力向上研修	・ 2 研修 6 日間 延 848 名
⑤認知症高齢者の看護実践に必要な知識	・ 1 研修 2 日間 延 129 名
⑥精神科訪問看護基本療養費算定要件研修会	・ 1 研修 4 日間 延 72 名
⑦医療安全管理者養成研修	・ 1 研修 1 日間 54 名
⑧医療安全管理者養成研修フォローアップ講座	・ 1 研修 2 日間 34 名

⑨災害支援ナース養成研修【新】	【資料 6】 ・ 2 研修 4 日間 78 名
3) 介護施設・在宅ケアの支援に関する事業【重 3-2】	
(1) 訪問看護支援事業	
①訪問看護推進協議会の開催	【資料 20】
②訪問看護入門プログラム	【資料 20】
③訪問看護師養成講習会	【資料 20】
④訪問看護ステーション管理者研修 訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修	【資料 20】
⑤訪問看護師指導者研修	【資料 20】
⑥訪問看護専門分野研修	【資料 20】
⑦訪問看護連携研修（再掲）	（再掲）
(2) 高齢者の権利擁護に関する教育研修	
①看護実務者研修	・ 1 研修 2 日間 延 140 名
4) 看護研究の充実に関する事業	
(1) 茨城県看護研究学会	・ 参加者数：356 名・一般演題数：28 第（演題取り下げ 2 題含む）（口演 14 題・示説 14 題）
5) 看護の質の保証の推進に関する事業	
(1) 委員会活動・地区活動による看護の質の保証	
①職能委員会活動	
a) 保健師職能委員会	【資料 2】
b) 助産師職能委員会	【資料 3】
c) 看護師職能委員会 I	【資料 4】
d) 看護師職能委員会 II	【資料 5】
②常任委員会活動	
a) 看護労働改善事業委員会	【資料 6】
b) 教育委員会	【資料 6】
c) 業務委員会	【資料 6】
d) 広報委員会	【資料 6】
e) 学会委員会	【資料 6】
f) 認定看護管理者教育運営委員会	【資料 6】
g) 医療・看護安全対策推進委員会	【資料 6】
h) 災害看護委員会	【資料 6】
③特別委員会活動	
a) 倫理審査委員会	・ 審査申請依頼なし
④地区活動	
a) 地区	【資料 7】
・ 水戸地区	
・ 日立地区	【資料 7】
・ 常陸太田・ひたちなか地区	【資料 7】
・ 鹿行地区	【資料 7】
・ 土浦地区	【資料 7】
・ つくば地区	【資料 7】
・ 取手・竜ヶ崎地区	【資料 7】
・ 筑西・下妻地区	【資料 7】
・ 古河・坂東地区	【資料 7】
⑤委員会企画研修	
a) 保健師職能委員会企画研修	
・ 管理期のマネジメント	・ 1 研修 1 日間 5 名
・ 災害支援の準備と実際	・ 1 研修 1 日間 5 名

b) 助産師職能委員会企画研修	
・女性の健康支援（更年期）	・1 研修 1 日間 32 名
・女性の健康支援 （思春期教育、メンタルヘルスケア）	・1 研修 1 日間 27 名
・今さら聞けない母乳育児支援	・1 研修 1 日間 24 名
c) 看護師職能委員会Ⅰ企画研修	
・外来における在宅療養支援能力向上のための研修	・1 研修 1 日間 18 名
d) 看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修	
・看看連携～集まって話して、未来を拓く	・1 研修 1 日間 40 名
・「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」の活用推進に向けた情報交換会	・1 研修 1 日間 延 35 名
e) 看護師職能委員会Ⅱ企画研修	
・施設・在宅での看取りにおける意思決定支援について	・1 研修 1 日間 延 65 名
f) 災害看護委員会企画研修（再掲）	
(2) 医療・看護安全対策の推進	
①医療事故調査制度支援団体活動	
(3) 看護基礎教育機関等との連携【重 1-2】	
①魅力ある看護教育 ―看護師となる学生を 応援する教育のやりがいに焦点をあてて―	・1 研修 1 日間 36 名
②行政・教育機関との意見交換	
③実習生受け入れ（訪問看護・看多機）	【土浦】72 日間 49 名 【鹿嶋】58 日間 32 名 【絆】 33 日間 17 名
(4) 准看護師の資質向上のための支援	・1 研修 1 日間 19 名
(5) 茨城県看護協会中期教育研修計画策定【新】	
6) 図書室サービスの充実に関する事業	
(1) 図書サービスの充実	・利用者 34 名 ・貸出図書 38 冊 ・受入図書 39 冊 ・蔵書数 8,078 冊 ・雑誌 12 誌 ・メディカルオンライン：17 名 ダウンロード数：3 件

2 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業）

事業内容	実績
1) 看護職の就業支援に関する事業	
(1) ナースセンター事業 【重 2-3】	
①無料職業紹介・就業相談	【資料 17】 ・相談員 1～2 名/日配置 （就業相談員 計 7 名）
a) 就業斡旋	
b) 就業相談	
c) 看護職員確保及び職場相談	
d) NCCS システムによる支援及びデータ分析	
e) 求人・求職実態調査	
f) 看護相談員会議の開催	・7/25 オリエンテーション 3 名 ・10/21 就業相談員会議 8 名
g) ナースセンター機能強化 ・多様なキャリア支援に対応する 相談体制	【資料 17】

h) いばらき県央地域連携中枢都市圏 看護師等確保事業（水戸市委託事業）	【資料 17】
②中央ナースセンターとの連携	・5/21 ナースセンター事業担当者会議 5名 ・6/1～7/21 ナースセンター事業実施状況に関する情報収集 ・ナースセンター事業担当者情報交換会（全4回） 7/10 3名、9/4 1名、11/28 2名、1/15 3名 ・7/18 看護労働担当者会議 1名 ・9/18 NuPS との連携説明会 2名 ・11/7 都道府県看護協会広報担当役員会議 1名 ・11/8 NuPS 説明会 2名 ・11/27 看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト／シェア全国セミナー 2名 ・看護補助者の確保・定着推進事業（日看協委託事業）【資料 17】 ・地域に必要な看護職確保推進事業（日看協委託事業）【資料 17】
③ナースセンター事業の広報強化 ・ナースセンターホームページの活用 ・SNS の活用 （Instagram、X、Facebook 等） ・ナースセンターだよりの発行 ・「はびなちゃん」の活用 ・ナースセンターオリジナルグッズの作成 ・ラッピングバス ・デジタルサイネージ	・アクセス数 13,280 回、ユーザー数 16,002 件 ・投稿数 Instagram 149 件、X 43 件、Facebook 43 件 ・年 2 回発行（147 号、148 号） ・貸出 7 件 ・ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、付箋、マスク、クリアファイル、不織布バッグ、フリクションペン、絆創膏、カレンダー ・運行エリア：水戸市内、茨城町、大洗町、城里町、内原町、常陸大宮市内 ・運行期間：4/1～10/1 ※契約満了のため終了 ・場所：J R 水戸駅改札口前 ・掲載内容：ナースセンター相談事業、地域ナース、届出制度、看護の祭典、再就業支援研修、合同進学就職説明会 等 ・～R7年2月 契約終了
④ナースセンター運営委員会の開催	・4/19 委員 5 名、オブザーバー 2 名、事務局 3 名 ・2/28 委員 7 名、オブザーバー 2 名、事務局 3 名
⑤ナースセンター職員の質の向上	・6/1 クレーム電話対応オンラインセミナー 1 名 ・8/1 職業紹介責任者講習 1 名
(2) 再就業支援事業	【資料 17】
①再就業支援研修	
②再就業支援研修 フォローアップ支援研修	
③看護職のセカンドキャリア支援 ・セカンドキャリア研修 ・プラチナナース活用【新】	
⑤基本的看護技術再研修 （輸液・採血コーナーの活用）	
(3) 魅力ある職場づくり支援事業	【資料 17】
①定着促進コーディネーター派遣事業	
②管理者等研修	

(4) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）の実現に向けた支援【重 2-1】 ①健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）普及のための研修 ②定着コーディネーターの活用推進 ③茨城県医療勤務環境改善支援センターとの連携	【資料 17】
(5) タスクシフト／タスクシェアの理解と促進【重 2-2】 ①働き方改革について周知 ②地域で働く看護職への支援 ・医療的ケア児の生活支援に関わる看護職への支援 ③看護補助業務の周知 ・ハローワーク、福祉人材センターとの連携 ④看護補助者研修	(再掲) ・管理者等研修 9/5 チーム医療における看護のタスクシフト・タスクシェア 35 名受講 ・オンデマンド 9/2～10/30 69 名受講 ・演習 10/31 31 名受講 【資料 17】 【資料 17】
(6) 看護職員就業相談員派遣面接事業	【資料 17】
①ハローワークとの連携強化	
(7) 看護師等届出制度普及事業	【資料 17】
(8) 地域就業支援事業【重 2-3】	【資料 17】
2) 看護人材養成啓発に関する事業	【資料 17】
(1) 看護人材養成啓発	
①一日看護体験事業	
②高等学校進路指導担当者会議	
③看護の出前授業事業	
④いばらき看護職合同進学・就職説明会事業	
⑤その他 多団体・機関との連携	(再掲) ・いばらき県央地域連携中枢都市圏看護師等確保事業 11/16～17 水戸市産業祭 175 名
3) 看護人材養成啓発に関する事業	【資料 21】
(1) 助産師活用推進事業の拡大	

3 看護業務の調査委研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業（公益目的事業）

事業内容	実 績
1) 看護業務の調査研究・情報収集に関する事業	
(1) 看護業務の調査研究・情報収集【重 3-3】【重 4-3】	【資料 14】 【資料 15】
2) 看護制度の改善への提言に関する事業	【資料 16】
(1) 茨城県・関係団体等への要望活動【重 4-3】	・ 7/16 いばらき自民党へ要望提出 ・ 12/2 茨城県へ要望提出
(2) 茨城県・関係団体等との意見交換【重 4-3】	・ 8/26 政務調査会保健福祉医療部会「県政要望懇談会出席 2 名

4 健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業（公益目的事業）

事業内容	実 績
1) 健康相談・啓発等の事業	
(1) まちの保健室事業【重 3-1】	・ なんでも健康相談の開設(月・水・木 9:30～16:30)

	・健康チェック等 206 件、電話 36 件、面談 33 件 ・シルバーリハビリ体操健康講話 9 回 参加 149 人 ・シルバーリハビリ出前講座 14 ヲ所 参加 282 人 ・ウィメンズヘルスカフェ 3 回 74 名 ・健康教育 4 回 49 名参加 ・フレイル予防：日本列島縦断の旅 YY バーチャルウォーキング 70 名、お手玉選手権 30 名 ・一般市民による作品展示 5 回 延 341 名来所 ・ワークショップ 4 回 48 名参加 ・認知症カフェ 136 名 ・広報：まちの保健室ニュースの発行・市民センター掲示・ミニコミ誌・新聞掲載等																																							
(2) 母子保健に関する事業	【資料 18】																																							
①母子保健センター運営事業																																								
a) 発達相談事業																																								
b) 発達障害児の早期発見・発達支援推進研修																																								
c) 市町村への巡回相談の実施																																								
(3) ナースボランティア事業																																								
2) 地域包括ケアシステム推進事業																																								
(1) 一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会との連携【重 3-1・重 3-2】	・「訪問看護総合支援センター」開設に向けて茨城県訪問看護事業協議会と検討会議（1/17）開催																																							
3) がん対策推進強化事業																																								
(1) いばらきがん患者トータルサポート事業	【資料 19】 ・相談実績 4 月～3 月末 電話 1212 件 メール 45 件 面談 49 件 合計 1,306 件 <table><tr><th>月</th><th>開設日</th><th>件数</th></tr><tr><td>4</td><td>21 日</td><td>127 件</td></tr><tr><td>5</td><td>22 日</td><td>140 件</td></tr><tr><td>6</td><td>20 日</td><td>86 件</td></tr><tr><td>7</td><td>22 日</td><td>123 件</td></tr><tr><td>8</td><td>17 日</td><td>127 件</td></tr><tr><td>9</td><td>20 日</td><td>105 件</td></tr><tr><td>10</td><td>22 日</td><td>107 件</td></tr><tr><td>11</td><td>20 日</td><td>115 件</td></tr><tr><td>12</td><td>20 日</td><td>99 件</td></tr><tr><td>1</td><td>19 日</td><td>106 件</td></tr><tr><td>2</td><td>18 日</td><td>98 件</td></tr><tr><td>3</td><td>20 日</td><td>109 件</td></tr></table> ・共同勉強会 7/24「乳がんと遺伝性乳がん卵巣がん症候群」36 名 11/27「がん遺伝子パネル検査について」20 名 2/25「在宅における緩和ケア」26 名 ・運営委員会 10/28・3/18 開催 ・広報活動 県ツイッター掲載・ラジオ 5 月相談室・助成事業広報 関係機関リーフレット送付 3,041 ヲ所 9 月がん征圧月間 新聞広告 3 社 11 月～3 月新聞 2 社・情報誌 1 社にて隔月 2 回広告 11/6「いば 6」広報 医療機関へ説明会実施 9 ヲ所 194 名	月	開設日	件数	4	21 日	127 件	5	22 日	140 件	6	20 日	86 件	7	22 日	123 件	8	17 日	127 件	9	20 日	105 件	10	22 日	107 件	11	20 日	115 件	12	20 日	99 件	1	19 日	106 件	2	18 日	98 件	3	20 日	109 件
月	開設日	件数																																						
4	21 日	127 件																																						
5	22 日	140 件																																						
6	20 日	86 件																																						
7	22 日	123 件																																						
8	17 日	127 件																																						
9	20 日	105 件																																						
10	22 日	107 件																																						
11	20 日	115 件																																						
12	20 日	99 件																																						
1	19 日	106 件																																						
2	18 日	98 件																																						
3	20 日	109 件																																						

	市町村訪問広報 9 市町村 8/18・3/9 「大切な人を亡くした家族の会」参加 10/6 ピンクリボン千波湖・ひたちなか参加 ・補助金申請状況 社会参加 919 件 若年患者 3 件 妊孕性温存 34 件 温存後生殖補助 9 件
4) 広報啓発に関する事業	
(1) 看護いばらき発行	・年 4 回発行
(2) 県民への広報強化	
①ホームページ運営	・アクセス件数 64,752 件
5) 「看護の心」普及啓発事業	【資料 17】
(1) 看護の祭典 「看護の日、看護週間」記念事業（県との共催）	
6) 災害時の看護支援活動に関する事業	
(1) 災害看護支援体制の充実	
①災害支援ナース登録の推進	【資料 6】 ※再掲 災害支援ナース養成研修 ・2 研修 4 日間 78 名
②茨城県総合防災訓練への参加 ・茨城県との災害支援協定の運用	
③水戸市との災害支援協定の運用	・令和 3 年 6 月 30 日 協定締結
④ J M A T 茨城研修会への参画	・実施無し
⑤日本看護協会との災害支援ナース派遣調整 合同訓練	・1 研修 2 日間（1/28～29）
⑥災害パンデミック等に対する支援体制の強化【重 4-4】	①メーリングリスト作成について 9 地区中 あり 6 地区、なし 3 地区 ②災害看護委員会参照 ※再掲

5 地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営（公益目的事業）

事業内容	実績
1) 訪問看護サポートセンター事業	
(1) 県央訪問看護サポートセンター事業	・相談件数 45 件
(2) 県南訪問看護サポートセンター事業	・相談件数 75 件
2) 訪問看護ステーション等の設置及び運営に関する事業	
(1) 土浦訪問看護ステーション運営事業	【資料 22】
①訪問看護事業	①訪問看護実利用者人数 1,674 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン 作成件数 372 名
(2) 鹿嶋訪問看護ステーション運営事業	【資料 23】
①訪問看護事業	①訪問看護実利用者人数 1,148 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン 作成件数 1,330 名
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 ・訪問看護ステーション 絆運営事業	【資料 24】【資料 25】
①訪問看護ステーション 絆	①訪問看護実利用者人数 429 名
②居宅介護支援事業	②居宅介護支援ケアプラン 作成件数 381 名
③看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆	③看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆
(4) 難病患者レスパイト支援事業	・協会立 3 事業所において難病患者レスパイト支援

	事業実施
--	------

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業（法人管理事業）

事業内容	実 績
1)円滑な組織運営	
(1) 総会	
①通常総会	・6/14 ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホール ・会員総数 14,698 名（6/10 現在会員数） ・出席会員数 235 名、委任状 11,466 名 ・役員数 21 名、合計 11,722 名 ・提出議題 4 題
②職能集会	・6/28 3 職能合同集会 ・対面+オンライン（zoom）ハイブリッド開催 ・会場 11 名、オンライン 148 名 各職能関係者 29 名
(2) 理事会	
①理事会	・8 回
②常務理事会	・2 回
(3) その他諸会議	
①常任委員会委員長会議	・1 回
②推薦委員会	・3 回
③選挙管理委員会	・1 回
④新理事オリエンテーション	・1 回
(4) 職員福利厚生	
①福利厚生事業	
②職員研修事業	・9 研修
(5) 協会内防災対策の整備	・「消火訓練・避難訓練」全館職員
(6) 教育環境の整備・拡充	・次年度から年間使用料値上げ予定
(7) 諸費	・愛の募金など
2)会員に対する福利厚生等事業	
(1) 福利厚生事業	
①会員に対する情報提供及び意見収集体制の充実	・「地区意見交換会」1 回 会場 5 名+オンライン 99 名 合計 104 名
②会員相互の親睦の促進	・新年の集い中止
③会員及び当協会関係者に対する慶弔見舞	・弔慰金 2 名
④茨城県看護協会会長表彰等事業	・「知事表彰」11 名 ・「看護協会会長表彰」59 名 ・「名誉会員」3 名
(2) 看護職賠償責任保険制度の加入促進・相談事業	・入会案内に賠償申込用 2 次元コード付きチラシ同封・WEB 手続き案内
①医療安全・医療事故に係る相談対応	
②医療安全に係る情報提供等、医療事故予防啓発活動	
③看護職賠償保険制度への対応	
(3) 新会員情報管理体制の普及啓発	・入会・再入会希望者に日看協発行シオリ等を同封
3) 組織力強化	
(1) 会員の入会率 50%以上の保持【重 4-1】	
①看護学生に向けた看護協会事業の PR	①看護師養成施設への訪問（14/28 件）
②非会員施設への訪問	②会長・専務理事・地区理事による施設への訪問 ・施設訪問 24 施設
③退職後の入会継続の推進	③名誉会員（3 名）
④会員特典	④賛助会員制度 PR 及び会員特典の展開 ・賛助会員 22 団体・6 個人【参考資料 8・9】
(2) 看護政策を推進するための組織基盤の強化【重 4-3】	

①委員会活性化 ②医療関連団体等との看護政策の調査・検討 ③看護教員に関する政策の調査・検討【新】 ④地区会員のネットワークの構築	①7/31 常任委員長会議※再掲 ③いばらき自民党・茨城県への要望提出 ④公式 LINE 開設
4) 日本看護協会等との連携	
(1) 諸会議への参加	
①総会・職能別交流会	・6/6 通常総会 ・6/7 全国職能交流集会
②理事会	・6 回
③法人会員会（中央）	・5 回
④代議員及び予備代議員研修会	・5/17 30 名
⑤全国職能委員長会	・2 回
⑥地区別法人会員会・地区別職能委員長会	・1 回（埼玉県）
⑦都道府県看護協会政策責任者会議	・1 回 2 名
⑧都道府県看護協会看護労働担当者会議	・1 回 1 名
⑨都道府県看護協会事務担当者会議	
⑩会員情報管理情報交換会	・1 回
⑪都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議	・1 回 2 名（WEB）
⑫全国准看護師制度担当役員会議	
⑬ナースセンター事業担当者会議	・1 回 5 名
⑭ナースセンター相談員研修	・実施無し
⑮都道府県看護協会教育担当者会議	・1 回 1 名
⑯都道府県看護協会広報担当役員会議	・1 回 2 名（WEB）
⑰医療安全推進会議	・1 回 1 名
⑱都道府県看護協会災害看護担当者会議	・1 回 3 名
⑲災害支援ナース派遣調整合同訓練	・1 回（2 日間）
(2) 会員登録に関する業務	
(3) その他 ・准看護師養成停止にむけた県協会との協働した活動報告関連	・意見交換会 3 回
5) 施設の貸与に関する事業	
(1) 茨城県保健衛生会館貸与事業	・医療連携 4 団体に事務室当として賃貸
(2) 「看護研修センター」研修室の貸与 ※一部無料貸し出し時の水道光熱費徴収を開始	・日本看護協会 2 回 ・茨城県看護連盟 32 回 ・茨城県栄養士会 13 回 ・茨城県理学療法士連盟 2 回 ・リハビリテーションケア学会 5 回 ・茨城県精神病院協会 1 回 ・茨城県理学療法士会 10 回 ・訪問看護事業協議会 6 回 ・NPO 法人ともに歩む認知症の会 12 回 ・いきいきヘルス体操 16 回 ・ひと・まちねっとわーく 42 回

令和6年度 事業方針・重点事業 事業報告（4月～3月）

重点政策：

- 1 専門職としてのキャリア継続の支援と
生涯学習の推進
- 2 看護職の働き方改革の推進
- 3 地域における看護提供体制の強化
- 4 組織基盤の強化

1

重点事業：

1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

- 1) 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
- 2) 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
- 3) 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

2 看護職の働き方改革の推進

- 1) 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
- 2) タスクシフト／タスクシェアの推進
- 3) 地域における看護職の就業及び復職支援

3 地域における看護提供体制の強化

- 1) 住み慣れた地域で暮らすことへの支援
- 2) 在宅医療を担う人材の育成・活用
- 3) 産業領域における保健師等の活躍促進に向けての検討

4 組織基盤の強化

- 1) 入会率50%以上の獲得
- 2) 県内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務効率化
- 3) 看護政策を推進するための組織基盤の強化
- 4) 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

実施内容

1 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1)教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。

2 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

(1)ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催

(2)看護管理実践後のフォローアップ研修

(3)新たな認定看護管理者制度及び認定看護管理者に求められる能力に基づいた各課程のカリキュラムの策定

3 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1)特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催

結果（成果）

1 (1) ジェネラリスト育成プログラムは32名（令和4年度・令和5年度の未修了者5名を含む）が受講し、修了者は28名。オンデマンドセット配信は512名の申込があった。看護職の生涯学習の推進に努める。

2 (1) ファーストレベルは、6/4に開講し、9/4に閉講（修了者79名）。セカンドレベルは、6/11に開講し、10/28に閉講（修了者34名）。サードレベルは、9/12に開講し、12/13に閉講（修了者13名）。
(2) ファーストレベルフォローアップ研修は1/29に開催し53名が受講、セカンドレベルフォローアップ研修は1/8に開催し24名が受講、サードレベルフォローアップ研修は7/3及び7/4に開催し、計24名が受講した。

3 (1) 「特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み」を2/19からオンデマンド配信し、7名が受講している。「特定行為研修修了者のスキルアップ研修」を11/26に開催し、7名が受講した。

2

事業概要

●重点事業とした理由・背景

看護職を取り巻く変化の一つに、地域包括ケアシステムの構築が進み、医療も「病院完結型」から「地域完結型」へ移行している。看護の質の向上を目的とした看護職のキャリアに応じた継続教育に更に取り組んでいく必要がある。新たな社会のニーズに対応できる質の高い看護を提供していくためには、様々な場で勤務する看護職のキャリアアップのための支援を強化することから、本会としては、質の高いジェネラリストの看護師の育成を図っていく。看護の本質ともいえる「ケアリング」や「看護理論」の看護への適応を目的とした質の高いジェネラリストの看護師を育成するプログラムを評価・修正し、職業キャリアを成熟させる支援が重要である。

また、特定行為に係る研修制度は2015年に開始したが、各施設で、その人材を活かしきれていない状況がある。特定行為研修修了者が自身の能力を発揮し、自組織において役割を遂行できるように自組織の環境を整え、特定行為研修終了後の継続学習の支援と知識・技術・態度のブラッシュアップのための支援を継続して行う必要がある。

看護管理者については、コロナ禍においてもオンラインを活用し、受講者の教育効果が下がらないように工夫しながら全課程を修了している。引き続き、多様なヘルスケアニーズを持つ個人・家族・地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供できるよう、認定看護管理者の育成に努める。また、看護管理者は課題解決のため幅広い研修へのニーズに対応する認定看護管理者教育課程の教育内容を補完する多くの研修の企画が必要である。

●実施内容

1) 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1) 教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）につながる支援をする。

2) 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

(1) ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催

(2) 看護管理実践後のフォローアップ研修

(3) 新たな認定看護管理者制度及び認定看護管理者に求められる能力に基づいた各課程のカリキュラムの策定

3) 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1) 特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催

2 看護職の働き方改革の推進

実 施 内 容

1 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援

- (1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
- (2)定着促進コーディネーターの活用推進

2 タスクシフト/タスクシェアの推進

- (1)働き方改革についての状況把握
- (2)看護補助業務の周知 ①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
- (3)看護補助者研修 ①日本看護協会からのDVD研修 ②200床以下の施設対象への研修

3 地域における看護職の就業及び復職支援

- (1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
 - ①求人施設訪問によるマッチング強化
 - ②職業紹介責任者講習による相談員質の向上
- (2)人生100年時代のキャリアプラン支援 ①45歳以上の看護職を対象としたセカンドキャリア研修
- (3)潜在看護師の就業支援 ①未就業看護職への復職支援・相談
- (4)将来の看護職確保に向けた取り組み ①若年層に看護の出前授業と相談

結果（成果）

- 1 (1) 管理者等研修「看護職のためのストレスリダクション」(6/25 23名)
 (2) ・施設訪問及び相談窓口（施設訪問27件17施設、相談21件） ・管理者等研修（5研修 185名） ・出前講座（4件・1件感染症中止）
- 2 (1) ・施設訪問（27件17施設） ・ホームページやSNS（Instagram、X、Facebook）、リーフレット配布による情報提供
 ・看護業務効率化推進事例アワードの周知
 (2) ハローワーク協働 看護補助者を希望する求職者を対象としたお仕事体験会（12/13 16名）
 (3) ①管理者等研修「看護補助者の活用推進のための研修」（県央：5/31 48名 県南：6/4 53名）
 ②看護補助者質の向上研修（11/21 40名）※看護補助者のみ
- 3 (1) ①施設訪問（50件） ②責任者講習（8/1 1名）
 (2) セカンドキャリア支援研修（12/3 13名）
 (3) ・再就業支援研修（県南：講義9/3～6 12名・実習10/9/14 9名 県西：講義10/1～4 4名・実習10/10/12 5名
 県央：講義10/15～18 15名・実習10/26 11名） 結果：県南地区 12名中6名、県央地区15名中8名 再就業
 ・実務研修 7名
 ・輸液採血演習（R6年度再就業率20.0% 実施人数10名）
 (4) 進路指導担当者会議 4/5 参加：62校63名 ①看護の出前授業 ・実施26校 3,680名（高校12校、中学8校、小学6校）

事業概要

●重点事業とした理由・背景

少子高齢化社会により労働力人口が減少する中、看護職として就労する者を一定程度確保する必要がある。そのためには就労中の看護職及び定年後の看護職が働き続けられる職場の開拓と支援、さらに看護職を目指そうとする中高生への職業紹介等の周知活動に取り組む。

令和6年4月には医師の時間外労働の上限規制を受け、医療機関においてタスクシフト/タスクシェアの動きが加速する。看護職の業務負担が大きくなりすぎないように対策が求められており、その一つとしてかねてから看護補助者へのタスクシフト/タスクシェアに取り組んできた。しかし、看護の現場は看護補助者不足のため、本来の看護業務と周辺業務（清掃、片付け等）を担っている現状がある。今後は看護職と看護補助者が協働して看護を提供できるような研修を計画していく。また、ハローワークと協働して一般の方に看護補助者の仕事を周知していく。

●実施内容

- 1) 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
 - (1) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
 - (2) 定着促進コーディネーターの活用推進
- 2) タスクシフト/タスクシェアの推進
 - (1) 働き方改革についての状況把握
 - (2) 看護補助業務の周知
 - ①ハローワーク・福祉人材センターとの連携
 - (3) 看護補助者研修
 - ①日本看護協会からのDVD研修
 - ②200床以下の施設対象への研修
- 3) 地域における看護職の就業及び復職支援
 - (1) ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
 - ①求人施設訪問によるマッチング強化
 - ②職業紹介責任者講習による相談員質の向上
 - (2) 人生100年時代のキャリアプラン支援
 - ①45歳以上の看護職を対象としたセカンドキャリア研修
 - (3) 潜在看護師の就業支援
 - ①未就業看護職への復職支援・相談
 - (4) 将来の看護職確保に向けた取り組み
 - ①若年層に看護の出前授業と相談

3 地域における看護提供体制の強化

実施内容

1 住み慣れた地域で暮らすことへの支援

(1) ウィメンズヘルスケアの推進

ウィメンズヘルスカフェの開催

(思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせての看護職からの助言、語り場の提供)

2 在宅医療を担う人材の育成・活用

(1) 訪問看護支援事業の継続と活用

(2) 専門家活用の推進(政策要望・広報活動)

(3) 外来における在宅療養支援能力向上

3 産業領域における保健師等の活躍促進に向けての検討

結果(成果)

1 (1) 今年度のウィメンズヘルスカフェは、更年期をテーマとして全3回(城里町・水戸市・笠間市の3会場で開催)開催。女性ホルモン、薬、乳がん、尿漏れ、栄養、薬膳料理実習等について、助産師、看護師(認定)、薬剤師、栄養士の資格を持った講師の方に講義をしていただき、3日間で延べ74名の参加。

東海村より「『ウィメンズヘルスカフェ』を来年度開催したい」と申し出があり、助産師職能委員会・保健師職能委員会を中心に開催に向けたアドバイス等を行っていく予定である。

2 (1) 訪問看護支援事業(県委託)の研修は、訪問看護を始める方から管理者まで10項目の研修を実施しており、令和6年度は99名の方が受講申し込みをしている。定員に満たない研修が多いことから(特に小規模のステーションからの受講者が少ない)、県内訪問看護ステーション管理者に自ステーションのスタッフのスキルアップについての実態調査(回答117/309事業所)を行ったところ、地域性や規模の大小ではなく、管理者の考え方により大きく左右されることがわかった。この結果をふまえ、次年度には訪問看護事業所の管理者や医療機関の看護部長等に向けて、本事業のPRを強化していく。

(2) 第8次保健医療計画において、特定行為研修を修了した看護師数の目標値は662名であるが、現況値252名である。特定行為研修受講者に対する支援及び特定行為研修修了者への診療報酬上の加算等の要望を積極的に行っていく。

(3) 11/2「外来における在宅療養支援能力向上のための研修」開催

3 (1) 日本看護協会では、令和6年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業として「産業保健に関わる保健師等の活動実態調査」を行った。調査結果をふまえ、保健師職能委員会を中心に茨城県としての取り組みを検討する。

事業概要

●重点事業とした理由・背景

2040年の社会情勢は、生産年齢人口の減少、高齢人口割合の上昇、一人暮らし等の孤立化などが進むと予想される。また、リスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積しており、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められている。

このような社会状況下で、看護職が地域の人々の健康と生活をどのように支えるかという視点で、看護提供体制のあり方をより一層強化していく取り組みが必要となる。地域包括ケアシステムは、すべての人々の生活を地域で支えるものであるとの考えであり、地域包括ケアシステムの推進により人々が疾病や障害を持って暮らすことになってもできるだけ生活の質を維持し、尊厳を持ってその人らしく生活できるよう、引き続き取り組み、また、高齢者だけでなく、子どもを産み育てる人々、子ども、障害のある人々、すべての人々の生活を地域で支援する体制が必要である。

さらに、在院日数が一層短縮され、療養の場が暮らしの場にシフトすることが見込まれる中で、医療機関で活躍する看護職には、暮らしの場での療養が継続可能となるよう体制整備する役割が求められ、また、専門性の高い看護職にあっては、所属する医療機関のみならず、地域の人的資源として活躍することが求められる。

このような現状をふまえ、本会では、地域における保健師、助産師、訪問看護師等在宅医療を担う人材の確保・育成に積極的に取り組むとともに、他職種とも連携しながらその力を十分に発揮していく体制の構築を図っていく。

●実施内容

1) 住み慣れた地域で暮らすことへの支援

(1) ウィメンズヘルスケアの推進

ウィメンズヘルスカフェの開催

(思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせての看護職からの助言、語り場の提供)

2) 在宅医療を担う人材の育成・活用

(1) 訪問看護支援事業の継続と活用

(2) 専門家活用の推進(政策要望・広報活動)

(3) 外来における在宅療養支援能力向上

3) 産業領域における保健師等の活躍促進に向けての検討

4 組織基盤の強化

実施内容

1 入会率50%以上の獲得

- (1)看護学生に向けた看護協会事業のPR
- (2)会員獲得に向け、再入会及び入会継続への勧奨
- (3)会員特典（賛助会員制度PR及び、会員特典の展開）

2 県内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務効率化

- (1)利用者の多様化及び新興感染症等さまざまな危機に対応できる人材育成
- (2)在宅領域における医療DX導入事例等の情報発信

3 看護政策を推進するための組織基盤の強化

- (1)委員会の活性化
- (2)医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
- (3)看護教員に関する調査を踏まえた政策要望への展開
- (4)地区会員のネットワークの構築

4 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

- (1)日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化

結果（成果）

- 1 (1) ナースセンター事業に合わせ、看護学校訪問（2/18～県内養成施設27件中14件に訪問予定看護学生483名に事業説明）
(2) 施設訪問 38施設（うち病院21施設、看護学校16校、関係団体1）
・会費未納入者への案内 8月（698名）11月（474名）2月（377名）文書や電話等で支払への案内を行った。未納入者残：311名
(3) 賛助会員：団体22個人6（R7.3月末）
会員特典：東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム利用券（当選会員200名発送済124名利用）サンクスキャンペーン告知：広報誌10・3月号にて富士祭典との会員特典協定締結（割引各種）実績0件・問い合わせ1件・横水ハウス（賛助会員）からアンケートでクオカードプレゼント
- 2 (1) (2) 県内訪問看護ステーションのそれぞれの特徴（精神・小児・人工呼吸器・機能強化型等）や医療DX導入状況等を本会ホームページに掲載し、情報共有を行い、退院調整や特定行為研修修了者等の専門家の活用につなげる。県内の訪問看護ステーションへアンケート調査（12月）
- 3 (1) 7/31 常任委員長会議開催 委員長6名出席（2名欠席）、役員3名
(2)、(3) 7/16 いばらき自民党へ要望提出、12/2 茨城県へ要望提出
(4) 地区別会員ネットワーク（メーリングリスト構築済6地区）
本会公式LINE11/14運用開始（投稿記事273件、お友達登録276名 3月末日）
- 4 (1) 日本看護協会「災害支援ナース派遣に関する協定書」4月1日協定締結
2024年度災害支援ナース派遣調整合同訓練予定 令和7年1月28日（火）～29日（水） ※本県派遣想定県
茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」11月11日協定締結

事業概要

●重点事業とした理由・背景

業務の効率化や会員入会促進に向けた取り組みは、本会全体を支える組織強化の基盤となるものである。重点政策を着実に円滑な実施をし、看護職への更なる周知を図るとともに、看護学生から組織への認知度を高め、入会促進につなげていく必要がある。

さらに、前年度（令和5年度）創設された「賛助会員制度」により、本会の事業運営に賛同する企業・団体・個人等の賛助会員の支援を得て、本会事業の更なる推進を図っていく。

今般、医療が地域完結型へと移行が進められるなか、地域に根づき、継続的な看護の提供が可能な拠点として、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は有力な場となり得る。一方で病院領域から在宅領域へ流れる看護職は少なく、在宅領域の人材不足は深刻である。引き続き、公益法人として、県内の訪問看護ステーション・看護小規模多機能型居宅介護事業所等の医療DXの導入を推進し、業務の効率化を図るとともに、新興感染症等さまざまな危機に対応できる人材の育成に注力する。

また、看護政策を推進していくうえで、委員会の役割が重要であることから、委員会の横のつながりを強化し、活性化に向けた取り組みをさらに図るとともに、行政や医療関連団体等との連携強化にも取り組んでいく。

昨年度実施した、「このコロナ禍において、オンライン授業への対応、臨地実習調整及び学生のメンタルヘルス対応等、看護教員の業務過多が浮き彫りになってきていることから、看護教員の働き方に関する実態調査、看護師基礎教育4年制に向けた情報共有」の結果を元に政策要望の展開を行う。

災害・パンデミック等に対する支援体制の強化として、災害・パンデミック等発生時に、日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化を図る。

●実施内容

1) 入会率 50% 以上の獲得

- (1) 看護学生に向けた看護協会事業のPR
- (2) 会員獲得に向け、再入会及び入会継続への勧奨
- (3) 会員特典（賛助会員制度PR及び、会員特典の展開）

2) 県内訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務効率化

- (1) 利用者の多様化及び新興感染症等さまざまな危機に対応できる人材育成
- (2) 在宅領域における医療DX導入事例等の情報発信

3) 看護政策を推進するための組織基盤の強化

- (1) 委員会の活性化
- (2) 医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
- (3) 看護教員に関する調査を踏まえた政策要望への展開
- (4) 地区会員のネットワークの構築

4) 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

- (1) 日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化

報 告 事 項 2

令和 7 年度 重点政策・重点事業

高齢者人口がピークになるとされる「2040 年問題」に象徴される本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとする中、地球温暖化も関係するとされる集中豪雨など大規模災害の増加や、新興感染症の流行への対応など新たな課題にも留意しつつ、質の高い医療・介護を効果的、持続的に提供する体制の構築を確実に進めていく必要があります。

茨城県では、2024 年度から 2029 年度までを計画期間とした第 8 次保健医療計画を策定し、「安定して医療を受けるための医療人材の確保」、「行政、県民、医療機関等の協働による医療環境の向上」、「予防医学の推進による生涯にわたる健康づくりの推進」、「少子化・高齢化への対応と誰もが安心して暮らせる環境づくり」の 4 つの重点化の視点を設定し、各項目の施策の展開や推進にあたって横断的かつ重点的に対応することとしています。

本会では、これらの時代状況や県の保健医療計画に基づく施策の展開等を踏まえながら、4 つの重点政策とその実現のための 4 つの重点事業を設定し、具体的には、質の高いジェネラリストナースの育成や認定看護管理者教育の充実、タスクシフト・タスク／シェアの推進とそれに不可欠な看護補助者の育成や特定行為研修修了者の活動促進、ナースセンター相談体制の充実、地域住民の健康支援や在宅医療を担う人材の育成・活用等の事業とともに、災害・パンデミック等に対する支援体制の強化、施設訪問や広報活動強化による会員の確保・定着のための取り組みも積極的に進めます。

また、引き続き、県、市町村、日本看護協会、医療機関や関係団体等と連携を図りながら、看護職の皆様により主体的にご参画いただき、効率的、効果的な事業を行うよう努めます。

■ 重点政策

- 1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進
- 2 看護職の働き方改革の推進
- 3 地域における看護提供体制の強化
- 4 組織基盤の強化

■ 重点事業

1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

- 1) 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
 - (1) 教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）や生涯学習（継続的専門能力支援）につなげる支援をする。
- 2) 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
 - (1) ファースト・セカンド・サードレベル 3 教育課程の開催
 - (2) 看護管理実践後のフォローアップ研修
 - (3) 新たな認定看護管理者制度及び認定看護管理者に求められる能力に基づいた各課程のカリキュラムの策定
- 3) 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進
 - (1) 特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催（オンデマンド配信も実施）

2 看護職の働き方改革の推進

- 1) 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
 - (1) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
 - (2) 定着促進コーディネーターの活用推進
- 2) タスクシフト・タスク／シェアの推進
 - (1) 管理者等研修における看護職のタスクシフト・タスク／シェア研修
 - (2) 看護補助業務の周知
 - ① ハローワークとの連携
 - (3) 看護補助者研修
 - ① 日本看護協会からの JNA 収録研修（「看護補助体制充実加算」対応研修）

- ②200 床以下の施設対象への「看護補助者の質の向上」研修
- ③看護補助者の体験講習会及びリーフレット配布（ハローワーク協働）
- 3) 地域における看護職の就業及び復職支援
 - (1) ナースセンター相談体制の充実（県内 5 か所）
 - ①求人施設訪問によるマッチング強化
 - ②職業紹介責任者講習による相談員質の向上
 - ③地域に必要な看護職確保推進による就業相談員の派遣協力（市町村主催の看護職合同進学就職説明会への参加協力）
 - ④NuPS の利用周知
 - (2) 人生 100 年時代のキャリアプラン支援
 - ①45 歳以上の看護職を対象としたセカンドキャリア研修
 - (3) 潜在看護師の就業支援
 - ①未就業看護職への復職支援・相談
 - (4) 将来の看護職確保に向けた取り組み
 - ①外部関係団体との協働による看護職魅力発信イベントの出展（産業祭等）
 - ②高校生の一日看護体験
- 3 地域における看護提供体制の強化**
 - 1) 地域住民の健康を支えることへの支援（まちの保健室の新たな展開）
 - (1) ウィメンズヘルスカフェの推進
 - ・市町村での開催支援
 - （思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせての看護職からの助言、語り場の提供）
 - 2) 在宅医療を担う人材の確保・育成・活躍促進
 - (1) 訪問看護支援事業の継続と活用
 - ・訪問看護総合支援センター設置に向けての検討
 - ・訪問看護ステーション管理者間の交流の場の提供
 - (2) 専門家活用の推進（政策要望・広報活動）
 - (3) 地域における健康と療養を支える看護連携の推進
 - 3) 産業領域におけるエビデンスに基づく保健師等の活躍促進に向けての取り組み
- 4 組織基盤の強化**
 - 1) 看護政策を推進するための組織基盤の強化
 - (1) 地区活動の充実及び連携強化、職能間の連携強化
 - (2) 医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
 - (3) 地区会員のネットワークづくりを推進・強化
 - 2) 会員の確保・定着（入会率 50%以上の獲得）
 - (1) 会員不在施設及び、会員数減少施設への訪問（本会への要望・自施設課題の共有）
 - (2) 会員福利厚生サービスの充実
 - (3) 広報活動の強化
 - ①公式ウェブサイト及びSNS等の充実（会員へのウェブサイト活用方法の周知、活用推進・ウェブサイトの掲載内容をより充実、地区活動、看護の新情報等のタイムリーに発信）
 - ②賛助会員との意見交換会の開催（各種イベント等への出展、参画、協賛）
 - 3) 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化
 - (1) 協会事業継続計画（BCP）の適切な運用と活用
 - (2) 日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化

[令和 7 年度事業計画]

当協会は、公益社団法人日本看護協会との連携のもと、公衆衛生の向上を目的とする公益目的事業並びに、その公益目的事業の推進に資するための事業等を、以下のとおり実施する。

- 事業計画は、定款第 4 条に掲げる 6 つの事業を掲載
 - 1 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
 - 2 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
 - 3 看護業務の調査研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業
 - 4 健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業
 - 5 地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営
 - 6 その他本会の目的を達成するために必要な事業

※事業内容の【重】は重点事業、【新】は新規事業

1 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業（公益目的事業）

[67,968千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1)新人看護教育に関する事業		5,582
(1) 新人看護職員卒後臨床研修		5,582
①新人看護職員研修		
a) 多施設合同研修	・ 7 研修延べ 8 日間 1,030 名	
b) 多施設合同研修（新人助産師）	・ 1 研修 5 日間 1 回 30 名	
c) 新人看護職員研修責任者研修	・ 1 研修 3 日間 1 回 30 名	
d) 教育担当者・実地指導者研修	・ 2 研修 7 日間 1 回 140 名	
2)継続教育に関する事業		34,508
(1) 継続教育研修		9,502
①新入看護職員研修	・ 1 研修 1 日間 1 回 300 名	35
②看護実務専門研修		3,175
a) 感染看護（基礎編）	・ 1 研修 2 日間 2 回 170 名	
b) 感染管理（実践編）	・ 1 研修 2 日間 1 回 100 名	
c) 皮膚・排泄ケア	・ 1 研修 4 日間 1 回 100 名	
d) ストーマケア	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
③教育委員企画研修		4,479
a) 看護研究		
・ ケーススタディ	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
・ 看護研究Ⅰ	・ 1 研修 1 日間 1 回 50 名	
・ 看護研究Ⅱ	・ 1 研修 2 日間 1 回 50 名	
・ 看護研究Ⅲ	・ 1 研修 4 日間 1 回 8 組 16 名	
・ 看護研究Ⅳ	・ 1 研修 4 日間 1 回 8 組 16 名	
b) 摂食嚥下	・ 1 研修 2 日間 1 回 72 名	
c) ACP	・ 1 研修 1 日間 1 回 50 名	
d) 意思決定支援	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
e) 救急看護	・ 2 研修 1 日間 1 回 200 名	
f) トラブル対応法	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
g) 慢性疾患看護	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
h) がん看護	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
i) メンタルヘルス	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
j) 看取りの看護	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
k) 看護師と法	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
l) 多職種連携	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
m) 人間学	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
n) 論理的なレポート・論文の書き方	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
o) 看護記録	・ 2 研修 1 日間 1 回 200 名	
④ブラッシュアップ教育研修		1,724
a) 高齢者のエンド・オブ・ライフを支える 包括的研修(ELNEC-J)	・ 1 研修 2 日間 1 回 42 名	
b) 教育（看護）ファシリテーション研修	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
c) 看護職のためのリーダーシップ研修	・ 1 研修 1 日間 1 回 80 名	
d) 看護倫理・理論・ケアリング		
e) 特定行為研修修了者研修 （スキルアップ研修）【重 1-3】	・ 1 研修 1 日間 1 回 30 名	
特定行為研修修了者研修（看護管理者研修）	・ 1 研修 1 日間 1 回 30 名	
f) ポケットエコー講座	・ 2 研修 1 日間 2 回 32 名	
g) 身体拘束【新】	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
h) プラチナナース研修【新】	・ 1 研修 1 日間 1 回 100 名	
i) 訪問看護連携研修	・ 1 研修 6 日間 （うち実習 2 日間）1 回 30 名	
j) 2025 年度ジェネラリスト育成プログラム 【重 1-1】	・ 8 研修 9 日間 1 回 25 名	89
k) VOD（オンデマンド）セット配信	・ 15 研修 500 名	
(2) 資格認定教育研修【重 1-2】		15,054
①ファーストレベル研修	・ 1 研修 22 日間 1 回 70 名	5,248
②セカンドレベル研修	・ 1 研修 36 日間 1 回 30 名	5,155
③サードレベル研修	・ 1 研修 36 日間 1 回 30 名	4,275
④認定看護管理者フォローアップ研修		376
a) ファーストレベル	・ 1 研修 1 日間 1 回 78 名	

b)セカンドレベル	・1研修1日間1回	31名	
c)サードレベル	・1研修1日間1回	16名	
(3) その他資格研修			9,952
①看護指導者研修			6,249
・実習指導者講習会	・1研修17日間1回	70名	
・実習指導者講習会（特定分野）	・1研修7日間1回	30名	
	・運営部会		
②茨城県看護職員認知症対応力向上研修			
a) 茨城県看護職員認知症対応力向上研修	・1研修3日間1回	150名	1,284
b) 茨城県看護職員等認知症対応力向上研修（施設等）	・1研修1日間2回	200名	495
③認知症高齢者の看護実践に必要な知識	・1研修2日間1回	50名	138
④精神科訪問看護基本療養費算定要件研修会	・1研修3.5日間1回	50名	
⑤医療安全管理者養成研修	・1研修1日間1回	50名	219
⑥災害支援ナース養成研修	・1研修2日間2回 (ワデマンド研修・実習2日間)	100名	1,288
⑦フォローアップ研修			279
a) 実習指導者講習会	・1研修1日間1回	70名	
b) 医療安全管理者養成研修	・1研修1日間1回	30名	
3)介護施設・在宅ケアの支援に関する事業【重3-2】			16,341
(1) 訪問看護支援事業			15,837
①訪問看護推進協議会の開催	・3回		
②訪問看護入門プログラム	・1研修2日間1回	30名	
③訪問看護師養成講習会	・1研修eラーニング13単位 8日間（うち実習3日間） 1回 40名		
④訪問看護ステーション管理者研修	・1研修5日間 (うち実習2日間) 1回 10名 ・1研修1日間1回 10名		
⑤訪問看護師人材育成研修	・1研修4日間 (うち実習2日間) 1回 20名		
⑥訪問看護専門分野研修 (小児・重症心身障がい児・終末期・精神・難病)	・4研修5～6.5日間 (うち実習2日間) 各1回 20名		
⑦訪問看護連携研修（再掲）			
⑧訪問看護ステーション管理者交流会	・1研修1日間1回		
(2) 高齢者の権利擁護に関する教育研修			
①看護実務者研修	・1研修2日間1回	80名	504
4)看護研究の充実に関する事業			1,178
(1) 茨城県看護研究学会			1,178
5)看護の質の保証の推進に関する事業			9,179
(1) 委員会活動・地区活動による看護の質の保証			
①職能委員会活動			
a)保健師職能委員会	・委員会・研修会・調査、情報収集		267
b)助産師職能委員会	・委員会・研修会・調査、情報収集		472
c)看護師職能委員会Ⅰ	・委員会・研修会・調査、情報収集		355
d)看護師職能委員会Ⅱ	・委員会・研修会・調査、情報収集		277
②常任委員会活動			
a)看護労働改善事業委員会	・委員会・調査、情報収集		439
b)教育委員会	・委員会		392
c)業務委員会	・委員会・調査、情報収集		367
d)広報委員会	・委員会		284
e)学会委員会	・委員会		215
f)認定看護管理者教育運営委員会	・委員会		145
g)医療・看護安全対策推進委員会	・委員会・調査、情報収集		419
h)災害看護委員会	・委員会・調査、情報収集		327
③特別委員会活動			
a)倫理審査委員会	・委員会		198
④地区活動			
a)地区	各地区共通 ・地区委員会の開催 ・地区研修会の開催 ・地区会員の開催 ・地区意見交換会の開催		3,834

・土浦地区 ・つくば地区 ・取手・竜ヶ崎地区 ・筑西・下妻地区 ・古河・坂東地区	・「まちの保健室」活動 ※常設・イベント ・地域活動への参加	
⑤委員会企画研修		928
a)保健師職能委員会企画研修 ・ファシリテーションの基礎と 事例検討会の手法を学ぶ	・1研修1日間1回 30名	
b)助産師職能委員会企画研修 ・女性の健康支援（更年期） ・女性の健康支援 （思春期教育、メンタルヘルスケア） ・今さら聞けない母乳育児支援	・1研修1日間1回 40名 ・1研修1日間1回 40名 ・1研修1日間1回 40名	
c)看護師職能委員会Ⅰ企画研修 ・外来における在宅療養支援能力向上のための研 修	・1研修1日間1回 40名	
d)看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修 ・食べる喜びをあきらめない食支援	・1研修1日間1回 50名	
e)看護師職能委員会Ⅱ企画研修 ・看取りのケア	・1研修1日間1回 100名	
f)災害看護委員会企画研修（再掲）		
(2)医療・看護安全対策の推進		
①医療事故調査制度支援団体活動		
(3)看護基礎教育機関等との連携		212
①看護実践力を育成するための臨床と基礎教育の共同 ②実習生受け入れ（訪問看護・看多機）		
③看護教員継続研修	・1研修1日間1回 80名	212
(4)准看護師の資質向上のための支援	・1研修1日間1回 30名	48
6)図書室サービスの充実に関する事業		1,180
(1)図書サービスの充実	・文献検索システムの運用 ・メディカルオンラインの運用 ・図書の貸出し ・郵送返却サービス ・文献複写サービス ・蔵書点検・所蔵目録 ・図書の購入 ・新刊図書案内 ・蔵書一覧ホームページ掲載	

2 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業（公益目的事業） [59,635千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1)看護職の就業支援に関する事業		52,763
(1)ナースセンター事業【重2-3】		18,365
①無料職業紹介・就業相談		
a)就業斡旋	・月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く。)	
b)就業希望者に対する相談支援		
c)看護職員確保及び定着促進に関する相談支援		
d)NCCS システムによる求人・求職情報の登録・管理・ 支援及びデータ分析		
e)求人・求職実態調査		
f)看護相談員会議の開催	・1回/年	
g)関係機関との連絡調整、情報交換	・随時	
h)ナースセンター機能強化 ・多様なキャリア支援に対応する相談体制	・出張ナースバンクの強化	
②中央ナースセンターとの連携		
③ナースセンター事業の広報強化 ・ナースセンターだより・求人情報発行 ・ナースセンターホームページの活用 ・ナースセンターキャラクター 「はぴなちゃん」の活用	・2回発行 3,300部/回 ⇒イバラキイーブックスへの掲載へ移行 ・随時更新 ・県内イベント等への貸し出し ・キャラクターを用いた啓発物品等の配布	

・ SNS の活用 (Twitter・Facebook・Instagram・YouTube)		
④ナースセンター運営委員会の開催	・ 2 回/年	
⑤ナースセンター職員の質の向上	・ 他機関主催の研修	
(2) 再就業支援事業		11,800
①カムバック支援セミナー	・ 講義研修 3 地域 各 4 日間 ・ シミュレーション研修 1 日間 3 地域(県央・県西・県南) ・ 実務研修 5 日～10 日間程度	
②カムバック支援セミナー(フォローアップ研修)	・ 1 回/年	
③看護職のセカンドキャリア支援 ・ セカンドキャリア研修 ・ プラチナナース活用に関する検討・周知	・ 1 回/年 ・ プラチナナース活用に向けた検討	
④シミュレーション教育を活用した就業支援	・ 3 回/年	
⑤基本的看護技術再研修 (輸液・採血コーナーの活用)	・ 月～金 9:00～17:00 (土、日、祭日、年末年始、夏季休暇を除く。)	
(3) 魅力ある職場づくり支援事業		6,904
①定着促進コーディネーター派遣事業	・ 相談窓口の設置 ・ 施設訪問 ・ 出前講座 ・ 派遣日数 年 25 回程度	
②管理者等研修	・ 6 テーマ 7 回/年	
(4) 健康で安全な職場(ヘルシーワークプレイス)の実現に向けた支援【重 2-1】 ①健康で安全な職場(ヘルシーワークプレイス)普及のための研修 ②定着コーディネーターの活用推進	・ 優良健康企業、団体の取り組み紹介 ・ 茨城カウンセリングセンターの活用 ・ 社会保険労務士の活用 ・ 訪問型ワークショップの開催	
(5) タスクシフト/タスクシェアの理解と促進【重 2-2】 ①働き方改革について周知 ②地域で働く看護職への支援 ・ 医療的ケア児の生活支援に関わる 看護職への支援 ③看護補助業務の周知 ・ ハローワーク、福祉人材センターとの連携 ④看護補助者研修	・ 「看護におけるタスクシフト・タスクシェアの理解」企画、研修実施 ・ 医療的ケア児研修(講義・演習) ・ 看護補助者の業務紹介をハローワークと企画・実施 ・ 看護補助者研修企画・研修実施	2,646 143
(6) 看護職員就業相談員派遣面接事業		314
①ハローワークとの連携強化	・ ハローワーク 9 か所 48 回開催 ・ 連携事業 2 か所 水戸・土浦	
(7) 看護師等届出制度普及事業	・ 届出制度の普及啓発強化 ・ 登録者への支援 ・ 看護学生への周知 ・ ホームページ運営	3,015
(8) 地域就業支援事業【重 2-3】	・ 就職アドバイザー各週 2 日～3 日 2 名配置 ・ 4 地域(県西・県北・鹿行・県南)における就業相談支援、求人施設の開拓 ・ 再就業支援研修企画、実施	9,576
2)看護人材養成啓発に関する事業		3,968
(1) 看護人材養成啓発		2,128
①一日看護体験事業	・ 1 回/年 ・ 県内の高等学校生徒対象 ・ 参加者進路状況調査	
②高等学校進路指導担当者会議	・ 1 回/年	
③看護の出前授業事業	・ 15 回程度 ・ 小中高等学校生に対しての 看護の出前講座	
④いばらき看護職合同進学・就職説明会事業	・ 1 回/年	1,840
3)看護職員人材確保支援に関する事業		2,904
(1) 助産師活用推進事業の拡大	・ 助産師偏在の解消や助産実践能力向上のための助産師出向支援	2,904

3 看護業務の調査・研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業(公益目的事業) [370 千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1)看護業務の調査研究・情報収集に関する事業		220
(1) 看護業務の調査研究・情報収集 【重 3-3】 【重 4-3】	・産業領域における保健師等の活躍促進に向けての検討 ・保健師職能委員会(再掲) ・助産師職能委員会(再掲) ・看護師職能委員会Ⅰ(再掲) ・看護師職能委員会Ⅱ(再掲) ・看護労働改善事業委員会(再掲) ・業務委員会(再掲) ・医療・看護安全推進対策委員会(再掲)	220
2)看護制度の改善への提言に関する事業		150
(1) 茨城県・関係団体等への要望活動 【重 4-3】	・日本看護協会との連携 ・茨城県、政治団体等への要望書の提出 ・関連審議会等への意見反映	150
(2) 茨城県・関係団体等との意見交換 【重 4-3】	・看護政策推進のための行政及び各関係団体との意見交換	

4 健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業(公益目的事業) [63,390 千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1)健康相談・啓発等の事業		6,626
(1) まちの保健室事業 【重 3-1】	・地区における「まちの保健室」(再掲)7地区9箇所 ・保健衛生会館における「まちの保健室」 ・健康相談(なんでも健康相談) (水)(木)9:30~16:30 (土日祭日、お盆、年末年始除く) ・健康教育 ウィメンズヘルスカフェ、ヘルスチェック、出前講座等 ・認知症カフェ ・茨城県立医療大学学生地域看護実習受け入れ ・広報・周知(県内市町村への掲示物等)	1,377
(2) 母子保健に関する事業		5,076
①母子保健センター運営事業		
a)発達相談事業	・専門医師・心理専門員による発達相談 月1回 第4(月)年間12回 ・心理専門員による個別指導 月6回(年72回) ・電話相談(9:30~17:00) *乳幼児の健康・子育てに関する相談、 *発達相談・個別指導の予約について	
b)発達障害児の早期発見・発達支援推進研修	・担当者会議 年1回開催 ・研修会 年1回開催 専門職に対する技術的支援を行い、スキルアップを図る。	
c)市町村への巡回相談の実施	・年30回予定 ①日本臨床発達心理士会茨城県支部と連携 ②市町村のニーズに応え臨床心理士の派遣 ・延べ30回程度	
(3) ナースボランティア事業		173
2)地域包括ケアシステム推進事業		
(1) 一般社団法人茨城県訪問看護事業協議会との連携	・茨城県訪問看護事業協議会と連携しながら、県内の地域包括ケアシステムを推進し、効果的・効率的な訪問看護の提供に貢献できる体制整備や地域で働く訪問看護師の支援を行う。	
3)がん対策推進強化事業		49,838
(1) いばらきがん患者トータルサポート事業	・「いばらき みんなのがん相談室」電話相談および面談 月~金 9:00~16:00	

	(8/13～8/15、12/29～1/3 除く) ・医療機関等との連携によるがん療養生活支援体制の促進 ・いばらきがん患者トータルサポート事業内容の広報 ・患者会支援 ・社会参加サポート事業 ・若年患者療養生活サポート事業 ・妊孕性温存療法等助成事業	
4) 広報啓発に関する事業【重 4-2】		3,910
(1) 看護いばらき発行	・年 4 回発行	3,244
(2) 県民への広報強化		
① ホームページ運営	・一般県民及び看護職対象事業の広報	666
5) 「看護の心」普及啓発事業		2,176
(1) 看護の祭典 「看護の日、看護週間」記念事業 (県との共催)	・5/18 ザ・ヒロワ・シティ会館 ハイブリッド形式 (公式 YouTube でライブ配信)	2,176
6) 災害時の看護支援活動に関する事業		840
(1) 災害看護支援体制の充実		840
① 災害支援ナース登録の推進	・調査・情報収集(災害看護委員会)	
② 茨城県総合防災訓練への参加 ・茨城県との災害支援協定の運用	・災害支援活動傷害保険加入	
③ 水戸市との災害支援協定の運用		
④ JMA T 茨城研修会への参画		
⑤ 日本看護協会との災害支援ナース派遣調整 合同訓練		
⑥ 災害パンデミック等に対する 支援体制の強化【重 4-4】	災害支援ナース研修に係る準備体制の検討	

5 地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営(公益目的事業) [283,524 千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1) 訪問看護サポートセンター事業		
(1) 県央訪問看護サポートセンター事業	・各種相談への対応 ・窓口開設：月～金(土、日、祭日、年末年始を除く。)	
(2) 県南訪問看護サポートセンター事業	・訪問看護の広報、利用促進	
2) 訪問看護ステーション等の設置及び運営に関する事業【重 4-2】		283,524
(1) 土浦訪問看護ステーション運営事業		111,341
① 訪問看護事業	・年間延べ利用人員 1,800 人	
② 居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員 600 人	
(2) 鹿嶋訪問看護ステーション運営事業		91,067
① 訪問看護事業	・年間延べ利用人員 1,320 人	
② 居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員 1,320 人	
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 ・訪問看護ステーション 絆運営事業		81,116
訪問看護ステーション 絆	・年間延べ利用人員 192 人	
居宅介護支援事業	・年間延べ利用人員 500 人	
③ 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 絆	・年間延べ利用人員 240 人	
(4) 難病患者レスパイト支援事業	・協会立の 3 訪問看護ステーションにおいて、 難病患者レスパイト支援事業を実施	

6 その他本会の目的を達成するために必要な事業(法人管理事業) [11,646 千円]

事業内容	事業内容	予算(千円)
1) 円滑な組織運営		7,530
(1) 総会		
① 通常総会	・6/20 ザ・ヒロワ・シティ会館	3,350
② 職能集会	・1 回	915
(2) 理事会		
① 理事会	・6 回以上 ・iPad の運用開始	2,082
② 常務理事会	・適宜	91
(3) その他諸会議		

①常任委員会委員長会議	・ 1 回	74
②推薦委員会	・ 適宜	266
③選挙管理委員会	・ 適宜	77
④新理事オリエンテーション	・ 1 回	52
(4) 職員福利厚生		
①福利厚生事業	・ 水戸市勤労者福祉サービスセンター	291
②職員研修事業	・ 県関連団体研修、協会主催研修	330
(5) 協会内防災対策の整備		
(6) 教育環境の整備・拡充	・ 研修システム「マナブル」機能充実に向けた改修	
(7) 諸費	・ 愛の募金など	2
2)会員に対する福利厚生等事業【重 4-2】		1,513
(1) 福利厚生事業		
①会員に対する情報提供及び意見収集体制の充実	・ 1 回	514
②会員相互の親睦の促進	・ 1 回（新年の集い）	342
③会員及び当協会関係者に対する慶弔見舞		
④茨城県看護協会会長表彰等事業	・ 看護協会会長表彰	537
(2) 看護職賠償責任保険制度の加入促進・相談事業		
①医療安全・医療事故に係る相談対応		
②医療安全に係る情報提供等、医療事故予防啓発活動		
③看護職賠償保険制度への対応	・ 保険制度拡充に係る周知強化	
(3) 新会員情報管理体制の普及啓発		120
3) 組織力強化		1,449
(1)会員の入会率 50%以上の保持【重 4-2】		
① 会員不在、減少施設への訪問	①本会への要望、自施設課題の共有	
② 会員福利厚生サービスの拡充	②福利厚生サービス企業等への営業・展開	
③ 広報活動の強化	③・公式 SNS の拡充、活用、周知、発信 ・メーリングリストの活用 ・賛助会員との交流（出店、参画、協賛）	
(2)看護政策を推進するための組織基盤の強化【重 4-1】		
①地区活動の充実及び連携強化、職能間の連携強化	①委員会の横のつながりを意識した委員会運営及び事務的作業の効率化を図る	
②医療関連団体等との看護政策の調査・検討	②地区会員から本会への要望等情報集	
③地区会員のネットワークづくりを推進・強化	③SNS 等を活用したネットワークの構築	
4)日本看護協会等との連携		110
(1) 諸会議への参加		
①総会・職能別交流会	・ 6/11・12 幕張メッセ（千葉県）	
②理事会	・ 6 回程度	
③法人委員会（中央）	・ 5 回程度	
④代議員及び予備代議員研修会	・ 5/26PM（予定）	
⑤全国職能委員長会	・ 2 回程度	
⑥地区別法人委員会・地区別職能委員長会	・ 10/9・10（茨城県）	
⑦都道府県看護協会政策責任者会議	・ 9/18	
⑧都道府県看護協会看護労働担当者会議	・ 7/17	
⑨会員情報管理情報交換会	・ 7/30	
⑩都道府県看護協会・都道府県訪問看護連絡協議会合同会議	・ 1 回程度	
⑪ナースセンター事業担当者会議	・ 4/16	
⑫都道府県看護協会図書室担当者研修会	・ 1 回	
⑬都道府県看護協会広報担当役員会議	・ 1 回程度	
⑭都道府県看護協会事務担当者会議	・ 11/17	
⑮都道府県看護協会危機管理担当者会議	・ 1 回	
⑯全国看護基礎教育担当役員会議	・ 1 回	
⑰医療事故調査制度に関する情報交換会	・ 1 回	
⑱都道府県看護協会教育担当者会議	・ 1 回	
⑲災害支援ナース派遣調整合同訓練	・ 1 回程度（3 日間）	

(2) 会員登録に関する業務		
5)施設の貸与に関する事業		1,044
(1) 茨城県保健衛生会館貸与事業	・茨城県看護連盟、茨城県理学療法士会ほか3団体に賃貸	
(2)「看護研修センター」研修室の貸与	・関係団体等の研修等に貸与	1,044

令和7年度 事業方針・重点事業

重点政策：

- 1 専門職としてのキャリア継続の支援と
生涯学習の推進
- 2 看護職の働き方改革の推進
- 3 地域における看護提供体制の強化
- 4 組織基盤の強化

重点事業：

1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

- 1) 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実
- 2) 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実
- 3) 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

2 看護職の働き方改革の推進

- 1) 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
- 2) タスクシフト・タスク／シェアの推進
- 3) 地域における看護職の就業及び復職支援

3 地域における看護提供体制の強化

- 1) 地域住民の健康を支えることへの支援（まちの保健室の新たな展開）
- 2) 在宅医療を担う人材の確保・育成・活躍推進
- 3) 産業領域におけるエビデンスに基づく保健師等の活躍促進に向けての取り組み

4 組織基盤の強化

- 1) 看護政策を推進するための組織基盤の強化
- 2) 会員の確保・定着（入会率50%以上の獲得）
- 3) 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

1 専門職としてのキャリア継続の支援と生涯学習の推進

実施内容

1 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1) 教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）や生涯学習（継続的専門能力支援）につながる支援をする。

2 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

- (1) ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催
- (2) 看護管理実践後のフォローアップ研修
- (3) 新たな認定看護管理者制度及び認定看護管理者に求められる能力に基づいた各課程のカリキュラムの策定

3 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1) 特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催（オンデマンド配信も実施）

事業概要

●重点事業とした理由・背景

看護職を取り巻く変化の一つに、地域包括ケアシステムの構築が進み、医療も「病院完結型」から「地域完結型」へ移行している。看護の質の向上を目的とした看護職のキャリアに応じた継続教育に更に取り組んでいく必要がある。新たな社会のニーズに対応できる質の高い看護を提供していくためには、様々な場で勤務する看護職のキャリアアップのための支援を強化する必要があることから、本会としては、質の高いジェネラリストの看護師の育成を図っていく。看護の本質ともいえる「ケアリング」や「看護理論」の看護への適応を目的とした質の高いジェネラリストの看護師を育成するプログラムを評価・修正し、職業キャリアを成熟させる支援が重要である。

また、特定行為に係る研修制度は2015年に開始したが、各施設で、その人材を活かしきれていない状況がある。特定行為研修修了者が自身の能力を発揮し、自組織において役割を遂行できるように自組織の環境を整え、特定行為研修終了後の継続学習の支援と知識・技術・態度のブラッシュアップのための支援を継続して行う必要がある。

認定看護管理者教育については、引き続き多様なヘルスケアニーズを持つ個人・家族・地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供できるよう、認定看護管理者の育成に努める。また、看護管理者は課題解決のため幅広い研修へのニーズに対応する認定看護管理者教育課程の教育内容を補完する多くの研修の企画が必要である。

●実施内容

1) 質の高いジェネラリストナースの育成とキャリア発達を促進する教育の充実

(1) 教育研修によりあらゆる分野で活動する看護職の実践力の向上を図り、看護職のキャリア成熟（関心性、自律性、計画性）や生涯学習（継続的専門能力支援）につながる支援をする。

2) 質の高い看護実践を推進する認定看護管理者教育の充実

- (1) ファースト・セカンド・サードレベル3教育課程の開催
- (2) 看護管理実践後のフォローアップ研修
- (3) 新たな認定看護管理者制度及び認定看護管理者に求められる能力に基づいた各課程のカリキュラムの策定

3) 特定行為研修修了者のビジョンの明確化と活躍の推進

(1) 特定行為研修修了者の働き方や役割、院内の体制整備に関する研修や研修修了者のスキルアップ研修の開催（オンデマンド配信も実施）

2 看護職の働き方改革の推進

実 施 内 容

1 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援

- (1)健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
- (2)定着促進コーディネーターの活用推進

2 タスクシフト・タスク/シェアの推進

- (1)管理者等研修における看護職のタスクシフト・タスク/シェア研修
- (2)看護補助業務の周知
 - ①ハローワークとの連携
- (3)看護補助者研修
 - ①日本看護協会からのJNA収録研修（「看護補助体制充実加算」対応研修）
 - ②200床以下の施設対象への「看護補助者の質の向上」研修
 - ③看護補助者の体験講習会及びリーフレット配布（ハローワーク協働）

3 地域における看護職の就業及び復職支援

- (1)ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
 - ①求人施設訪問によるマッチング強化
 - ②職業紹介責任者講習による相談員質の向上
 - ③地域に必要な看護職確保推進による就業相談員の派遣協力（市町村主催の看護職合同進学就職説明会への参加協力）
 - ④NuPSの利用周知
- (2)人生100年時代のキャリアプラン支援
 - ①45歳以上の看護職を対象としたセカンドキャリア研修
- (3)潜在看護師の就業支援
 - ①未就業看護職への復職支援・相談
- (4)将来の看護職確保に向けた取り組み
 - ①外部関係団体との協働による看護職魅力発信イベントの出席（産業祭等）
 - ②高校生の一日看護体験

事業概要

●重点事業とした理由・背景

人口構成の変化により労働力人口が減少する中、看護職として就労する者を一定程度確保する必要がある。そのためには就労中の看護職及び定年後の看護職が働き続けられる職場の開拓支援や未就業中の潜在看護職への復職支援さらに看護職を目指そうとする中高生への職業紹介等の周知活動に取り組む。

また、医療機関においてタスクシフト・タスク/シェアの動きが加速する中、看護職の業務負担が大きくなりすぎないように対策が求められており、その一つとしてかねてから看護補助者へのタスクシフト・タスク/シェアに取り組んできた。しかし、看護の現場は看護補助者不足のため、本来の看護業務と周辺業務（清掃、片付け等）を担っている現状がある。今後は、看護職と看護補助者が協働して看護を提供できるような研修を実施し、ハローワークとも協働して、一般の方に看護補助者の仕事について周知を進めていく。

●実施内容

- 1) 働き続けられる職場環境の実現に向けた支援
 - (1) 健康で安全な職場（ヘルシーワークプレイス）推進の研修及び情報提供
 - (2) 定着促進コーディネーターの活用推進
- 2) タスクシフト・タスク/シェアの推進
 - (1) 管理者等研修における看護職のタスクシフト・タスク/シェア研修
 - (2) 看護補助業務の周知
 - ①ハローワークとの連携
 - (3) 看護補助者研修
 - ①日本看護協会からのJNA収録研修（「看護補助体制充実加算」対応研修）
 - ②200床以下の施設対象への「看護補助者の質の向上」研修
 - ③看護補助者の体験講習会及びリーフレット配布（ハローワーク協働）
- 3) 地域における看護職の就業及び復職支援
 - (1) ナースセンター相談体制の充実（県内5か所）
 - ①求人施設訪問によるマッチング強化
 - ②職業紹介責任者講習による相談員質の向上
 - ③地域に必要な看護職確保推進による就業相談員の派遣協力（市町村主催の看護職合同進学就職説明会への参加協力）
 - ④NuPSの利用周知
 - (2) 人生100年時代のキャリアプラン支援
 - ①45歳以上の看護職を対象としたセカンドキャリア研修
 - (3) 潜在看護師の就業支援
 - ①未就業看護職への復職支援・相談
 - (4) 将来の看護職確保に向けた取り組み
 - ①外部関係団体との協働による看護職魅力発信イベントの出席（産業祭等）
 - ②高校生の一日看護体験

3 地域における看護提供体制の強化

実施内容

1 地域住民の健康を支えることへの支援（まちの保健室の新たな展開）

(1) ウィメンズヘルスカフェの推進

・市町村での開催支援

（思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせての看護職からの助言、語り場の提供）

2 在宅医療を担う人材の確保・育成・活躍促進

(1) 訪問看護支援事業の継続と活用

・訪問看護総合支援センター設置に向けての検討

・訪問看護ステーション管理者間の交流の場の提供

(2) 専門家活用の推進（政策要望・広報活動）

(3) 地域における健康と療養を支える看護連携の推進

3 産業領域におけるエビデンスに基づく保健師等の活躍促進に向けての取り組み

事業概要

●重点事業とした理由・背景

2040年の社会情勢は、生産年齢人口の減少、高齢人口割合の上昇、一人暮らし等の孤立化などが進むと予想される。また、リスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積しており、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められている。

このような社会状況下で、思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせ、看護職が地域の人々の健康と生活をどのように支えるかという視点で、看護提供体制のあり方をより一層強化していく取り組みが必要となる。地域包括ケアシステムは、すべての人々の生活を地域で支えるものであるとの考えであり、地域包括ケアシステムの推進により人々が疾病や障害を持って暮らすことになってもできるだけ生活の質を維持し、尊厳を持ってその人らしく生活できるよう、引き続き取り組んでいく。

さらに、在院日数が一層短縮され、療養の場が暮らしの場にシフトすることが見込まれる中で、医療機関で活躍する看護職には、暮らしの場での療養が継続可能となるよう体制整備する役割が求められ、また、専門性の高い看護職にあっては、所属する医療機関のみならず、地域の人的資源として活躍することが求められる。

このような現状をふまえ、本会では、地域における保健師、助産師、訪問看護師等在宅医療を担う人材の確保・育成・活躍促進に積極的に取り組むとともに、他職種とも連携しながらその力を十分に発揮していく体制の構築を図っていく。

また、在宅医療の中心となる訪問看護のさまざまな課題を一元的・総合的に解決し、訪問看護提供体制の強化を図る拠点となる「訪問看護総合支援センター」設置に向けて茨城県及び、訪問看護事業協議会と連携を重ねていく。

●実施内容

1) 地域住民の健康を支えることへの支援（まちの保健室の新たな展開）

(1) ウィメンズヘルスカフェの推進

・市町村での開催支援

（思春期・妊娠期・子育て期・更年期・老年期等、さまざまなライフステージに合わせての看護職からの助言、語り場の提供）

2) 在宅医療を担う人材の確保・育成・活躍促進

(1) 訪問看護支援事業の継続と活用

・訪問看護総合支援センター設置に向けての検討

・訪問看護ステーション管理者間の交流の場の提供

(2) 専門家活用の推進（政策要望・広報活動）

(3) 地域における健康と療養を支える看護連携の推進

3) 産業領域におけるエビデンスに基づく保健師等の活躍促進に向けての取り組み

4 組織基盤の強化

実施内容

1 看護政策を推進するための組織基盤の強化

- (1) 地区活動の充実及び連携強化、職能間の連携強化
- (2) 医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
- (3) 地区会員のネットワークづくりを推進・強化

2 会員の確保・定着（入会率50%以上の獲得）

- (1) 会員不在施設及び、会員数減少施設への訪問（本会への要望・自施設課題の共有）
- (2) 会員福利厚生サービスの充実
- (3) 広報活動の強化
 - ① 公式ウェブサイト及びSNS等の充実（会員へのウェブサイト活用方法の周知、活用推進・ウェブサイトの掲載内容をより充実、地区活動、看護の新情報等のタイムリーに発信）
 - ② 賛助会員との交流（各種イベント等への出展、参画、協賛）

3 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

- (1) 協会事業継続計画（BCP）の適切な運用と活用
- (2) 日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化

事業概要

●重点事業とした理由・背景

業務の効率化や会員入会促進に向けた取り組みは、本会全体を支える組織強化の基盤となるものである。重点政策を着実かつ円滑な実施をし、看護職への更なる周知を図るとともに、看護学生から組織への認知度を高め、入会促進につなげていく必要がある。広報活動の強化を図り、公式ウェブサイトやSNS等で看護の新情報等をタイムリーに発信していく。

さらに、本会の事業運営に賛同する企業・団体・個人等の賛助会員の支援を得て、本会事業の更なる発展を図っていく。

また、看護政策を推進していくうえで、地区活動の充実及び職能間の連携強化が重要であることから、委員会（職能、地区、常任）の横のつながりを強化し、活性化に向けた取り組みをさらに図るとともに、行政や医療関連団体等との連携強化にも取り組んでいく。

災害・パンデミック等に対する支援体制の強化として、協会事業継続計画（BCP）の適切な運用・活用を図り、次に、災害・パンデミック等発生時に、日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化を図る。

●実施内容

1) 看護政策を推進するための組織基盤の強化

- (1) 地区活動の充実及び連携強化、職能間の連携強化
- (2) 医療関連団体等との看護政策に係る連携強化
- (3) 地区会員のネットワークづくりを推進・強化

2) 会員の確保・定着（入会率50%以上の獲得）

- (1) 会員不在施設及び、会員数減少施設への訪問（本会への要望・自施設課題の共有）
- (2) 会員福利厚生サービスの充実
- (3) 広報活動の強化

- ① 公式ウェブサイト及びSNS等の充実（会員へのウェブサイト活用方法の周知、活用推進・ウェブサイトの掲載内容をより充実、地区活動、看護の新情報等のタイムリーに発信）
- ② 賛助会員との交流（各種イベント等への出展、参画、協賛）

3) 災害・パンデミック等に対する支援体制の強化

- (1) 協会事業継続計画（BCP）の適切な運用と活用
- (2) 日本看護協会及び茨城県「災害時の医療救護活動についての協定」の締結に沿った実動性のある活動に向けた連携強化

報 告 事 項 3

令和 7（2025）年度収支予算 別冊

資 料

■事業報告添付資料

資料 1	理事会報告	49
資料 2	保健師職能委員会活動報告	51
資料 3	助産師職能委員会活動報告	53
資料 4	看護師職能委員会Ⅰ活動報告	56
資料 5	看護師職能委員会Ⅱ活動報告	58
資料 6	常任委員会活動報告	60
資料 7	地区活動報告	66
資料 8	令和 6 年度研修総括	75
資料 9	令和 6 年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル報告	83
資料 10	令和 6 年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル報告	84
資料 11	令和 6 年度認定看護管理者教育課程サードレベル報告	85
資料 12	令和 6 年度実習指導者講習会報告	86
資料 13	令和 6 年度実習指導者講習会（特定分野）報告	87
資料 14	令和 6 年度病院領域における看護職員の多様で柔軟な働き方に関する調査結果（看護師職能委員会Ⅰ）	88
資料 15	令和 6 年度看護職のワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する実態調査報告(看護労働改善事業委員会)	92
資料 16	令和 7 年度予算編成に伴う茨城県への要望・回答	97
資料 17	令和 6 年度茨城県ナースセンター事業報告	105
資料 18	令和 6 年度茨城県母子保健センター運営事業報告	112
資料 19	令和 6 年度いばらきがん患者トータルサポート事業報告	114
資料 20	令和 6 年度訪問看護支援事業報告	116
資料 21	令和 6 年度助産師活用推進事業報告	117
資料 22	土浦訪問看護ステーション事業報告	118
資料 23	鹿嶋訪問看護ステーション事業報告	120
資料 24	訪問看護ステーション 絆 事業報告	122
資料 25	看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 事業報告	124
資料 26	令和 6 年度日本看護協会会議等への出席	126
資料 27	令和 6 年度各審議会並びに主な委員会等への参画	127

■事業計画添付資料

資料 28	保健師職能委員会活動計画	128
資料 29	助産師職能委員会活動計画	130
資料 30	看護師職能委員会Ⅰ活動計画	133
資料 31	看護師職能委員会Ⅱ活動計画	134
資料 32	常任委員会活動計画	135
資料 33	地区活動計画	138
資料 34	令和 7 年度教育研修計画一覧	141

■参考資料

1	公益社団法人茨城県看護協会組織図	151
2	令和 7 年度日本看護協会長表彰者	152
3	令和 7 年度優良看護職員茨城県知事表彰者	152
4	令和 7 年度優良看護職員茨城県看護協会長表彰者	152
5	令和 7 年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員名簿	154
6	令和 6 年度公益社団法人茨城県看護協会役員名簿	155
7	会員数と入会率	156
8	令和 6 年度賛助会員名簿	158
9	会員福利厚生	158
10	令和 6 年度「愛の募金」受入れ一覧	159
11	令和 6 年度「一般寄附金」受入れ一覧	160
12	調査その他日本看護協会事業への協力	161
13	令和 6 年度後援名義使用承認事項	162
	公益社団法人茨城県看護協会定款	163
	公益社団法人茨城県看護協会定款細則	178
	公益社団法人茨城県看護協会総会運営規則	188
	日本看護協会歌「光求めて」	194

理事会報告

会長 白川 洋子

- 第1回理事会 開催日：令和6年4月23日（火）
会場：看護研修センター 理事会室 出席者：理事15名 監事1名
- 【協議事項】
- 1 令和6年度 優良看護職員表彰 協会長表彰者の追加選出について 承認
 - 2 令和6年度 茨城県看護協会名誉会員の推薦（案） 承認
- 第2回理事会 開催日：令和6年5月17日（金）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事19名 監事2名
- 【協議事項】
- 1 令和5年度事業報告について 承認
 - 2 令和5年度決算報告（案）について 承認
 - 3 茨城県看護協会慶弔見舞に関する規程の改正（案）について 承認
 - 4 令和6年度職能委員会委員の選任（案） 承認
 - 5 令和6年度常任委員会委員の選任（案） 承認
- 第3回理事会 開催日：令和6年6月14日（金）
会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館 集会室 出席者：理事19名 監事2名
- 【協議事項】
- 1 役員の選定について（案） 承認
 - 2 会長代行の優先順位について（案） 承認
 - 3 業務執行理事の業務分担について（案） 承認
 - 4 地区委員会委員の選任について（案） 承認
- 第4回理事会 開催日：令和6年8月29日（木）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事19名 監事2名
- 【協議事項】
- 1 令和6年度第1・四半期事業報告（4～6月）について（案） 承認
 - 2 令和6年度地区意見交換会の開催について（案） 承認
 - 3 予算執行状況（4～6月）について 承認
 - 4 茨城県看護協会賛助会員規程の改正（案）について 承認
 - 5 茨城県看護協会看護研修センター研修室利用規程の改正（案）について 承認
 - 6 茨城県看護協会非常勤職員等就業規則の改正（案）について 承認
 - 7 茨城県看護協会職員給与規程の改正（案）について 承認
 - 8 非常勤職員等給与規程の改正（案）について 承認
 - 9 令和6年度職能委員会委員の変更（案）について 承認
- 第5回理事会 開催日：令和6年10月18日（金）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事19名 監事2名
- 協議事項 無し

■第6回理事会 開催日：令和6年12月20日（金）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事18名 監事2名

【協議事項】

- 1 令和7年度重点政策・重点事業（案）について 承認
- 2 事業報告（4月～9月） 承認
- 3 上期監査報告 承認
- 4 予算執行状況について 承認
- 5 令和7年度見込み会員数（案）について 承認
- 6 茨城県看護協会定款細則の改正（案）について 承認
- 7 看多機絆スプリンクラー設置工事（案）について 承認
- 8 令和6年度 土浦地区委員の変更（案）について 承認
- 9 令和7年度日本看護協会長表彰候補者の推薦（案）について 承認
- 10 令和7年度日本看護協会名誉会員候補者の推薦（案）について 承認
- 11 茨城県看護協会倫理審査委員会（案）の選任について 承認

■第7回理事会 開催日：令和7年2月21日（金）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事18名 監事2名

【協議事項】

- 1 事業報告（10月～12月） 承認
- 2 令和7年度事業計画（案）について 継続審議
- 3 令和7年度教育計画（案）について 承認
- 4 令和6年度予算執行状況について 承認
- 5 令和7年度予算（案）について 継続審議
- 6 茨城県看護協会「育児・介護休業等に関する規程」の改正（案）について 承認
- 7 茨城県看護協会「母性健康管理措置に関する規程」の制定（案）について 承認
- 8 令和7年度優良看護職員表彰候補者の推薦について（案） 承認
 - ①茨城県知事表彰
 - ②茨城県看護協会長表彰
- 9 令和8年度日本看護協会代議員及び予備代議員理事会推薦枠について（案） 承認
- 10 「愛の募金」を活用した寄附（案）について 承認

■第8回理事会 開催日：令和7年3月21日（金）
会場：看護研修センター 大研修室 出席者：理事18名 監事2名

【協議事項】

- 1 令和7年度事業計画（案）について 承認
- 2 令和7年度通常総会プログラム（案）について 承認
- 3 令和7年度職能集会プログラム（案）について 承認
- 4 令和7年度収支予算（案）について 承認
- 5 令和7年度資金調達及び設備投資見込み（案）について 承認
- 6 公益法人制度の改正に伴う定款及び定款細則の改正（案）について 承認
- 7 事務局組織改編について（案） 承認
- 8 事業部長の選任について（案） 承認

保健師職能委員会活動報告

委員長 光畑 桂子

副委員長 松崎 容子

委員 榎戸 翠、山口 直美、加瀬林 和恵、会沢 紀子、酒巻 みちる

1 活動目標

保健師の専門性を発揮するための資質の向上及び活動領域における保健師活動の活性化

- 1) 研修会等を通して保健師の専門性と資質の向上を図る
- 2) 保健師の連携強化・ネットワークの推進を図る
- 3) 組織の強化を図る

2 実施状況

委員会 6 回開催

- ・保健師職能委員会活動計画
- ・研修会等の企画運営の検討及び評価
- ・研修内容及び当日の運営の協議
- ・日本看護協会会議及び理事会報告
- ・保健師関連団体会議について
- ・ニュースレター作成
- ・今年度委員会活動振り返り
- ・情報交換 など

研修会 ○10 月 25 日 受講者 5 名

「看護の専門性を高めるマネジメント能力～多職種・多期間連携を通して学ぼう～」

講師 上智大学総合人間科学部看護学科

地域看護学領域教授 両羽 美穂子

○2 月 4 日 受講者 14 名

「災害時のこころのケアと女性視点の支援を学ぶ」

午前：こころのケアの基本・実際の活動、支援者への支援について

講師：水戸赤十字病院 看護副部長 林 千晶

午後：女性への健康支援

講師：水戸済生会総合病院 副看護部長

助産師職能委員長 齋藤 悦代

その他 ○ 6 月 28 日 3 職能合同集会

参加者 159 名（会場 11 名 オンライン 148 名）

テーマ「それぞれの立場で出来る災害支援～災害支援ナースの取り組み～」

<シンポジスト>

茨城県看護協会 前常任理事 榎谷 厚子

ひたち医療センター 沼田 知之

水戸済生会総合病院 井坂 健一

○8月26日 茨城県内各保健師関連団体会議 *オンライン併用

参加者 12名 *委員含む

参加団体 茨城県保健医療部

茨城県在宅保健師の会

茨城県市町村保健師連絡協議会

茨城県職員保健師会

全国保健師長会茨城県支部

○3月8日 合同就職説明会にてブース出展

相談者6名／全体54名 *委員2名対応

会場：ザ・ヒロサワシティ会館

目的：保健師の仕事を広く知ってもらうこと

看護協会と保健師活動の連携をPRし入会に繋げる

3 結果

- ・次年度の三職能合同集会は保健師職能が担当である。看護師・助産師職能委員長に打診後に検討しテーマ「仮」看護職のメンタルヘルス、適応障害、同僚の支援」で、講師も決定し了承を得た。

日時：令和7年6月27日（金）14時～16時

会場：看護研修センター4階大研修室 ※オンライン併用

- ・企画研修打合せにおいて、次年度の研修は事例検討会（11月10日）、保健師の連携会議（大学・産業・行政）を8月ごろ予定とした。
- ・人材確保のイベントが好評であったため、次年度参加可能か確認する
- ・次年度、助産師職能のウイメンズヘルスカフェに保健師職能も協力することとなった。
- ・まちの保健室に保健師職能からブースを出し、保健師活動をPRしてはどうか。

【課題】

- ・研修参加者が回復しない。内容や時期の見直しをする。
- ・研修開催以外で、職能委員として貢献できる活動を再考する。
- ・保健師確保は若い世代からのPRが必要。魅力を発信する必要がある。
- ・看護協会加入を勧めるためにも、保健師の連携を通して協会活動をアピールする。

助産師職能委員会活動報告

委員長	齋藤 悦代
副委員長	植野 美奈子
委員	浅野 智恵、齋 洋子、上岡 潤子、小松崎 葉月、小野 加奈子

1 活動目標

- 1) 助産師の専門性を高めるための支援
 - (1) 助産実践能力強化支援
 - (2) CLoCMiP レベルⅢ認証申請・更新の支援
 - (3) 新人助産師研修の支援
 - (4) 女性とその家族の支援（思春期・更年期）
- 2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に向けた地域活動
 - (1) ウィメンズヘルスケア促進に向けての体制づくり
- 3) 母子のための地域包括ケア病棟の推進

2 実施状況

委員会 6 回開催

- 研修会 1 8 月 9 日 受講者 32 名
 女性の健康支援【更年期】～いつまでも若々しく美しく暮らすために～
 講師：医療法人産育会 堀病院
 看護部長／神奈川県助産師職能委員長 布施 明美
 講師：医療法人聖順会ジュノ・ヴェスタクリニック八田
 理事長・院長 八田 真理子
- 研修会 2 女性の健康支援 2 日間
 ① 思春期教育
 9 月 27 日 受講者 26 名
 講師：埼玉医科大学 医療人育成支援センター・地域医療センター
 助教・産婦人科医師 高橋 幸子
 ② メンタルヘルスケア
 10 月 9 日 受講者 27 名
 講師：澁谷川診療所院長／筑波大学社会精神保健学 大井 雄一
- 研修会 3 1 月 10 日 受講者 24 名
 「今さら聞けない母乳育児支援」
 ①講師：株式会社日立製作所日立総合病院
 産婦人科医・IBCLC 所 恭子

③ 講師：あかり助産院院長 助産師 江田 郁子

新人助産師研修 ①7月5日 受講者 20名

(研修支援) 【クリニカルラダー・キャリアパス】

講師：総合病院土浦協同病院 看護師長 遠藤 香織

【臨床推論】

講師：茨城県立医療大学 助産学専攻科教授 島田 智織

②8月23日 受講者 20名

【母乳育児支援】

講師：水戸済生会総合病院 助産師 栗田 弥代

【CTG】

講師：水戸済生会総合病院 医師 中村 佳子

④ 9月6日 受講者 20名

【メンタルヘルス】

講師：水戸済生会総合病院 臨床心理士 中村 君子

【分娩介助】

講師：まつばらウィメンズクリニック

看護師長 助産師 島田 純子

④10月25日 受講者 19名

【新生児のフィジカルイグザミネーション】

講師：茨城西南医療センター病院

新生児集中ケア認定看護師 居城 絢子

【産科救急】

講師：日立総合病院 医師 小山 泰明

⑤12月6日 受講者 19名

【母子と薬剤】

講師：総合病院土浦協同病院 薬剤師 原信田 信子

【リラクゼーション】

講師：水戸済生会総合病院 緩和ケア認定看護師 疋田 督子

交流会

11月8日 参加者 13名

【産科中間管理者交流会】

- ・助産師職能委員会活動伝達
- ・グループワーク
- ・意見交換

その他

○6月9日 国際助産師の日イベント

参加者 一般 13名 茨城県助産師会 4名 委員 7名

- ・第1部 講演「赤ちゃんのいのちの旅のはじまり」
- ・フラダンス

・第2部 助産師と話そう！

○6月28日 3職能合同集会

参加者 159名（会場 11名 オンライン 148名）

テーマ「それぞれの立場で出来る災害支援～災害支援ナースの取り組み～」

<シンポジスト>

茨城県看護協会 前常任理事 榎谷 厚子

ひたち医療センター 沼田 知之

水戸済生会総合病院 井坂 健一

3 結果

<国際助産師の日イベント>

- ・命の授業を実際に学ぶ場となりとてもよかった。
- ・今回、看護研修センターで開催したが、一般の人にはやはり場所がわかりにくい。
- ・保育園、幼稚園にも広報してもよかったのではないかな。
- ・東海村から申し出があり、事務局よりコラボでウィメンズヘルスカフェ開催の協力依頼の話があった。次年度開催に向け、3/14 委員会開催時に東海村の担当者、保健師職能委員会との事前打合せをオンラインにて実施し、6/19、6/26、7/31 の3日間の開催予定で調整していくこととなった。

【課題】

- ・次年度の国際助産師の日イベント開催については、開催日は11/8で程確定したが、広報、助産師会との共催、場所、周知等について検討していく。

<産科中間管理者交流会>

- ・分娩件数の減少に伴い、病院だけでなく、助産師の活躍の場を作っていく必要がある。
- ・助産師が更年期の理解が不十分であり、勉強が必要である。
- ・分娩件数の減少に伴い、産科単科でいることが難しくなってきた。そのため、他科を受け入れることが多くなってきたが、産科特有の忙しさはなかなか理解してもらえない。

看護師職能委員会 I 活動報告

委員長 檜山 千景
副委員長 佐藤 智恵
委員 萩谷 真琴、佐藤 久子、柴田 早苗、大竹 和歌子、園部 陽子
田崎 美紀、鈴木 綾子

1 活動目標

- 「病院看護職員の多様で柔軟な働き方改革の課題の検討と取り組み」
- 1) 病院における多様で柔軟な働き方に関する好事例の収集
 - 2) 地域での病院と在宅施設との看看連携の取り組み
 - 3) その他、看護職の抱えている課題の検討と取り組み
- ・「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針」周知・普及活動
- ・病院看護職の処遇改善に向けた取り組みに関する現状把握

2 実施状況

委員会 7 回開催（I・II 合同で 3 回）

- 研修会 1 11 月 2 日 受講者 18 名 ＊集合研修
「外来における在宅療養支援能力向上のための研修」
講師：医療法人社団善仁会 小山記念病院 看護部長代理 佐々木 則子
- 研修会 2 12 月 18 日 受講者 35 名（会場 1 名 オンライン 34 名）
職能 I・II 合同研修
「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務の在り方に関する
ガイドラインの活用推進に向けた情報交換会」
講師：日本看護協会 常任理事 田母神 裕美
石岡第一病院 参与 平賀 京子
訪問看護ステーション愛美園 管理者 中島 由美子
- 研修会 3 R7 年 1 月 11 日 受講者 40 名 ＊集合研修
職能 I・II 合同研修
「病院看護領域と在宅看護領域の看看連携について」
講師：常磐大学看護学部 教授 角田 直枝
- 調 査 「病院領域における看護職員の多様で柔軟な働き方に関する調査」
※詳細は資料 14 参照
対象：茨城県内病院 170 施設の看護管理者

期間：令和 6 年 12 月 6 日 ～ 令和 7 年 1 月 10 日

方法：調査票を郵送し Google フォームで回答

回答率：47.6% (81/170 施設)

その他 ○ 6 月 28 日 3 職能合同集会

参加者 159 名 (会場 11 名 オンライン 148 名)

テーマ「それぞれの立場で出来る災害支援～災害支援ナースの取り組み～」

<シンポジスト>

茨城県看護協会 前常任理事 榎谷 厚子

ひたち医療センター 沼田 知之

水戸済生会総合病院 井坂 健一

3 結果

- ・職能Ⅰ・Ⅱ合同研修「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン活用ガイド」の活用推進に向けた情報交換会は 12/18 にオンライン併用で開催した。看護チームの具体的な業務の在り方について事例を交えた情報また、日本看護協会田母神常任理事へ直接質問でき効果的に研修となった。目標にある「病院看護職員の多様で柔軟な働き方改革の課題の検討と取り組み」において多様で柔軟な働き方に関する好事例について学び職能Ⅰ・Ⅱ合同で知識を深めることができた。
- ・地域での病院と在宅施設との看看連携の取り組みについては、職能Ⅰ・Ⅱ合同研修「病院看護領域と在宅看護領域の看看連携について」1/11 開催した。2 年目の研修で地域連携を目標に参加者の満足度が高い研修となった。
- ・昨年度から継続している「外来における在宅療養支援能力向上のための研修」は土曜日に開催することで外来勤務職員の参加が可能となっている。普段できない他施設職員との交流時間は情報共有や課題解決の時間となった。

<アンケート調査>

- ・「病院看護職員の多様で柔軟な働き方改革の課題の検討と取り組み」について、アンケート調査を県内医療機関宛て 12 月上旬に発送し WEB (Google フォーム) にて回答を得た。

アンケート回収率：47.6% (81/170 施設)

【課題】

- ・昨年度からの継続研修の他に急遽「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン活用ガイド」の活用推進に向けた情報交換会の開催を担当することになり年間に 3 つの研修を開催することになった。委員会内では、研修中心の運営から、活動目標が達成できるように計画的に課題発見・集約及び活動を進めていきたい。

看護師職能委員会Ⅱ活動報告

委員長 小野寺 郁子

副委員長 玉主 祥子 ※活動途中で委員長不在により委員長代理も兼務

委員 久保田 文子、中園 美佐子、大部 はるみ、宮本 瞳、長谷 弘子

1 活動目標

- 1) 介護・福祉施設で働く看護職が積極的に参加できる研修会を企画する
- 2) 看看連携研修の振り返りアンケート調査を実施する

2 実施状況

委員会 7 回開催（Ⅰ・Ⅱ合同で 3 回）

研修会 1 12 月 18 日 受講者 35 名（会場 1 名 オンライン 34 名）

職能Ⅰ・Ⅱ合同研修

「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務の在り方に関する
ガイドラインの活用推進に向けた情報交換会」

講師：日本看護協会 常任理事 田母神 裕美

石岡第一病院 参与 平賀 京子

訪問看護ステーション愛美園 管理者 中島 由美子

研修会 2 1 月 11 日 受講者 40 名 ＊集合研修

職能Ⅰ・Ⅱ合同研修

「病院看護領域と在宅看護領域の看看連携について」

講師：常磐大学看護学部 教授 角田 直枝

研修会 3 1 月 25 日 受講者 65 名（会場 24 名 オンライン 41 名）

職能Ⅱ企画研修

「施設・在宅での看取りにおける意思決定支援について～住み慣れた場所で最後
まで穏やかな時間を過ごすために～」

講師：非営利一般社団法人 大慈学苑 代表 玉置 妙憂

その他 ○ 6 月 28 日 3 職能合同集会

参加者 159 名（会場 11 名 オンライン 148 名）

テーマ「それぞれの立場で出来る災害支援～災害支援ナースの取り組み～」

<シンポジスト>

茨城県看護協会 前常任理事 檜谷 厚子

ひたち医療センター 沼田 知之

水戸済生会総合病院 井坂 健一

3 結果

- ・ 職能Ⅰ・職能Ⅱ領域に共通した課題として、人員不足・人材育成が挙げられる。お互いの機能や役割は異なるが、それぞれの領域の強みを知り、限られた人材をお互いのリソースとして活用できる関係性を構築していくために、看看連携は永久的なテーマであると考ええる。
- ・ 看看連携について、今年度夏季に実施した受講者へのアンケート調査を次年度にも実施し、意識の変化や連携の実情を追跡していきたい。
- ・ 企画研修会について、職能Ⅱ領域の参加者が少ない現状である。次年度は周知活動をさらに盛り上げていく必要がある。
- ・ 看取りの支援では、スピリチュアルケアの概念について触れ、支援の現場で活かせるヒントを得られた研修であったと考える。次年度も継続した研修を企画しているため、職能領域の壁を越えて参加者を募っていきたい。

【課題】

- ・ 今年度はメンバー6名が新規入れ替えとなり、さらに年度途中より委員長が不在となっており、看護協会担当者、職能委員会Ⅰのメンバー、前年度委員長などから協力を得ながらの活動であった。手探りでの活動に不安を抱きながらも、新規メンバー同士が交流を深め協力して委員会を運営できたことから、この強みを次年度の活動にも活かしていきたい。2年間の任期終了時の委員会メンバーの入れ替えについては、十分な検討が必要だと感じる。
- ・ 県内全体の職能Ⅱ領域の看護職の状況把握について、それぞれの地域や施設の特性の違いから全体像の把握が難しい現状である。ヒアリング調査や訪問看護事業協会等との連携の機会を通して、職能Ⅱ領域での課題の抽出に努めていきたい。

常任委員会活動報告

看護労働改善事業委員会

委員：◎鶴見 幸子 ○小原 富美枝
大槻 勝明、大高 房子、須藤 礼子、
安田 優子、長岡 幸法、鹿山 道代

1. 活動目標

看護職の働き続けられる労働環境等の改善及び就業促進の支援

2. 結果

- ・令和 5 年度に看護労働改善事業委員会で「定年前看護師および再雇用者看護師の勤務継続に関する実態調査」した結果を学会等に発表するうえで、記載内容について、5/7 に担当理事と委員長で打合せをした。修正、見直しを重ねて、11 月に協会ホームページにアップした。
- ・今年の看護職のワークライフバランスについての調査は、2022 年度の看護師の時間外労働の調査結果を参考に評価・検討し、また、日本看護協会の看護職の WLB インデックス調査の項目、情報収集についても参考とした
- ・調査方法：WEB アンケート (Google フォーム)
- ・調査対象：県内病院 (170 件) の正規職員 10 名
- ・調査期間：12/10～1/6
- ・調査結果：回収率 29.8% (508 名/1,700 名)

＜まとめ＞ ※詳細は資料 15 参照

本調査結果から勤務状況として、週休形態については 78% (398 名) が完全週休 2 日制、4 週 8 休制であり、超過勤務 (月平均) については、71% (359 名) が 10 時間以内であった。夏季休暇および年末年始休暇の取得日数について、「5 日未満」が 49% (248 名)、年次休暇の取得日数について、「5 日未満」23% (117 名) であった。日本看護協会による夜勤・交代制勤務の勤務編成基準 11 項目の遵守状況については、すべての項目について 70% 以上が遵守されていたことから、比較的働きやすい職場環境が整いつつあると言える。

WLB に関する満足度としては「満足している」「どちらかという満足している」と全体の 44% (226 名) が回答しており、50%を下回る結果となった。満足している理由および満足していない理由についての上位はいずれも休暇の取得、WLB の充実度に関する内容であった。年齢別の満足度については 30 歳代が満足度 59% (70 名)、既婚者より未婚者の方が 58% (100 名) と低い傾向にあった。また、12 歳以下の子供の有無と WLB の満足度の関連性については認められなかった。WLB (比率) の理想と現実については、理想として「ワーク 5 : ライフ 5」が 149 名で最も多く、一方現実としては「ワーク 7 : ライフ 3」が 163 名で最も多かった。理想の WLB は個人で異なり、「ワーク 5 : ライフ 5」の割合で働くことが正解ではなく、自分の叶えたいキャリアやライフプランを実現できる働き方を目指すことが重要である。

WLB の実現にするために職場に必要なことについては、「給与 (昇給)」、「人材確保」、「年次休暇の取りやすさ」、「柔軟な働き方の推進」、「管理職の意識改革」等が挙げられており、これらについて検討していく必要があると言える。また、WLB の満足度を維持向上していくために必要なこととしては (武石、2011)、仕事や職場の状況であり、「職務が明確で職務遂行に当たって個人の裁量があるような仕事」、「上司が個人の業務遂行や育成に目配りをしたマネジメントを行っていること」、「職場の中で協力的な雰囲気が醸成されていること」の 3 つが挙げられている。そのため、管理職の意識改革を含め、適切にマネジメントを行っていくことができる管理職の育成も重要な要素である。

厚生労働省の推計によると、2025 年には約 13 万人の看護師が不足すると予測されており、看護の質の低下が懸念される。看護師の労働環境の改善により、患者満足度が 20%上昇したといったデータも出ていることから、人材不足の問題に対応するためにも、看護師の労働環境と待遇改善の実

現する取り組みが人材確保と定着率の向上の鍵となり急務と言える。

教育委員会

委員：◎木村 加代子 ○今野 恵
森永 美智子、小泉 知子
古沢 信子、中谷 章子、花田 幸代
飛田 真紀子、大久 葉子、縮 夏美

1. 活動目標

- 1) 県内看護職のキャリアアップを支援し看護の質の向上を図る
- 2) 社会のニーズに対応した研修を企画する
- 3) 研修評価を元に次年度の課題抽出を図る

2. 結果

- ・研修係担当者割振り
(令和6年9月-令和7年2月)
- ・令和6年度6-8月分の研修会評価
- ・研修No.1 新入看護職研修・看護協会の役割事業
配信延長(9月まで)
- ・VOD オンデマンドセット配信研修申込期間延長
(9月まで)
- ・令和7年度研企画見直し、新企画立案
- ・看護研究学会 各担当係サポート

【課題】

- ・演習スペースの検討
研修で演習機材が多い場合、受講生の移動をスムーズにできるよう、スペース確保やレイアウトの検討を事前に講師陣と打ち合わせを行う必要がある。
- ・講義時間配分およびアンケート入力時間確保。
昨年度は二次元コードを読み込み回答できたが、今年度からマナブルにログインしてからの入力に変更され、受講終了後のアンケート入力に時間を要している。回答率もやや低迷傾向にあるため、研修時のアナウンスを重ね受講生の協力を仰ぎ次年度の回答率UPにつなげていく。

- ・機材関係の動作確認

研修開始時に機材トラブルが発生することもあり事前の動作確認が必要である。

- ・駐車場抽選時間と案内方法

受講当日まで駐車場案内が決まっていないことがあり、受講生が研修開始時間に間に合わないこともあった。アンケートからも駐車場案内に対する意見も聞かれた為、次年度に向け検討が必要である。

業務委員会

委員：◎大谷 勝枝 ○須藤 綾子
貝塚 久美子、大谷 文子
俵木 こづえ、半田 育子、秋葉 泰子
加治 直美

1. 活動目標

医師の働き方改革が施行される年度として、タスクシフト・シェアにおいても、より質の高い看護の提供とチーム医療推進のため、看護師が本来の業務が行える環境の構築に向けて看護補助者の人材確保・定着のための、情報を発信していく。

また、診療報酬改定により、特定行為研修修了者の現状を把握し、計画的育成につなげていけるようアンケートを実施し、活動の支援となる情報を発信していく。

2. 結果

＜特定行為研修修了者に関するアンケート＞

- ・茨城県内 170 施設にアンケート調査を実施し、回答率 55.3% (170 施設中回答/94 施設) であった。またそのうち、専門領域を持つ看護師が在籍する施設は 94 施設中 49 施設 (52.1%) であった。

＜看護補助者の活用＞

- ・リーフレットは、ハローワーク 13 か所(各 80 部)・図書館 60 か所(各 25 部)、市町村役場 44 か所(各 20 部)を郵送にて配布した。加えて、地区理事会にて 9 地区(各 20 部)に配布した。

看護協会発行「看護いばらき」10月号に掲載した。

- ・大洗町役場にあったリーフレットをみて「介護施設勤務だが4月からほかを探しているので、募集している施設を教えて欲しい」と協会事務局宛て電話問合せ1件あり、ハローワークまたは、直接希望の施設にご連絡いただいてはどうかと案内した。
- ・看護補助者の就労に関する現状把握のため、看護管理者(看護部(局)長)宛、病棟師長および副師長宛、ハローワーク・図書館・市町村役場宛のアンケートを作成した。アンケートは次年度7月末に配布する予定とした。

【課題】

＜特定行為研修者の活用＞

- ・アンケート結果に基づき、2020年度の茨城県看護協会ホームページに公開された「専門領域を持つ看護職の分布一覧と看護職一覧」を更新する。更新した分布一覧と看護職一覧の活用を推進することで、専門領域を持つ看護師の更なる活躍の場を拡大する。また、リソースナースの地域連携の推進、協会会員への情報提供を行う。

＜看護補助者の活用＞

- ・今年度はリーフレットを含めた広報活動を行った。次年度にアンケートの実施・分析をし、更なる広報のあり方や定着に向けた具体的対策を立てる。

広報委員会

委員：◎池田 真由美 ○大久保 あすか
高野 由美子、勝扇 尚子、
高橋 廣美、奥川 洋子

1. 活動目標

- 1) 興味・関心のある「旬」の話題を提供する
- 2) 美しく見やすい機関誌「看護いばらき」を

作成する

- 3) 県内の看護に関する学会や研修など現地取材を通し参加者の声を反映した記事を提供する
- 4) 看護協会会員入会率アップにつながる興味・関心のある話題を提供する

2. 結果

- ・5/18 看護の祭典で表彰者の記念撮影会場準備が大変だった。応援をお願いしようとしたが他担当者も忙しく声かけが難しかった。次年度検討事項として5/22委員会の際に事務局に報告した。
- ・147号のリアル飯記事は、研修受講生等の食事の参考になればと、協会職員が行ったお店を看護協会周辺シリーズその①として紹介した記事を掲載した。

＜新企画として＞

- ・茨城県内でファースト、セカンド、サードが続けて受講できること、茨城県からの受講をすすめていきたい。(2024年度は県外が過半数を占めていた)
- ・NEWナースや受講生が多いファーストを小規模病院対象に交渉していく。

【課題】

- ・シリーズのリアル飯を継続して募集記事を掲載しているが、応募が全くない。これに限らず、投稿者にはインセンティブも必要かも知れない。(事務局からも助言あり)
- ・人材確保が重要課題であり、看護いばらきを手に取り身近に感じてもらうことから始める。

学会委員会

委員：◎平賀 紀子 ○大芦 恵美
小野寺 郁子、穴戸 正子
外塚 恵理子、南雲 史代
菅原 多栄子

1. 活動目標

- 1) 茨城県内看護職の看護研究を支援し看護の質の向上を図る
- 2) 茨城県看護研究学会の充実と円滑な運営を図る
- 3) 茨城県看護研究学会の参加促進を図る

2. 結果

＜令和6年度学会運営内容＞

- ・学会：12月21日（土）
- ・会場：県立医療大学（オンデマンド無し）

＜運営の手引き＞

- ・抄録原稿2枚以内（1600字程度を削除）→1枚の場合は、個別で対応していく
- ・発表形式一般演題は、口演、示説で募集

＜会場：茨城県立医療大学について＞

受付：二次元コード読み取り

大講義室（500名収容）：開会式、特別講演、
口演、閉会式

中講義室：ランチョンセミナー企画予定

小講義室：示説発表

企業展示：茨城県看護協会ホームページ要綱等掲載予定。出展希望等があれば協会HPを案内する。（募集期間：7/1～9/1）

駐車場：360台

マイクロバスは申請があれば駐車可能。

食事：飲食店が近隣にない為キッチンカー依頼

＜査読について＞

- ・文献引用の記載方法の追加と統一

＜表彰の選出方法および基準について＞

- ・座長賞：資料3及び抄録選考基準を座長に渡し、座長一任で決定とする
- ・査読結果30演題中2演題採択、28演題は再査読
- ・群分けは口演15題、示説15題
- ・特別講演座長 吉良淳子教授

＜参加者＞

- ・356名

【課題】

- ・アンケート結果をもとに看護研究学会の開催時

期、場所、キッチンカーの手配などを検討する

- ・抄録における文献の書き方、座長賞の記念品について検討する
- ・新設された研修参加と併せて、ケーススタディの演題募集を図る

認定看護管理者教育運営委員会

委員：◎渡邊 葉月

高麗 美智子、菊地 里子、池袋 昌子

高橋 泰子、山本 祐美子、村田 誠幸

長山 一恵

1. 活動目標

認定看護管理者教育課程の企画・運営及び改善のための検討を行う。

2. 結果

＜ファーストレベル＞

- ・応募者80名+科目履修生2名の合計80名の受講について承認。 ※昨年80名
- ・2名受講中止で受講生78名+科目履修生2名
コロナ感染等で6名がZOOM対応となった（1名
体調不良により次年度科目履修）

■科目課題レポート結果

- ・「組織管理論Ⅰ」では、C判定が多かった。レポートが書きなれていないため、評価表からも論述能力が低いことがあげられる。「論理的なレポート・論文の書き方」の研修受講と復習を勧めた。
- ・「ヘルスケアシステム論Ⅰ」もC判定が多かった。評価表の論述能力において「今後の課題が明確である」「理論や概念に基づいて事実を分析している」の項目が低かった。

＜セカンドレベル＞

- ・応募者36名の受講について承認。
※昨年38名
- ・2名体調不良のため34名が受講。
- ・34名は各教育機関で定めている成績を修め修了。

■科目課題レポート結果

- ・「人材管理Ⅱ」では現状分析は出来ているが、課題が具体的でない場合がC判定となっている。
- ・「組織管理論Ⅱ」では、論文の書き方と基本的なところを講義いただき整理ができた。
- ・受講者のレディネスによって個人差がある。今後「論理的なレポート・論文の書き方」研修に参加することを勧めていく。

＜サードレベル＞

- ・応募者 11 名 履修科目者 2 名 計 13 名の受講について承認。
- ・公開講座は今後検討 ※昨年希望者無し

■科目課題レポート結果

- ・「質管理Ⅲ」以外のレポート提出は済んでいる。総合演習については、1/10 提出予定である。
- ・「組織管理論Ⅲ」の科目履修生は、提出物など期限内に決められた様式で提出できている。

- 受講生 11 名、科目履修生 2 名の計 13 名が各教科目で教育機関の定める成績を修め修了。

医療・看護安全対策推進委員会

委員：◎笠井 良子 ○大森 潤子
高野 紀子、其田 結香、早瀬 恵
内藤 雄貴、仲上 真理、井上 祐一

1. 活動目標

茨城県看護協会における医療安全体制を構築する

- 1) 完成した「訪問看護における安全管理マニュアル」の活用状況、アンケート調査
- 2) 安全管理体制実態調査（医療安全に関わる看護師の実態調査）

2. 結果

- ・「訪問看護における安全管理マニュアルの現状調査」
調査方法：WEB アンケート（Google フォーム）
調査対象：訪問看護ステーション 315 件
（うち、180 件は訪問看護事業協議会メーリングリストで送信依頼した）

調査期間：12/1～1/10

回収率：20.5% 65 件/317 件

アンケートの回収率は低かったものの、業務の指針として事故防止や緊急時の対応に使用してくれていることが確認できた。

- ・医療安全管理体制実態調査について設問内容確認

【課題】

- ・医療安全管理体制に関するアンケート内容検討（目的・対象者を明らかにし、設問見直し）し、次年度、調査実施する。

災害看護委員会

委員：◎青木 建二 ○林田 彩子
澤田 幸子、内田 里実、小泉 弘美
平田 悟、上野 七奈子、西山 敦子

1. 活動目標

- 1) 災害支援ナースの登録を目指し、新興感染発生時や災害時の応援派遣活動に対応できる看護職を育成する。
- 2) 看護専門職として、被災者に支援できる能力を育成する。
- 3) 災害支援ナースとして、他者との協働、自律的な活動の重要性が認識できる人材を育成する。

2. 結果

- ・災害支援ナース養成研修（新カリキュラム）オンデマンド研修（講義）+演習（2日間）
申込者 85 名（11 月 45 名、12 月 38 名）
修了者 77 名（11 月 41 名、12 月 37 名）
- ・今年度から新しい制度となり、新カリキュラムで実施。新制度「災害+感染」に対応した災害支援ナースの養成研修を実施した。

【課題】

- ・施設と県の協定締結の有無把握
- ・県と看護協会の連携内容把握

- ・ JMAT は、新制度の災害支援ナース養成研修を受講した方の看護師受講枠を広げて欲しい。
- ・ 日本看護協会から今後提示される新制度への変更点を災害支援ナース養成研修受講修了者や各施設に周知していく必要がある
- ・ 災害支援ナース養成研修修了者にブラッシュアップ研修の必要性を調査
- ・ 災害支援ナース養成研修を受講した方のフォローアップ研修の検討（次年度以降に向けて）
- ・ 県と施設間で協定を締結していない施設の災害支援ナースの活動の場について検討
- ・ 実際に活動した支援ナースの活動報告会の開催を検討（ZOOM 等で）
- ・ 研修受講者の適正人数の検討

地区活動報告

水戸地区

理事： 和田 俊彦

委員： 堀江 由樹子、山崎 理香

1 活動テーマ

水戸地区会員間の情報共有と連携強化を図る

2 活動目標

- 1) 「まちの保健室」を通して、地域住民の健康な生活を支援する
- 2) 会員相互の交流会を定期的に行い、情報や課題の共有を図る
- 3) 看護専門職として新しい知識・技術を習得し実践に活用できる

3 活動状況

- ・委員会 3 回
- ・会員会 2 回
会場 21 名 オンライン 22 名
- ・地区意見交換会（9 地区）1 回
会場 5 名 オンライン 99 名
- ・3 地区合同研修会 1 回
（水戸、日立、常陸太田・ひたちなか地区）
「認知症基本的対応技術 カンフォータブル・ケア」
会場 19 名 オンライン 70 名
- ・イベントまちの保健室 15 回
○読書フェス 2 回
○スポーツイベント 6 回
○産業祭 2 回
○その他 5 回
来場者 計 661 名
- ・イベントでの救護対応
救護対応 1 件

4 結果

- ・利用者から好評であり、まちの保健室は看護協会の広報活動として一翼を担っていることを

実感した。本事業において、地域住民の健康や福祉の向上を図るとともに看護協会の PR の場でもある。まちの保健室は、引き続き実施していく。

- ・メーリングリスト作成において、全員の回答は得られなかったものの、32 施設から承諾を得ることができた。今後、厚生局適時調査、個別指導の情報共有、患者照会に関する事等、水戸地区医療機関として情報共有していく。

【課題】

- ・まちの保健室の開催日の環境面において課題が出ている。（特に水戸市スポーツ振興協会主催イベント）屋外での対応もあり気温、日照や強風など雨以外の問題も出てきている。これらの課題および今後のまちの保健室について、主催者の水戸市スポーツ振興協会へ地区理事が 10/17 に訪問し、次年度に向けて暑い時期を除く、開催数を減らし時間も短縮してもらう等調整した結果を 2 月の会員会で共有した。
- ・会員会では活発な意見交換が出来ているが、参加施設が少ないためオンライン参加を促していく。

日立地区

理事： 寺田 直子

委員： 嶋本 裕子、長谷 弘子

1 活動テーマ

会員間の連携で組織の強化を図り、継続した地区活動を実施する

2 活動目標

- 1) 研修の継続を図り、看護専門職としての資質向上を図る
- 2) まちの保健室活動を行い、地域住民の健康な

生活を支援する

3 活動状況

- ・委員会1回

- ・会員会1回

会場 15 名

- ・地区意見交換会（9 地区）1 回

会場 5 名 オンライン 99 名

- ・3 地区合同研修会 1 回

（水戸、日立、常陸太田・ひたちなか）

「認知症基本的対応技術 カンフォータブル・ケア」

会場 19 名 オンライン 70 名

- ・看護研究発表会（日立、常陸太田・ひたちなか）

＊オンライン併用

講師 1 名 座長 3 名 発表者 10 名

会場 15 名 オンライン 41 名

- ・イベントまちの保健室 3 回

①快適お産おっぱいライフ in 日立地区

○事前会議 11 名

○当日 来場者 30 名

②ひたち FIRE2024（日立新都市広場）

来場者 15 名

③百年塾フェスタ 2024

（池の川さくらアリーナ）

来場者 67 名

- ・シーサイドマラソン

救護対応協力 救護所 8 ヶ所

15 施設（18 名）協力参加

4 結果

- ・ひたちシーサイドマラソンの看護師派遣要請について、各施設に数名ずつトータル 18 名でお願いしたい旨説明した。
- ・看護師派遣協力依頼をするうえで、日立地区会員施設宛て派遣が可能かどうか、人数、希望場所をアンケート形式で文書を送付した。
- ・日立地区の活動、情報の共有、また災害時の連携、職能団体として支援活動につなげること

を目的とし、地区会員メーリングリストを作成するため、施設宛てアンケートを送付し 20 施設から回答を得てリストを作成した。今後の地区活動で活用していく。

- ・快適お産おっぱいライフ in 日立地区の事前会議は、去年の経験、アンケート結果を踏まえ参加者増を目標に意見交換を行い広報等進め、来場者は昨年より増え 30 名来場があった。アンケートも高評価をいただき、なごやかな雰囲気を実施することができた。
- ・10/13 百年塾は 40～70 歳代の方が参加されるイベントだったため、切れ目なく対応した。質問も多く、こちらのアドバイスに対して、今後どうしたらいいかヒントをもらえたなど、喜ばれることもあった。百年塾でのまちの保健室開催は、大変有意義だと感じた。

常陸太田・ひたちなか地区

理事：三本松 まゆみ

委員：佐藤 智恵、竹村 弘子

1 活動テーマ

地域住民の保健・医療・介護への意識向上を図り、健康の保持・増進を支援する

2 活動目標

1) 地域住民の健康への支援

- ・常設「まちの保健室」活動を通して、住民の健康の保持増進、疾病の予防および早期発見に貢献する。また、在宅療養に関わる方々を支援する
- ・多職種と協同し、地域住民の健康意識の向上を図る

2) 看護職間の連携を図り情報を共有し、専門職としての看護の質向上に努める

- ・地区会員会等における情報交換
- ・地域における施設間の看護職連携

3 活動状況

- ・委員会2回
- ・会員会2回
会場15名 オンライン27名
- ・地区意見交換会(9地区)1回
会場5名 オンライン99名
- ・3地区合同研修会1回
(水戸、日立、常陸太田・ひたちなか)
「認知症基本的対応技術 カンフォータブル・ケア」
会場19名 オンライン70名
- ・看護研究発表会(日立、常陸太田・ひたちなか)
*オンライン併用
講師1名 座長3名 発表者10名
会場15名 オンライン41名
- ・常設まちの保健室(道の駅ひたちおた)
10回 *うち9回は薬剤師会との連携開催
来場者201名
薬剤師への相談23名
- ・在宅医療・介護周知イベント
「健康・絆・就活フェア」公開講座内の
グループ討議に3名参加協力

4 結果

- ・4月のまちの保健室では、紅麹関連の相談をする方も見られた。トピックス的な話題への対応も重要だと感じた。
- ・8月、9月のまちの保健室は、道の駅ひたちおた都合により開催無し。
- ・道の駅HPへまちの保健室の紹介掲載と、店内の行事予定カレンダーにも開催について掲示されPRに協力して頂いた。利用者の増加につなげたい。
- ・8/24研修会(オンライン併用)は、医師・理学療法士・介護福祉士の参加もあり、具体的なシミュレーションにより、アンケートは満足度の高い結果が得られた。
- ・10/20ワークショップはひたちなか市民100

名で70歳以上の方が多かった。医師、看護師、栄養士、薬剤師、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、介護士が協力し人生会議の模擬体験として話し合った。興味がある市民の参加だったため、スムーズな話し合いができた。今回の内容を周知していくことは、ACP普及啓発の拡充になるのではないかな。

- ・12/7看護研究発表会は、10演題の発表で講師から1演題ずつ丁寧な講評があり、参加者アンケートも高評価だった。(アンケート回収率68.9%)

【課題】

- ・毎回薬剤師2名が参加されるので、PR方法を薬剤師会と検討。
- ・まちの保健室の新たな取り組みとして認知症相談・意思決定支援に関する相談などができるような体制に変えていけるか会員会で検討したが、特定の看護師でないと対応できない問題がある。そのため看護協会会員と、常陸太田・ひたちなか地域住民と交流できる活動について来年度新たに行政を巻き込み計画していく。
- ・看護協会会員確保については、各組織で声かけを続けていく。

鹿行地区

理事：岩間 由起子

委員：小原 一也、中島 道子

1 活動テーマ

現状の生活様式に即した地域住民への健康管理啓発と、医療機関、介護施設、訪問看護ステーションとの連携強化

2 活動目標

- 1) 専門職としての資質向上を図り、地域のニーズに応じた保健活動を推進する
- 2) 施設間・関係団体との連絡を充実させ、組織の強化を図る

※会員会に参加されない施設への支援ネットワークの構築強化

3 活動状況

- ・委員会3回
- ・会員会1回 会場9名
- ・地区意見交換会(9地区)1回
会場5名 オンライン99名
- ・研修会1回
「一般病棟から在宅へ～バトンをつなげる
看取りケア～」 参加者83名
- ・まちの保健室
(鹿行市ショッピングセンターチェリオ)
来場者7名
- ・神栖舞っちゃげまつり(かみす防災アリーナ)
※イベント来客3万人
救護班で参加協力
救護対応18名
- ・ワークショップコレクション(かみす防災アリーナ) ※神栖市教育委員会主催
ちびっこナース服試着体験、妊婦体験、車いす体験、聴診器体験
来場者652名

4 結果

- ・研修会テーマ「がん患者の看護(仮)」を予定しているが開催については、近隣のコロナ感染症発生状況を考慮し決定することとする。
- ・会員会は紙面、メール等で繋がりを持つことも考慮していく。
- ・常設まちの保健室は11月、2月を予定するがコロナの状況で開催を検討する。
- ・神栖舞っちゃげまつり当日は早朝から30度を超える猛暑だった。救護所は、冷房完備の室内だったため、対応がスムーズにできた。(熱中症3名、捻挫1名、擦過傷5名、遊具によるケガ1名(病院受診へ) また、授乳コーナーが無かった為、パーテーションを借りて工夫して対応した。

- ・4年ぶりに研修会を実施した。WEB開催としたことで参加者83名と多く、参加者からも場所・時間を気にせずに参加しやすかったとの意見も得られた。

【課題】

- ・コロナ感染者対策をしながらの安心安全な開催を確立することが重要であり、状況によっては会員会、研修会等でオンラインを活用。
- ・会員数を増やすための対策を検討する。
- ・11/16ワークショップは、昨年より来場者が多く2名体制では大変なところもあった。協会所有のナース服は、大きい小学生が多く、もっと大きいサイズを検討いただけるとよい。
- ・コロナ禍以降、中止していたまちの保健室(チェリオ)を11/21に開催したが、以前よりお客さんが減少していたこと、また、有料と思われることもあった。常設再開の今後の課題のひとつである。
- ・地区活動の参加施設が増えてくれるかどうかは課題である。

土浦地区

理事：宮本 佳代子

委員：以後崎 奈津子、天貝 恵子

1 活動テーマ

土浦地区会員間の連携を図り、地域活動の充実を図る

2 活動目標

- ① 土浦地区の管理者間の連携を強化し、専門職としての資質向上を図る
- ② 地域のニーズに応じた看護活動を推進する
- ③ 「まちの保健室」再開に向けて、体制を再構築する

3 活動状況

- ・委員会2回

- ・会員会 1 回 会場 17 名
- ・地区意見交換会 (9 地区) 1 回
会場 5 名 オンライン 99 名

4 結果

- ・まちの保健室は、土浦市内での場所確保を検討。
- ・研修内容はタスクシフトに対する現状の取り組みと課題など会員会をとおして研修テーマを選出する。
- ・会員会では、事前に会員から「テーマ」を出してもらったところ、①人材確保②管理者育成③卒後教育④プラチナナースの働き方⑤タスクシフト/シェアがあがった。それらテーマについて、グループワークを実施したところ、各施設の状況等を含め、活発な意見交換が出来た。

【課題】

- ・まちの保健室の開催場所の確保とこれまで 1 施設での対応だったが、それを地区会員で対応する体制を構築する。また、薬剤師会との連携も進める。

つくば地区

理事：星 豪人

委員：高崎 芳江、飯田 育子

1 活動テーマ

つくば地区のネットワークを円滑にして、各施設間の連携を強化することで地域包括ケアシステムの構築を図る。

2 活動目標

- 1) つくば地区の管理者間連携を強化して、地域ネットワークを推進する。
- 2) 地区研修を通して、施設間で協働できる関係を形成し、業務の質改善を図る。
- 3) 地区会議でのコミュニケーションにより相互理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図る。

3 活動状況

- ・委員会 1 回
- ・会員会 2 回
会場 22 名 オンライン 11 名
- ・地区意見交換会 (9 地区) 1 回
会場 5 名 オンライン 99 名
- ・研修会 2 回
 - ①「ACP」 38 名
 - ②「カスタマーハラスメント」 59 名
- ・まちの保健室 6 回 (イーアスつくば)
来場者 238 名
- ・三師会合同新年会
＊つくば市薬剤師会・医師会・歯科医師会
地区理事出席

4 結果

<看護の日開催 (5 月) >

今回は各病院の自主的な開催となった。今後、つくば地区活動として、開催を拡大できるように、つくば地区会員への情報共有を図り協力体制を強化する。

開催内容は以下のとおりである。

- ・筑波大学付属病院 (5 月 14 日開催：院内)
災害看護に係わる啓蒙活動。
非常食展示、DMAT ユニフォーム試着体験、DMAT・DPAT 活動紹介。
来場された方から日々の看護師への働きに感謝の気持ちを頂いた。
- ・筑波メディカルセンター (5 月 11 日開催：つくばセンター広場大清水公園)
災害医療に関する啓蒙活動。
DMAT 車両展示 (乗車体験実施)、能登半島地震の筑波メディカルセンターDMAT 活動報告。延べ来場者数 903 名。家族連れの来場が多かった。
- ・いちほら病院 (5 月 11 日開催：院内)
健康チェック、健康相談、福祉用具展示、リハビリ体操、キッチンカーなどを催した。入院中

の患者さんや施設入所者、外来受診者をはじめ、大曽根地区へチラシを配布したことで、近隣住民が多数参加された。

- ・筑波記念病院（5月11日：イーアスつくば）バイタルサインチェック、血糖測定、ロコモ測定、健康・栄養・介護相談などを実施した。小学生までを対象に白衣試着体験の実施。各ブース述べ来場者数 777 名。広報は 1 ヶ月前よりイーアスつくば、つくば市役所（関連施設）へポスター掲示、茨城新聞（5/16 掲載）。
- ・8/21～8/23 まちの保健室の来場者は 132 名と、前年度 60 名より倍増した。薬剤師会が参加してくれたことで、集客が増えたと感じる。また、待ち時間の対応をしてくれたことも大きく、引き続き協力願いたい。
- ・12/6 会員会では、活発な意見交換が行えた。今後はメーリングリストの活用を推進し議論を進めていく。

【課題】

- ・5 月看護の日イベントについて、つくば地区会員への情報共有を図り協力体制を強化する。
- ・地域基盤の強化につながる取り組みを地域活動の中で行うことが必要である。

<まちの保健室>

- ・会場であるイーアスつくば、つくば市健康増進課で 1 ヶ月前からポスター掲示の協力してもらったが、事前告知による来場者はほとんど無かったため、次年度はつくば市の広報課へのアクセスを広げていくことなど検討する。
- ・広報、実施内容の強化検討が必要。
- ・行政からの要望がある場合は、つくば地区に依頼する仕組みを検討する。
- ・5 大疾病対象に内容を拡大する事も含め検討。
- ・開催拡大に向け、定期的に開催できる場所について検討。

<研修会>

- ・2/22 研修会は申込みが 80 名を超えていたが、

当日欠席者が多く、参加は 59 名だった。今後、1 週間前等、キャンセル日を設定する必要性を感じた。

取手・竜ヶ崎地区

理事：桑田 今日子

委員：木樽 京子、増田 由紀子

1 活動テーマ

保健・医療・福祉の分野で活動する看護職と連携を図り、地域のニーズに応える地区活動を推進する

2 活動目標

- 1) 専門職としての質の向上を図り、組織の強化を図る
- 2) 地域会員会を通し、災害時のネットワークの強化を図る
- 3) まちの保健室活動を通し、地域住民の健康の維持増進を支援する

3 活動状況

- ・委員会 3 回
- ・会員会 3 回 会場 54 名
- ・地区意見交換会（9 地区）1 回
会場 5 名 オンライン 99 名
- ・常設まちの保健室 24 回
○サプラスクエアサプラ 12 回
*うち 11 回は薬剤師会との連携開催
来場者 117 名
薬剤師へ相談 36 名
○イオンタウン守谷 12 回
来場者 33 名

4 結果

- ・アンケート形式をとり取手・竜ヶ崎地区緊急連絡網を作成した。（承諾得られた 29 施設）
- ・まちの保健室はサプラのみ薬剤師会とコラボで開始した。実施担当者からは「薬剤師会の方

と協働し来場者へアドバイスが出来てよかった、安心した」との感想があった。

- ・会員会では「県への要望」による看護師や看護補助者確保のため紹介会社利用状況の情報交換を行った。
- ・イオンタウン守谷でのまちの保健室は、使用料がかかること、荷物を置く場所がなく搬入で雨の日対策を要す。また、来場者も少ないため、開催場所を「守谷テラス内のカスミ」に戻してはどうかという意見が挙がったが、店舗の事情で「フードスクエアカスミ守谷イオン店」に変更となった。開催時期等については、後日調整となったが、1/23 会員会の前にイオン店内カスミに訪問し、場所の写真を撮影し、会員会で共有した。
- ・牛久龍ヶ崎方面のイトーヨーカドーが2月に閉店するが、新しい店舗が入店する話があるため、引き続き同場所での開催、評価とした。次年度4月早々に会員会を開催し意見交換をする。

【課題】

- ・会員継増加に向けた取り組みの継続。
- ＜まちの保健室＞
- ・取手・守谷方面の開催場所の変更が可能かの判断および新開催場所候補の店舗との交渉や保管場所、荷物の受け渡しの確認
 - ・牛久・龍ヶ崎方面のサブラスクエア内イトーヨーカドー閉店後の開催場所等

筑西・下妻地区

理事：鈴木 和子

委員：野澤 幸子、菊地 里子

1 活動テーマ

会員相互の連携を深めるとともに、保健、医療、福祉分野の方々と協力して地区活動の活性化を

図る

2 活動目標

- 1) 会員間の連携を深める
- 2) 保健、医療、福祉分野の方々と協力して、地域保健活動の充実を図る
- 3) 新入会員を増やし、組織の強化を図る

3 活動状況

- ・委員会2回
- ・会員会2回 会場25名
- ・地区意見交換会（9地区）1回
会場5名 オンライン99名
- ・研修会2回
 - ①茨城県教育財団との合同研修会
＊オンライン併用
「教育から「共有」へ ～今、あらためて「看護を教える」ことの本質を問い直す～」
参加人数：会場85名 オンライン8名
 - ②「認知症ケアについて学ぼう」
参加人数29名
- ・常設まちの保健室 12回
＊うち11回は薬剤師会との連携開催
来場者130名
薬剤師への相談24名

4 結果

- ・毎月まちの保健室を楽しみに来場される方がいる。
- ・実施担当者より「普段は病棟勤務のため、このような機会に関わることができ新鮮でした。また機会があれば関わりたい。」「健康診断結果を持参された方の内容を拝見し、すぐに受信するよう伝える事ができた。」等相談を受ける側にとっても貴重な機会である。
- ・9/28 合同研修会の講義はユーモアと実践での話を交えたとても分かりやすく、また改めて考えさせられる研修だった。また、学生を受け入れる臨床側の体制など内容は実習指導関連ではあるものの、学習者と指導者という立場にお

いては、現場でも十分通ずるものであった。

・11/23 研修会は5 グループに分かれて事例検討を行った。事例はどの施設でも体験した事のあ
る身近な内容となっており、積極的な意見交換
が行われた。

・教育財団との合同研修会は、後輩育成、会員会
でも教育的研修のひとつとして継続希望もあ
った。しかしながら、協会から次年度計画を含
め、新規会員獲得の趣旨と離れてしまう事等、
助言があった。以上を踏まえ次年度は合同研修
を中止し、地区独自開催の研修会に変更するこ
ととした。

【課題】

・地区の特性として、様々な機能の施設があるた
め、研修企画一つとっても、医療施設と介護施
設系で捉えられた問題も多岐に渡ること感
じられた。このような活動を通して、医療・介
護・福祉の情報交換・共有・連携にも繋がれば
よいと考える。

・地域の認定看護師等の活用により、研修の幅を
広げることが可能となるので引き続き活用
に向けた協力を依頼していきたい。

・活動内容は問題なく継続されているが、これか
ら実施する地区イベントが今後も継続してい
けるよう検討を続けていく。

・協会からの助言もあった新規会員獲得に関し
ては、なかなかアプローチが難しい。

古河・坂東地区

理事：佐伯 久美

委員：鈴木 久美子、宮脇 健

1 活動テーマ

当該地区における施設間の連携促進（オンラ
インシステム活用を含む）

2 活動目標

1) 地区の活性化に向けた各施設における取り
組み事例等の情報共有

2) 常設・イベント「まちの保健室」の再開後
の定着

3 活動状況

・委員会 2 回

・会員会 3 回 オンライン 27 名

・地区意見交換会（9 地区）1 回
会場 5 名 オンライン 99 名

・常設まちの保健室（道の駅まぐらがの里）
7 回 来場者 137 名

・イベントまちの保健室 2 回

①坂東市健康まつり

○10/4 第 1 回実行委員会
地区委員 1 名参加

○11/12 第 2 回実行委員会
地区理事参加

○1/24 事前準備
2 名（地区理事、委員）

○1/26 開催当日
係員 8 名 来場者 164 名

②2/8 ふくしままつり

係員 8 名
来場者 32 名

4 結果

・高齢の来場者は健康に気をつけて自信のあ
る方が多い印象である。一方、40～60 代の中
には健診未受診の方もいるため、改めて、こ
のまちの保健室が啓蒙の場になれば良い。

・常設まちの保健室の新たな運用ルールとし
て、物品管理を持ち回りにした。（荷物もコ
ンパクトに）また、担当施設ごとで自施設の
台車を使用していたが、まちの保健室専用
の台車を、協会を通して購入し使用してい
る。

・まちの保健室必要物品の管理を持ち回り制
としたところである。それに関して物品の

管理、各種物品の定数、「まちの保健室」全般についてのご意見等、WEBアンケートを実施した。その結果を踏まえて、これまでどおり物品管理を持ち回り制で今後も活動を進めていく。

- ・次年度は管理者以外の職員レベルでの情報共有を検討し連携強化を図る。常設まちの保健室は実施回数を増やし運営方法を見直したが、物品不足が課題となったため、事前準備を改善する。
- ・例年 11 月開催のふくしまつりが延期となり 2 月に開催されたが、屋外の厳しい寒さと強風の中で、血圧、SP02 測定が困難となり係員の負担が増えた。(主催者へ改善を依頼した。) 今後も地域住民と会員の利益につながるよう連携を深めていく。

【課題】

- ・地区交流会の企画
- ・常設まちの保健室の今後

令和 6 年度 研修総括

■研修 I 新人看護職研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者	
1	1		新人看護職研修 看護協会の役割・事業(オンデマンド配信)	HP 配信	(視聴)				
2	2	7月5日(金)	新人助産師研修(5日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	30	20	20	20	
		8月23日(金)						20	
		9月6日(金)						20	
		10月25日(金)						19	
		12月6日(金)						19	
3	3	5月16日(木)	新人のためのメンタルヘルス ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	47	47	47	
				オンデマンド	70	31	31	31	
4	4	5月21日(火)	新人のための感染看護 ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	46	46	46	
				オンデマンド	70	58	58	58	
5	5	5月23日(木)	新人のための医療安全 ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	40	40	40	
				オンデマンド	70	45	45	45	
6	6	5月28日(火)	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】 研修No.7と同研修	集合	60	54	54	54	
7	7	6月3日(月)	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】 研修No.6と同研修	集合	65	85	85	84	
				オンデマンド	65	35	35	35	
8	8	6月7日(金)	新人のための救急看護 ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	69	69	69	
				オンデマンド	70	42	42	41	
9	9	6月19日(水)	新人のための接遇 ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	52	52	51	
				オンデマンド	70	36	36	36	
10	10	6月24日(月)	新人のための看護倫理 ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	69	69	69	
				オンデマンド	70	46	46	46	
								合計	850

■研修Ⅱ 看護職の教育者を育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
11	11	10月21日(月)	新人看護職員実地指導者研修(4日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	49	49	49
		10月22日(火)						49
		11月1日(金)						49
		11月11日(月)						48
12	12	9月24日(火)	新人看護職員教育担当者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	70	36	36	35
		9月30日(月)						34
		10月1日(火)						34
13	13	12月3日(火)	新人看護職員研修責任者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに基づく研修 【県委託】	集合	30	16	16	16
		12月11日(水)						15
		12月17日(火)						14
14	14	6月1日(土)～ 9月26日(木)	実習指導者講習会 【県委託】	集合	70	88	70	70
15	15	10月30日(水)～ 12月9日(月)	実習指導者講習会(特定分野) 【県委託】	集合	30	18	18	18
16	16	7月26日(金)	実習指導者フォローアップ研修 教える人としての私を育てる ～実習指導におけるリフレクション～	集合	72	40	40	39
17	17	9月13日(金)	訪問看護師教育担当者研修 (実習2日を含む5日間) 【県委託研修】	ZOOM	15	4	4	4
		9月20日(金)		ZOOM				4
		11月16日(土)		集合				3
18	18	9月28日(土)	魅力ある看護教育 —看護師となる学生を応援する教育のやりがい— 焦点をあてて— 【県委託】	集合	80	37	37	34
							合計	515

■研修Ⅲ ジェネラリストを育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
19	19	5月10日(金)	看護職のための感染看護（基礎編）2日間 【県委託】	集合	60	33	33	30
				オンデマンド	50	57	57	57
		5月30日(木)		集合	60	33	33	29
				オンデマンド	50	57	57	57
20	20	11月25日(月)	看護職のための感染看護（基礎編）2日間 【県委託】 ※研修No.19と同一内容	集合	60	49	49	44
		11月27日(水)						43
21	21	6月10日(月)	組織で取り組む感染管理（実践編）2日間 【県委託】	集合	50	68	68	66
				オンデマンド	50	42	42	42
		6月27日(木)		集合	50	68	68	67
				オンデマンド	50	42	42	42

■研修Ⅲ ジェネラリストを育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者	
22	22	8月8日(木)	看護研究Ⅰ＜初級編＞ ～やってみよう。はじめての一步～	集合	50	37	37	30	
23	23	12月10日(火)	看護研究Ⅱ＜中級編＞2日間 ～看護研究計画書の作成を学ぼう～	集合	50	15	15	15	
		12月11日(水)						15	
24	24	1月24日(金)	看護研究Ⅲ＜上級編＞ ～看護研究を指導するために～	集合	30	22	22	20	
25	25	1月29日(水)	看護研究Ⅳ＜実践編＞4日間	集合	16	5	5	3	
		2月26日(水)						3	
26	26	8月26日(月)	救急看護 ～変化を見逃さず、適切な処置をするために～	集合	50	98	98	93	
				オンデマンド	39	39	39	39	
27	27	10月4日(金)	救急看護 ～危機的状態にある患者の救急対応～	集合	50	79	79	74	
				オンデマンド	50	46	46	46	
28	28	8月5日(月)	【JNA収録DVD研修】 認知症高齢者の看護実践に必要な知識（2日間）	集合	50	68	68	65	
		8月6日(火)						64	
29	29	7月16日(火)	茨城県看護職員認知症対応力向上研修（3日間） 【県委託】	集合	150	230	230	225	
		8月19日(月)						220	
		8月21日(水)						219	
30	30	10月4日(金)	茨城県看護職員認知症対応力向上研修（施設等） 【県委託】	ZOOM	100	90	90	84	
		12月14日(土)			100	106	106	100	
31	31	9月9日(月)	皮膚・排泄ケア（4日間） ～褥瘡・失禁管理から患者・家族支援まで～ 【県委託】	集合	50		72	70	
				オンデマンド				54	54
		9月10日(火)		集合			72	72	71
				オンデマンド			54	54	54
		9月25日(水)		集合			72	72	72
				オンデマンド			54	54	54
		10月2日(水)		集合			72	72	69
				オンデマンド			54	54	54
32	32	10月8日(火)	ストーマケア ～ストーマにおける術前・術後にケア 患者・家族支援まで～【県委託】	集合	50	30	30	25	
				オンデマンド	50	30	30	30	
33	33 ※	6月15日(土)	論理的なレポート・論文の書き方 ～「書くこと」の苦手意識をなくそう～	集合	50	111	111	108	
34	34	7月31日(水)	ポケットエコ入門編 症状の”見える化”で適切なアセスメントをしよう	集合	16	33	16	15	
						15	15		
					16	16	16	15	
35	35 ※	8月2日(金)	患者・家族との今どきトラブル対応法 ～患者も看護職も安心できる環境を～	集合	50	36	36	34	
36	36	9月3日(火)	看護実務者研修研修（2日間） 茨城県権利擁護推進研修 【県委託研修】	集合	80	65	65	62	
		9月12日(木)						60	

■研修Ⅲ ジェネラリストを育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者	
37	37	9月11日(水)	看護職のためのストレスマネジメント ～自分自身を見つめ、患者の心に寄り添うために～	集合	50	23	23	20	
				オンデマンド	20	20	20	20	
38	38※	9月2日(月)	リーダー看護師のためのファシリテーション研修	集合	50	52	52	48	
39	39※	9月21日(土)	看護管理者のためのデータ管理と活用術 ～マネジメントのためのデータ収集と作成～	集合	30	18	18	18	
40	40	10月10日(木)	臨床看護における倫理的ジレンマと ケアリング理論の具現化 -ケアリングの概念を通して自己の看護を振り返る-	集合	50	42	42	42	
41	41※	10月11日(金)	看護記録の質向上と監査 —看護実践プロセスとアウトカムが見える記録を 目指して—	集合	50	78	78	76	
42	42※	10月17日(木)	がん看護 —患者に寄り添いがんと共に生きるを支える—	集合	50	26	26	25	
43	43※	10月23日(水)	多職種連携と入退院支援における看護師の役割 ～住み慣れた地域に帰るために～	集合	50	68	68	65	
44	44※	10月24日(木)	慢性疾患看護 ～長期的に支援する慢性期看護とは～	集合	50	62	62	56	
45	45	10月30日(水)	アドバンス・ケア・プランニング (ACP) ～対象者の意志決定を共に支援しよう～	集合	50	91	91	90	
				オンデマンド	31	31	31	31	
46	46	10月26日(土)	看護職のためのリーダーシップ研修	集合	50	73	73	69	
47	47※	11月6日(水)	看護職のためのキャリアデザイン研修	集合	50	41	41	41	
48	48※	11月5日(火)	高齢者の特徴を捉えた暮らしの支援 (高齢者の権利・擁護・意思決定支援) ～人生100年時代、自分らしい暮らしを支える～	集合	50	22	22	21	
49	49※	11月18日(月)	さまざまな場面での看取りの看護 ～患者家族が望むよりよく生き、 よりよく最期を迎えるために～	集合	50	51	51	48	
50	50※	11月20日(水)	いまこそ学ぼう！看護師と法の関係 ～看護をめぐる法と倫理について～	集合	50	25	25	25	
51	51	11月26日(火)	特定行為研修修了者のスキルアップ研修 -臨床判断力を高める特定行為実践-	集合	50	7	7	7	
52	52	11月30日(土)	高齢者のエンド・オブ・ライフを支える包括的研修 (ELNEC-J) 2日間	集合	42	36	36	36	
		12月1日(日)						36	
53	53	12月6日(金)	摂食嚥下 (2日間)「今日から実践できる！ 誤嚥リスクのある対象者への看護ケア」 ～やってみよう！摂食嚥下障害のある方への 看護ケア～	集合	72	57	57	51	
		12月7日(土)						50	
54	54※	12月10日(火)	人生を豊かにする人間学 ～最良の看護につなげるために～	集合	50	71	71	68	
55	55※	12月23日(月)	認知症や精神障害者との シェアードディシジョンメイキング (SDM) ～意思表示が困難な対象者と医療者が 一緒に考え創る、意志決定プロセス～	集合	50	33	33	25	
56	56※	1月23日(木)	看護職のメンタルヘルスケア ～健全な職場作りを目指して～	集合	50	39	39	35	
57	57	9/2(木)～10/30(水)	医療的ケア児支援研修	オンデマンド	86	86	86	86	
		10月31日(木)		集合	32	32	32	32	
								合計	3,775

■研修Ⅲ 訪問看護に関する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
58	58	11月9日(土)	精神科訪問看護基本療養費算定要件研修 (3.5日間)	集合	50	20	20	18
		12月12日(木)						18
		12月18日(水)						18
		12月19日(木)						18
59	59	6月1日(土)	訪問看護入門プログラム ～はじめの一步 訪問看護の魅力を知らう～ (2日間) 【県委託研修】	集合	30	16	16	16
		6月2日(日)						16
60	60	6月17日(月)	訪問看護師養成講習会 ～訪問看護の専門性を理解する～ (eラーニング、講義5日、実習3日) 【県委託研修】	ZOOM	40	15	15	15
		7月2日(火)		ZOOM				14
		8月8日(木)		ZOOM				13
		9月6日(金)		集合				14
		12月2日(月)		集合				14
61	61	6月21日(金)	訪問看護連携研修 ～在宅移行のケアの視点を深めよう～ (講義4日、実習2日) 【県委託研修】	集合	30	9	9	8
		6月28日(金)						8
		7月10日(水)						8
		10月1日(火)						8
62	62	7月6日(土)	訪問看護専門分野研修(小児・重症心身障がい児) ～成長・発達を捉えた質の高い訪問看護を提供する～ (講義4日、実習2日) 【県委託研修】	集合	20	14	14	14
		7月30日(火)		集合				14
		8月20日(火)		ZOOM				14
		10月21日(月)		集合				10
63	63	8月1日(木)	訪問看護専門分野研修(難病) ～自分らしく生きることを支える～ (講義3日、実習2日) 【県委託研修】	ZOOM	20	6	6	6
		8月23日(金)		集合				6
		11月8日(金)		集合				6
64	64	6月19日(水)	訪問看護専門分野研修(終末期看護) ～終末期医療を在宅で支える～ (講義3日、実習2日) 【県委託研修】	集合	20	10	10	10
		7月31日(水)						9
		10月23日(水)						9
65	65	7月17日(水)	訪問看護専門分野研修(精神) ～精神疾患を理解し質の高い訪問看護を提供する～ (講義3日、実習2日) 【県委託研修】	集合	20	5	5	5
		8月2日(金)						5
		10月15日(火)						5
合計								319

■研修Ⅴ 管理者を育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
66	66	10月16日(水)	医療安全管理者養成研修	集合	50	54	54	54
67	67	11月22日(金)	医療安全管理者養成研修フォローアップ研修	集合	30	17	17	17
		11月23日(土)						17
68	68	2月19日(水)～ 5月18日(日)	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み －看護管理者に求められるサポート－	オンデマンド	50	7	7	7

■研修Ⅴ 管理者を育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
69	69	6月2日(金)～ 9月6日(水)	認定看護教育課程ファーストレベル	集合	50	78	80	80
70	70	6月9日(金)～ 10月27日(金)	認定看護教育課程セカンドレベル	集合	30	38	36	35
71	71	9月14日(木)～ 12月22日(金)	認定看護教育課程サードレベル	集合	30	11	13	13
72	72	1月29日(水)	認定看護管理者フォローアップ研修 ファーストレベル	集合	78	58	58	53
73	73	1月8日(水)	認定看護管理者フォローアップ研修 セカンドレベル	集合	31	25	25	24
74	74	7月3日(水)	認定看護管理者フォローアップ研修 サードレベル	集合	30	12	12	12
		7月4日(木)						12
75	75	9月7日(土)	訪問看護ステーション管理者研修 (講義3日、自施設実習)【県委託研修】	集合	15	24	24	24
		10月5日(土)		集合				24
		11月30日(土)		集合				23
76	76	8月24日(土)	訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修 【県委託研修】	集合	10	5	5	4
77	77	10月31日(木)	管理者等研修看護補助者の活用推進のための研修 (県央)【県委託事業】【JNA収録研修】	集合	60	48	48	48
78	78	6月4日(火)	管理者等研修看護補助者の活用推進のための研修 (県南)【県委託事業】【JNA収録研修】	集合	60	53	53	53
79	79	6月25日(火)	管理者等研修 看護職のためのストレスリダクション【県委託事業】	集合	40	23	23	23
80	80	7月18日(木)	管理者等研修 働きやすい環境づくりを目指して一労務管理の視点から【県委託事業】	集合	40	26	26	26
81	81	9月5日(木)	管理者等研修 チーム医療における看護のタスクシフト・タスクシェア 【県委託事業】	集合	40	35	35	35
82	82	10月3日(木)	管理者等研修 経営管理について【県委託事業】	集合	40	28	28	28
83	83	10月29日(火)	管理者等研修 タイムマネジメント【県委託事業】	集合	40	35	35	35
							合計	647

■研修Ⅵ 災害支援ナースを育成する研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
84	84	11月7日(木)	災害支援ナース養成研修【JNA収録オンデマンド】	集合	50	45	45	41
		集合		41				
		12月4日(水)		集合	50	38	38	37
		12月5日(木)		集合				37
							合計	156

■研修Ⅶ 進学・復職支援研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
85	85	8月30日(金)	准看護師研修 スキルアップ研修 ココを押さえてっ！フィジカルアセスメント ※進学相談あり	集合	30	20	20	19
86	86	11月21日(木)	看護補助者の質向上研修	集合	40	40	40	40
87	87	9月3日(火)～ 9月6日(金) sim9月14日(土)	再就業支援研修（県南）【県委託事業】	講義	30	12	12	12
				sim		9	9	9
		10月1日(火)～ 10月4日(金) sim10月12日(土)	再就業支援研修（県西）【県委託事業】	講義	30	4	4	4
				sim		5	5	5
		10月15日(火)～ 10月28日(金) sim10月26日(土)	再就業支援研修（県央）【県委託事業】	講義	30	15	15	15
				sim		11	11	11
88	88	1月27日（月）	再就業支援研修（フォローアップ研修）	講義	14	14	14	14
89	89	12月3日（火）	セカンドキャリア支援研修【県委託事業】	施設	13	13	13	13
							合計	142

■研修Ⅷ 委員会企画研修

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
90	90	10月25日(金)	【保健師職能委員会企画研修】 看護の専門性を高めるマネジメント能力 ～多職種・多機関連携を通して学ぼう～	集合	30	5	5	5
91	91	2月4日(火)	【保健師職能委員会企画研修】 災害時支援のこころのケアと女性視点の支援を学ぶ	集合	30	14	14	14
92	92	8月9日(金)	【助産師職能委員会企画研修】 女性の健康支援【更年期】 ～いつまでも若々しく美しく暮らすために～	集合	40	33	33	32
93	93	9月27日(金)	【助産師職能委員会企画研修】(2日間) 女性の健康支援 ①思春期教育 ②メンタルヘルスケア	集合	40	29	29	26
94	94	10月9日(水)						27
94	94	1月10日(金)	【助産師職能委員会企画研修】 今さら聞けない母乳育児支援	集合	40	26	26	24
95	95	11月2日(土)	【看護師職能委員会Ⅰ企画研修】 外来における在宅療養支援能力向上のための研修	集合	40	20	20	18
96	96	1月25日(土)	【看護師職能委員会Ⅱ企画研修】 施設・在宅での看取りにおける意思決定支援について	集合	80	26	26	24
				ZOOM		47	47	41
97	97	1月11日(土)	【看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修】 病院看護領域と在宅看護領域看護の看看連携について	集合	60	46	46	40
98	99	12月18日(水)	【看護師職能委員会Ⅰ・Ⅱ合同企画研修】 「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」の活用推進に向けた情報交換会	集合	30	1	1	1
				ZOOM	50	34	34	34
							合計	286

■研修区 看護研究学会

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
99	98	12月21日(土)	茨城県看護研究学会	集合				356
合計								356

■オンデマンド配信

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
100	100	7月6日(土) ～5月12日(月)	オンデマンドセット配信 ※オンデマンドセット配信には、オンデマンド研修を個別で 申込・受講した人数を含む	オン デマン ド		794	794	794
合計								794

■2024年度ジェネラリスト育成プログラム

連番	研修No.	日付	研修名	開催方法	定員	応募数	受講決定数	受講者
101	101	6月15日(土) ～12月10日(火)	2024年度ジェネラリスト育成プログラム	集合	25	32	32	32
合計								32

令和 6 年度認定看護管理者教育課程ファーストレベル報告

1 教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

2 教育目的

看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。

3 到達目標

- 1) ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。
- 2) 組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に分析できる。
- 3) 看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者のあり方を考察できる。

4 教育期間 : 令和 6 年 6 月 4 日 (火) ～ 9 月 4 日 (水)

5 教育時間 : 110 時間

6 受講者数 : 80 名 (科目履修生 2 名含む) 52 施設

7 受講者背景

1) 年齢別 平均年齢 43.9 歳

項目	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳以上	計
人数(名)	1	4	17	26	23	7	2	80
(%)	(1.3)	(5.0)	(21.3)	(32.5)	(28.8)	(8.8)	(2.5)	(100)

2) 職位別

項目	看護師	看護副師長級	看護師長級	副看護部長級	看護部長級	計
人数(名)	15	49	16	0	0	80
(%)	(18.8)	(61.3)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(100)

3) 実務経験年数 平均年数 19.3 年

年数	5～10 年	11～15 年	16～20 年	21～25 年	26～30 年	31 年以上	計
人数(名)	4	16	28	20	12	0	80
(%)	(5.0)	(20.0)	(35.0)	(25.0)	(15.0)	(0.0)	(100)

4) 地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者 (名) (%)	15 (18.8)	9 (11.3)	5 (6.3)	2 (2.5)	11 (13.7)	11 (13.7)	14 (17.5)	6 (7.5)	7 (8.7)	0 (0)	80 (100)
施設数 (%)	10 (19.2)	8 (15.4)	4 (7.7)	1 (1.9)	5 (9.6)	7 (13.5)	9 (17.3)	4 (7.7)	4 (7.7)	0 (0)	52 (100)

8 修了者数 : 79 名

令和 6 年度認定看護管理者教育課程セカンドレベル報告

1 教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

2 教育目的

看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得する。

3 到達目標

- 1) 組織の理念と看護部門の理念の整合性を図りながら担当部署の目標を設定し、達成に向けた看護管理過程を展開できる。
- 2) 保健・医療・福祉サービスを提供するための質管理ができる。

4 教育期間 : 令和 6 年 6 月 11 日 (火) ～令和 6 年 10 月 28 日 (月)

5 教育時間 : 180 時間

6 受講者数 : 35 名 29 施設

7 受講者背景

1) 年齢別 平均年齢 50.4 歳

項目	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳以上	計
人数(名)	0	3	13	17	2	35
(%)	(0.0)	(8.6)	(37.1)	(48.6)	(5.7)	(100)

2) 職位別

項目	看護副師長級	看護師長級	副看護部長級	看護部長級	計
人数(名)	3	28	4	0	35
(%)	(8.6)	(80.0)	(11.4)	(0.0)	(100)

3) 実務経験年数 平均年数 26.9 年

年数	5～10 年	11～15 年	16～20 年	21～25 年	26～30 年	31～35 年	36 年以上	計
人数(名)	1	1	2	11	11	8	1	35
(%)	(2.9)	(2.9)	(5.7)	(31.4)	(31.4)	(22.8)	(2.9)	(100)

4) 地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者(名)	9	2	2	2	3	5	7	2	3	0	35
(%)	(25.7)	(5.7)	(5.7)	(5.7)	(8.6)	(14.3)	(20.0)	(5.7)	(8.6)	(0)	(100)
施設数	8	1	2	2	1	4	6	2	3	0	29
(%)	(27.6)	(3.4)	(6.9)	(6.9)	(3.4)	(13.8)	(20.7)	(6.9)	(10.4)	(0)	(100)

8 修了者数 : 34 名

令和 6 年度認定看護管理者教育課程サードレベル報告

1 教育理念

社会環境の変化と多様なヘルスニーズに応えるために、質の高い看護サービスを提供できる組織づくりをめざす看護管理者を育成し、保健医療福祉の向上に貢献する。

2 教育目的

多様なヘルスケアニーズをもつ個人、家族、地域住民及び社会に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために必要な知識・技術・態度を習得する。

3 到達目標

- 1) 保健医療福祉の政策動向を理解し、それらが看護管理に与える影響を考えることができる。
- 2) 社会が求めるヘルスケアサービスを提供するために、看護現場の現状を分析し、データ化して提示することができる。
- 3) 経営管理の視点に立ったマネジメントが展開できる。

4 教育期間 : 令和 6 年 9 月 12 日 (木) ～令和 6 年 12 月 13 日 (金)

5 教育時間 : 180 時間

6 受講者数 : 13 名 (科目履修生 2 名含む) 13 施設

7 受講者背景

1) 年齢別 平均年齢 50.9 歳

項目	31～35 歳	36～40 歳	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56 歳以上	計
人数(名)	0	1	0	4	6	2	13
(%)	(0.0)	(7.6)	(0.0)	(30.8)	(46.2)	(15.4)	(100)

2) 職位別

職位	副看護師長級	看護師長級	副看護部長級	看護部長級	計
人数	1	4	2	6	13
(%)	(7.6)	(30.8)	(15.4)	(46.2)	(100)

3) 実務経験年数 平均年数 25.6 年

年数	11～15 年	16～20 年	21～25 年	26～30 年	31～35 年	36 年以上	計
人数(名)	2	1	0	8	2	0	13
(%)	(15.4)	(7.6)	(0.0)	(61.5)	(15.4)	(0.0)	(100)

4) 地区別

地区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	県外	計
受講者 (名) (%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0)	0 (0.0)	3 (23.1)	1 (7.6)	2 (15.4)	2 (15.4)	5 (38.5)	13 (100)
施設数 (%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	1 (7.6)	2 (15.4)	2 (15.4)	5 (38.5)	13 (100)

8 修了者数 : 13 名

令和 6 年度実習指導者講習会報告

1. 目的

保健師・助産師・看護師学校養成所もしくは准看護師養成所の実習施設で実習指導の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を習得させる。

2. 実施内容

- 1) 研修期間 : 令和6年6月1日（土）～9月26日（木）
- 2) 教育時間 : 219時間
- 3) 受講申込 : 88名 施設数 46施設（病院46）
- 4) 受講者数 : 70名 （女性57名 男性13名）※科目履修生1名含む
 免許取得 看護師 67名 助産師 3名 保健師 0名

3. 受講者背景

地区別参加者

地 区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	合計
受講者数	13 (18.6)	6 (8.6)	6 (8.6)	3 (4.3)	10 (14.3)	8 (11.4)	16 (22.9)	2 (2.9)	6 (8.6)	70 (100)
施設別	9 (19.6)	4 (8.7)	5 (10.9)	2 (4.3)	6 (13.0)	5 (10.9)	9 (19.6)	2 (4.3)	4 (8.7)	46 (100)

2) 年齢別 平均年齢 38.5歳

項 目	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51歳以上	合計
人数	3	8	11	17	21	9	1	70
(%)	(4.3)	(11.4)	(15.7)	(24.3)	(30.0)	(12.9)	(1.4)	(100)

3) 職位別

職 位	看護師長	副看護師長	主任	副主任・主幹	スタッフ	合計
人数	0	1	18	5	46	70
(%)	(0.0)	(1.4)	(25.7)	(7.1)	(65.7)	(100)

4) 臨床経験年数

経験年数	3年未満	3～4年	5～9年	10～19年	20年以上	合計
人数	1	2	13	35	19	70
(%)	(1.4)	(2.9)	(18.6)	(50.0)	(27.1)	(100)

4. 修了者数 : 70名

令和 6 年度実習指導者講習会（特定分野） 報告

1. 目的

保健師・助産師・看護師学校養成所もしくは准看護師養成所の実習施設で実習における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設で実習指導の任にある者又は将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を習得させる。

2. 実施内容

- 1) 教育期間 : 令和6年10月30日（水）～12月9日（月）
- 2) 教育時間 : 39時間
- 3) 受講申込 : 18名 施設数 16施設
- 4) 受講者数 : 18名 （女性17名 男性1名）
 免許取得 看護師 18名 助産師 0名 保健師 0名

地区別参加者

地 区	水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 竜ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	合計
受講者数 (%)	1 (5.6)	2 (11.1)	1 (5.6)	0 (0.0)	1 (5.6)	3 (16.7)	5 (27.8)	3 (16.7)	2 (11.1)	18 (100)
施設別 (%)	1 (6.3)	2 (12.5)	1 (6.3)	0 (0.0)	1 (6.3)	2 (12.5)	4 (25.0)	3 (18.8)	2 (12.5)	16 (100)

平均年齢 43.4歳

項 目	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51歳以上	合計
人数 (%)	0 (0.0)	2 (11.1)	1 (5.6)	1 (5.6)	4 (22.2)	7 (38.9)	3 (16.7)	18 (100)

職位別

職 位	看護師長	副看護師長	主任	スタッフ	その他	合計
人数 (%)	0 (0.0)	1 (5.6)	1 (5.6)	14 (77.8)	2 (11.1)	18 (100)

臨床経験年数

経験年数	5年未満	5～9年	10～15年	16～20年	21～25年	26年以上	合計
人数 (%)	0 (0.0)	5 (27.8)	2 (11.1)	2 (11.1)	6 (33.3)	3 (16.7)	18 (100)

3. 修了者数 : 18名

令和 6 年度 病院領域における看護職員の多様で柔軟な働き方に関する調査結果

公益社団法人茨城県看護協会 看護師職能委員会 I

1 調査目的

令和 6 年度看護師職能委員会 I では、病院看護職員の多様で柔軟な働き方改革の推進に向けて、課題の集約と取り組みの提案・普及活動为目标に掲げ、茨城県内の病院領域における「多様で柔軟な働き方に関するアンケート調査」を実施しました。この結果をふまえ、当委員会では県内の看護職等が地域住民へのより良質な看護提供に繋がるよう尽力する。

2 調査期間：令和 6 年 12 月 6 日（金）～ 令和 7 年 1 月 10 日（金）

3 調査対象：茨城県内病院 170 施設 看護管理者

4 調査方法：オンラインによる選択式（一部記述式）

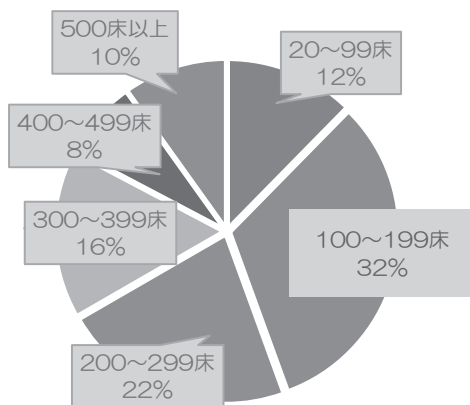
5 提出方法：オンライン（Google フォーム）で回答

6 アンケート結果

◎回収率：47.6% 81/170 施設

1. 病床数

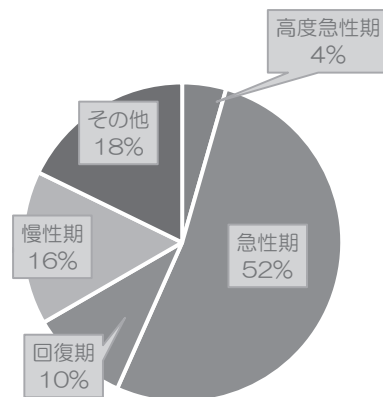
病床数	回答数
20～99床	10
100～199床	26
200～299床	18
300～399床	13
400～499床	6
500床以上	8
総計	81



2. 病床機能

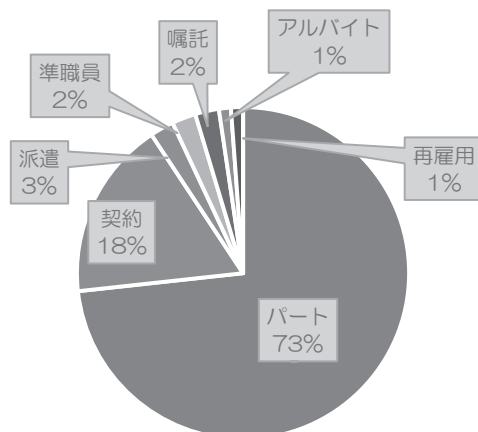
病床機能	回答数
高度急性期	4
急性期	47
回復期	9
慢性期	14
その他	16
総計	90

・ケアミックス (4)
 ・急性期、回復期、慢性期のケアミックス (1)
 ・精神科 (3)
 ・介護医療院 (2)
 ・一般病棟は急性期、慢性期対応の療養病棟もあり (1)
 ・療養型 (1)
 ・包括 (1)
 ・産婦人科周産期 (1)
 ・緩和 (1)
 ・休床中 (1)



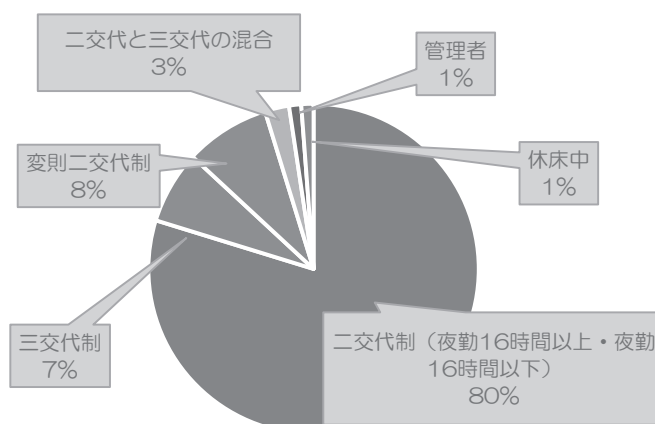
3. 正職員以外の雇用形態

正職員以外の雇用形態	回答数
パート	63
契約	15
派遣	2
準職員	2
嘱託	2
アルバイト	1
再雇用	1
出向	0
総計	86



4. 勤務体制

勤務体制	回答数
二交代制 (夜勤16時間以上・夜勤16時間以下)	67
三交代制	6
変則二交代制	7
二交代と三交代の混合	2
管理者	1
休床中	1
総計	84



5. 看護職員の夜勤者の確保と負担軽減に工夫して取り組んでいること 【一部抜粋】

- ・「看護職員の夜勤者の確保」として、夜勤専従者の配置、「負担軽減」として看護補助者の配置に取り組んでいる。
- ・できていない
- ・ライフスタイルに合わせて三交代と二交代を選べるようにしている。
- ・育児短時間制度取得中であっても、子が満3歳になった後、夜勤を月2回程度お願いしている。
- ・看護師全体数の確保、時短勤務者の希望者に月に1回夜勤を行ってもらい、夜勤専従者を希望者または交渉して承諾してくれたスタッフに行ってもらい
- ・看護助手の採用（日勤、夜勤共に）、他職種へのタスクシフト、シェア
- ・看護補助者の夜勤導入、夜間リリーフ体制の構築、仮眠時間と環境整備、夜勤専従者の配置など
- ・休みの配慮、賃金アップ
- ・子育て中の看護師に関しては、家族の協力が得られる夜勤体制とし、再雇用者は回数の制限等配慮している。
- ・派遣業者と契約し、看護補助者を1～2名配属している
- ・夜勤の翌日は必ず休みとして、休息を取れるようにしている。
- ・夜勤以外に早番、遅番業務あり。夜勤の後は必ず休み、連休を組む。夜勤専従の看護補助者（派遣）を採用。
- ・夜勤回数の上限設定。夜勤可能曜日の受け入れ。連続夜勤勤務なし。夜勤専従の導入。
- ・夜勤者の確保については正規職員でも無理強いせず、夜勤ができない職員については遅番業務（21時まで）を依頼している。
- ・夜勤専従者の雇用、正規雇用以外に短時間勤務のパートの採用、他職種との連携、看護補助者の雇用

6. 看護補助者の活用推進に向けて取り組んでいること 【一部抜粋】

- ・10対1看護では、2名夜勤体制のため、三交代勤務となり、二交代を希望する看護師は、7対1看護の部署のみの配置となり、選択肢が少ない環境である。
- ・育児のために夜勤免除などを取得するスタッフが多いため、夜勤ができるスタッフと免除しているスタッフがどちらも気持ちよく働ける工夫はないかと悩んでいる
- ・育児や疾患による夜勤免者、また産休育休による人員不足
- ・休憩の確実な確保
- ・給与アップ
- ・業務整理とモーニングケア、イブニングケア時のタスクシェア
- ・経験年数や能力が低いスタッフと組むスタッフが限られ、負担が多い。
- ・手当での充実、業務改善や体制見直しにおける夜勤者以外の職員の理解、他職種の協力など
- ・常勤職員の確保
- ・人員確保、人材育成
- ・働き方の選択肢を増やしたいが、病院が検討してくれない
- ・入院患者が認知症を合併している際の対応（転倒転落・昼夜逆転・指示が入らず安全の担保が困難、身体的拘束に係る看護職の業務負担）
- ・夜間配置加算の基準
- ・夜勤での仮眠や休憩時間が十分確保できていない
- ・夜勤の緩和、夜間の緊急入院等業務の負担軽減
- ・夜勤の時間外が減らない
- ・夜勤回数を月/4回の上限設定として取り組んでいるが、達成できていない。

・夜勤業務に配置できる人数の確保。年間を通して安定的に確保することが困難（年度末退職者が多い、4月～6月新人教育）時期がある。認知症高齢者の対応。夜勤回数に合わせた処遇改善。

7. 看護補助者の活用推進に向けて取り組んでいること 【一部抜粋】

・ICUの重症患者には直接患者に関わる事は難しいと判断しており通常のメッセンジャー業務や物品補充、環境整備などを継続している

・タイムスケジュールを見直して、業務委譲を検討中

・外人の採用

・看護協会の標準研修の活用など

・看護業務のタスクシフト及び技術教育

・看護師全員に補助者活用のための研修を受講してもらい、協働する事の大切さ・ルールを学んでもらっている。

・看護助手の退職が続いているため、人材派遣会社を通じて募集をかけている状況

・看護補助者の教育（ラダー作成）

・看護補助者の研修、業務の見直し、配置場所考慮

・技能実習生の導入

・教育、看護協会等の研修の参加、院内での研修

・研修の実施、部署に所属しておりチームの一員として情報共有や業務分担を行っている、所属長である師長や産業カウンセラーとの面談を行いメンタルサポートを行っている。

・従事者の希望する勤務時間に対し、柔軟な対応と理解を示す

・正社員、パートで対応していたが、派遣社員の選択が増え、充実してきた。

・積極的に研修に参加し作業マニュアルを作成し月に一度補助者会を開催し課題解決に取り組んでいる。

・担当看護師を決めたり、目標面接の他にも、年3回面談をしてフィードバックする

・定年退職後の再雇用。派遣看護補助者の採用。

・夜間ナースエイドアシスタントを派遣で入れた

・夜間の看護補助者の派遣導入

8. 定年退職後の看護職員の雇用に関する課題 【一部抜粋】

・とくに管理職の定年延長後の配置が課題

・パートになる為、給料は減額になるが仕事量は同じであり体力的にも厳しいので退職される方もいる。雇用形態と賃金の見直しが課題と思われる

・プラチナナースの活用

・管理職が退職後再雇用される場合、その方が退職でハラスメントから解放されたと思ったが矢先の再雇用にショックを受けた。人選の問題。

・規定がない

・規定の変更、スタッフの理解

・継続したいと思える環境や体制整備、勤務時間や業務内容等の対応、他職員の理解など

・再雇用の賃金

・体力的に病棟勤務が難しい職員が勤務する部署が限定される

・賃金の低下と、変わらぬ業務時間と業務内容

・定数になっているので夜勤もやってもらわなくてはならないこと

・同じ業務でも、給与が下がる事。

9. 看護職員のタスクシフト / シェアはどの職種にどのような業務を委譲しているか 【一部抜粋】

・検査科の外来採血、事務の検査説明補助、看護事務業務を事務助手、救急外来の救命士配置、等

・検査技師：病棟採血業務。救命士：救急外来の夜勤業務。

・病棟クラークに書類整理、看護補助者に介護全般と伝票や検体提出を委譲している

・文書の電子カルテ内への取り込みを医事課事務員に委譲しています

・放射線技師による造影検査後の点滴抜去、夜間救急時の患者の移送

・リハビリ科のリハビリ中の吸引

・放射線技師に造影剤の点滴留置、抜去

・夜間の業務技術員に夜間の雑務を依頼している。また、患者への直接的なケアについての研修を実施し、看護師と共にやってもらう方向である。

・検査科の外来採血、事務の検査説明補助、看護事務業務を事務助手、救急外来の救命士配置、等

・検査技師：病棟採血業務。救命士：救急外来の夜勤業務。

- ・病棟クラークに書類整理、看護補助者に介護全般と伝票や検体提出を委譲している
- ・文書の電子カルテ内への取り込みを医事課事務員に委譲しています
- ・放射線技師による造影検査後の点滴抜去、夜間救急時の患者の移送
- ・リハビリ科のリハビリ中の吸引
- ・放射線技師に造影剤の点滴留置、抜去
- ・夜間の業務技術員に夜間の雑務を依頼している。また、患者への直接的なケアについての研修を実施し、看護師と共にやってもらう方向である。
- ・薬剤に関してはすべて薬剤部に委譲している
- ・薬剤のことなど専門部署に、退院時の説明など依頼。
- ・薬剤師に対し、定期処方や臨時処方の管理（医師への指示確認含む）、配役台車への分包
- ・薬剤師に内服にカートにセット

10. 看護職員が働くうえで困っていること 【一部抜粋】

- ・WLBを推進していることで入職する看護職員が多いためか、管理職を目指す職員がすくない
- ・カスタマーハラスメント、パワーハラスメントなど
- ・ハラスメントが増えており、その対応に温度差があること
- ・医師や患者家族からのパワハラ。
- ・特に医師は、看護師が我慢するしかない状況が続き、何も変わらない。
- ・育児支援制度が充実する一方で短時間勤務や夜勤免除者が増加し、人員確保が困難。職員数は定数制であり、診療報酬上の看護配置が基準となっているが、入院日数が短縮化され、医療、看護密度が高く、7:1でも十分な看護要員の確保にはなっていない。
- ・看護業務の量が他職種に比べて相対的に多い
- ・内容が複雑で、可視化しにくい他職種に理解してもらいにくい
- ・看護師以外でも実施できる業務が、なかなか他の専門職にタスクシフトできない
- ・看護職の賃金が低い。実施していることから考えたときにとても低い。また、いくら患者、家族とはいえハラスメントがひどい。暴力、言動の暴力、セクハラなど。一般社会において待遇が悪すぎる。日常生活のサポートを行っている看護師、（排泄の世話など）患者や家族もやってもらって当たり前、そのような風土を変えていきたい。日常生活サポート加算などつけてほしい！！
- ・看護師不足、今後どのように人手不足を補うか。
- ・管理職のサポート支援が不足している
- ・今の状態ではスタッフに管理職をすすめられない
- ・管理者不足になっていくと思う
- ・給与が安い。立場が弱い。
- ・残業が多い、常勤になりたいが、子供を夕方まで預けられない。病児保育がない。
- ・仕事の満足度が上がらない。やりがいを感じられていないこと。
- ・子育て支援や病気休職後の看護師を独身看護師が支えているが、どうしても業務や役割の偏りが出てしまう。能力に応じた対応をお願いしているが、手当や処遇には反映できていない。中堅看護師層の人材が減っているため、継続的な看護師育成に不安がある。医師のタスクシフト・シェアは求められるが、看護職員の業務は一向に減らない。医師以外の他職種にタスクシフト・シェアや業務改善の理解と協力が得られると良い。永く働きたいがベテラン看護師こそ給与が上がらない（下がっていく）。
- ・子育て世代が多く、みんなで協力はしているが、なかなか時間で帰れないという現象がある。全体的な人材不足が深刻な状況だと感じる。
- ・子育て世代のプライベートとの両立
- ・紙ベースの書類が多いこと、医師の協力が得られないことがあること
- ・人員不足、手当が低い、建物が古い、機材が古く修理が多い（車椅子、ベッド、建物など）、スタッフの高年齢化（高年齢でも使える器材がない）
- ・人員不足による年休消化不足
- ・認知症患者の増加に伴い業務量の増加
- ・役割が多い
- ・外来看護師が看護師としての仕事できていない。事務仕事が多い。
- ・様々な加算などにより作成書類が増え、実施しなければならないこと、それに伴う記録など増える一方。覚えるのも大変。タスクシフトできることがあるのではないかと考えている。
- ・良好な人間関係を保つこと
- ・倫理的思考行動を求められるがあまり環境や設備を整っていないのに身体抑制解除をもとめると医療安全との間に挟まれて疲弊している

令和 6 年度 看護職のワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する実態調査報告

公益社団法人茨城県看護協会 看護労働改善事業委員会

看護師を取り巻く環境は、医療技術の高度化、入院期間の短縮化、高齢化の進行などにより多様化かつ複雑化しており、加えて医療安全に対する意識の向上により、安全で質の高い看護を提供することが、看護師の当然の責務として求められています。看護の質を保つためには看護師のマンパワーが必要であり、離職を食い止め再就業を促進するために WLB に配慮した多様な働き方を可能とする環境を整備することが重要となります（鈴木・青島、2011）。医療機関には働き続けられる職場づくりのための課題が多くありますが、仕事と生活の両立をサポートするシステムを構築し、看護職の WLB を実現しない限り、人材の確保と定着、看護の質と量の確保は望めません。今回、支援の施策・制度の導入状況に留まらず、それらの制度が職員にどの程度、認知・活用されているか、実態調査を実施したので報告する。

<調査概要>

調査対象：茨城県内病院 170 施設に勤務している看護職員（各施設 10 名選出）

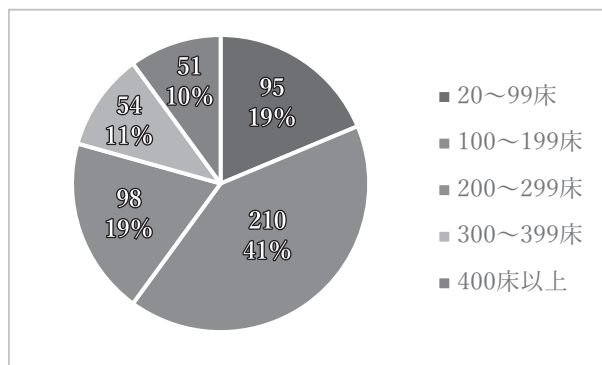
調査期間：令和 6 年 12 月 13 日（金）～令和 7 年 1 月 6 日（月）

調査方法：Google フォームを活用した Web アンケート調査（無記名）

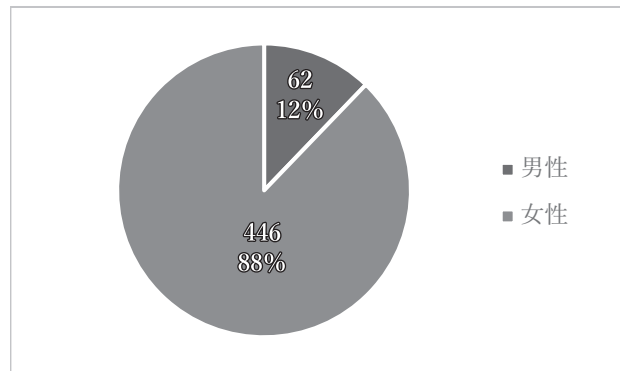
<調査結果>

回収率：508 人/1700 人（29.8%）

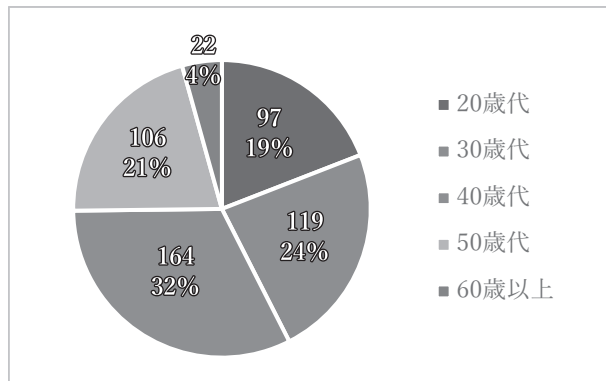
1. 病床数について（n=508）



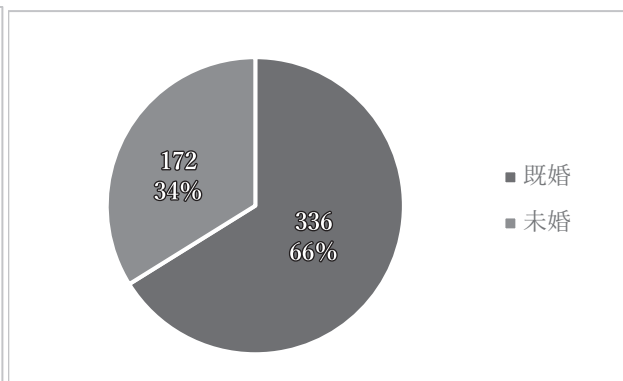
2. 性別について（n=508）



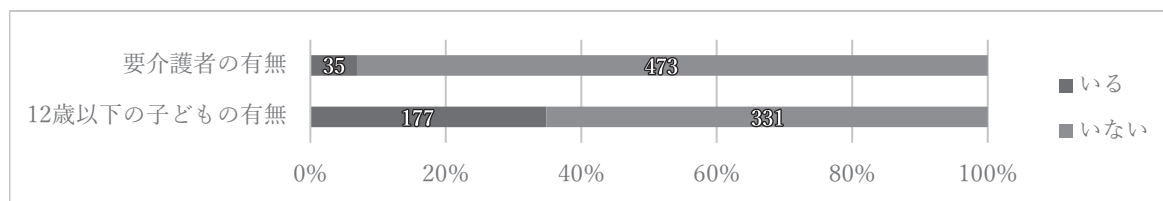
3. 年齢について（n=508）



4. 既婚の有無について

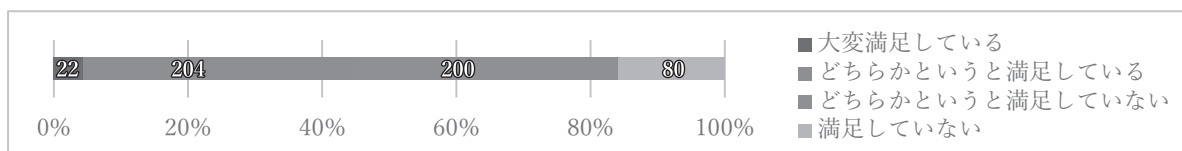


5. 育児（子育て：12歳以下の子供）・要介護者の有無について（n=508）



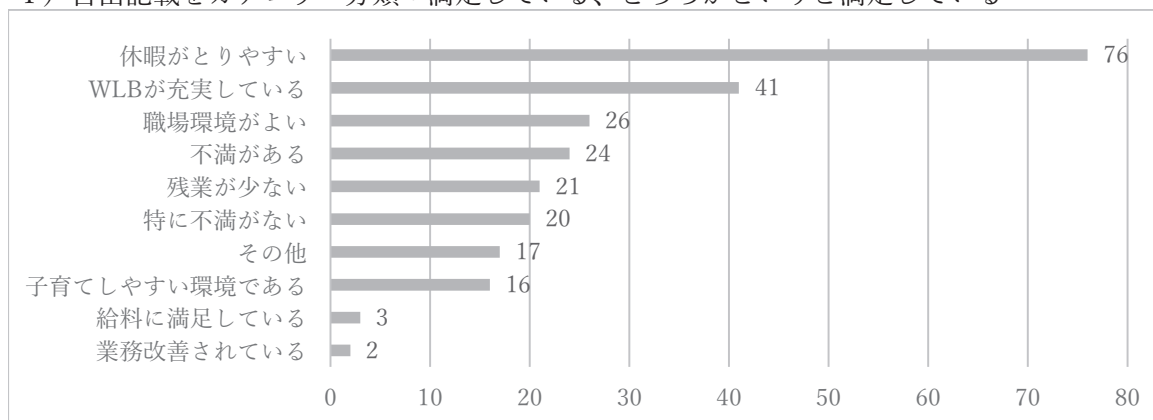
施設の病床数については、「100～199床」が41%（210名）で最も多く、性別については、62名の男性看護職員の回答があった。年齢構成については、定年前の20～50歳の看護職員の割合が多かった。既婚の有無についても、約半々の割合であり、調査対象としては全体的にバランスの取れたデータが入手できた。今回回答した看護職員の全体の35%（177名）が12歳以下の子どもの育児をしながら看護業務をしており、さらには全体の7%（35名）が要介護者がいながら看護業務を続けている背景がある。

6-1. WLBに関する満足度について（n=508）



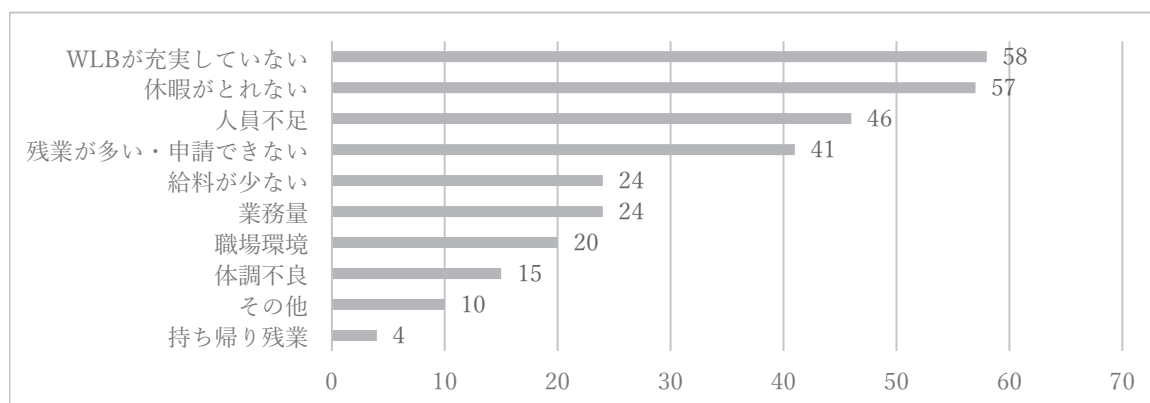
6-2. 満足度に関する理由について（自由記載）

1) 自由記載をカテゴリー分類：満足している、どちらかという満足している



その他の主な内容として・あまり困ったことがない・50歳過ぎでの勤務内容体制に配慮がある・健康だから・介護休暇がとれる・夜勤をやらなくなって疲労が軽減した・時短勤務のため等

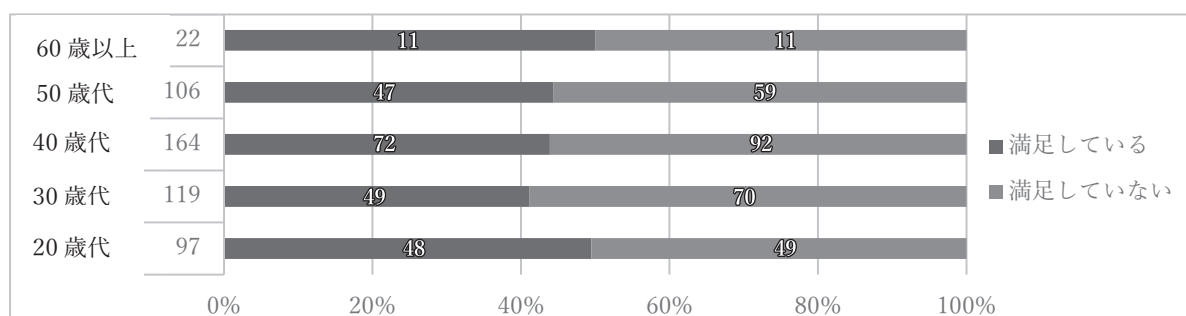
2) 自由記載をカテゴリー分類：満足していない、どちらかという満足していない（n=508）



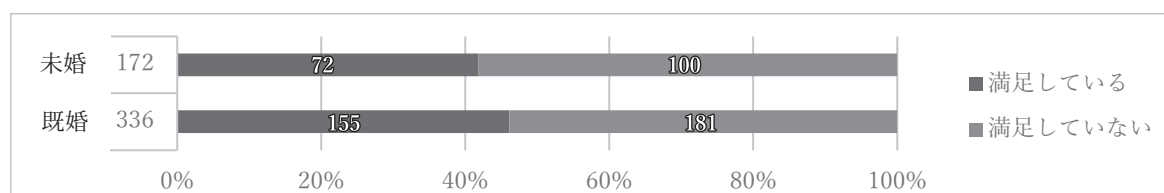
・その他の主な理由・仕事自体の満足度が低い・もっときちんと仕事がしたいのにできないことがもどかしい・年齢、体調の変化を考慮して仕事をしていきたい・看護師を軽視している・きちんと評価されたい・満足しているという実感が得られない・夜勤を減らしてほしい等

WLB に関する満足度については「大変満足している」「どちらかという満足している」が全体の 44%(226 名)、「どちらかという満足していない」「満足していない」が全体の 56%(280 名)であった。満足している理由及び満足していない理由の上位はともに休暇の取得に関する理由であった。

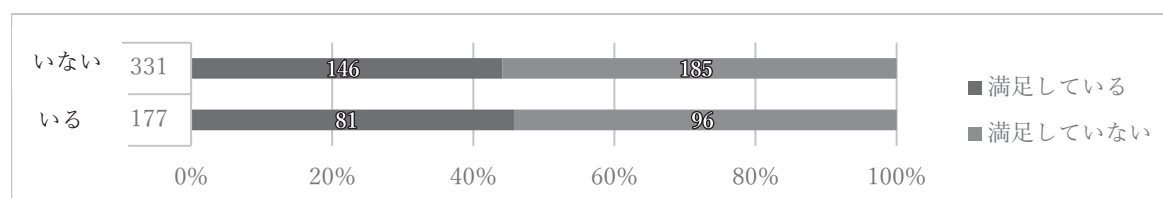
6-3. 年齢と WLB の満足度について (n=508)



6-4. 既婚の有無と WLB の満足度について (n=508)

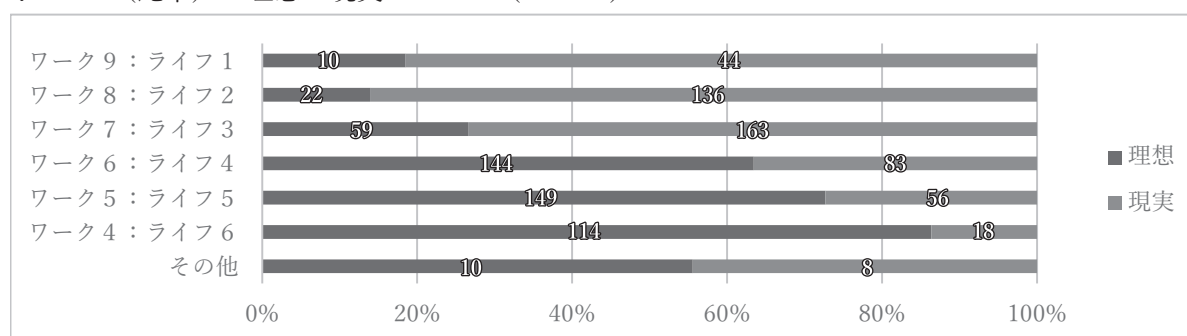


6-5. 12歳以下の子供の有無と WLB の満足度について (n=508)

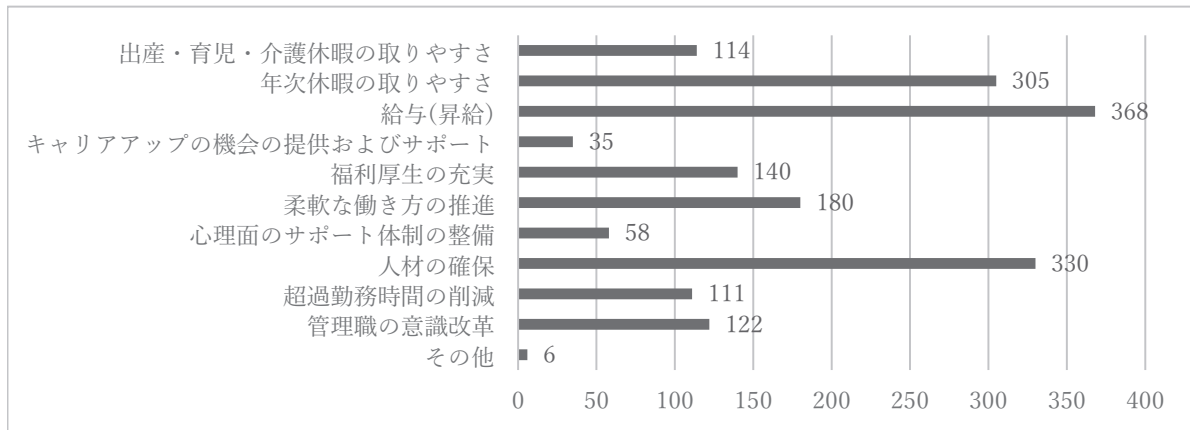


年齢別の満足度を見ると 30 歳代が満足度が低い 59%(70 名)結果であった。さらに、既婚者より未婚者の方が満足度が低い 58%(100 名)結果であった。なお、12 歳以下の子供の有無と WLB の満足度の関係性については、大きな開きはなかった。

7. WLB (比率) の理想と現実について (n=508)

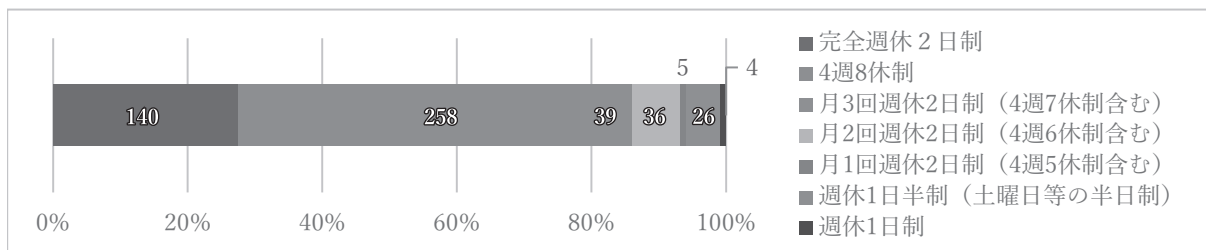


8. WLB を実現するために職場に必要なことについて（上位3つ選択）（n=508）

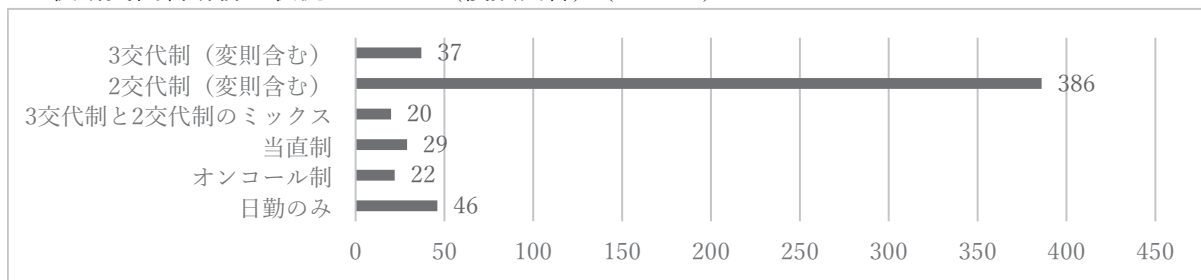


WLB（比率）の理想と現実については、理想として「ワーク5：ライフ5」が149名で最も多く、一方で現実としては「ワーク7：ライフ3」という方が163名で最も多い結果となった。WLBの実現するために職場に必要なことについては「給与（昇給）」「人材の確保」「年次休暇の取りやすさ」の順であった。

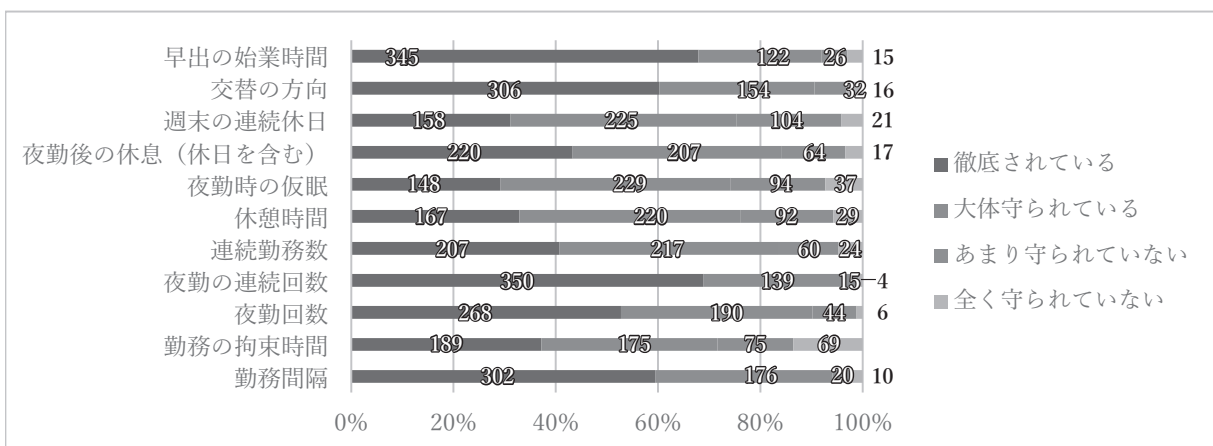
9. 正規看護職員の週休形態について（n=508）



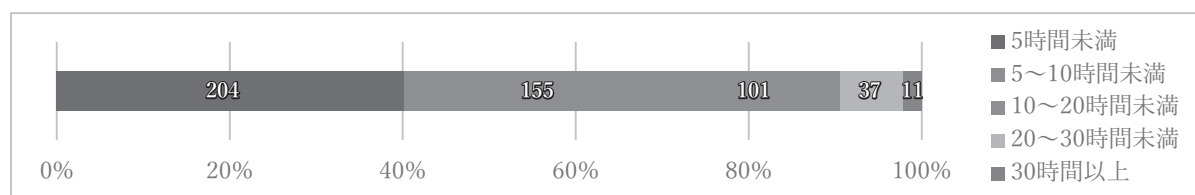
10. 夜勤交代制勤務の状況について（複数回答）（n=540）



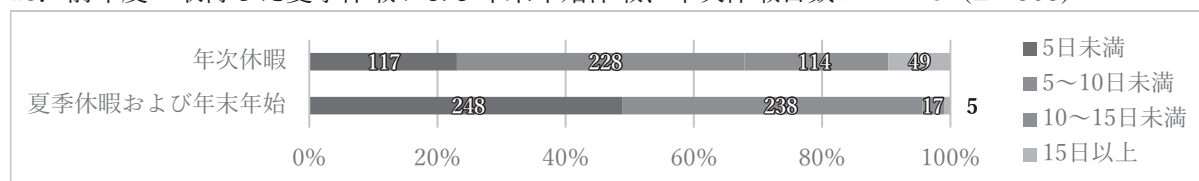
11. 日本看護協会案による夜勤・交代制勤務の「勤務編成の基準」の遵守状況について（n=508）



12. 超過勤務（月平均について）（n=508）



13. 前年度に取得した夏季休暇および年末年始休暇、年次休暇日数について（n=508）



<まとめ>

本調査結果から勤務状況として、週休形態については78%（398名）が完全週休2日制、4週8休制であり、超過勤務（月平均）については、71%（359名）が10時間以内であった。夏季休暇および年末年始休暇の取得日数について、「5日未満」が49%（248名）、年次休暇の取得日数について、「5日未満」23%（117名）であった。日本看護協会による夜勤・交代制勤務の勤務編成基準11項目の遵守状況については、すべての項目について70%以上が遵守されていたことから、比較的働きやすい職場環境が整いつつあると言える。

WLBに関する満足度としては「満足している」「どちらかという満足している」と全体の44%（226名）が回答しており、50%を下回る結果となった。満足している理由および満足していない理由についての上位はいずれも休暇の取得、WLBの充実度に関する内容であった。年齢別の満足度については30歳代が満足度59%（70名）、既婚者より未婚者の方が58%（100名）と低い傾向にあった。また、12歳以下の子供の有無とWLBの満足度の関連性については認められなかった。WLB（比率）の理想と現実については、理想として「ワーク5：ライフ5」が149名で最も多く、一方現実としては「ワーク7：ライフ3」が163名で最も多かった。理想のWLBは個人で異なり、「ワーク5：ライフ5」の割合で働くことが正解ではなく、自分の叶えたいキャリアやライフプランを実現できる働き方を目指すことが重要である。

WLBの実現するために職場に必要なことについては、「給与（昇給）」、「人材確保」、「年次休暇の取りやすさ」、「柔軟な働き方の推進」、「管理職の意識改革」等が挙げられており、これらについて検討していく必要があると言える。また、WLBの満足度を維持向上していくために必要なこととしては（武石、2011）、仕事や職場の状況であり、「職務が明確で職務遂行に当たって個人の裁量があるような仕事」、「上司が個人の業務遂行や育成に目配りをしたマネジメントを行っていること」、「職場の中で協力的な雰囲気が醸成されていること」の3つが挙げられている。そのため、管理職の意識改革を含め、適切にマネジメントを行っていくことができる管理職の育成も重要な要素である。

厚生労働省の推計によると、2025年には約13万人の看護師が不足すると予測されており、看護の質の低下が懸念される。看護師の労働環境の改善により、患者満足度が20%上昇したといったデータも出ていることから、人材不足の問題に対応するためにも、看護師の労働環境と待遇改善の実現する取り組みが人材確保と定着率の向上の鍵となり急務と言える。

令和 7 年度予算編成に伴う茨城県への要望・回答

1 災害支援（感染症対策含む）を踏まえた健康危機管理体制の構築

1) 地域で活動できる感染管理認定看護師の育成

地域での感染予防対策に感染管理認定看護師が重要視される中、県北地域ではその数が少ないなど、地域偏差がある。

また、育成のための研修を実施するにあたって、小規模病院や施設の看護師は、研修参加を希望しても人員不足のため、研修期間中の代替要員が見つからないため参加が困難な状況にある。

ついては、感染管理認定看護師数の地域偏差を解消し、不足地域の人員を増加のため、少数地域への受講推薦または研修期間中の代替要員に対する人件費補助など、県としての仕組みを構築されたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 県では、感染管理認定看護師の育成に対する人件費補助などの支援は行っていないものの、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程 B 課程（感染管理）」の研修受講料等の補助を行っているところです。
- まずは特定行為研修の受講を促進し、地域で活動できる特定行為研修修了者の養成を通じて、感染管理認定看護師育成のサポートを実施してまいります。

2) 妊産褥婦や新生児、乳幼児などに対する災害支援について

妊産褥婦や新生児、乳幼児に対する災害支援は、身体的・精神的に脆弱であり、特別な配慮が必要である。医療支援、物資の提供はもとより、特別施設の設置、心理的支援等を行う専門職の配置などの措置を講じられたい。

【回答要旨】 【福祉部子ども政策局少子化対策課】 【保健医療部保健政策課】

- 令和 5 年 2 月、県と県助産師会の間に、「災害時の助産師による支援活動についての協定」を締結し、市町村からの支援要請がある場合や、県において妊産婦の支援活動の必要が生じていると判断した場合に、助産師の派遣ができるよう体制を整えているところです。
- また、県助産師会が作成している妊産婦や乳幼児のための防災ハンドブックや防災グッズチェックリストを、市町村を通じて妊産婦や乳幼児がいる家庭へ配布し、いざという時のために必要な日頃からの備えについて周知しております。
- 本県では、災害等により大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる小児周産期医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るべく、「災害時小児・周産期リエゾン」の制度を設けているところです。
- 小児・周産期医療に熟知した医師等をリエゾンとして委嘱し、発災時には、避難所へ医療救護に行く DMAT 等の支援関係者と連携をしながら、小児・周産期医療ニーズを把握し、必要に応じて、対応可能な医療機関への入院調整を行うこととしています。引き続き、研修や訓練の実施も通じて、妊産褥婦や新生児、乳幼児に対する発災時の支援体制強化に努めてまいります。

3) 感染症対策を踏まえた健康危機管理体制

新型コロナウイルス感染症は 5 類に移行しても感染対策を緩めることができず、各医療機関等において感染症対策を行う必要は続いており、物価高騰の社会も踏まえると経営圧迫につながりかねない。

ついては、県内医療機関等への感染症対策に係る財政的措置を講じられたい。また、今後の新興感染症発生時や施設内クラスター発生時に備え、近隣の医療機関、介護系施設等の連携も含め、クラスター対策チーム等の支援体制を継続されたい。

【回答要旨】 【保健医療部疾病対策課】

- 医療機関による感染症対策については、令和 6 年度診療報酬改定で、発熱患者等に対して適切な感染対策を講じた上で診療を行った場合の加算措置等が新設されました。
- また、県と医療措置協定を締結している医療機関に対しては、新興感染症発生初期から病床確保や発熱外来の対応を行う場合に財政的な支援を行う制度が今年度から国において設けられており、県では、遅滞なくこれらの制度を活用していくほか、平時においては、感染症対応力の向上に関する研修会の開催等により各医療機関の感染対策の取組を支援してまいりますので、ご理解をお願いします。
- なお、新型コロナウイルス感染症対応を行うために令和 2 年度に設置した「クラスター対策班」については、令和 6 年度から対象疾病を感染症全般に拡大して活動を行っており、令和 7 年度以降についても継続を検討しているところです。

2 持続可能な医療提供体制の構築

1) 看護要員就業支援のためのナースセンターの機能強化

本県ナースセンターにおける看護職員の就業支援に当たっては、できるだけ求人側と求職側の意向に合うよう個別性を重視し丁寧な相談に努めている。とりわけ潜在看護職やキャリア後期の看護職の再就業のためには絶えず新たな知識を習得し技術をリスキリング（学びなおし）する必要があり、切れ目のない生涯学習支援を行うことが求められている。

また、昨年と比較してeナースセンターへの登録者数が1割程度減少している。安易に登録できる派遣会社等の影響もあるが、ナースセンターの周知不足も実感している。

しかしながら、現在のナースセンターは非常勤職員で対応しており機能強化を図ることが困難な状況にある。

については、本県ナースセンターにおける相談体制の充実や再就業教育の円滑な実施に必要な常勤職員の確保をするための財政的措置を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 看護職員の確保は喫緊かつ重要な課題であり、県として看護職員の定着促進に取り組んでおります。特に再就業の支援対策の充実を図ることは大変重要であると認識しております。
- そのため、相談窓口の設置や就職アドバイザーの配置、医療機関への就業斡旋など、きめ細やかな就業支援を実施しているとともに、復職に不安がある潜在看護職員に対し、講義から試用まで段階的な再就業支援研修を行うことにより、再就業を促進しております。
- また、看護管理者を対象としたハラスメント対策やストレスケア対策等に関する研修を実施するとともに、定着促進コーディネーターが施設訪問等により勤務環境等に関する指導・助言を行うことで、看護職員の職場環境の改善を図り、看護職員の定着促進を図っているところです。
- さらに、看護管理者研修において、「看護補助者の活用推進」のための研修を行い、業務範囲や教育、就労環境について看護管理者の理解を深め、安全で効率的な業務体制づくりを促進しております。

2) 看護補助者の人材確保・定着に向けた支援

働き方改革によるタスクシフト/シェアを進め、看護職や介護職が本来の役割を発揮できるようにするためには、看護補助者と協働することが今まで以上に必要であるが、介護職員等との賃金・手当の格差が大きく、離職につながったり応募も少なかったりするなど、看護補助者の確保は困難な状況が続いている。

本会では、看護補助者の育成のため、令和5年度より研修を実施するとともに、一般の方を対象に看護補助業務を周知するためハローワークと協働し研修を実施している。また、10月からはeナースセンターの登録に看護補助者も加わりハローワークとの連携強化がさらに必要となった。

については、看護補助者に対する継続した研修や賃金補助など、人材確保・定着・教育体制に係る支援策を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 医師からのタスクシフト/シェアの主な受け手となっている看護職につきましては、看護業務に専念するために看護職のタスクシフト/シェアも重要であると考えております。
- チーム医療と看護におけるタスクシフト/シェア推進の観点から、看護管理者研修において、「看護補助者の活用推進」のための研修を行い、業務範囲や教育、就労環境について看護管理者の理解を深めております。引き続き、貴会と連携しながら、看護管理者研修を実施するとともに、看護補助者の活用について全国的な動向を注視してまいります。
- 処遇改善につきましては、令和6年2月から5月まで看護補助者の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、医療機関に必要な費用を補助する「看護補助者処遇改善事業」を実施しました。事業終了後の6月以降は、令和6年度診療報酬改定により、看護補助者含む医療従事者への賃上げに向けてベースアップ評価料が新設され、算定可能となっております。

3) 特定行為研修を修了した看護師の活躍促進（他施設へ派遣等）

多くの特定行為研修修了者が院内での活動にとどまっている中、病院によっては特定行為研修修了者を地域で活動させている。（特定行為研修修了者は大学病院や総合病院等大規模病院に多く、研修医との兼ね合いもあり、院内でも活動できない状況にあると推測される。）診療報酬がないものについては、インセンティブがない中で活動しなければならず、本人の意欲と病院の理解に頼っている現状がある。特定行為研修修了者を増やすことも大事だが、診療報酬についても特定行為の加算につなげるよう国に働きかけていきたい。

また、地域で活動していることを、情報として知り得なければ、地域で在宅医療・介護に関わる方に対してリソースとなれず、引いては患者・家族の有益になれないと考えられる。特定行為研修修了者がリソースナースとして活動できる県内応援体制の仕組みづくりに注力して頂きたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 特定行為研修修了者数は、令和5年度末時点で300名（医療人材課調べ）となっており、研修修了者が所属する施設においても、看護師総数に対する修了者数の割合は1割に達しておらず、活用も一部の医療機関にとどまっております。
- このような状況の中、県といたしましては、制度や研修修了者の組織的な支援、活用事例等の周知のための説明会の開催や、受講を促進させるための研修受講料等の補助などにより、研修修了者数を増加させること、研修修了者の活用を促進すること、さらには研修修了者の処遇改善を促進することに注力しているところです。
- 特定行為研修修了者の処遇改善については、診療報酬を改定するなど、実現のための具体的な取組を実施するよう、引き続き国に対して要望してまいります。
- なお、在宅医療にかかわる方の特定行為研修修了者も増えてきております。地域住民に向けての周知も含め、特定行為研修修了者の活動の周知方法について検討してまいります。

【参考】

看護師特定行為研修推進事業（R7当初予算（案）：36,062千円）

（1）制度や研修修了者の活用事例等の周知のための説明会の開催

（2）受講を促進させるための研修受講料等の補助

基準額 （対象経費）	・病院等、訪問看護ステーション：400千円／人 （研修受講料、旅費等） ・代替職員の人件費（訪問看護ステーション）：1,000千円／施設
交付実績（R5）	・病院等：19施設47名 ・訪問看護ステーション：3施設3名

4）看護業務ならびに看護管理に寄与するDX推進支援

働き方改革により看護師へのタスクシフト／シェアが促進されている。看護師はさらに複雑化・高度化した医療現場において、医療安全を踏まえた看護業務の確実な履行が求められると同時に負担も増大しており、看護業務・管理のDX化は急務である。

また、DX化は結果として看護師が看護に専念しタスクシフト／シェアを推進させ、看護職員の人材確保・定着・教育にも繋がるものと考えます。

しかしながら、DX化の有効性を理解しつつも価格帯が高額であるなど導入が進まない現状にあり、システムの導入・構築の支援、補助制度の創設などDX強化対策を講じられたい。

具体的なDX支援内容として、看護師の時間外勤務理由となっている「看護記録」と、看護管理者の負担となっている「勤務表作成」は、看護業務の効率化に向けて取り組むにあたり、優先度が高い項目であると考えます。「勤務表作成」については、AI搭載した自動作成ツールが誕生しており、職員のワークライフバランスを考慮した複雑な勤務希望と業務調整を考えると、単にデジタル化するに留まらず、AI搭載型の自動作成ツールの導入について、財政的措置等、積極的に支援していただきたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 看護の現場におけるDX推進については、看護業務の効率化や生産性の向上により、看護職員の定着や看護サービスのより一層の向上が期待されるものと考えます。
- 国においては、令和6年度補正予算において、設備導入や生産性向上の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関）への支援策などが盛り込まれました。
- また、常勤の従業員300人以下の医療法人を対象に、「IT導入補助金2025」を中小企業庁等が事業として行っており、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する制度などもございます。
- 県としましては、国の動向を注視しながら、貴会をはじめとした関係団体の意見を踏まえ、現状や必要性を勘案の上、対応を検討してまいります。

3 看護職の確保・定着促進及び質の向上

1）看護職の人材確保の強化について

近年看護師の離職率の増加と共に、次の就職場所を探すにあたって、公的な機関でない登録の仕組みが簡単な派遣会社を安易に利用する現状があり、茨城県は新卒離職より既卒離職率が高く、ますます派遣会社を利用する看護師が増えるおそれがある。

また、雇用側は必要人員を確保するためには仕方がなく派遣会社を利用せざるを得ないが、人件費の一部を医業収益から充てるため経営上の負担も少なくない。

更に、実際に派遣会社から紹介される看護師は、定着率が低く、知識技術面でも不足しているケースや業務制限があるなど問題点が多い。

求職看護師には、雇用の希望等を把握して、希望に合わせてマッチングができるナースバンクへの登録を促進する必要がある。

ついては、県（医療人材課）としても本会と連携しながらナースセンター（無料職業紹介所）への登録促進策を講じられたい。

また、茨城県の65歳以上の人口の率は31.0%で全国平均29.2%と比較して高く、地域住民（企業に勤務する社員等）の健康管理や予防活動を行う保健師の需要が増加しているが、供給が追いついていない状況である。このような状況をふまえ、保健師確保強化として、本会では、令和5年度に日本看護協会と共催（単年度事業）で保健師の資格の取り方や県職員、市町村職員、企業での保健師の働き方の違いなどをレクチャーする「保健師魅力発信イベント」をつくば地区で行い、参加した高校生等若い世代には好評であった。ブース出展した市町村保健師からも「次年度も続けてほしい」との声があった。

保健師確保には、地域社会での保健師の役割を再評価し、重要性を広く認識させることも重要であり、さらには、自身が生まれ育った市町村で保健師として働く動機付けを高めるためにも県内市町村や企業等を集めた「保健師魅力発信イベント」を全県的に行うことが有効であると考えます。

ついては、「保健師魅力発信イベント」を全県的に行うための開催費の支援等を願いたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 本県の看護職員数は、人口10万人当たりで全国的にも少ない状況となっております。また、看護職員の離職率が毎年10%程度あるため、看護職員の養成・確保や、医療機関に就業する看護職員の離職を防止する定着促進等に力を入れて取り組んでいるところです。
- 特に貴会に委託しているナースバンク事業において、県内5か所のナースセンターで看護職員の無料職業紹介を実施し、再就業支援等を図っております。今後ともナースセンターと連携して、看護職員の定着促進を支援してまいります。
- また、看護職確保のため、高校生を対象とした1日看護体験や高等学校進路指導担当説明会など、看護の魅力発信やPR活動に取り組んでおります。引き続き貴会と協力して、保健師をはじめ看護職を目指す若者等が看護への関心を高める機会を発信してまいります。

2) 看護師等養成所機関への支援の充実

本会では、茨城県看護教員連絡会の協力のもと、県内看護学校等教員に対し、令和5年度に「看護教員に関する実態調査」を行った。調査結果をみると、89.74%の方が「教員不足」を感じており、「業務過多による時間外の多さ」「職員の定着が悪く一部の教員（中堅以上）に負担がかかりやすい」「急病時の代替教員がない」「学生への対応が目いっぱいのため、自身のスキルアップまで考えられない」など、教員不足の弊害が教育現場に表れている。

また、入学してくる看護学生の基礎学力不足を感じている教員が73.08%おり、看護学生の基礎学力不足に加え、求められるカリキュラムも多く、さらには発達障害・学習障害などがある看護学生もあり、学校の教育計画に追いついて来られないケースもある。このようなケースに対応している看護教員は「自身の指導力不足（39.74%）」と、ネガティブな感情を抱いてしまい、看護教員のメンタルヘルスの問題も懸念される。

このような現状を踏まえ、看護教員の処遇はもとより、臨床経験豊富な看護職が専任教員への道を選択できるよう、看護教員の魅力発信の強化を図り、ありがたい姿を描けるような看護教育システムの構築に必要な措置を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 看護師等学校養成所における専任教員（看護教員）の配置数につきましては、定められた人数を満たしていない場合や専任教員養成講習会未受講者等がある場合は、専任教員の確保や講習会等の受講を指導しております。
- また、専任教員養成講習会につきましては、本県では、平成24年度から毎年度開催しており、専任教員の安定的な養成に取り組んでいるところです。開催にあたっては、県内の看護師養成所や医療機関へのリーフレット配布やオープンキャンパスの開催など、看護職への周知活動を実施しております。
- さらに、民間の看護師養成所への運営費補助において、専任教員養成講習会を受講した場合に受講料及び代替職員雇用経費等を加算することで、講習会受講を促進し専任教員の確保を図っております。令和6年度からは受講料及び代替職員雇用経費等の加算を増額し、看護師養成所の負担軽減を図り講習会受講の促進を支援しております。
- 加えて、質の高い看護教員を安定的に確保するためには、看護師養成所と病院とが相互に連携しながら、看護師のキャリア形成を図ることが重要です。
県立看護専門学校においては、看護教員キャリアラダーを策定しており、病院から看護専門学校に派遣された看護教員が、看護師として切れ目のないキャリアを形成できるよう取り組んでおります。
一方で、このようなキャリアラダーについては看護団体ごとに策定されており、互換性がないため、

互換性があるものとなるよう調整することを国に要望しております。

- 引き続き、専任教員の確保に向け、専任教員養成講習会を開催するとともに、キャリアラダーの調整を国に要望してまいります。

3) 助産師のスキルアップへの支援の拡充

アドバンス助産師は、助産師の中でも特に高度な専門知識と技術を持ち、より広範な医療行為を行うことができる資格を持つ専門職である。アドバンス助産師は、妊娠・出産・産後ケアに関する幅広い知識を持ち、特にリスクの高い妊娠や出産において重要な役割を果たすことが期待されており、地域の医療体制においても重要な存在である。

晩婚化の進行に伴い、高齢出産の割合は年々増加し、医学的に様々なリスクが伴うことが想定され、出産後のこころの健康を保つためにも助産師の質の向上は必須である。ついては、アドバンス助産師の取得にかかる費用の補助、スキルアップへの支援の拡充策を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 県では、助産師の実践能力の強化等を目的とした助産師出向支援事業を実施し、助産師のスキルアップへの支援をしております。さらには本事業を活用することで、アドバンス助産師の認証取得要件を満たすための一助となっております。引き続き、本事業が活用されるよう取り組んでまいります。
- また、アドバンス助産師の増員により、医師から助産師へのタスクシフティングを推進するとともに、臨地実習における質の高い助産師教育を目指すため、アドバンス助産師Ⅲ認定申請・更新に係る研修を実施しているところです。今後も引き続き、質の高い助産師の確保・育成に努めてまいります。

4) 医療・福祉・介護におけるハラスメント対応強化

患者からのハラスメント問題は、医療現場において深刻な課題となっている。この問題は、医療従事者の精神的健康や職場環境に悪影響を及ぼすだけでなく、患者自身の治療やケアにも影響を与える可能性がある。

各施設ではさまざまなハラスメント対策がとられているものの、その現状に大きな変化はない。

航空会社共同のハラスメント対策に向けた報道のように、医療・福祉・介護にかかわるハラスメントの現状を強いメッセージとして伝わるよう、県としても積極的な周知を行い、県民に理解を求めるとともに、ハラスメントについて、より一層の対応強化を推進されたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】【福祉部長寿福祉課】

- 県では、貴会に委託している「ヘルシーワークプレイス推進事業」の一環として、看護管理者、事務・人事管理者等を対象にした管理者研修において職場のハラスメント対策の研修を実施しております。また、定着促進コーディネーターによる施設訪問等でも、職場のハラスメント相談に対応しているところであり、看護職が安全で安心して働き続けられる職場づくりに取り組んでおります。
- また、国では「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部を改正し（令和5年6月1日より適用）、「学生の生活やハラスメント等に対する相談、カウンセリング等を行う者が定められ、当該者が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。加えて、看護師等養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましいこと。」とされたことから、県内各看護師等養成所への周知、看護師等養成所に対する運営指導調査等での指導等を実施しているところです。また、県主催の「看護教員継続研修」において、養成所の看護教員に対し弁護士によるハラスメント研修を実施しているところです。
- なお、県では、在宅介護、看護等の現場における従事者に対するハラスメント対策を講じるため、令和6年7月にいばき在宅ケアハラスメント相談窓口を開設しました。
- 今後も引き続き、ハラスメント対策の相談、研修を実施していくことで、よりよい職場環境の構築、ひいては看護職員の確保と定着促進につながるよう努めてまいります。
- 厚生労働省では、介護等における「労働環境の整備」を図るため、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけております。
- 特に、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における介護・看護等に従事する職員が受けるハラスメント行為について、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止の観点から、本県においては、令和6年度より在宅ケアハラスメント対策推進事業を実施しており、相談窓口の設置、必要に応じた専門家の派遣などに取り組んでおります。また、ガイドラインの策定により対応策の周知徹底を図るほか、広報活動により県民向けの周知を実施しております。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

1) 訪問看護総合支援強化及び制度化

第8次茨城県保健医療計画では、従来の二次保健医療圏に加え、県内を3圏域に区分した「医療提供圏域」を設定するなど、「新しい安心安全」へのチャレンジにつながる、本県の実情に即した、良質な医療を切れ目なく効率的に提供する体制を構築するとしている。

2040年には、医療と介護のニーズを併せ持つ85歳以上の高齢者の急増、小児等を含む在宅療養者の増加が見込まれており、住み慣れた地域の住民の身近な所にある訪問看護はこれら在宅療養者のいのちと健康を守る拠点として欠かせないサービスとなる。

一方、県内の訪問看護事業所は小規模なものが多く、訪問看護師の人材確保のほか、事業所の開設準備・経営改善など、事業所の自助努力だけでは対応が困難な課題がある。

在宅療養者の需要増大に対応するためには、茨城県ナースセンターとの連携を進めるとともに、訪問看護事業所の増設・大規模化や訪問看護師の人材確保・養成を推進していく必要がある。

このような課題の解決に向け一元的・総合的に取り組み、4つの局面（退院支援、日常の療養生活の支援、急変時対応、在宅での看取り）に対応した切れ目のない体制づくりを支援する拠点として「訪問看護総合支援センター」が全国30か所（府県）に設置・運営されている。

については、本県においても「訪問看護総合支援センター」を開設するための財政的措置を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部医療局医療人材課】 【保健医療部健康推進課】

- 「訪問看護総合支援センター」につきましては、令和元年度から令和4年度に日本看護協会によって試行的に実施され、令和5年9月時点で全国30か所（府県）に設置・運営されていると承知しております。
- 当該センターに関連する本県の取組としまして、訪問看護事業所の新規開設や体制拡充を支援するため、訪問看護で使用する医療機器等購入の補助（地域ケア基盤整備推進事業）を行っております。また、訪問看護師の人材確保や質の向上を図るため、新人から管理者まで段階に応じて必要となる知識・技能を習得する研修や、難病等に関する専門知識・技術を習得する研修を実施しているところです。
- 訪問看護の諸課題を一体的・総合的に解決するために当該センターが取り組むべき事業は多岐にわたりますが、すでに一部関連する取組を行っていることから、他県での実践例も参考にしながら貴会と引き続き協議してまいります。

【参考】

- 地域ケア基盤整備推進事業（R7当初予算（案）：10,000千円）

事業実施主体	訪問看護事業所
事業内容	地域包括ケア推進のための基盤整備事業 ●実施主体：訪問看護事業所 ・訪問看護事業所が在宅診療等で使用する医療機器への補助 ・患者情報を共有する際に活用する電子機器端末（タブレット等） ・生体モニタリングシステム ・人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等
補助基準額	1,000千円（必要経費の見積額）
補助率	1/2（事業所負担1/2）

- 訪問看護支援事業（R7当初予算（案）：15,155千円）

研修等を実施することにより、訪問看護師の質的向上を図り、これをもって、県民の在宅療養生活の向上に資する。

委託先	茨城県看護協会
事業内容	○研修 ・訪問看護入門プログラム ・訪問看護師養成講習会 ・訪問看護師教育担当者研修 ・訪問看護ステーション管理者研修 ・訪問看護ステーション管理者フォローアップ研修 ・訪問看護専門分野研修 （小児、重症心身障害児、難病、終末期、精神） ・訪問看護連携研修 ○訪問看護普及啓発事業

2) 県民の健康づくりと生活習慣病の発症予防への取り組み

本県では、がん、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高くなっていることから、健康寿命の更なる延伸を図るため、県民一人ひとりが生活習慣病の予防に自ら積極的に取り組み、社会全体

が一体となって県民の健康づくりの主体的な取り組みを後押ししていくことが重要である。

このため、本会では、県民誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して、その人らしく暮らすことができることを目的に「まちの保健室」を本会館内及び県内9地区において運営している。

この「まちの保健室」では、様々な健康に関する不安や悩みの相談に気軽に応じ、健康教育、薬剤師、栄養士会等と連携・協働したバーチャルウオーキングなどの活動を通じて県民の健康を支えているが、さらに活発な活動を展開していく必要がある。

ついで、更に一層、多職種と連携し県民の健康づくりに取り組んでいくため、「まちの保健室」の設置・運営への財政的措置を講じられたい。

【回答要旨】 【保健医療部健康推進課】

- 健康づくりの取組は、県民一人一人の主体的な取組が基本となりますが、個々の取組を行政だけでなく、地域や学校、健康づくりに関係する団体や各関連機関等が連携を図りながら、地域資源を活用しつつ、それぞれの役割に基づいた事業を通じて支援していくことが重要であると考えております。
- 県としては、9月の循環器疾患予防月間に合わせ「健康づくりキャンペーン」を実施し、保健医療関係団体等の協力のもと、健康相談等のイベントを実施しております。
- 引き続き、県民の生活習慣改善に向け、月間等に合わせたイベント等を開催するなど、貴会をはじめとする関係する団体や関係機関等と連携を図りながら、健康づくり県民運動を推進してまいります。

3) 産後ケア拡充に向けて、施設的环境整備や人員配置への補助

産後ケア（宿泊型・レスパイト型）などを実施できている病院があるが全病院で実施されていない。市町村から受け入れの依頼が多くあるが、個室の確保や人員の確保などの問題から全ての依頼には対応出来ない状況にあることから、施設的环境整備や人員配置への支援策を講じられたい。

【回答要旨】 【福祉部子ども政策局少子化対策課】

- 産後ケア事業については、施設の確保を含め、市町村ごとに様々な課題を有していることから、有識者や市町村の担当者などで構成するワーキンググループを立ち上げ、課題把握や対応策の検討を開始しております。
- 特に、施設の確保については、令和5年度、県において、直接、産婦人科を有する病院や助産所などへ事業受託の可否について調査を行い、新たに受託が可能と把握できた施設については、市町村へ周知を行ったところであり、その結果、令和6年4月に実施した市町村の実施状況調査では、市町村における契約施設数が増加しております。
- 国においては、兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算や、宿泊型で夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算を新たに創設しているほか、産後ケア事業を行う施設に対する改修費等の補助制度を設けていることから、市町村においても加算の活用を行いながら、利用希望者の受入拡大を図っていただくよう働きかけてまいります。

4) 妊産褥婦に対するメンタルケアの充実強化・産科医療・産後ケア充実に向けた支援

精神疾患と診断はされていないが、出産や育児に何らかの問題が発生する可能性がある場合や、実際に自傷行為などで病院を受診された褥婦への緊急の対応を精神科の専門病院に依頼をしても、受診できないケースがあることから、妊産褥婦に対するメンタルケアの充実策を講じられたい。

【回答要旨】 【福祉部子ども政策局少子化対策課】

- 妊産婦本人へのメンタルケアとしては、妊娠から出産、子育てに関する相談窓口として、「いばらき妊娠・子育てほっとライン」を開設しているほか、産後の方を対象として、自身の心身や育児の悩みについて助産師が訪問支援を行う「助産師なんでも出張相談」を実施することで、妊娠や出産による落ち込みや情緒不安定などがある方への支援を行っております。
- また、妊産婦のケアに従事する行政及び医療関係者の対応力向上を目的に、要支援妊産婦支援体制整備事業において、妊産婦のメンタルヘルスに関する研修会を実施しております。
- このほか、市町村において、県の広域的な連携支援のもと、産後ケア事業が実施されております。

5) 保育所の待機児童解消及び病児保育の充実

夜勤ができる看護師が減少していく中、短時間勤務であっても月に1、2回の夜勤が行える看護師の子弟については、「保育の必要な児童」として確実に新年度の保育所入所が可能となるよう、市町村等に働きかけられたい。

また、病児保育の施設が少ないため、母親である看護師たちが急な休暇を取ることで、他のスタッフの業務負担となる場合が多い。父親側にも企業組織風土による休みが取れない問題もまだ根深く残っている。

子供の養育が社会全体で行えるように病児保育も含め利用しやすい保育場所の確保のための対策を講じられたい。

【回答要旨】 【福祉部子ども政策局子ども未来課】 【保健医療部医療局医療人材課】

- 保育時間など「保育の必要性」の認定は、国の通知などを基準に各市町村の権限で行っていることから、貴団体からの要望については市町村と情報共有を図ってまいります。なお、県としては、地域の実情に応じた保育所や小規模保育等の整備を進めるとともに、保育人材を確保することで、保育の必要な児童の受入環境づくりを進めているところです。
- 病児・病後児保育の拡大のため、国の病児保育施設整備費を活用し病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備の整備に対する補助を行うとともに、子ども・子育て支援交付金において病児保育事業の運営費の補助を行っております。引き続き、各種助成事業を活用した支援と実施施設の周知を行うことで、子を持つ看護師が安心して就業できる取組を進めてまいります。
- 県では、病院内保育所の開設にあたって必要な新築・増改築等に要する工事費に対し、保育施設の構造等に応じた補助を行っております。
- 病院内保育施設を設置する病院に対しては、保育施設の規模に応じて、保育士等の人件費の一部等を助成するとともに、病児保育や夜間保育等を実施している保育施設に対する給付費の加算を行っております。なお、補助対象となるすべての医療機関に補助制度について周知し、制度の利用促進を図っているところです。
- 引き続き、育児中も安心して就業できる環境の整備を支援してまいります。

6) 看取りや吸引に対応できる老健施設の拡充

急性期治療を脱し、療養先を自宅以外で探すケースは多い。
・点滴や酸素投与は必要ないが、吸引のみ必要な方
・DNAR 取得済みで医療行為を望まない、近い間に看取りが予測される高齢者の方
これらの方の退院先については、地域偏差もあるが、常陸太田・ひたちなか地区においては介護医療院や看多機などは少なく、また料金が高く家族や本人の都合で入所が困難であったりするため難渋している。
については、急性期患者を急性期病院で受け入れるためにも後方施設を充足させるための施策を講じられたい。

【回答要旨】 【福祉部長寿福祉課】

- 介護老人保健施設や介護医療院等の整備につきましては、市町村の介護保険事業計画に基づき、計画的な整備が図られてきており、常陸太田・ひたちなか圏域におきましては、本年 11 月現在で、介護老人保健施設が 1,239 床、介護医療院が 153 床開設されております。
- 特に、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設である介護医療院は、令和 6 年度当初の 67 床から 86 床増加したところです。
- 引き続き、計画的な整備が進むよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

7) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進のための県・市町村の相談体制整備について

今年 4 月 1 日施行の改正精神保健福祉法では、「都道府県、市町村の相談支援の対象についてそれまでの精神障害者に加え、保健、医療、福祉など日常生活に係る『精神保健にも関する課題を抱える者』も対象とすることとされた。また、市町村が行う精神保健の相談支援に関し、都道府県は必要な援助を行うよう努めるとする規定も明記された。
については、法改正の趣旨を踏まえ、県及び市町村における精神保健に係る相談支援体制整備に向けた取り組みを推進されたい。

【回答要旨】 【福祉部障害福祉課】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築については、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等が顔の見える連携を推進し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制を構築する必要があります。
- そのため、県、保健所圏域及び市町村それぞれに協議の場の設置を進めておりますが、さらに、それぞれの協議の場が連動し、課題を解決する仕組みを検討してまいります。
- また、県及び市町村における精神保健に関する相談支援体制について、市町村では、福祉・母子保健・介護等を担当しているため、住民に身近な市町村だからこそできる複合的なニーズへの個別支援に取り組むやすい状況があります。また、県では、精神科救急に対応しているため、医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応に取り組むことが多い特性があります。それぞれの特性を活かし協働することで、より充実した相談支援体制整備を推進してまいります。
- さらに精神保健福祉センターや保健所では、市町村への支援として研修会を開催しています。相談支援に対応するためには、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備える必要があるため、事例検討や研修会を開催し、地域における人材育成を継続してまいります。

令和 6 年度 茨城県ナースセンター事業報告

1 ナースバンク事業（無料職業紹介所）

1) 求職

各年度内（4/1～3/31）に求職活動状態が有効になった求職者を集計対象とした。

表 1-1 求職数

登録状況	求職登録者数（実数）	求職票数（延べ数）
新規登録求職者数	98	354
継続登録求職者数	267	1,483
計	365	1,837

※新規登録とは、当該年度に新規登録した求職者

※継続登録とは、当該年度以前に登録した求職者

○新規登録求職者数は 98 人で、登録者の約 26.8%である。

表 1-2 職種別就業状況（延べ数）

就業状況	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
就業中	135	13	628	74	850
未就業	64	37	818	68	987
計	199	50	1,446	142	1,837

※未就業には「未就業または看護職以外で就業中」と「学生」も含まれる。

○未就業の登録者数は 987 人で、登録者の約 53.7%である。

表 1-3 職種別登録者居住地域（延べ数）

居住地（医療圏別）	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
日立	2	0	74	18	94
常陸太田・ひたちなか	13	1	156	17	187
水戸	22	6	371	73	472
筑西・下妻	0	0	8	4	12
古河・坂東	0	0	10	0	10
つくば	16	6	84	3	109
土浦	0	0	44	9	53
取手・竜ヶ崎	17	0	58	0	75
鹿行	0	2	46	1	49
県外	129	35	595	17	776
計	199	50	1,446	142	1,837

○医療圏別では、水戸 25.7%、常陸太田・ひたちなか 10.2%、つくば 5.9%の順が多い。

2) 求人

各年度内（4/1～3/31）に求人活動状態が有効になった施設を集計対象とした。

表 2-1 求人数

登録状況	施設数（実数）	求人票数（延べ数）	募集人数（延べ数）
新規登録求人票数	80	580	1,110
継続登録求人票数	456	6,478	15,435
計	536	7,058	16,545

※新規登録とは、当該年度に新規登録した求人施設。

※継続登録とは、当該年度以前に登録した求人施設。

※募集人数とは、求人施設が募集していた看護職の数。

○新規登録施設（実数）は 80 施設で、登録施設の約 14.9%である。

表 2-2 職種別勤務先地域

勤務先（医療圏別）	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
日立	0	0	478	94	572
常陸太田・ひたちなか	37	8	777	42	864
水戸	72	26	1,881	174	2,153
筑西・下妻	0	0	318	102	420
古河・坂東	1	0	265	12	278
つくば	30	14	483	49	576
土浦	27	0	640	50	717
取手・竜ヶ崎	61	10	810	36	917
鹿行	31	12	426	92	561
計	259	70	6,078	651	7,058

○医療圏別では、水戸 30.5%、取手・竜ヶ崎 13.0%、常陸太田・ひたちなか 12.2%の順が多い。

3) 相談・就職

表 3-1 業務対応件数（県央）

単位：件

内容/方法	来所	電話	メール	FAX	その他	計
求人相談	46	1,906	30	2	19	2,003
求職相談	206	1,077	258	1	17	1,559
職場相談	1	21	0	0	0	22
進路相談	2	9	2	0	0	13
e ナース操作	2	91	42	2	4	141
研修関係	18	313	16	0	1	348
その他	9	257	30	1	8	305
計	284	3,674	378	6	49	4,391

e ナース操作：e ナースセンターの操作方法について対応件数

表 3-2 施設区分別就職実績

施設区分	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
病院	0	2	43	4	49
診療所	0	0	10	4	14
老人施設	1	0	20	4	25
訪問看護	0	0	6	1	7
行政	2	0	0	0	2
保育所	0	0	2	0	2
事業所	1	0	1	0	2
健診センター	0	0	2	0	2
学校・養成所等	0	0	10	0	10
救護（イベント）	0	0	65	2	67
その他	0	0	25	1	26
計	4	2	184	16	206

○施設区分別では、救護 28.0%、病院 27.5%、老人施設 12.3%の順が多い。

表 3-3 年度別求人倍率

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
求職者数	7,018	3,251	2,101	1,837
募集人数	18,725	18,434	17,366	16,545
求人倍率	2.67	5.67	8.3	9.0

2 再就業支援事業

1) 再就業支援研修（県央）

(1) 講義研修（4日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
10月15日～ 10月18日	看護研修センター	15名	○茨城県の看護職の動向、グループワーク、医療安全、摂食嚥下・口腔ケア、輸液ポンプの操作・採血の演習、フィジカルアセスメント、救急看護（吸引演習）、感染管理、皮膚・排泄ケア

(2) シミュレーション研修（1日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
10月26日	看護研修センター	11名	○排泄時の安全な看護について ○初期評価（ABCDE）と対応

(3) 実務研修（3～7日間）

実施時期	人数	実施施設
12月9日～19日 7日間 1月21日～24日 3日間 1月22日～24日 3日間 2月5日～7日 3日間	延4名 (実3名)	○ひたち医療センター ○大場内科クリニック ○西山堂慶和病院 ○小豆畑病院

(4) 試用研修

実施時期	人数	実施施設
実施なし	0名	0施設

2) フォローアップ研修（1日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
1月27日	看護研修センター	14名	○心と身体を癒やすハンドマッサージ

3) セカンドキャリア支援セミナー（1日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
12月3日	看護研修センター	13名	○私の人生をデザインする

4) 輸液・採血技術練習コーナー

開設日：月～金（祝祭日除く）10：00～16：00 事前予約制

申込条件：看護職の方でナースセンターへご登録の方（当日登録可）

参加者：

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数（延）	24名	22名	13名	10名

※平成30年10月より開設

3 地域就業支援事業（県北・鹿行・県南・県西地域）

1) 求人・求職等相談件数

単位：件

	内容/方法	来所	電話	メール	FAX	その他	計
県北	求人相談	2	39	0	0	0	41
	求職相談	9	61	35	0	0	105
	職場相談	0	1	0	0	0	1
	eナース操作	0	2	2	0	0	4
	研修関係	2	21	0	0	0	23
	その他	2	3	0	0	0	5
	計	15	127	37	0	0	179
鹿行	求人相談	22	155	3	0	0	180
	求職相談	9	163	66	0	0	238
	職場相談	1	10	4	0	0	15
	eナース操作	0	9	0	0	0	9
	研修関係	1	2	0	0	0	3
	その他	2	37	34	0	1	74
	計	35	376	107	0	1	519
県南	求人相談	21	210	10	0	1	242
	求職相談	142	587	81	0	1	811
	職場相談	1	6	0	0	0	7
	進路相談	1	0	0	0	0	1
	就業案内	0	2	0	0	0	2
	eナース操作	1	7	2	0	0	10
	研修関係	3	150	11	0	0	164
	その他	3	214	75	1	0	293
	計	172	1,176	179	1	2	1,530
県西	求人相談	2	32	0	0	0	34
	求職相談	5	45	9	0	0	59
	職場相談	0	2	0	0	0	2
	進路相談	1	3	1	0	1	6
	研修関係	1	33	11	0	0	45
	その他	0	23	1	0	0	24
	計	9	138	22	0	1	170

就業案内：求職者及び求人施設への案内、紹介、採用に関する件数

eナース操作：eナースセンターの操作方法について対応件数

2) 再就業支援事業（4地域）

（1）講義研修（4日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
【県西】 10月1日～ 10月4日	茨城県西部メディカルセンター	4名	○茨城県の看護職の動向、グループワーク、医療安全、摂食嚥下・口腔ケア、輸液ポンプの操作・採血の演習、フィジカルアセスメント、救急看護（吸引演習）、感染管理、皮膚・排泄ケア
【県南】 9月3日～ 9月6日	国立病院機構霞ヶ浦医療センター	12名	

（2）シミュレーション研修（1日間）

実施時期	開催場所	人数	研修内容
【県西】 10月21日	東京医科大学 茨城医療センター	5名	○排泄時の安全な看護について ○初期評価（ABCDE）と対応
【県南】 9月14日	東京医科大学 茨城医療センター	9名	

※県西受講5名のうち2名は県南対象の受講生

(3) 実務研修

実施時期	人数	実施施設
【県南】 12月9日～13日 12月16日～20日	3名	土浦厚生病院 茨城リハビリテーション病院

(4) 試用研修

実施時期	人数	実施施設
実施なし	0名	0施設

4 看護の心普及事業

1) 一日看護体験事業

病院受入	高校申込	決定	実施	中止
85施設(延182回) 1,689名	109校 1,916名	85施設(延180回) 107校 1,562名	82施設(延173回) 105校 1,410名	4施設(延6回) 18名

※中止：新型コロナウイルス感染状況により病院側判断で実施を中止したもの

2) 看護の出前授業

区分	小学校	中学校	高校	合計
学校	5	8	12	25
看護職派遣数	7	9	14	30
参加者数	412	1,145	2,123	3,680

3) 高等学校進路指導担当者会議

日時：令和6年4月25日(木) 14:00～15:30
会場：茨城県看護研修センター
内容：茨城県の看護職の現状について、看護教育制度について、ナースセンター事業説明
参加：62校 63名

4) いばらき看護職合同進学就職説明会

日時：令和7年3月8日(土) 【第1部】11:00～12:00 【第2部】12:30～15:30
会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館
内容：1部 看護師国家試験対策 2部 進学就職説明会
参加：参加ブース 46施設
来場者：【第1部】14名 【第2部】54名(看護学生44名、看護師7名、一般3名)

5) いばらき看護の祭典

日時：令和6年5月18日(土) 【ステージ】13:00～16:30 【ロビー】11:00～16:00
会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館
内容：茨城県優良看護職員知事表彰(11名)、キャンドルサービス(日立メディカルセンター看護専門学校)、看護職講演(井坂美津子氏)、特別講演(女優 羽田美智子氏)
来場：来場者863名、YouTube LIVE視聴267回

5 ヘルシーワークプレイス推進事業

1) 相談・派遣事業

(1) 相談窓口

実施時期	開設日数・時間	担当	相談件数・内容
令和6年4月～ 令和7年3月	週3日 9:00～16:45	看護職2名	21件(来所1、電話20) ○人間関係、勤務環境、健康問題、その他

(2) 施設訪問

実施時期	訪問回数	施設数	内容
令和6年4月～ 令和7年3月	訪問12回 電話フォロー4回	12施設	○看護職員確保、職場環境、出前講座の紹介、その他

(3) 出前講座

実施時期	実施回数	施設数	実施内容
令和6年4月～ 令和7年3月	実施4回 打合せ訪問4回 打合せZOOM3回	4施設	○褥瘡の予防とケア、勤務表作成マニュアル、看護管理マニュアル、パワハラ予防研修 等

(4) 事例検討

実施時期	実施回数	メンバー	検討内容
令和6年4月～ 令和7年3月	随時	常任理事 定着担当 就業相談員 事務局	○支援が困難な事案について、情報共有を行い今後の対応や支援方法について検討 等

オ看護職員のための新型コロナウイルスに関する相談窓口

実施時期	相談件数	参加者数	実施内容
令和6年4月～ 令和7年3月	電話相談 0件	看護師 0件 一般 0件	○5類移行後(5/8～)も継続で開設

2) 管理者等研修

実施時期	開催場所	対象	研修内容
令和6年5月31日 10:00～16:15	看護研修センター	看護管理者 48名	○看護補助者の活用推進のための研修 【JNA収録コンテンツ研修】 看護管理者が看護補助者の活用推進のために必要な知識や考え方を理解し、安全で効率的な業務実施体制整備について学ぶ 【演習】 看護補助者体制整備に関する課題に対する対策案の作成
令和6年6月4日 10:00～16:15	霞ヶ浦環境科学センター	看護管理者 53名	
令和6年6月25日 10:00～16:00	看護研修センター	看護管理者・ 事務局長 23名	○看護職のためのストレスリダクション 常磐大学助教 海老名悠希氏 (YKストレスケアオフィス代表)
令和6年7月18日 10:00～16:00	看護研修センター	看護管理者・事務局長 26名	○働きやすい環境づくりを目指して 山口社会保険労務事務所 社会保険労務士 山口 栄一氏
令和6年9月5日 10:00～16:00	看護研修センター	看護管理者・事務局長 35名	○チーム医療における看護の タスクシフト・タスクシェア 茨城県立医療大学 准教授 本村 美和 氏
令和6年10月3日 10:00～16:00	看護研修センター	看護管理者・事務局長 28名	○経営管理について 筑波メディカルセンター病院 副院長兼事務部長 中山 和則氏
令和6年10月29日 10:00～16:00	看護研修センター	看護管理者・事務局長 35名	○タイムマネジメント 株式会社しびくぱわー 代表取締役社長 堀下 恭平 氏

6 看護師等届出制度普及事業

1) 登録件数 371件 (R6/4/1～R7/3/31)

2) 「とどけるん」届出者への支援

6か月経過後、登録者に対し往復はがきによる就業状況調査を実施し、切れ目のない就業支援を行っている。(平均回答率24.7%)

3) 看護学校訪問

訪問を希望する看護学校の卒業生を対象に届出制度や看護協会、ナースセンターについて説明を行い、周知活動を行う。(実施:14/27校)

7 看護職員就業相談員派遣面接事業

県内 13 か所のハローワークと連携を図り、9 か所で相談会を実施

1) 「看護の仕事相談会」ハローワークでの開催状況

場所	水戸	日立	筑西	土浦	石岡	常陸大宮	龍ヶ崎	高萩	常陸鹿嶋	計
回数	12	4	3	12	3	4	4	4	4	50
相談件数	50	9	3	30	1	2	2	1	4	102

2) ナースセンター・ハローワーク連携事業

場所	ハローワーク水戸	ハローワーク土浦	計
連携者数	22	28	50
就職者数	10	12	22

3) 出張ナースバンク

実施回数	看護職派遣人数	相談者数
18	22	153

8 その他事業

1) 看護補助者の確保・定着推進事業（日看協委託事業）

(1) 看護補助者の仕事に関する周知・広報活動

(2) 看護補助者の体験講習会

実施時期	開催場所	人数	実施内容
12 月 13 日	看護研修センター	16 名	○看護補助者のお仕事説明会、お仕事体験（ベッドメイキング、移動、排泄等）、個別相談会

(3) 看護補助者の就業に向けた研修（e ラーニング）

配信期間	人数	実施内容
令和 6 年 11 月～令和 7 年 3 月	187 名	○医療チームの機能と役割、看護補助者の業務、看護補助者としての心得

2) 2024 年度地域に必要な看護職確保事業（日看協委託）

(1) 神栖市看護職合同進学就職説明会

実施時期	開催場所	人数
5 月 25 日	かすみ防災アリーナ	来場 10 名（相談 9 名、採血 4 名）
12 月 15 日	かみす防災アリーナ	来場 6 名（相談 4 名、採血 1 名）

3) いばらき県央地域連携中枢都市圏看護師等確保事業（水戸市委託）

(1) 第 49 回水戸市産業祭

実施時期	開催場所	人数	実施内容
11 月 16 日 11 月 17 日	リリーアリーナ MITO	175 名	○看護体験イベント（キッズナースセンター服試着体験、聴診器体験）

4) 看護補助者質の向上研修

実施時期	開催場所	人数	実施内容
11 月 21 日	看護研修センター	40 名	○総論、食事介助、ポジショニング

令和 6 年度 茨城県母子保健センター運営事業報告

1 目的

身体・精神・運動機能の発達に問題を乳幼児とその保護者等に対して小児神経科医師・心理専門員・保健師等の専門職による育児相談を実施し、疾病の早期発見及び適切な指導を行う。また、市町村で発達障害児に携わる保健師・心理専門員・保育士等の専門職に対して、技術的支援による人材育成を行い、児童の健全な育成に繋げる。

2 事業内容

公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より受託）

3 事業内容

1) 発達相談

- （1）発達相談：市町村から紹介された経過観察児・相談者に対し、専門医師と心理専門員による相談・指導を実施（月 1 回程度）
- （2）個別指導：発達相談の結果に基づき、心理専門員による相談（月 6 回程度）
- （3）電話相談：看護職による乳幼児に関する電話相談及び電話予約を対応

2) 市町村に対する巡回相談（随時）

3) 発達障害児指導者研修会（年 1 回）

4) 5 歳児健診・相談業務に係る情報交換会（年 1 回）

4 実績

1) 相談件数

区 分	発達相談	個別指導	電話相談		市町村巡回相談
			一般相談	予約	
件数	15	70	104	102	10

2) 相談者年齢（延べ人数）

年 齢	0～3 歳	4～6 歳	7～9 歳	不明	計
発達相談	8	45	4	0	57
個別指導	0	212	0	0	212

3) 発達相談後の診断（複数選択）

診 断	人数
自閉症スペクトラム障害（ASD）	4
注意欠如・多動性障害（ADHD）	14
学習障害（LD）	2
発達障害特性リスク	9
神経発達症特性あり	10

診 断	人数
構音障害	19
コミュニケーション発達の遅れ	2
就学後フォロー	5
その他	65

4) 指導結果

相談指導の期間（実施期間）	人数
1 回限り	21
6 か月以上で 1 年未満	27
1 年以上	0
2 年以上	0
その他	3
合計	51

終結後の状況（複数選択）	人数
地域の小学校へ入学（終了）	27
特別支援学校へ入学	1
幼稚園・保育所・療育機関	8
意見書提供のみ	27

5) 市町村巡回相談

実施回数	派遣回数（延）	相談内容・件数
10 回 (7 市町村)	医師 2 回 心理専門員 9 回	○個別ケース相談及び発達検査の実施（4 件） ○研修会、勉強会（5 件） ○5 歳児健診の視察（1 件）

6) 5 歳児健診・相談事業に係る情報交換会及び発達障害児指導者研修会

日時：令和 7 年 3 月 12 日（水） 情報交換会 10：00～12：00 研修会 13：30～15：30

会場：茨城県看護研修センター（水戸市緑町 3-5-35）

参加：情報交換会 63 名、研修会 67 名 合計実人数 75 名

内容：情報交換会 グループワーク

- ・ 5 歳児健診の効果、利点
- ・ 事前カンファレンスに必要な職種、職員
- ・ 医師の診察で代行できる項目

指導者研修会 講義 「気になる子」の具体的支援

～環境上の問題なのか？発達上の問題なのか？～

講師 相模女子大学名誉教授・東京経営短期大学こども教育学科教授
尾崎 康子 氏

令和 6 年度いばらきがん患者トータルサポート事業報告

1. 目的

県民のがんに関する様々な不安や悩みに対応していくため、「いばらき みんなのがん相談室」を設置し、がん患者や家族等の治療や療養生活に係る相談への対応や、県民及び医療関係者等に対するがんに関する情報提供、がん患者向けの助成事業の実施などを行う。

2. 事業主体 公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より委託）

3. 実施期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

4. 事業内容

(1) 「いばらき みんなのがん相談室」相談窓口の設置

- ① 窓口開設期日：平成 28 年 7 月 11 日
- ② 対象者：がん患者およびその家族、または、がん患者以外の人々
- ③ 実施方法：電話および面談（面談は原則予約）
- ④ 対応：常時 2 名体制
- ⑤ 開設場所・時間

場所	相談受付
公益社団法人茨城県看護協会 1F 茨城県水戸市緑町 3-5-35（茨城保健衛生会館内）	平日 9 時～16 時 （土日祝日・8/13～15・12/29～1/3 は休み）

(2) 患者会等の支援

- ① 大切な人を亡くした家族の会へアドバイザー派遣（2 回）
- ② いばらきピアサポート相談&情報交換会（会場提供 5 回）・乳がんおしゃべりの会 momo（会場提供 10 回）

(3) いばらきがん患者トータルサポート事業運営委員会の開催

回数	2 回
日時	令和 6 年 10 月 28 日（月） 令和 7 年 3 月 18 日（火）
場所	茨城県看護協会 保健衛生会館・WEB ハイブリット形式
出席者	17 名 医師 1 名、社会福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名、緩和ケア認定看護師 2 名 化学療法認定薬剤師 1 名、管理栄養士 1 名、社会保険労務士 1 名 茨城県疾病対策課 2 名、茨城県看護協会事務局 3 名、相談員 4 名
協議内容	・令和 6 年度いばらきがん患者トータルサポート事業概要について ・「いばらき みんなのがん相談室」・助成事業実施報告

5. 事業実績

(1) 普及啓発

- ① 3,041 カ所へリーフレット、カード等の配布（県内医療施設、薬局、販売店等）、グッズ作成配布
- ② 広報媒体へ掲載（新聞、ラジオ、情報誌、町広報誌掲載、市町村ホームページからのリンク）
- ③ 医療機関訪問での広報活動 9 カ所、市町村窓口への広報活動 9 市町

(2) 相談件数：1,306 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
電話（メール含む）	121	134	79	118	110	77	105	110	98	103	91	105	1251
面談	6	6	7	2	4	8	2	5	1	3	7	4	55
合計	127	140	86	120	114	85	107	115	99	106	98	109	1306

(3) 相談者

本人	家族	その他	計
925	243	138	1306

(4) 相談内容 (国立がん研究センターカテゴリー参考)

国立がん研究センター カテゴリー参考	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
01. がんの治療	27	17	8	13	16	12	16	15	7	4	12	7	154
02. がんの検査	1	4	1	1	1	5	4	3	8	5	3	5	41
03. 症状・副作用・後遺症	21	19	10	15	17	8	13	10	6	10	9	7	145
04. セカンドオピニオン	4	1	3	0	3	3	6	4	0	1	4	2	31
05. 医療施設の治療実績	1	1	0	0	1	0	0	0	1	2	1	1	8
06. 臨床試験・先進医療	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
07. 受診・入院方法	0	0	0	0	0	1	3	1	1	2	1	1	10
08. 転院	5	0	1	1	2	2	3	1	1	5	2	0	23
09. がん予防・検診	1	2	1	0	1	2	0	2	1	1	0	2	13
10. 在宅医療	2	1	0	1	0	1	2	1	2	2	1	0	13
11. ホスピス・緩和ケア	6	1	7	6	4	2	1	2	1	2	2	4	38
12. 食事・服薬・入浴・運動・外出など	6	1	2	3	3	4	3	3	3	2	0	13	43
13. 介護・看護・教育	1	6	1	2	3	2	0	1	4	3	5	2	30
14. 社会生活	3	4	1	0	0	1	3	3	2	0	3	2	22
15. 医療費・社会保障	7	8	2	9	4	2	2	6	5	3	8	4	60
16. 補完代替療法	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20. 生きがい、価値観	3	3	5	4	2	2	3	5	1	2	1	2	33
21. 不安・精神的苦痛	38	34	25	28	34	21	26	25	27	21	26	23	328
22. 告知	0	5	1	3	2	0	3	1	2	2	5	1	25
23. 医療者との関係・コミュニケーション	12	10	10	12	13	5	11	5	7	12	9	7	113
24. 患者・家族間の関係・コミュニケーション	13	5	9	14	3	2	5	6	4	6	2	3	72
25. 友人・知人・職場の人間関係・コミュニケーション	0	3	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	12
26. 患者会	3	2	0	0	1	2	3	1	1	1	0	0	14
27. グリーフケア	5	2	1	3	7	2	1	1	0	1	1	2	26
28. その他	6	3	4	4	12	0	2	8	3	4	2	4	52
29. 不明	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
30. 補助事業について	81	103	60	77	60	58	77	77	68	80	71	83	895

(5) 助成事業実績

①社会参加サポート事業

種別	交付 件数	性別		年齢別						
		男	女	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
ウィッグ	754件	22	732	0	12	31	117	205	193	196
乳房補整具	165件	／	165	0	0	10	31	50	46	28

②若年患者療養生活サポート事業 (リクライニングベッドなど)

交付件数 3件 男性 1件・女性 2件 (全て30代)

③妊孕性温存療法助成事業

交付件数	性別		年齢別				
	男	女	乳児	10代	20代	30代	40代
34	15	19	2	3	9	19	1

- ・精子凍結保存 15 件・未受精卵子凍結保存 8 件
- ・胚凍結保存 9 件・卵巣組織凍結保存 2 件

④温存後生殖補助医療助成事業

交付件数	性別		年齢別			
	男	女	10代	20代	30代	40代
9	2	7	0	0	6	3

- ・凍結した胚を用いた生殖補助医療 4 件
- ・凍結した精子を用いた生殖補助医療 2 件
- ・凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 3 件

令和 6 年度 訪問看護支援事業報告

1 目的

病院完結から地域完結型の医療・介護にシフトしていく中で、医療ニーズが高い等の療養者が、住み慣れた地域・居宅に必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して生活することを支援できる質の高い訪問看護師の確保に資する研修及び訪問看護の普及啓発を図る。

2 事業主体 公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より委託）

3 事業内容

- (1) 茨城県訪問看護推進協議会の開催 3 回
- (2) 訪問看護に関する研修

研修名	参加者数 (名)	訪問看護経験年数 (名)		現在の職場・勤務科 (名)	
訪問看護入門プログラム	16	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	13 1 2 0 0	訪問看護ステーション 医療機関 未就業	2 13 1
訪問看護師養成講習会	15	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	8 1 3 2 1	訪問看護ステーション 医療機関 未就業	7 7 1
訪問看護ステーション管理者研修	24	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	2 2 5 10 5	訪問看護ステーション 医療機関	17 7
訪問看護ステーション管理者 フォローアップ研修	5	1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	0 0 4 1	訪問看護ステーション 医療機関	4 1
訪問看護師教育担当者研修	4	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	0 0 4 0 0	訪問看護ステーション 医療機関	4 0
訪問看護専門分野研修 (小児・重症心身障がい児)	14	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	3 1 5 5 0	訪問看護ステーション 医療機関 その他 未就業	8 1 4 1
訪問看護専門分野研修 (難病)	6	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	2 0 3 1 0	訪問看護ステーション 医療機関	5 1
訪問看護専門分野研修 (終末期看護)	10	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	3 0 0 6 1	訪問看護ステーション 医療機関 未就業	7 2 1
訪問看護専門分野研修 (精神)	5	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	3 0 1 1 0	訪問看護ステーション 医療機関 未就業	1 3 1
訪問看護連携研修	9	経験なし 1 年未満 1～3 年未満 3～10 年未満 10 年以上	6 0 2 1 0	訪問看護ステーション 医療機関	1 8

- (3) 「訪問看護師魅力発信イベント」開催（いばらき看護職合同進学就職説明会と同時開催）
令和 7 年 3 月 8 日（土） ザ・ヒロサワ・シティ会館

令和 6 年度 助産師活用推進事業報告

1 目的

茨城県内の助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討等を行い、茨城県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化等を図る。

2 主体

公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より受託）

3 内容

- 1) 助産師活用推進協議会の設置・開催
- 2) 助産師就業の偏在等の実態調査
- 3) 助産師出向の対象施設の調査、調整並びに事業計画、実施、評価等
- 4) 出向助産師の受入施設における、助産師学生等の受入推進、業務マニュアル策定支援等
- 5) 出向助産師の相談、支援等

4 実績

1) 助産師活用推進協議会

実 施 日	場 所	内 容
令和 6 年 9 月 2 日	茨城県看護協会 理事会室 (ZOOM 併用)	・「助産師活用現状調査」の結果報告 ・出向助産師の進捗状況について
令和 7 年 2 月 15 日	茨城県看護協会 理事会室 (ZOOM 併用)	・令和 6 年度事業評価 ・令和 7 年度事業計画

2) 実態調査

実施：令和 6 年 4 月～6 月

対象：分娩取扱医療機関（助産所 5 施設を含む） 49 施設

結果：①助産師の推移：就業助産師 761 人（前年比 4 増）

②就業先：病院 496 人(66.0%)、診療所 144 人(18.9%)、市町村 41 人(5.4%)、
看護師等学校・養成機関 37 人(4.9%)、助産所 32 人(4.3%)、その他 4 人(0.5%)

③周産期の状況：令和 5 年度分娩取扱件数 15,535 件(945 減)

分娩取り扱い医療機関病院 22、診療所 24（うち R5 中に休止 3 件、R6 に休止 2 件）、
助産所 5。助産師が在籍しない 3 施設の分娩件数は 131 件で、全体の 0.8%。

3) 助産師出向支援導入事業参加意向の確認

対象：県内の分娩を取り扱う医療機関 42 施設、県内の看護師・助産師養成機関 24 施設、
茨城県看護協会会員の助産師 598 名、茨城県助産師会の開業助産師 63 名

回答：産科施設(回答率 50.0%)希望あり 6 施設

養成所等(回答率 54.2%)希望あり 1 施設

看護協会助産師(回答率 17.6%)希望あり 36 名

助産師会助産師(回答率 38.1%)希望あり 4 名

※希望のあった施設や助産師に希望内容の聞き取りを行いマッチングを開始

4) 助産師出向状況

期間：2024. 4. 1～2024. 9. 30(6 ケ月)

出向元：茨城県立中央病院 出向先：総合守谷第一病院

5) 出向助産師の相談、支援等

1 回/月程度の面談や 24 時間連絡可能(タブレット使用)な環境で出向者の支援を行った。

土浦訪問看護ステーション事業報告

業務概要

1. 介護保険・医療保険制度

・訪問看護事業

対象年齢 : 12～102 歳

対 象 者 : 脳卒中、循環器、運動器、悪性新生物、難病、精神疾患、老衰、医療機器装着、
終末期・在宅看取り等

提供地域 : 土浦市・かすみがうら市・つくば市・阿見町

24 時間オンコール体制、在宅療養支援診療所との連携

看護協会訪問看護サポートセンターとの連携

指示連携医療機関 : 74 ヶ所、医師数 : 131 人

・介護支援事業（介護予防ケアマネジメントの委託を含む）

・要介護認定調査

2. 臨地実習・指導

・筑波大学、つくば国際大学、土浦協同病院附属看護専門学校、土浦医師会准看護学院
東京衛生看護学校 5 校

3. 訪問看護ステーション定例カンファレンス

・定例カンファレンスの実施（毎週水曜日）

4. 各種研修会の参加

・茨城県看護協会・茨城県訪問看護ステーション協議会等の各種研修・研究会
・地域の事例検討会、カンファレンス、勉強会
・介護支援専門員各種研修

5. 委員会協力・参加

・土浦市地域包括支援センター運営協議会
・土浦市地域密着型サービス運営協議会

6. 講義・講師活動

・茨城県シルバーリハビリ体操指導士養成研修指導
・看護養成校等在宅看護講師
・たん吸引 3 号指導者研修等
・訪問看護養成にかかわる研修等の講師
・訪問看護管理者養成講習講師

職員状況

・ 管理者	1 人	
・ 係長	1 人	
・ 訪問看護師	17 人	
・ 介護支援専門員（訪問看護師兼務）	6 人	
・ 事務職	2 人	計 19 人

○保険別 実利用者数

(人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	90	94	92	96	103	106	106	102	104	99	102	98	1,193
(内介護予防訪問看護)	10	10	12	10	11	10	10	10	10	12	12	12	129
医療保険利用者	44	43	41	41	40	41	41	38	40	39	38	38	481
介護保険・医療保険利用者	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	134	137	133	137	143	147	147	140	144	138	140	136	1,674

○保険別 延訪問回数

(回)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	432	427	388	478	476	487	526	487	478	441	423	464	5,507
介護予防利用者	32	32	34	38	36	32	37	29	33	44	41	41	429
医療保険利用者	262	251	218	255	211	200	234	226	231	210	214	213	2,725
介護保険・医療保険利用者	0	0	16	0	5	11	0	0	0	0	0	0	32
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	726	710	640	771	723	719	797	742	742	695	678	718	8,661

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数

(件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
要支援1	2	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1	1	19
要支援2	3	3	2	1	1	1	2	2	2	3	3	4	27
要介護度1	8	9	10	11	10	11	11	11	12	12	13	14	132
要介護度2	4	3	4	6	6	7	7	8	9	10	8	8	80
要介護度3	5	6	6	6	8	8	10	10	8	8	8	7	90
要介護度4	4	5	5	5	4	5	4	3	4	5	5	5	54
要介護度5	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	16
ケアプラン数	27	29	30	32	34	36	37	37	37	40	39	41	419

鹿嶋訪問看護ステーション事業報告

業務概要

1. 介護保険制度・医療保険制度における業務

- ・訪問看護事業
対象者： 0～105 才
対象疾患：小児（新生児含む）、脳血管障害、循環器、筋骨格系、呼吸器、消化器、皮膚形成腎、泌尿器、悪性新生物、難病、精神疾患、医療機器装着、終末期、在宅看取り等
提供地域：鹿嶋市、潮来市、神栖市、鉾田市、行方市
24 時間オンコール体制・訪問診療医・在宅支援診療所との連携
指示連携医療機関：27 カ所 指示連携医師数：74 人
- ・居宅介護支援事業（ケアマネジメント・介護予防ケアマネジメント委託・介護認定調査委託）
- ・介護保険要介護認定調査

2. 臨地実習・指導

- ・看護専門学校 2 校
（白十字専門学校 10 名 16 日間）
（水戸看護専門学校 16 名 32 日間）
- ・若手リハビリ実習（半日） 4 名 4 日間
- ・セカンドレベル看護師 2 名 6 日間

3. 定例カンファレンスの実施（毎週火曜日）

4. 各種研修会の参加

- ・茨城県看護協会各種研修
- ・茨城県訪問看護ステーション協議会の各種研修
- ・各種 web 研修
- ・地域の病院、保健所との事例検討会
- ・鹿嶋市高齢者施策推進会議
- ・地域包括ケアシステム推進協議会
- ・ケアマネージャー各種研修

5. 委員会協力・参加

- ・要介護認定審査会
- ・かしまケアマネジャーの会役員
- ・鹿嶋市地域包括ケアシステム推進協議会
- ・すはま会評議員会

6. 講義・講師活動

- ・鹿嶋准看護学院 講師

職員状況

- | | | |
|----------|----------------------|--------|
| ・管理者 | 1 名 | |
| ・介護支援専門員 | 3 名（うち 1 名主任介護支援専門員） | |
| ・訪問看護師 | 9 名 | |
| ・事務職 | 1 名 | 計 14 名 |

○保険別 実利用者数

(人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	56	51	57	57	53	58	55	54	53	59	57	56	666
(内介護予防訪問看護)	(13)	(12)	(11)	(11)	(11)	(11)	(12)	(11)	(9)	(11)	(10)	(12)	(134)
医療保険利用者	41	44	47	41	43	39	42	41	36	38	35	35	482
介護保険・医療保険利用者	1	1	1	2	3	2	1	1	1	5	5	1	24
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	97	95	104	98	96	97	97	95	89	97	92	91	1,148

○保険別 延訪問回数

(回)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	197	187	205	245	205	226	225	187	200	210	201	190	2,478
介護予防利用者	48	48	42	52	45	44	53	37	32	42	41	44	528
医療保険利用者	272	259	263	234	207	220	275	265	224	203	211	245	2,878
介護保険・医療保険利用者	12	5	24	28	33	38	12	13	9	20	78	14	286
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	517	494	510	531	457	490	553	489	456	455	453	479	5,884

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数

(件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業対象者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
要支援1	9	9	8	9	11	9	8	8	8	8	8	9	104
要支援2	12	13	11	10	11	11	10	9	9	10	12	13	131
要介護度1	35	35	35	34	37	42	38	39	40	39	36	35	445
要介護度2	24	20	19	18	22	22	22	20	25	23	22	21	258
要介護度3	27	25	22	21	21	29	23	20	20	23	22	20	273
要介護度4	20	18	20	17	17	21	22	21	21	19	20	20	236
要介護度5	9	10	11	10	10	11	9	10	11	10	9	8	118
ケアプラン数	137	131	127	120	130	146	133	128	135	133	130	127	1,577

訪問看護ステーション絆 事業報告

業務概要

1. 介護保険制度・医療保険制度における業務

- ・訪問看護事業
対象年齢：乳幼児 ～ 高齢者まで
対 象 者：悪性新生物（ターミナル含）、内分泌疾患、脳血管疾患、新生児仮死、認知症、褥瘡、医療機器装着者、在宅看取り、神経難病、心疾患、老衰
提供地域：水戸市、笠間市
24 時間オンコール体制、在宅療養支援診療所との連携
訪問看護サポートセンターとの連携
指示連携医療機関： 8 ヶ所 指示連携医師数：35 名
- ・居宅介護支援事業（ケアマネジメント）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携事業（ナザレ園サポート 24 水戸）

2. 臨地実習・指導

- ・看護学校 2 校・看護大学 3 校（実人数 20 名 実日数 40 日）
- ・認定看護師教育課程「摂食嚥下認定看護師」臨地実習（実人数 3 名、実日数 6 日）
- ・茨城県看護協会セカンドレベル研修（実人数 1 名実日数 3 日）

3. 訪問看護ステーションカンファレンス

- ・定例カンファレンスの実施 月/1 回：看護職（12：15～13：00）

4. 各種研修会の参加

- ・茨城県医師会、茨城県訪問看護ステーション協議会ブロック研修会
- ・地域の事例検討会、行政機関主催研修会
- ・介護支援専門員各種研修会（地域の事例検討会）介護支援専門員更新研修
- ・認知症介護実践者研修
- ・水戸市地域密着サービス研修会
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・茨城県福祉サービス振興会研修

5. 委員会協力・参加

- ・茨城県訪問看護ステーション協議会ブロック会議
- ・県 CM 協会水戸地区会

6. 講義等

- ・茨城県立中央看護専門学校「在宅看護論」講師
- ・茨城県在宅医療推進フォーラム シンポジスト
- ・茨城県看護協会研修講師

職員状況

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ・管理者 | 1 名 |
| ・訪問看護師 ※看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 兼務 | 6 名（常勤換算 4.3） |
| ・作業療法士 | 1 名（常勤換算 0.1 人） |
| ・理学療法士 | 1 名（常勤換算 0.2 人） |
| ・主任介護支援専門員 | 1 名（常勤換算 1 人） |

○保険別 実利用者数

(人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	10	10	9	9	8	7	7	6	7	7	6	7	93
(内介護予防訪問看護)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
医療保険利用者	9	8	8	9	10	9	9	9	7	7	7	9	101
(介護・医療保険利用者)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)	(5)	(4)	(2)	(3)	(3)	(5)	(50)
(内生保・自費等)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(12)
定期巡回利用者	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	19
看多機利用者	19	18	17	15	17	16	17	18	17	18	18	19	209
計	41	38	36	35	37	35	35	35	33	34	33	37	429

○保険別 延訪問回数

(回)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護保険利用者	40	40	29	40	30	25	32	20	18	19	16	18	327
介護予防利用者	0	0	0	0	0	0	5	1	3	2	2	2	15
医療保険利用者	95	90	71	95	109	91	104	132	48	56	55	87	1,033
定期巡回	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	19
看多機(介護保険分)	48	30	45	34	30	29	35	30	37	28	33	41	420
看多機(医療保険分)再掲	(37)	(43)	(40)	(58)	(81)	(54)	(69)	(83)	(6)	(17)	(8)	(33)	(529)
計	186	162	147	171	171	147	209	206	125	125	123	165	1,814

○居宅介護支援・介護予防支援のケアプラン作成件数

(件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業対象者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
要支援1	8	8	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	69
要支援2	7	7	7	7	6	6	8	7	7	6	6	6	80
要介護度1	11	11	12	10	10	9	9	8	8	9	10	9	116
要介護度2	12	16	12	12	11	12	12	11	11	9	9	8	135
要介護度3	6	7	8	9	9	10	9	8	9	9	9	9	102
要介護度4	3	4	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	22
要介護度5	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	6
ケアプラン数	49	55	50	47	44	44	45	41	42	41	43	41	542

看護小規模多機能型居宅介護事業所 絆 事業報告

活動内容

1 職員体制

- ・管理者 1 名
- ・看護職員 6 名（常勤換算 4.3 人）訪問看護ステーション兼務
- ・作業療法士 1 名（常勤換算 0.1 人）
- ・理学療法士 1 名（常勤換算数 0.2 人）
- ・介護支援専門員 2 名（常勤換算 1.8 人）1 名訪問看護ステーション兼務
- ・介護職員 7 名（常勤換算 5.41 人）
- ・調理職員 1 名（常勤換算 0.4 人）
- ・事務職員 2 名（常勤換算 1.6 人）

2 事業内容

1) 登録実績

(人)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
利用者数	19	18	17	15	17	16	17	18	17	18	18	19	209
新規登録者数	1	0	0	0	3	0	2	1	1	1	0	1	10
短期利用者	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
利用終了	入院	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	死亡	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4
	事業所変更	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	5

2) 利用実績

(): 利用実人数

(人)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
通い	218	190	182	163	186	184	212	201	217	213	199	217	2,382
	(18)	(16)	(17)	(14)	(16)	(15)	(16)	(17)	(17)	(18)	(18)	(19)	(201)
宿泊	68	56	59	51	53	58	69	51	60	47	45	60	677
	(13)	(10)	(11)	(8)	(7)	(8)	(10)	(10)	(9)	(9)	(9)	(10)	(114)
看護	85	73	85	92	81	83	104	115	43	45	41	74	921
	(18)	(17)	(17)	(15)	(15)	(15)	(17)	(18)	(17)	(17)	(17)	(19)	(202)
介護	180	122	133	145	145	118	170	178	149	173	157	177	1,847
	(10)	(9)	(9)	(9)	(6)	(6)	(9)	(10)	(9)	(10)	(8)	(10)	(105)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要介護1	3	2	2	2	4	4	4	4	4	5	5	5	44
要介護2	5	6	6	5	5	5	4	4	5	5	5	5	60
要介護3	5	4	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	38
要介護4	3	3	3	3	2	2	3	3	2	2	2	4	30
要介護5	3	3	3	2	3	2	4	4	3	3	3	19	37

3) 要介護度別利用実績

(人)

3 推進運営会議の開催 4回(3か月ごと／年)

第1回令和6年6月19日

第2回令和6年9月18日

第3回令和6年12月18日

第4回令和7年3月19日

4 教育

＜研修等受講＞

- ・茨城県看護協会の研修会
- ・茨城県医師会、茨城県訪問看護ステーション協議会ブロック研修会
- ・地域の事例検討会、行政機関主催研修会
- ・介護支援専門員各種研修会（地域の事例検討会）
- ・認知症介護実践者研修
- ・認知症介護リーダー研修

5 実習生の受け入れ・研修受け入れ

- ・「訪問看護ステーション絆報告」参照

6 連携

- ・医療機関の地域連携室（退院調整看護師、ソーシャルワーカー等）・訪問看護ステーションとの連携
- ・高齢者支援センター、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所との連携

7 広報・講師等

- ・水戸市高齢者支援センター（東部、南部、中央）にて開催される事例検討会への事例提供と出席
- ・連携病院との事例検討会
- ・水戸市介護支援専門員事例検討会

令和 6 年度 日本看護協会会議等への出席

会 議 名	開 催 日	出席者名	役 職
日本看護協会理事会	年 6 回	白川 洋子	会長
法人会員会	年 5 回	白川 洋子	会長
DiNQL 事業説明会	5/24	中島 貞子	専務理事
		竹川 美枝	総務部次長
日本看護協会通常総会	6/6	白川 洋子	会長
全国職能別交流集会	6/7	白川 洋子	会長
都道府県看護協会会員情報管理情報交換会	7/4	中島 貞子	専務理事
		成田 靖子	主任
都道府県看護協会看護労働担当者会議	7/18	橋本 泉	常任理事
全国職能委員長会	8/2・3/7	光畑 桂子	保健師職能委員長
		齋藤 悦代	助産師職能委員長
		檜山 千景	看護師Ⅰ職能委員長
	8/2	小野寺 郁子	看護師Ⅱ職能委員長
	3/7	玉主 祥子	看護師Ⅱ職能委員長
都道府県看護協会教育担当者会議	8/8	長山 一恵	常任理事
	2/4	長山 一恵	常任理事
都道府県看護協会図書室担当者会議	9/12	菊池 健太郎	事務局次長
医療事故調査制度に関する情報交換会	9/18	橋本 泉	常任理事
都道府県看護協会政策責任者会議	9/19	白川 洋子	会長
		中島 貞子	専務理事
公益法人運営に関する勉強会	9/27	高橋 上	事務局長
		榊 典子	経理担当リーダー
日本看護協会地区別法人会	10/9	白川 洋子	会長
		中島 貞子	専務理事
地区別職能委員長会	10/10	光畑 桂子	保健師職能委員長
		齋藤 悦代	助産師職能委員長
		檜山 千景	看護師Ⅰ職能委員長
		玉主 祥子	看護師Ⅱ職能委員長
都道府県看護協会広報担当役員会議	11/7	竹川 美枝	次長
		成田 靖子	次長
認定管理者教育課程の見直しに関する説明会	11/7	白川 洋子	会長
都道府県看護協会・訪問看護連絡協議会合同会議	11/14	中島 貞子	専務理事
		菊池 健太郎	事務局次長
日本看護協会 准看護師養成停止に向けた本会と連携した活動	11/19	白川 洋子	会長
看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト / シェア全国セミナー	11/27	長山 一恵	常任理事
公益法人制度改正に伴う勉強会	11/29	高橋 上	事務局長
		竹川 美枝	総務部次長
都道府県看護協会健康危機管理担当者会議	12/19	橋本 泉	常任理事
		青木 健二	災害看護委員長
認知症高齢者の看護実践に必要な知識および小児在宅移行支援者育成研修に関する説明会	12/9	長山 一恵	常任理事
日本看護協会 准看護師養成停止に向けた意見交換会	9/26	白川 洋子	会長
		中島 貞子	専務理事
		長山 一恵	常任理事
	11/19	橋本 泉	常任理事
	1/27	高橋 上	事務局長
		菊池 健太郎	事務局次長
全国看護基礎教育担当役員会議	2/4	長山 一恵	常任理事
		中島 貞子	専務理事
看護師の特定行為研修に係る説明会	2/22	中島 貞子	専務理事
		長山 一恵	常任理事

令和 6 年度各審議会並びに主な委員会等への参画

出席役員名	審議会等	委員委嘱団体名
白川洋子会長	茨城県医療審議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県心身障害者等医療観察制度運営連絡協議会	水戸保護観察所
	茨城県総合リハビリテーションケア学会理事	茨城県総合リハビリテーションケア学会
	茨城県地域ケア推進センター運営協議会幹事	茨城県医師会
	筑波大学附属病院病院経営協議会	筑波大学附属病院
	茨城県地域医療対策協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県地域医療対策協議会周産期医療部会	茨城県保健医療部
	茨城県地域医療対策協議会小児医療部会	茨城県保健医療部
	筑波大学附属病院看護師特定行為研修管理委員会	筑波大学附属病院
	茨城県地方薬事審議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県要保護児童対策地域協議会保健・医療部会	茨城県保健医療部
	茨城県糖尿病対策検討部会委員	茨城県保健医療部
	茨城県社会福祉協議会評議員	茨城県社会福祉協議会
	茨城県合同輸血療法委員会世話人	茨城県業務課
	土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員	土浦市
	土浦市防災会議委員及び国民保護協議会委員	土浦市
	茨城県へき地医療支援計画策定会議構成員	茨城県へき地医療支援機構
	茨城県医療勤務環境改善支援センター運営協議会	茨城県保健医療部
	地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会	筑西市保健福祉部
	茨城における小児の発達を支える地域リハビリテーションを考える会世話人	茨城における小児の発達を支える地域リハビリテーションを考える会
	茨城がんフォーラム運営委員会	茨城県保健医療部
	茨城県医療費適正化計画策定委員	茨城県保健医療部
	茨城県要介護認定適正化委員	茨城県保健医療部
中島貞子専務理事	茨城県がん診療連携協議会部会委員	茨城県立中央病院
	茨城県立医療大学看護師特定行為研修管理委員会	茨城県立医療大学
	水戸保健医療福祉協議会委員	茨城県中央保健所
	水戸地域医療構想調整会議委員	茨城県中央保健所
	水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員	水戸市福祉部
	保健師人材育成推進検討会に係る委員	茨城県保健医療部
	茨城県保険者協議会委員	茨城県保険者協議会
	地域医療連携推進懇談会運営委員会委員	茨城県立中央病院
	日常生活自立支援事業に係る「契約締結審査会」委員	茨城県社会福祉協議会
	健康いばらき推進協議会委員	茨城県保健医療部
	いばらき高齢者プラン 21 推進委員	茨城県保健医療部
	茨城県高齢者権利擁護対策推進委員会委員	茨城県保健医療部
	総務会計委員	公益財団法人日立メディカルセンター
	茨城県立医療大学認定看護師教育課程教員会	茨城県立医療大学
	茨城県認知症施策推進会議委員	茨城県保健医療部
	茨城県専任教員養成講習会運営委員	茨城県立医療大学
	茨城県入退院支援連携ガイドラインワーキンググループ会議委員	茨城県医師会
	茨城県総合がん対策推進会議委員	茨城県保健医療部
	茨城キリスト教大学看護学部臨床実習連携委員会	茨城キリスト教大学
	茨城県循環器病対策推進協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県循環器病対策推進協議会委員（脳卒中对策検討部会・心疾患対策検討部会）	茨城県保健医療部
	茨城県社会福祉審議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県福祉人材センター運営委員会委員	茨城県社会福祉協議会
	茨城県難病医療連絡協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県在宅医療推進協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県防災会議委員	茨城県
	茨城県国民保護協議会委員	茨城県
	茨城県難病相談支援センター運営委員会委員	茨城県難病相談支援センター
	水戸地域医療構想調整会議委員	水戸市
長山一恵常任理事	茨城県アレルギー疾患医療連絡協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県院内事故調査委員会委員	茨城県医師会
	茨城県医療事故調査等支援団体連絡協議会委員	茨城県医師会
	茨城県献血推進協議会委員	茨城県保健医療部
	茨城県総合リハビリテーションケア学会学術集会実行委員	茨城県総合リハビリテーションケア学会
橋本泉常任理事	茨城県医療安全対策委員会委員	茨城県保健医療部
	茨城県医師会救急・災害医療委員会委員	茨城県医師会
	水戸市感染症対策連携会議委員	水戸市
	茨城県障害者施策推進協議会委員	茨城県福祉部
	茨城県障害者差別解消支援協議会委員	茨城県福祉部
	茨城県水防協議会委員	茨城県水防協議会
	水戸市防災会議委員	水戸市

保健師職能委員会活動計画

1 活動目的

保健師の専門性を発揮するための資質の向上及び活動領域における保健師活動の活性化

2 活動目標

- (1) 研修会等を通して保健師の専門性と資質の向上を図る
- (2) 保健師の連携強化と魅力発信を図る
- (3) 地域のネットワークの推進を図る

2 活動計画

	開催日	場所	内容
職能集会	令和7年6月27日	茨城県看護研修センター *オンライン併用	令和6年度 職能委員会活動報告 令和7年度 職能委員会活動計画 講演テーマ 「職場での適応障害への対応 ～労務管理と健康管理の連携のコツ～」 講師：筑波大学医学医療系 笹原 信一郎
委員会	6回予定	茨城県看護研修センター	・委員会活動の検討 ・研修会企画・準備・評価 ・日本看護協会会議及び理事会報告 ・委員会活動の評価・次年度計画立案
研修会	令和7年11月10日	茨城県看護研修センター	ファシリテーションの基礎と事例検討会の手法を学ぶ 講師：保健師職能委員

その他事業	令和7年6月26日	東海村中央公民館	ウィメンズヘルスカフェ *住民向け・東海村とのコラボ 「骨粗しょう症予防と骨盤底筋体操」講師として 参加協力
	令和7年7月	地域	まちの保健室に参加し、多職能連携及び住民に 保健師活動を知ってもらう
	令和7年8月	茨城県看護研修センター	茨城県内保健師関係団体の長による会議 会議の開催を通して、保健師の連携強化を図る
	令和8年2月		委員会ニューレター作成（看護いばらき掲載）
	令和8年3月	会場未定	採用イベントに参加し、保健師の魅力発信および 協会加入を促す

助産師職能委員会活動計画

1 活動目標

- 1) 助産師の専門性を高めるための支援
 - (1) 助産実践能力強化支援
 - (2) CLoCMiP レベルⅢ認証申請・更新の支援
 - (3) 新人助産師研修の支援
 - (4) 女性とその家族の支援（思春期・更年期）
- 2) 妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に向けた地域活動
 - (1) ウィメンズヘルスケア促進に向けての体制づくり
- 3) 母子のための地域包括ケアの推進

2 活動計画

開催日		場所	内容
職能集会	令和7年6月27日	茨城県看護研修センター *オンライン併用	令和6年度 職能委員会活動報告 令和7年度 職能委員会活動計画 講演テーマ 職場での適応障害への対応 ～労務管理と健康管理の連携のコツ～ 講師：筑波大学医学医療系 笹原 信一郎
委員会	6回予定 令和7年7月4日 令和7年9月12日 令和7年10月3日 令和8年1月9日 令和8年3月13日	茨城県看護研修センター	・委員会活動計画 ・研修企画・評価 ・重点事業との連動 ・委員会活動評価 ・次年度活動計画 ・アンケート分析、まとめ

研 修 会	令和7年8月27日	茨城県看護研修センター	【第1回女性の健康支援（更年期）】 講師：宇都宮 優子 （ヨガスタジオシャンティプルナ講師） 講師：八田 真理子 （産婦人科医師千葉県 聖順会ジュノ・ヴェスタクリニック八田理事長・院長）
	令和7年9月5日	茨城県看護研修センター	【第2回女性の健康支援（思春期教育）】 講師：高橋 幸子 （産婦人科医師埼玉医科大学医療人育成支援センター・地域医療学推進センター助教）
	令和8年1月30日	茨城県看護研修センター	【CLoCMiP 研修 母乳育児支援】 講師： 午前：所 恭子 （株式会社日立製作所日立総合病院 産婦人科医・IBCLC） 午後：江田 郁子 （あかり助産院 院長）
そ の 他	令和7年6月19日 令和7年6月26日 令和7年7月31日	東海村中央公民館	ウィメンズヘルスカフェ ＊住民向け・東海村とのコラボ 相談対応で参加協力
	令和7年11月8日	茨城県看護研修センター	国際助産師の日イベント
	令和8年1月9日	茨城県看護研修センター	産科中間管理者交流会 母子のための安心、安全な地域包括ケアシステムの構築／災害時の母子支援／女性とその家族の支援
新 人 助 産 師 研 修	令和7年 ① 7月4日 ② 8月8日 ③ 10月3日 ④ 11月28日 ⑤ 12月5日	茨城県看護研修センター	新人助産師研修① 【クリニカルラダー・キャリアパス】 講師：総合病院土浦協同病院 看護師長 遠藤 香織 【臨床推論】 講師：茨城県立医療大学 助産学専攻科教授 島田 智織

			新人助産師研修② 【母乳育児支援】 講師：水戸済生会総合病院 助産師 栗田 弥代 【CTG】 講師：水戸済生会総合病院 医師 中村 佳子 新人助産師研修③ 【分娩期の災害対応】 講師：水戸赤十字病院 師長 重藤 みどり 【薬剤】 講師：水戸赤十字病院 薬剤師 相差 範子 新人看護師研修④ 【新生児のフィジカルイグザミネーション】 講師：総合病院土浦協同病院 新生児集中ケア認定看護師 居城 絢子 【産科救急】 講師：日立総合病院 医師 小山 泰明 新人看護師研修⑤ 【メンタルヘルス】 講師：水戸済生会総合病院 臨床心理士 中村 君子 【リラクゼーション】 講師：茨城西南医療センター病院 助産師 植野 美奈子
--	--	--	--

看護師職能委員会 I 活動計画

1 活動目標

「病院看護職員の多様で柔軟な働き方改革の課題の検討と取り組み」

- 1) 病院における多様で柔軟な働き方に関する好事例の収集
- 2) 地域での病院と在宅施設との看看連携の取り組み
- 3) その他、看護職の抱えている課題の検討と取り組み
 - ・「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本な指針」周知・普及活動
 - ・病院看護職の処遇改善に向けた取り組みに関する現状把握

2 活動計画

開催日		場所	内容
職能集会	令和7年6月27日	茨城県看護研修センター *オンライン併用	令和6年度 職能委員会活動報告 令和7年度 職能委員会活動計画 講演テーマ：職場での適応障害への対応 ～労務管理と健康管理の連携のコツ～ 講師：筑波大学医学医療系 笹原 信一郎
委員会	6回予定	茨城県看護研修センター	・合同委員会（職能Ⅰ・Ⅱ） ・研修会、合同研修会（職能Ⅰ・Ⅱ）準備 ・研修会、合同研修後アンケート集計・課題抽出 ・アンケート内容検討、集計、課題抽出 ・次年度計画立案、計画書作成 ・今年度の評価、実施報告書作成
研修会	令和7年11月15日	茨城県看護研修センター	テーマ「外来における在宅療養支援能力向上のための研修」 ※eラーニング講義あり ＜eラーニング＞ 吉川 久美子（日本看護協会）、永田 智子（慶應義塾大学）、吉田 千文（常磐大学） 他 ＜演習＞ 講師：調整中
	令和7年12月17日	茨城県看護研修センター *オンライン併用	看護師職能Ⅰ・Ⅱ合同研修会 テーマ「食べる喜びをあきらめない食支援」 講師：小山 珠美 NPO 法人 口から食べる幸せを守る会
その他	アンケート調査		令和6年度調査 分析と追加調査 課題抽出

看護師職能委員会Ⅱ活動計画

1 活動目標

- 1) 介護・福祉施設で働く看護職の実態調査を行い課題の明確化を図る
- 2) 訪問看護師に対する継続教育支援の研修会を通して質の向上を図る

2 活動計画

開催日		場 所	内 容
職 能 集 会	令和7年6月27日	茨城県看護研修センター *オンライン併用	令和6年度 職能委員会活動報告 令和7年度 職能委員会活動計画 講演テーマ 職場での適応障害への対応 ～労務管理と健康管理の連携のコツ～ 講師：筑波大学医学医療系 笹原 信一郎
委 員 会	6回予定	茨城県看護研修センター	研修会等の企画運営の検討 ・ヒアリング調査内容の検討と分析 ・職能Ⅰ・Ⅱ合同委員会 ・研修会等の評価 ・次年度活動計画・予算編成
研 修 会	令和7年10月18日 令和7年12月17日	茨城県看護研修センター *オンライン併用 茨城県看護研修センター *オンライン併用	テーマ「看取りのケア」 講師：玉置 妙憂（看護師・僧侶） 看護師職能Ⅰ・Ⅱ合同研修会 テーマ「食べる喜びをあきらめない食支援」 講師：小山 珠美 NPO 法人 口から食べる幸せを守る会
そ の 他	令和7年7月頃 令和7年10月頃		・看取りに関する実態調査の分析 （令和6年度職能Ⅱ企画研修） ・アンケート調査・ヒアリング調査 （看看連携について）

常任委員会活動計画

看護労働改善事業委員会

1 活動目標

看護職の働き続けられる労働環境等の改善及び就業促進の支援

2 委員会開催 8回

3 内容

- ・看護職の WLB 推進の普及に関することの検討
- ・令和 7 年度活動計画、予算書作成
- ・令和 6 年度実施報告書作成

教育委員会

1 活動目標

- 1) 県内看護職のキャリアアップを支援し看護の質の向上を図る
- 2) 社会のニーズに対応した研修を企画する
- 3) 研修評価を元に次年度の課題抽出を図る

2 委員会開催 6回

3 内容

- ・令和 7 年度教育研修の実施
- ・令和 7 年度教育研修の評価・課題抽出
- ・令和 8 年度教育研修企画の見直し・計画立案
- ・令和 8 年度教育研修の計画書作成
- ・令和 8 年度委員会活動計画、予算書作成
- ・令和 7 年度委員会実施報告書作成

業務委員会

1 活動目標

タスクシフトの観点からより質の高い看護の提供とチーム医療推進のため、看護師が本来の業務が行える環境の構築のために看護補助者の人材確保・育成を図る。情報発信（リーフレット、動画配信等）の評価を行い、今後の活動へつなげる。また、実施したアンケート調査結果の分析を行い、特定行為者の診療報酬加算につなげていく。

2 委員会開催 7回

3 内容

- ・看護補助者リーフレット配付後のアンケート
- ・特定行為研修修了者の現状把握に関するアンケート集計
- ・令和 8 年度活動計画書・予算書の作成
- ・令和 7 年度報告書の作成

広報委員会

1 活動目標

- 1) 興味・関心のある「旬」の話題を提供する
- 2) 美しく見やすい機関紙「看護いばらき」を作成する
- 3) 県内の看護に関する学会や研修など現地取材を通し、参加者の声を反映した記事を提供する
- 4) 看護協会会員入会率アップにつながる興味・関心のある話題を提供する

2 委員会開催 5回

3 内容

- ・年間活動計画
- ・看護いばらき 149号～152号企画、発行
- ・令和8年度活動計画、予算書作成
- ・令和7年度実施報告書作成

4 その他

- ・取材活動 3回程度
看護の祭典、看護研究学会、特定行為研修修了者、実習指導者講習会修了者の取材等、教育計画により検討

学会委員会

1 活動目標

- 1) 茨城県内看護職の看護研究を支援し看護の質の向上を図る
- 2) 茨城県看護研究学会の充実と円滑な運営を図る
- 3) 茨城県看護研究学会の参加促進を図る

2 委員会開催 5回

3 内容

- ・学会テーマ・特別講演テーマ・講師の検討
- ・研究演題の選考
- ・実施状況の把握・問題点と課題の抽出
- ・アンケート結果の把握
- ・運営評価
- ・令和7年度研究学会運営に関する検討
- ・令和8年度委員会活動計画、予算書作成
- ・令和7年度委員会実施報告書作成

認定看護管理者教育運営委員会

1 活動目標

認定看護管理者教育課程の企画・運営及び改善のための検討を行う。

2 委員会開催 4回

3 内容

- 1) 教育課程の企画・運営に関すること
- 2) 教育課程の受講者の決定に関すること
- 3) 教育課程の履修・評価に関すること
- 4) 修了に関すること
- 5) その他教育運営委員会が必要と認める事項

医療・看護安全対策推進委員会

1 活動目標

茨城県看護協会における医療安全体制を構築する

- 1) 安全管理体制実態調査（医療安全に関わる看護師の実態調査）の実施
- 2) 医療安全管理者用のマニュアル（医療安全管理指針以外の医療安全管理者の業務引き継ぎのための手順書）の作成

2 委員会開催 8回

3 内容

- ・安全管理体制実態調査（医療安全業務に関わる看護師の実態調査）
- ・「訪問看護における安全管理マニュアル」調査結果公開（看護いばらき）
- ・令和8年度事業計画書、予算書作成
- ・令和7年度委員会実施報告書作成

災害看護委員会

1 活動目標

- 1) 災害支援ナースの登録を目指し、新興感染発生時や災害時の応援派遣活動に対応できる看護師を育成する。
- 2) 看護専門職として、被災者に支援できる能力を育成する。
- 3) 災害支援ナースとして、他者との協働、自律的な活動の重要性が認識できる人材を育成する。

2 委員会開催 6回

3 内容

- ・災害支援ナース養成研修計画、準備、運営、評価
- ・令和8年度活動計画、予算書作成
- ・令和7年度委員会実施報告書作成

4 研修

災害支援ナース養成研修

事前学習：オンデマンド

集合研修：2日間（災害・感染）

5 その他

○会議・訓練への参加

- ・都道府県看護協会災害看護担当学会議
- ・茨城県総合防災訓練
- ・JMAT 茨城研修会
- ・水戸市防災訓練
- ・その他災害に関わる研修、訓練、会議等

地区活動計画

水戸地区

1 活動テーマ

水戸地区会員間の情報共有と連携強化を図る

2 活動目標

- 1) 「まちの保健室」を通して、地域住民の健康な生活を支援する
- 2) 会員相互の交流会を定期的に開催し、情報や課題の共有を図る
- 3) 看護専門職として新しい知識・技術を習得し実践に活用できる

3 活動計画

- 1) 委員会 3回
- 2) 研修会 1回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（イベント）
 - ①読書フェスティバル 1回
 - ②スポーツイベント 6回
 - ③水戸市産業祭 2回
- 6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所「絆」運営推進会議 4回

3) 会員会 2回

4) 地区意見交換会 1回

5) まちの保健室（イベント）2回

①快適お産・おっぱいライフ in 日立地区

②百年塾フェスタ

常陸太田・ひたちなか地区

1 活動テーマ

地域住民の保健・医療・介護への意識向上を図り、健康の保持・増進を支援する

2 活動目標

- 1) 地域住民の健康への支援
 - ・常設「まちの保健室」活動を通して、住民の健康の保持増進、疾病の予防および早期発見に貢献する。また、在宅療養に関わる方々を支援する。
 - ・多職種と協同し、地域住民の健康意識の向上を図る
- 2) 看護職間の連携を図り情報を共有し、専門職としての看護の質向上に努める
 - ・地区会員会等における情報交換
 - ・地域における施設間の看護職連携

3 活動計画

- 1) 委員会 2回
- 2) 研修会 1回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）
 - ①道の駅ひたちおた
 - 毎月第2水曜日 13:30～16:00
 - 他団体（薬剤師会）との連携開催
- 6) まちの保健室（イベント）
 - ①ひたちなか市在宅医療・介護周知イベント（認知症支援関連について）
 - ②出前講座（ときめき元気塾）・市民講

日立地区

1 活動テーマ

「会員間の連携で組織の強化を図り、継続した地区活動を実施する」

2 活動目標

- 1) 研修の継続を図り、看護専門職としての資質向上を図る
- 2) まちの保健室活動を行い、地域住民の健康な生活を支援する

3 活動計画

- 1) 委員会 3回
- 2) 研修会 2回

座
③高齢者大学（人生会議）

鹿行地区

1 活動テーマ

現状の生活様式に即した地域住民への健康管理啓発と、医療機関、介護施設、訪問看護ステーションとの連携強化

2 活動目標

- 1) 専門職としての資質向上を図り、地域のニーズに応じた保健活動を推進する
- 2) 施設間・関係団体との連絡を充実させ、組織の強化を図る

3 活動計画

- 1) 委員会 3回
- 2) 研修会 1回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）
①鹿嶋市ショッピングセンター「チェリオ」
- 6) その他
①神栖市主催ワークショップコレクション
②かみず舞っちゃげ祭り（救護班）

土浦地区

1 活動テーマ

土浦地区会員間の連携を図り、地域活動の充実を図る

2 活動目標

- ①会員相互の交流を図り、情報・課題の共有を地区活動への関心を高める
- ②地域の会員の連携強化（医療と福祉、病院と施設や訪問看護ステーション等）
- ③地域住民が安心して過ごせる健康生活

（くらし）の応援

3 活動計画

- 1) 委員会 2回
- 2) 研修会 2回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）
①JA水郷つくば本店
- 6) まちの保健室（イベント）
①土浦市健康まつり
②土浦JAまつり

つくば地区

1 活動テーマ

つくば地区のネットワークを円滑にして、各施設間の連携を強化することで地域包括ケアシステムの構築を図る

2 活動目標

- 1) つくば地区の管理者間連携を強化して、地域ネットワークを推進する
- 2) 地区研修を通して、施設間で協働できる関係を形成し、業務の質改善を図る
- 3) 地区会議でのコミュニケーションにより相互理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図る

3 活動計画

- 1) 委員会 2回
- 2) 研修会 2回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）
①イーアスつくば
6回（8月：3回、12月 or 1月：3回）
- 6) まちの保健室（イベント）
①つくば市産業フェスタ

取手・竜ヶ崎地区

1 活動テーマ

保健・医療・福祉の分野で活動する看護職と連携を図り、地域のニーズに応える地区活動を推進する

2 活動目標

- 1) まちの保健室活動を通し、地域住民の健康の維持増進を支援する
- 2) 会員増を働きかけ組織の強化を図る
- 3) 専門職としての質の向上を図り、「健康で安心して暮らすことができる地域」の保健医療福祉の活動を推進する

3 活動計画

- 1) 委員会 3回
- 2) 研修会 1回
- 3) 会員会 3回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）

① サプラスクエア

毎月第3水曜日 13:30～15:30

②イオンタウン守谷

毎月第4火曜日 13:30～15:30

※場所の変更有り得る

- 6) まちの保健室（イベント）
 - ・取手地区、竜ヶ崎地区、美浦地区
 - ・守谷地区、牛久地区、阿見地区
- 7) その他
 - ・取手竜ヶ崎保健医療福祉協議会
 - ・地域災害保健医療連携会議
 - ・地域・職域連携推進協議会
 - ・地域医療構想調整会議
 - ・取手市認知症施策推進委員会

筑西・下妻地区

1 活動テーマ

会員相互の連携を深めるとともに、保健、医療、福祉分野の方々と協力して地区活動の活性化を図る

2 活動目標

- 1) 会員間の連携を深める
- 2) 保健、医療、福祉分野の方々と協力して、地域保健活動の充実を図る
- 3) 新入会員を増やし、組織の強化を図る

3 活動内容

- 1) 委員会 2回
- 2) 研修会 2回
- 3) 会員会 2回
- 4) 地区意見交換会 1回
- 5) まちの保健室（常設）
 - ①イオンモール下妻
 - 毎月第3水曜日 13:30～16:00
- 6) まちの保健室（看護の日イベント）
 - ①イオンモール下妻
- 7) 看護の出前授業

古河・坂東地区

1 活動テーマ

当該地区における施設間の連携促進（オンラインシステム活用を含む）

2 活動目標

- 1) 地区の活性化に向けた各施設における取り組み事例等の情報共有
- 2) 常設・イベント「まちの保健室」の再開後の定着

3 活動内容

- 1) 委員会 3回
- 2) 会員会 3回
- 3) 地区意見交換会 1回
- 4) 地区交流会
- 5) まちの保健室（常設）
 - ①道の駅まぐらがの里こが
 - 第1土曜日 13:00～16:00
 - 開催月：6月、7月、8月、2月
- 6) まちの保健室（イベント）
 - ①坂東市健康まつり
 - ②古河市ふくしま祭り

令和 7 年度 教育研修計画一覧

■茨城県看護協会セット研修

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
1	会員限定VOD(オンデマンド)セット配信	※詳細は茨城県協会ホームページ、manaableをご確認ください。			
2	令和7(2025)年度 ジェネラリスト育成プログラム	※詳細は茨城県協会ホームページ、manaableをご確認ください。			

■分類 1 専門職としての活動の基盤となる研修

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
101	新入看護職研修 看護協会の役割・事業	4/11(金) 14:00～16:00	新人	看護研修センター 集合(100名) ZOOM(無制限)	看護協会の組織と機能の理解を深めるとともに 専門職業人としての在り方、看護への姿勢を考え活用する。
102	新人助産師研修(5日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託研修】	7/4(金) 8/8(金) 10/3(金) 11/28(金) 12/5(金) 10:00～16:00	新人	看護研修センター 集合(30名)	新人助産師研修を自施設単独で完結出来ない 施設等の新人助産師を対象として、病院等で行 う新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人 助産師研修(新人助産師が基本的な臨床実践 能力を獲得するための研修)を補完する研修を 実施することにより、看護師の質の向上及び早 期離職防止を図る
103	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	5/1(木) 10:00～16:00	新人	つくば研究支援センター 集合(60名)	身体のアセスメントをするための基礎的な観察 の知識と技術を学ぶ
104	新人のためのメンタルヘルス ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	5/8(木) 10:00～16:00 (5/29～8/28)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	新人看護師の離職率は依然として高い状況に ある職場環境に適応できるように「職場に溶け込 む」スキルを身につける
105	新人のためのフィジカルアセスメント ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	5/15(木) 10:00～16:00(6/5 ～9/4)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	身体のアセスメントをするための基礎的な観察 の知識と技術を学ぶ
106	新人のための感染看護 ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	5/20(火) 10:00～16:00 (6/10～9/9)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	新人看護職に必要とされる感染防止に関する 基本的な知識・技術を習得する
107	新人のための救急看護 ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	5/29(木) 10:00～16:00 (6/19～9/18)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	患者の安全を確保するため早期に異常を発見 できる方法を学び、急変の対応方法を学習する
108	新人のための医療安全 ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	6/3(火) 10:00～16:00 (6/24～9/23)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	1 医療安全の動向や法的根拠を知る 2 医療安全の報告制度を学ぶ 3 重大な事故を起こさないために、薬剤や 医療機器の危険性を学ぶ 4 看護師のメンタルヘルスを学ぶ
109	新人のための接遇 ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	6/12(木) 10:00～16:00(7/3 ～10/2)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	組織文化への適応、業務遂行の基礎を身に着 けると同時に、変化の激しい現代において、自己 のキャリアについて自分なりの考えを持ち、自ら の力でキャリアを切り拓く能力を身につける
110	新人のための看護倫理 ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	6/18(水) 10:00～16:00(7/9 ～10/8)	新人	看護研修センター 集合(70名) VOD(無制限)	新人看護職に必要な看護倫理の基礎について 学ぶ
111	看護職のための感染管理(基礎編)2日間 【県委託】	5/19(月) 5/26(月) 10:00～16:00(6/9 ～9/8) (6/16～9/15)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(60名) VOD(無制限)	エビデンスに基づく、感染予防策の最新情報を 知り、実践方法を学ぶ
112	看護職のための感染看護(基礎編)2日間 【県委託】	11/18(火) 11/25(火) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(60名)	エビデンスに基づく、感染予防策の最新情報を 知り、実践方法を学ぶ

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
113	組織で取り組む感染管理(実践編)2日間 【県委託】	6/11(水) 6/23(月) 10:00～16:00(7/2 ～10/1) (7/14～10/13)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(60名) VOD(無制限)	感染管理に対するマネジメント能力を高める為、 最新の知見を習得し、感染管理と対策、アウトブ レイク時の対応を学ぶ
114	ケーススタディ(事例研究) ～おこなった看護を振り返ろう～	7/3(木) 10:00～16:00 (7/24～10/23)	Ⅰ～Ⅱ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	1.ケーススタディの基本的な組み立て方を理解 する 2.臨床で生じた課題や疑問を整理し、解決に導 く力と考える力を培う 3.ケーススタディで看護実践を振り返り、次の看 護に活かせる力を培う
115	看護研究Ⅰ<初級編> ～やってみよう。はじめの一歩～	7/30(水) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名)	看護研究に取り組むための準備状態を整えるこ とができる
116	看護研究Ⅱ(2日間)<中級編>2日間 ～看護研究計画書の作成を学ぼう～	12/1(月) 12/2(火) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名)	臨床における看護実践の質向上を目的とした看 護研究に取り組むことができる
117	看護研究Ⅲ(4日間) ※まとめから発表まで支援します	1/28(水) 2/25(水) 10:00～16:00 ※3回目以降は 令和8年度実施	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(8組16名)	臨床における看護実践の質向上を目的とした看 護研究に取り組む、まとめ、公表(発表)すること ができる
118	看護研究Ⅳ<実践編>4日間	8/7(木) 12/9(火) 10:00～16:00 ※1・2回目は令和6年度 に実施済み	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(8組16名) ※令和6年度申込者対象	臨床における看護実践の質向上を目的とした看 護研究に取り組む、まとめ、公表(発表)すること ができる
119	救急看護(基礎編) ～変化を見逃さず 適切な処置をするために～	8/29(金) 10:00～16:00 (9/19～12/18)	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	1. 臨床現場において、救急処置が必要な人に 看護師が行うべき観察と対応が不安なくできる 2. 危機的状況にある患者および家族の心理を 理解した援助ができる
120	救急看護(応用編) ～危機的状態にある患者の救急対応～	10/1(木) 10:00～16:00 (10/22～1/21)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	1 臨床症状から急変を予測した行動がとれる 2 危機的状況にある患者および家族の心理を 理解した援助ができる
121	皮膚・排泄ケア(4日間) -褥瘡・失禁管理から 患者・家族支援まで- 【県委託】	9/17(水) 9/29(月) 10/23(木) 10/31(金) 10:00～16:00 (10/8～1/7) (10/20～1/19) (11/13～2/12) (11/21～2/20)	—	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	スキンケアの基礎知識、褥瘡等の創傷管理、失 禁などの排泄管理と患者・家族のセルフケア支 援の方法について理解できる。
122	ストーマケア -ストーマにおける術前・術後にケア 患者・家族支援まで- 【県委託】	9/18(木) 10:00～16:00 (10/9～1/8)	—	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	ストーマケアの基礎知識とケア及び装具の選択 根拠を理解する 患者・家族の心理的社会的サ ポートを学び看護ケアに役立てる
123	みんなで考えよう！ 身体拘束(行動制限)等の適正化について ～尊厳と虐待防止を考える～	6/2(月) 13:00～16:00 (6/23～9/22)	—	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	身体拘束に関する考え方や、定義を学び理解 を深める やむを得ず身体拘束をする際取る べき方法や、注意点を学ぶ 身体拘束と虐待の 関係性・尊厳について考える
124	看護実践プロセスと アウトカムが見える記録、 看護記録の整え方	6/5(木) 10:00～16:00 (6/26～9/25)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	看護記録の改善に取り組むための知識を習得 し、質の向上につなげられる
125	看護記録監査の分析・ 評価、院内教育の進め方	6/6(金) 10:00～16:00 (6/27～9/26)	Ⅱ～Ⅴ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	看護記録のあるべき姿を理解し、看護の質を高 められる看護記録監査と現任教育について考え られる
126	看護実務者研修(2日間) 茨城県高齢者権利擁護推進研修 【県委託研修】	6/9(月) 9:30～17:00 6/17(火) 9:30～16:30	—	看護研修センター 集合(80名)	介護施設等の看護職員を対象として、講義・演 習等を通じて、医療的な観点からの権利擁護の 視点に立った介護に関する実践的、専門的手 法を修得し、介護現場での権利擁護の為の取り 組みを行う人材を養成する

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
127	【No.606 の公開講座】 さまざまな場面での看取りの看護 ～患者家族が望むよりよく生き、 よりよく最期を迎えるために～	6/10(火) 10:00～16:00 (7/1 ～9/30)	Ⅱ～Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	人生の最終段階における看取りの医療の留意 点、患者の特徴やケアの基本を理解し、患者・ 家族のケアに活かすことができる
606	終末期患者への看護ケア 【県委託】 ～最期まで自分らしく生きるを支える～	6/10(火) 7/16(水) 11/5(水) 10:00～16:00	—	看護研修センター (20名)	終末期にある患者と家族のQOL向上を目指した 療養生活を支援する方法と、看取りについて理 解する
128	医療安全管理者養成研修 フォローアップ研修	6/13(金) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(30名)	正確で詳細な情報を得るために傾聴スキルの 向上を目的とする研修
129	ポケットエコー入門講座 症状の“見える化”で適切な アセスメントをしよう	6/18(水) 10:00～12:00	—	看護研修センター 集合(16名)	看護現場で手軽に使用できるツールとして手の ひらサイズのポケットエコーが登場し、看護師に 向けたアセスメントツールの一つとして導入に至 る医療施設が増えつつある。利用者に最も身近 な存在である看護師がポケットエコーを活用す ることで、体内の可視化、タイムリーなアセスメ ントが可能となり、早期発見・早期治療の一助と なるよう技術を学ぶ。
130	ポケットエコー実践トレーニング 画像解析からのアセスメント	6/18(水) 14:00～16:00	—	看護研修センター 集合(16名)	実際の臨床現場で遭遇する様々な症例を題材 に、画像の見 方や臨床への応用を深める
131	アドバンス・ケア・プランニング(ACP) ～対象者の意志決定を共に支援しよう～	7/7(月) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名)	対象者の人生観や価値観、希望に沿ったACP について理解する事ができる
132	患者・家族との今どきトラブル対応法 ～患者も看護職も安心できる環境を～	7/9(金) 10:00～16:00 (7/30～10/29)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	個人として組織として取り組むトラブル対応法を 学ぶ
133	論理的なレポート・ 論文・看護記録の書き方 ～「書くこと」の苦手意識をなくそう～	7/12(土) 10:00～16:00 (8/2～11/1)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	論理的思考や文章表現の基本・スキルを学ぶ ことで、論理的に展開された文章を書く能力を 向上させる
134	【No.603 の公開講座】 多職種連携と入退院支援における 看護師の役割 ～住み慣れた地域に帰るために～	8/6(水) 10:00～16:00 (8/27～11/26)	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	・入退院支援プロセスや退院調整方法を学び、 効果的な退院支援に活かすことができる ・ヘルスケアサービスの仕組みや多職種連携の 実際を学び、退院支援に活かすことができる
603	在宅療養を支援する看護師の役割 【県委託】 ～在宅療養支援のために それぞれの役割を理解しよう～	6/6(金) 7/9(水) 8/6(水) 11/12(水) 10:00～16:00	—	看護研修センター ZOOM(30名)	在宅で訪問看護を利用する療養者及びその家 族のもとへ、訪問看護師と同行訪問することによ り、在宅療養の理解を深め、入退院支援・調整 の推進を図る
135	リーダー看護師のためのファシリテーション研 修	9/11(木) 10:00～16:00 (10/2～1/1)	Ⅲ～Ⅳ M-Ⅰ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	チームや部署の中で看護師または他職種のリー ダーとしてファシリテーションスキルを身につける
136	臨床看護における倫理的ジレンマと ケアリング理論の具現化 ～ケアリングの概念を通して 自己の看護を振り返る～	9/30(火) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	看護研修センター 集合(50名)	日々、看護業務を遂行する中で、倫理的ジレン マに直面していることも多く、その解決の一助と して、ケアリング理論を理解し看護観の再構築の 機会とする
137	看護職のためのリーダーシップ研修	10/3(金) 10:00～16:00	Ⅲ～Ⅳ M-Ⅰ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(80名)	リーダーシップ論からリーダーとして基礎知識と 行動や課題解決のための戦略について学ぶ
138	摂食嚥下(2日間) 「今日から実践できる!誤嚥リスクのある 対象者への看護ケア」	11/8(土) 11/9(日) 10:00～16:00	Ⅱ～Ⅳ	茨城県立医療大学 集合(72名)	1. 摂食嚥下障害看護の基本的な考え方を理 解する 2. アセスメントに基づき、摂食嚥下障害患者の 援助を実践することができる 3. 安全な食環境を提供するための基本的な食 事介助方法や内服方法について学び実践活用 することができる 4. 口腔ケアの目的と方法について学び実践活 用することができる

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
139	慢性疾患看護 ～長期的に支援する慢性期看護とは～	11/11(火) 10:00 ～ 16:00 (12/2 ～ 3/1)	Ⅱ ～ Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	慢性疾患患者の特徴や治療・看護について学び、看護実践の場面で活かすことができる
140	がん看護 ―患者に寄り添いがんと共に 生きるを支える―	11/20(木) 10:00 ～ 16:00 (12/11 ～ 3/10)	Ⅱ ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	・多様な状況にあるがん患者のQOLの維持・向上のために、がん看護の基盤となる考え方を理解する ・がん患者に対する看護の質を高めるため、専門的な臨床実践能力を習得する
141	特定行為研修修了者のスキルアップ研修 ―臨床判断力を高める特定行為実践―	11/27(木) 10:00 ～ 16:00	―	看護研修センター 集合(30名)	研修修了者が安全に特定行為を実践するために必要な知識や情報を提供するとともに実践力向上を目的とし本研修を行う
142	高齢者のエンド・オブ・ライフを支える 包括的研修(ELNEC-J)2日間	12/6(土) 9:30 ～ 17:00 12/7(日) 9:30 ～ 16:30	Ⅲ ～ Ⅳ	看護研修センター 集合(42名)	高齢者のエンド・オブ・ライフケアに関して系統的・包括的に看護を学ぶ
143	いまこそ学ぼう！看護師と法の関係 ～看護をめぐる法と倫理について～	12/10(水) 10:00 ～ 16:00 (12/31 ～ 3/30)	Ⅲ ～ Ⅳ M-Ⅰ ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	看護職と法を理解し、臨床実践に活かせる
144	人生を豊かにする人間学 ～最良の看護につなげるために～	12/16(火) 10:00 ～ 16:00 (1/6 ～ 4/5)	Ⅱ ～ Ⅳ M-Ⅰ ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	自立したひとりの人間として力強く生きていくための総合的な力を身につける
145	看護における共同意思決定と 可能性へのアプローチ ―その人らしさをまもる アプローチとケアを学ぶ―	12/23(火) 10:00 ～ 16:00 (1/13 ～ 4/12)	Ⅱ ～ Ⅳ M-Ⅰ ～ Ⅲ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	対象者の人生観や価値観、希望に沿ったSDMについて理解する事ができる
146	看護職のメンタルヘルスケア ～健全な職場作りを目指して～	1/22(木) 10:00 ～ 16:00 (2/12 ～ 5/11)	Ⅲ ～ Ⅳ	看護研修センター 集合(50名) VOD(無制限)	看護職員がメンタルヘルス不調に陥らないためのスキルや考え方、メンタルヘルス不調者がした場合の対応策を理解する
147	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組み ―看護管理者に求められるサポート―	12/15(月)～ 3/14(土)	―	VOD(無制限)	特定行為研修修了者の活躍を支える仕組みの理解と院内の体制整備の一助とする
148	保育所等における 医療的ケア児支援研修① (オンデマンド+ 演習1 日間) 【県委託】	オンデマンド 9/1(月)～11/19(水) 会場 11/19(水) 10:00～16:00	―	看護研修センター 集合研修:30名 オンデマンド配信:100名	医療的ケア児に対し適切な支援を行えるよう、県内の保育所等に勤務する看護師等の基礎能力向上のため
149	保育所等における 医療的ケア児支援研修② (オンデマンドのみ)【県委託】	9/1(月)～3/31(火)	―	看護研修センター オンデマンド(無制限)	医療的ケア児に対し適切な支援を行えるよう、県内の保育所等に勤務する看護師等の基礎能力向上のため

■分類2 看護・医療政策に関する研修

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
201	看護職員認知症対応力向上研修 (3 日間)【県委託】 〈認知症ケア加算2・3 対応〉	調整中 9:30 ～ 16:30 ※ナナブル・HP へ 掲載予定	―	調整中 集合(150名)	認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、入院から退院までのプロセスに沿って、基本的知識や個々の認知症の特徴を踏まえた実践的対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に伝達することで、医療機関内等での認知症ケアの実施とマネジメント体制を構築する
202	病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上 研修 【県委託】 〈認知症ケア加算2・3 対応〉	① 10/10(金) 17:30 ～ 20:00 ② 11/1(土) 13:30 ～ 16:00	―	ZOOM (①100名) (②100名)	高齢者と日頃から接することが多い、病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする

203	認知症高齢者の看護実践に必要な知識 ※ e ラーニング講義あり 〈認知症ケア加算2・3 対応〉	1/21(木) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター e ラーニング・ 集合(40 名)	「認知症ケア加算の施設基準」における「認知症患者のアセスメントや看護方法に係る適切な研修」に該当する研修 認知症高齢者の看護実践に必要な知識 1 国の施策や医療の現状を理解することができる 2 入院中の認知症高齢者を適切にケアするための基本的な知識をすることができる
研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
204	医療安全管理者養成研修 【日看協委託】 〈医療安全対策加算対応〉	10/16(木) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター	医療の質の向上と安全確保を目的とした、医療安全管理業務を遂行するための基本的な知識と実践能力を習得する
205	災害支援ナース養成研修 11 月実施 (2 日間)【日看協委託】	11/6(木) 10:00 ~ 16:45 11/7(金) 10:00 ~ 15:30		看護研修センター オンデマンド+ 集合 (50 名)	・新型コロナウイルス感染症等の新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への 応援派遣等に的確に対応できる看護職員の養成 ・災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に関する知識及び技能の修得
206	災害支援ナース養成研修 12 月実施 (2 日間)【日看協委託】	12/4(木) 10:00 ~ 16:45 12/5(金) 10:00 ~ 15:30		看護研修センター オンデマンド+ 集合 (50 名)	・新型コロナウイルス感染症等の新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への 応援派遣等に的確に対応できる看護職員の養成 ・災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に関する知識及び技能の修得
401	看護管理者等研修 看護補助者の活用推進のための研修(県央) 【県委託】 〈看護補助加算〉 〈急性期看護補助者体制加算〉対応	5/30(金) 10:00 ~ 16:15		看護研修センター 集合(50 名)	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
402	看護管理者等研修 看護補助者の活用推進のための研修(県南) 【県委託】 〈看護補助加算〉 〈急性期看護補助者体制加算〉対応	6/3(火) 10:00 ~ 16:15		霞ヶ浦環境科学センター 集合(50 名)	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
705	【看護師職能 I 委員会企画研修】 外来における在宅療養支援能力向上のための研修 ※ e ラーニング講義あり 〈在宅療養指導料対応〉	11/15(土) 13:30 ~ 16:00		看護研修センター e ラーニング・ 集合(40 名)	

■分類3 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
301	新人看護職員 実地指導者研修(4日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	10/20(月) 10/21(火) 11/4(火) 11/5(水) 10:00 ~ 16:00	Ⅱ ~ Ⅲ	看護研修センター 集合(70 名)	病院等の実地指導者もしくは将来実地指導となる予定の者に対して、新人看護職員研修ガイドラインに示されている新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得し、適切な研修実施体制が確保できるよう、必要な知識・技術を習得する
302	新人看護職員 教育担当者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	6/30(月) 7/1(火) 7/2(水) 10:00 ~ 16:00	Ⅲ ~ Ⅳ	看護研修センター 集合(70 名)	1. 新人看護職員研修における教育担当者の役割を理解する 2. 新人看護職員を育てること 教育に必要な基礎知識 の考え方を深める 3. 新人看護職員研修計画の立案・実施・評価方法を理解する
303	新人看護職員 研修責任者研修(3日間) ※新人看護職員研修ガイドラインに 基づく研修【県委託】	12/2(火) 12/11(木) 12/18(木) 10:00 ~ 16:00	Ⅳ M-Ⅰ ~ Ⅲ	看護研修センター 集合(30 名)	1. 様々な意見や課題を集約し、新人看護職員に対する研修計画、具体的な研修プログラムを策定できる 2. 研修の進捗管理及び問題解決ができる 3. 研修の結果を評価することができる 4. 研修結果の評価に基づき、研修計画・具体的なプログラムを修正することができる 5. 教育担当者と実地指導者への教育的・精神的支援ができる
304	実習指導者講習会 【県委託】	6/1(日)~ 10/24(金) 9:30 ~ 16:30	—	看護研修センター 茨城県立医療大学 集合(70 名程度)	看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識・技術を修得させることを目的とする

305	実習指導者講習会(特定分野) 【県委託】	10/31(金)～ 11/28(金) 9:30～16:30	—	看護研修センター 集合(30名程度)	病院以外の実習施設で次における特定分野について実習指導者の任にある者又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、特定分野の実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を習得することを目的とする ＜特定分野＞ ・保健師養成所における公衆衛生看護学 ・助産師養成所における助産学 ・看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論 ・准看護師養成所における老年看護及び母子看護
研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
306	実習指導者講習会 フォローアップ研修 教える人としての私を育てる ～実習指導におけるリフレクション～	6/4(水) 9:30～16:30	—	看護研修センター 集合(80名)	自らの実習指導を振り返り、実習指導者としてのより一層の資質向上を図ることを目的とする
307	看護基礎教育における臨床判断能力の育成を考える ～学生の「気づき」「考える力」を育むために～ 【県委託】	11/29(土) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(60名)	看護基礎教育における臨床判断能力の育成について振り返り、効果的な教育支援の在り方を考える

■分類4 看護管理者を対象とした研修

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
401 (再掲)	管理者等研修 看護補助者の活用推進のための研修(県央) 【県委託研修】	5/30(金) 10:00～16:15	—	看護研修センター 集合(50名)	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
402 (再掲)	管理者等研修 看護補助者の活用推進のための研修(県南) 【県委託研修】	6/3(火) 10:00～16:15	—	霞ヶ浦環境科学センター 集合(50名)	看護補助者の業務範囲や教育および就労環境について理解し、自施設における体制整備の一助とする
403	管理者等研修 看護職のためのストレスリダクション 【県委託事業】	6/24(火) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(40名)	自己・他者の理解を深め、人間関係の質を向上させるスキルについて学ぶ
404	管理者等研修 働きやすい環境づくりを目指して ～労務管理の視点から～ 【県委託事業】	7/17(木) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(40名)	看護職が働きやすい職場環境づくりを推進するため、労務管理の基礎知識を学ぶ
406	管理者等研修 チーム医療における 看護のタスクシフト・タスクシェア 【県委託事業】	9/4(木) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(50名)	チーム医療における看護補助者との協働および適切な業務委譲について学ぶ
407	管理者等研修 経営管理について 【県委託事業】	10/2(木) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(50名)	経営管理を学び、看護職が組織の一員として経営に参画できる一助とする
408	看護管理者等研修 関係構築力を高めるチームビルディング研修 【県委託】	10/28(火) 10:00～16:00	—	看護研修センター 集合(50名)	コミュニケーションの向上を図りチームとしての連携力を強化するとともに、信頼関係を築き働きやすい環境づくりを促進する

■分類5 資格認定教育

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
501	認定看護管理者教育課程 ファーストレベル	6/25(水)～ 10/8(水) 10:00～16:00	—	看護研修センター (70名)	看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。
502	認定看護管理者教育課程 セカンドレベル	7/2(水)～ 10/27(月) 10:00～16:00	—	看護研修センター (30名)	看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得する。
503	認定看護管理者教育課程 サードレベル	10/1(水)～ 12/17(木) 10:00～16:00	—	看護研修センター (30名)	多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族、地域住民及び社会に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために必要な知識・技術・態度を習得する。

504	認定看護管理者フォローアップ研修 ファーストレベル	1/28(木) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター (80名)	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理 実践を振り返り、看護管理者としての質の向上 を図る
505	認定看護管理者フォローアップ研修 セカンドレベル	1/14(水) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター (34名)	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理 実践を振り返り、看護管理者としての質の向上 を図る
506	認定看護管理者フォローアップ研修 サードレベル	7/3(木) 10:00 ~ 16:00 7/18(金) 10:00 ~ 12:30	—	看護研修センター (30名)	認定看護管理者教育課程受講後の看護管理 実践を振り返り、看護管理者としての質の向上 を図る

■分類6 訪問看護に関する研修

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
601	訪問看護を体験してみよう 【訪問看護入門編】(県委託)	10/4(土) 13:00～17:00	—	看護研修センター ZOOM(30名)	訪問看護に関心のある看護師等が、訪問看護に必要な初歩的知識と技術を理解する 在宅における療養生活と訪問看護についてイメージすることが出来る 訪問看護を身近に感じることが出来る
602	訪問看護師養成講習会 【県委託】 ～訪問看護の専門性を理解する～	6/16(月) 7/1(火) 8/5(火) 9/11(木) 12/4(木) 10:00～16:00	—	eラーニング 看護研修センター ZOOM(40名)	訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
603 (再掲)	在宅療養を支援する看護師の役割 【県委託】 ～在宅療養支援のために それぞれの役割を理解しよう～	6/6(金) 7/9(水) 8/6(水) 11/12(水) 10:00～16:00	—	看護研修センター ZOOM(30名)	在宅で訪問看護を利用する療養者及びその家族のもとへ、訪問看護師と同行訪問することにより、在宅療養の理解を深め、入退院支援・調整の推進を図る
604	小児・重症心身障がい児の 看護ケア【県委託】 ～成長・発達を捉えた 質の高い看護を提供する～】	7/12(土) 7/29(火) 8/26(火) 11/18(火) 10:00～16:00	—	看護研修センター ZOOM(20名)	小児・重症心身障がい児看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
605	難病患者への看護ケア 【県委託】 ～自分らしく生きることを支える～	7/24(木) 8/7(木) 11/7(金) 10:00～16:00	—	看護研修センター ZOOM(20名)	神経難病看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
606 (再掲)	終末期患者への看護ケア 【県委託】 ～最期まで自分らしく生きるを支える～	6/10(火) 7/16(水) 11/5(水) 10:00～16:00	—	看護研修センター (20名)	終末期にある患者と家族のQOL向上を目指した療養生活を支援する方法と、看取りについて理解する
607	精神疾患を抱える患者への 対応研修【県委託】 (精神科訪問看護基本療養費算定要件研修)	6/28(土) 9:00～17:00 7/10(木) 9:30～16:00 8/4(月) 9:30～16:30 9/2(火) 9:00～12:00 11/14(金) 10:00～16:00	—	看護研修センター (50名)	精神看護の専門的知識及び技術を習得し、質の高い訪問看護を提供する
608	訪問看護ステーション管理者研修 【県委託】	9/20(土) 10/18(土) 11/29(土) 10:00～16:00	—	zoomまたは 看護研修センター (15名)	訪問看護の経営・マネジメントに必要な知識を習得することにより、管理者の資質の向上を図ることができ、質の高い訪問看護サービスを提供する
609	訪問看護ステーション管理者交流会 ～日頃の課題をみんなで解決しよう～ 【県委託】	8/23(土) 10:00～16:00	—	zoomまたは 看護研修センター (15名)	日頃の管理者としての課題・好事例を持ち寄って情報交換を行い管理者間のネットワークを広げよう
610	訪問看護師人材育成研修 ～共に学び成長する～ 【県委託】	9/16(火) 11/15(土) 10:00～16:00	—	zoomまたは 看護研修センター (15名)	新任訪問看護師と同行訪問などする際の役割を理解し、スキルを修得する

■分類7 職能委員会企画研修

研修 No	研 修 名	日 程	レベル	会場(定員)	目的
701	【保健師職能委員会企画研修】 ファシリテーションの基礎と事例検討会の手法を学ぶ	11/10(月) 10:00 ～ 16:00	—	看護研修センター 集合研修:30名	日本看護協会 保健指導技術開発事業「アセスメントを深めるためのファシリテーターの手引き」と「実践力UP 事例検討会」を基本にした事例検討会の手法を学ぶ。
702	【助産師職能委員会企画研修】 女性の健康支援【更年期】 ～いつまでも若々しく美しく暮らすために～	8/27(水) 10:00 ～ 16:00	—	看護研修センター 集合研修:40名	生涯にわたる女性とその家族への健康支援について考えることができる

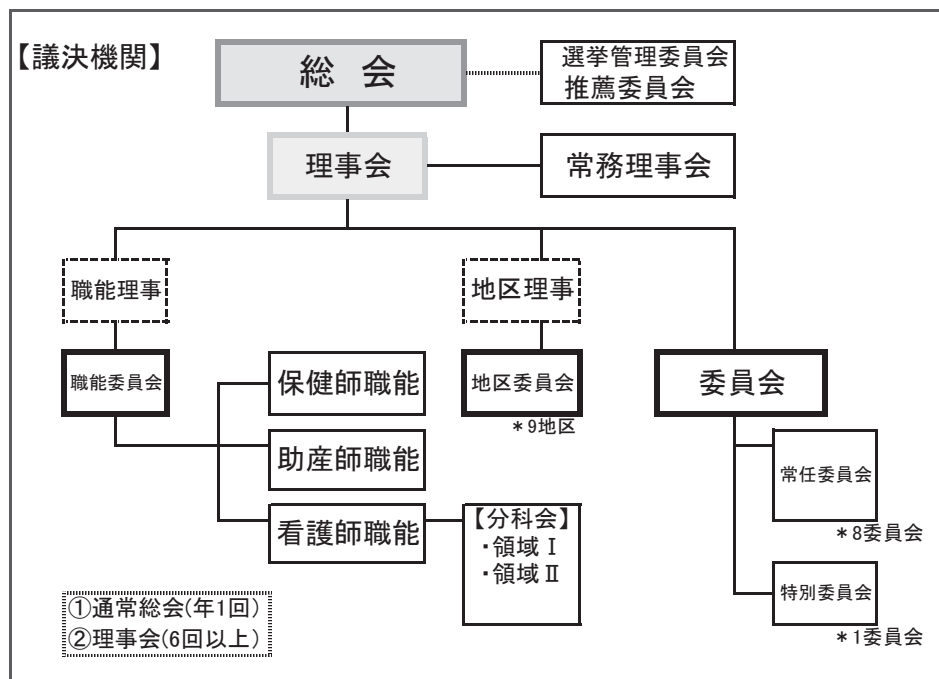
703	【助産師職能委員会企画研修】 女性の健康支援 思春期教育	9/5(金) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター 集合研修:40名	思春期教育・女性の健康支援(メンタルヘルスケア)についての知識を深め、専門職としての役割を考えることができる
研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
704	【助産師職能委員会企画研修】 今さら聞けない母乳育児支援	1/30(金) 10:00 ~ 16:00	—	看護研修センター 集合研修:40名	母乳育児支援に関するエビデンスに基づいた実践的知識を習得する
705	【看護師職能Ⅰ委員会企画研修】 外来における在宅療養支援能力向上のための研修 ※eラーニング講義あり (在宅療養指導料対応)	11/15(土) 13:30 ~ 16:00	—	看護研修センター 集合研修:50名	・外来看護を取り巻く現状と課題のもと、地域における自施設の外来が果たすべき役割と、自らが外来で担うべき役割を認識するとともに、外来患者を支えるために必要な在宅療養支援に関する知識を習得できる。 ・習得した知識を、在宅療養支援の強化に向けた取り組みに役立てることができる。
706	【看護師職能Ⅱ委員会企画研修】 看取りのケア	10/18(土) 13:00 ~ 16:30	—	zoomまたは 看護研修センター 集合研修:50名	施設における看取りを増やすために看護職の意識向上を図る
707	【看護師職能Ⅰ・Ⅱ委員会企画研修】 食べる喜びをあきらめない食支援	12/17(水) 13:30 ~ 16:30	—	看護研修センター 集合研修:50名	

■分類8 その他の研修

研修 No	研 修 名	日程	レベル	会場(定員)	目的
801	ブラチナナースの集い ～ブラチナナースの活躍の場を考えよう～ 一緒にランチを食べながら、セカンドライフを考えませんか！	12/18(木) 11:00 ~ 15:00	—	看護研修センター 集合(30名)	准看護師の質向上のための研修及び進学支援 フィジカルアセスメントの意義と方法、プロセスを学び、実践に活かす
802	准看護師研修 スキルアップ研修 今日から始めましょう！ハラスメント対策	8/20(水) 13:00 ~ 15:30 (進路相談 15:30～16:00)	—	看護研修センター 集合(30名)	准看護師の質向上のための研修及び進学支援 フィジカルアセスメントの意義と方法、プロセスを学び、実践に活かす
803	再就業支援研修(県央・県南・県西) 【県委託】	県央 10/14 ~ 10/17・10/25 県南 9/2 ~ 9/5・ 9/13 県西 9/30 ~ 10/3・10/11	—	県央:看護研修センター 県南: 霞ヶ浦医療センター 県西:西部メディカルセンター 集合(各地域30名)	未就業の看護職に対し、最近の医療・看護に対する知識や技術など、再就業に料に必要な看護実践能力を高める研修の場を提供し、再就業についての不安の解消を図り、職場復帰を円滑にすることを目的とする
804	フォローアップ支援研修【県委託】	1/19(月) 13:30 ~ 15:10	—	看護研修センター 集合(30名)	カムバック支援セミナー受講後の、就業者への就業継続および未就業者への再就業を促進する
805	セカンドキャリア支援研修【県委託】	12/1(月) 13:00 ~ 15:30	—	看護研修センター 集合(30名)	退職後もライフスタイルに合わせた有意義な第二の職業生活を継続できることを目指す
806	看護補助者の質の向上研修	調整中 ※マナブル・HPへ 掲載予定	—	看護研修センター 集合(50名)	・看護補助者として働く環境を知ること、チームの一員として役割を理解できる。 ・看護補助業務を遂行するために必要な基本的知識・技術の習得ができる
	看護の補助者のお仕事体験講習会	12/9(火) 10:00 ~ 15:10		看護研修センター 集合(20名)	一般の求職者が看護補助者の業務を実際に体験することで 理解を深め、職業選択の一助とし、認知度向上を図る
98	第38回 令和7年度 茨城県看護研究学会 テーマ 看護の原点回帰 ーナイチンゲールと共に歩む未来ー	1/24(土) 9:30 ~ 16:30	—	ザ・ヒロサワシティ会館	看護職の実践にねざした学術研究の振興を通して看護の質の向上を図る

(参考資料)

1 公益社団法人茨城県看護協会組織図



区 分	委 員 会 名	任務の対象となる事項
常任委員会	看護労働改善事業委員会	会員の福利厚生に関する事項，看護職の労働条件の改善及び職場環境改善に関する事項
	教育委員会	看護職の教育計画及びその実施に関する事項
	業務委員会	看護職の業務に関する事項
	広報委員会	看護協会の広報に関する事項，機関紙の発行に関する事項
	学会委員会	茨城県看護研究学会等学会の企画及び実施に関する事項
	認定看護管理者教育運営委員会	認定看護管理者教育の企画，実施及び審査に関する事項
	医療・看護安全対策推進委員会	医療及び看護の安全対策の推進に関する事項
	災害看護委員会	災害看護に関する事項
特別委員会	倫理審査委員会	看護職が行う看護研究に関しての倫理審査に関する事項

2 令和7年度 日本看護協会会長表彰者

看護師	秋葉 はつひ
看護師	池袋 昌子
看護師	小室 万左子

3 令和7年度優良看護職員茨城県知事表彰者

保健師	新山 絹子	茨城県保健医療部疾病対策課
保健師	塙 清美	茨城県保健医療部薬務課
助産師	加司山 良子	水戸赤十字病院
看護師	佐川 朋美	茨城県立こころの医療センター
看護師	平根 ひとみ	筑波メディカルセンター病院

4 令和7年度優良看護職員茨城県看護協会会長表彰者

保健師	岡野 里美	水戸済生会総合病院
保健師	龜山 千里	総合病院土浦協同病院
助産師	木村 千代	JA とりで総合医療センター
看護師	青木 由美	城西病院
看護師	秋葉 泰子	水戸赤十字病院
看護師	安見 律子	茨城県立中央看護専門学校
看護師	飯島 洋子	筑波記念病院
看護師	池田 千佐子	茨城西南医療センター病院
看護師	石井 悦子	土浦看護専門学校
看護師	猪野 美穂	茨城県立こども病院
看護師	江野澤 志鶴	小山記念病院
看護師	江幡 美津子	日立総合病院
看護師	江本 美雪	三岳荘小松崎病院
看護師	大淵 恵美	総合病院水戸協同病院
看護師	小河原 幸子	協和中央病院
看護師	金田 まり子	ゆうあい訪問看護ステーションゆめ
看護師	菊池 美智子	アイビークリニック
看護師	倉持 真枝	いちはら病院
看護師	後藤 尋子	ひたちなか総合病院
看護師	小林 礼子	小山記念病院
看護師	小松崎 あづさ	水戸済生会総合病院
看護師	佐藤 恵子	きぬ医師会病院
看護師	柴山 直子	茨城県立中央病院
看護師	菅原 多栄子	東京医科大学茨城医療センター
看護師	鈴木 直子	日立総合病院
看護師	須原 昌代	土浦訪問看護ステーション
看護師	田中 直美	茨城県西部メディカルセンター
看護師	田中 由美子	筑波学園病院
看護師	寺門 さおり	常陸大宮済生会病院
看護師	中里 和美	筑西診療所
看護師	中島 道子	神栖済生会病院
看護師	中辻 香邦子	筑波メディカルセンター病院
看護師	根本 幸代	東京医科大学茨城医療センター
看護師	根本 広子	ひたちなか総合病院
看護師	橋本 直子	筑波メディカルセンター病院
看護師	馬場 玲子	筑波大学附属病院
看護師	原田 靖子	茨城県立中央病院
看護師	福恵 節子	訪問看護ステーションうしく

看護師	福島	隆	城西病院
看護師	細川	芳江	筑波記念病院
看護師	堀江	由樹子	水戸中央病院
看護師	丸山	智子	水戸赤十字病院
看護師	三橋	真理子	協和中央病院
看護師	山田	緑	筑波大学附属病院
看護師	山中	皇子	きぬ医師会病院
准看護師	柴山	ひとみ	アイビークリニック

※氏名・職種・所属先は令和7年3月末日時点のもの

※法人名は省略させていただきます

5 令和7年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員名簿

■代議員 16 名・予備代議員 16 名

区 分	代議員氏名	予備代議員氏名
保 健 師 代 表	光 畑 桂 子	加 瀬 林 和 恵
助 産 師 代 表	齋 藤 悦 代	植 野 美 奈 子
看護師代表（看護師職能Ⅰ）	檜 山 千 景	佐 藤 智 恵
看護師代表（看護師職能Ⅱ）	小 野 寺 郁 子	玉 主 祥 子
准 看 護 師 代 表	金 澤 優 香	鈴 木 綾 子
理 事	森 陽 子	沼 尻 信 子
理 事	中 島 貞 子	宮 本 佳 代 子
理 事	長 山 一 恵	鈴 木 和 子
理 事	橋 本 泉	村 田 誠 幸
水 戸 地 区 代 表	和 田 俊 彦	山 崎 理 香
日 立 地 区 代 表	寺 田 直 子	長 和 恵
常陸太田・ひたちなか地区代表	三 本 松 ま ゆ み	鈴 木 美 恵 子
鹿 行 地 区 代 表	岩 間 由 起 子	中 島 道 子
つ く ば 地 区 代 表	星 豪 人	田 中 久 美
取 手 ・ 竜 ケ 崎 地 区 代 表	桑 田 今 日 子	木 樽 京 子
古 河 ・ 坂 東 地 区 代 表	飯 塚 真 弓	佐 伯 久 美

6 令和6年度公益社団法人茨城県看護協会役員名簿

令和7年6月20日現在

◆理事 19名

役職名	職種	氏名	勤務先
会長	看護師	白川 洋子	茨城県看護協会
副会長	保健師	森 陽子	下妻市社会福祉協議会
副会長	看護師	沼尻 信子	
専務理事	看護師	中島 貞子	茨城県看護協会
常任理事	看護師	長山 一恵	茨城県看護協会
常任理事	看護師	橋本 泉	茨城県看護協会
保健師職能担当理事	保健師	光畑 桂子	筑波メディカルセンター総合健診センター つくば総合健診センター
助産師職能担当理事	助産師	齋藤 悦代	水戸済生会総合病院
看護師職能担当理事	看護師	檜山 千景	水戸済生会総合病院
水戸地区担当理事	看護師	和田 俊彦	北水会記念病院
日立地区担当理事	看護師	寺田 直子	日立総合病院
常陸太田・ひたちなか地区担当理事	看護師	三本松まゆみ	ひたちなか総合病院
鹿行地区担当理事	看護師	岩間 由起子	小山記念病院
取手・竜ヶ崎地区担当理事	看護師	桑田 今日子	牛尾病院
土浦地区担当理事	看護師	宮本 佳代子	土浦協同病院
つくば地区担当理事	看護師	星 豪人	筑波記念病院
筑西・下妻地区担当理事	看護師	鈴木 和子	特別養護老人ホームたけだ
古河・坂東地区理事	看護師	佐伯 久美	古河赤十字病院
准看護師理事	准看護師	金澤 優香	ひたち医療センター

◆監事 2名

役職名	職種	氏名	勤務先
監事（業務運営に精通）	看護師	宮本 康子	日立メディカルセンター看護専門学校
監事（会計制度に精通）	-	戸島 正巳	（社福）鹿島更生園 法人事務室

7 会員数と入会率

	合計				保健師				助産師			
	07.3.31 現在 会員数	06.3.31 現在 会員数(a)	04.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	07.3.31 現在 会員数	06.3.31 現在 会員数(a)	04.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	07.3.31 現在 会員数	06.3.31 現在 会員数(a)	04.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)
	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
北海道	40,986	42,375	85,100	50	1,099 (70)	1,131 (77)	3,288	34	1,269	1,314	1,571	84
青森	8,319	8,557	18,886	45	212 (12)	212 (12)	709	30	323	324	340	95
岩手	7,646	7,756	18,087	43	299 (8)	306 (8)	831	37	313	329	394	84
宮城	12,743	13,035	27,883	47	253 (9)	263 (9)	1,165	23	632	660	771	86
秋田	6,632	6,811	15,267	45	160 (8)	162 (11)	625	26	286	298	284	105
山形	7,816	7,960	15,850	50	321 (11)	337 (11)	720	47	362	372	360	103
福島	11,988	12,303	25,631	48	340 (28)	350 (34)	1,112	31	406	412	604	68
茨城	15,657	15,904	32,641	49	329 (15)	353 (16)	1,357	26	571	598	761	79
栃木	12,387	12,425	25,696	48	473 (14)	488 (15)	1,093	45	425	411	571	72
群馬	11,237	11,479	27,658	42	563 (39)	585 (40)	1,132	52	343	357	547	65
埼玉	24,078	24,919	69,532	36	382 (43)	395 (44)	2,311	17	949	960	1,615	59
千葉	27,661	28,034	62,016	45	377 (24)	391 (24)	2,461	16	902	916	1,603	57
東京	40,991	42,982	145,776	29	403 (24)	390 (22)	4,821	8	2,008	2,095	4,184	50
神奈川	34,730	36,503	87,768	42	600 (37)	648 (41)	2,862	23	1,211	1,254	2,494	50
新潟	15,659	16,060	30,281	53	800 (38)	814 (39)	1,246	65	569	600	742	81
山梨	5,842	5,949	11,316	53	484 (15)	492 (17)	646	76	186	185	255	73
長野	14,572	14,732	31,203	47	1,109 (57)	1,094 (59)	1,857	59	687	691	872	79
富山	8,916	8,961	17,150	52	505 (15)	514 (15)	721	71	402	402	430	93
石川	9,397	9,711	18,642	52	239 (9)	234 (10)	623	38	296	309	389	79
福井	6,465	6,499	12,845	51	218 (8)	220 (7)	528	42	225	217	258	84
岐阜	12,443	12,693	25,404	50	290 (11)	345 (10)	1,122	31	425	453	640	71
静岡	22,495	22,704	44,510	51	491 (25)	510 (21)	1,891	27	887	892	1,085	82
愛知	38,659	40,465	83,420	49	504 (20)	566 (21)	3,066	18	1,602	1,638	2,334	70
三重	11,612	11,748	24,479	48	130 (5)	135 (6)	859	16	354	359	496	72
滋賀	9,147	9,211	17,478	53	310 (8)	326 (8)	723	45	338	324	536	60
京都	16,015	16,697	35,245	47	262 (25)	281 (29)	1,368	21	602	624	929	67
大阪	50,223	52,964	102,959	51	561 (21)	590 (21)	2,641	22	1,988	2,075	2,700	77
兵庫	30,107	31,389	71,107	44	643 (25)	653 (24)	2,223	29	985	1,028	1,543	67
奈良	9,491	9,674	16,999	57	93 (2)	98 (2)	648	15	290	302	408	74
和歌山	6,060	6,118	14,962	41	144 (10)	136 (11)	535	25	217	213	253	84
鳥取	4,209	4,296	10,123	42	99 (3)	99 (2)	388	26	206	209	246	85
島根	5,748	5,828	12,642	46	240 (8)	252 (8)	573	44	277	284	334	85
岡山	17,371	17,664	30,014	59	713 (18)	727 (17)	1,159	63	432	435	560	78
広島	19,673	20,063	44,944	45	333 (13)	342 (13)	1,455	24	467	485	727	67
山口	9,946	10,112	25,059	40	447 (11)	461 (10)	783	59	317	324	411	79
徳島	4,657	4,810	13,488	36	136 (1)	143 (1)	476	30	241	247	273	90
香川	7,528	7,677	16,479	47	195 (5)	203 (4)	628	32	304	309	318	97
愛媛	9,958	10,146	22,575	45	348 (13)	352 (12)	763	46	238	235	289	81
高知	5,962	6,270	14,934	42	113 (2)	119 (2)	578	21	149	157	206	76
福岡	42,061	42,860	83,040	52	627 (24)	654 (27)	2,314	28	1,066	1,055	1,597	66
佐賀	5,276	5,462	16,564	33	177 (3)	185 (3)	552	34	103	109	245	44
長崎	9,529	9,790	26,023	38	166 (4)	161 (3)	824	20	195	203	471	43
熊本	15,482	15,640	34,868	45	475 (14)	491 (14)	1,103	45	377	386	508	76
大分	9,965	10,103	21,650	47	541 (11)	554 (10)	830	67	210	210	369	57
宮崎	8,577	8,801	21,505	41	211 (13)	225 (15)	746	30	256	263	353	75
鹿児島	11,832	12,241	32,398	38	456 (13)	460 (7)	1,026	45	379	389	614	63
沖縄	10,155	10,326	22,281	46	278 (30)	284 (29)	917	31	420	419	573	73
合 計	727,903	748,707	1,664,378	45	18,149 (822)	18,731 (841)	60,299	31	25,690	26,331	38,063	69

- 注 (1) 就業者数は、『令和4年度 衛生行政報告例』により計上。
(2) 「入会率」は、令和6年3月31日現在の会員数で算出。
(3) 各都道府県の会員数は、住所変更に伴う他県への移動により、各都道府県の会費納入者数(令和5年度決算報告書)とは異なる。
(4) 「保健師」、「看護師」、「准看護師」欄の()内は男子の再掲。

看護師				准看護師				
07.3.31 現在 会員数	06.3.31 現在 会員数(a)	04.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	07.3.31 現在 会員数	06.3.31 現在 会員数(a)	04.12.31 現在 就業者数(b)	入会率 (a/b)	
人	人	人	%	人	人	人	%	
37,174 (3,571)	38,256 (3,596)	67,176	57	1,444 (93)	1,674 (99)	13,065	13	北海道
7,515 (677)	7,724 (693)	13,463	57	269 (17)	297 (21)	4,374	7	青森
6,921 (592)	7,003 (587)	14,383	49	113 (8)	118 (7)	2,479	5	岩手
11,593 (871)	11,819 (884)	21,304	55	265 (15)	293 (15)	4,643	6	宮城
6,126 (641)	6,279 (639)	11,767	53	60 (9)	72 (9)	2,591	3	秋田
7,016 (551)	7,125 (535)	12,391	58	117 (9)	126 (11)	2,379	5	山形
10,661 (988)	10,884 (984)	18,236	60	581 (54)	657 (59)	5,679	12	福島
13,937 (1,355)	14,103 (1,369)	24,148	58	820 (97)	850 (96)	6,375	13	茨城
10,976 (1,110)	10,971 (1,112)	18,646	59	513 (50)	555 (49)	5,386	10	栃木
9,863 (1,311)	10,031 (1,299)	19,868	50	468 (56)	506 (57)	6,111	8	群馬
22,297 (2,247)	23,070 (2,285)	54,603	42	450 (40)	494 (37)	11,003	4	埼玉
25,732 (2,342)	26,005 (2,317)	49,888	52	650 (49)	722 (58)	8,064	9	千葉
38,261 (2,943)	40,128 (3,020)	125,480	32	319 (33)	369 (38)	11,291	3	東京都
32,544 (2,986)	34,184 (3,108)	75,074	46	375 (30)	417 (33)	7,338	6	神奈川
13,894 (1,478)	14,206 (1,469)	23,798	60	396 (29)	440 (34)	4,495	10	新潟
5,030 (607)	5,116 (616)	8,658	59	142 (8)	156 (9)	1,757	9	山梨
12,565 (1,445)	12,714 (1,437)	24,403	52	211 (22)	233 (27)	4,071	6	長野
7,932 (671)	7,958 (679)	13,404	59	77 (8)	87 (9)	2,595	3	富山
8,661 (665)	8,939 (674)	15,251	59	201 (22)	229 (23)	2,379	10	石川
5,886 (507)	5,911 (503)	9,555	62	136 (4)	151 (4)	2,504	6	福井
11,326 (1,153)	11,447 (1,154)	18,552	62	402 (30)	448 (33)	5,090	9	岐阜
20,590 (1,722)	20,729 (1,730)	35,953	58	527 (26)	573 (32)	5,581	10	静岡
36,071 (3,048)	37,648 (3,175)	66,768	56	482 (20)	613 (25)	11,252	5	愛知
10,733 (951)	10,821 (967)	18,910	57	395 (26)	433 (25)	4,214	10	三重
8,368 (987)	8,414 (996)	14,857	57	131 (10)	147 (14)	1,362	11	滋賀
14,743 (1,414)	15,345 (1,455)	29,240	52	408 (36)	447 (36)	3,708	12	京都
46,493 (3,401)	49,004 (3,539)	85,730	57	1,181 (71)	1,295 (76)	11,888	11	大阪
27,941 (2,200)	29,111 (2,288)	58,797	50	538 (22)	597 (23)	8,544	7	兵庫
8,851 (827)	8,997 (842)	14,185	63	257 (8)	277 (11)	1,758	16	奈良
5,611 (766)	5,674 (775)	11,538	49	88 (11)	95 (12)	2,636	4	和歌山
3,866 (337)	3,946 (335)	7,742	51	38 (3)	42 (3)	1,747	2	鳥取
5,139 (455)	5,187 (459)	9,284	56	92 (8)	105 (11)	2,451	4	島根
15,749 (1,159)	15,961 (1,168)	24,654	65	477 (21)	541 (25)	3,641	15	岡山
18,151 (1,786)	18,457 (1,795)	33,314	55	722 (45)	779 (53)	9,448	8	広島
8,839 (733)	8,946 (737)	18,227	49	343 (33)	381 (34)	5,638	7	山口
4,236 (304)	4,362 (314)	9,548	46	44 (2)	58 (3)	3,191	2	徳島
6,841 (708)	6,969 (729)	11,997	58	188 (32)	196 (30)	3,536	6	香川
9,118 (1,064)	9,283 (1,047)	17,205	54	254 (22)	276 (25)	4,318	6	愛媛
5,494 (648)	5,754 (678)	11,393	51	206 (34)	240 (36)	2,757	9	高知
38,834 (3,503)	39,497 (3,497)	65,134	61	1,534 (156)	1,654 (164)	13,995	12	福岡
4,811 (689)	4,956 (705)	11,766	42	185 (27)	212 (30)	4,001	5	佐賀
8,936 (966)	9,152 (969)	18,798	49	232 (15)	274 (22)	5,930	5	長崎
13,614 (1,225)	13,674 (1,184)	24,586	56	1,016 (105)	1,089 (112)	8,671	13	熊本
8,692 (794)	8,770 (782)	15,700	56	522 (57)	569 (59)	4,751	12	大分
7,741 (1,036)	7,907 (1,058)	15,097	52	369 (47)	406 (46)	5,309	8	宮崎
10,615 (1,307)	10,957 (1,329)	23,522	47	382 (43)	435 (51)	7,236	6	鹿児島
9,189 (1,778)	9,334 (1,783)	17,694	53	268 (44)	289 (45)	3,097	9	沖縄
665,176 (62,519)	682,728 (63,296)	1,311,687	52	18,888 (1,607)	20,917 (1,731)	254,329	8	合計

8 令和6年度賛助会員名簿

番号	個人/団体	会員名
1	団体	古河赤十字病院
2	団体	山三印刷株式会社
3	団体	株式会社 フジタビジネスマシズ
4	団体	有限会社水戸トータルオフィス
5	団体	東洋羽毛北関東販売株式会社 茨城営業所
6	団体	株式会社 グランド
7	団体	株式会社 ネクサス
8	団体	医療法人碧水会 汐ヶ崎病院
9	団体	医療法人博仁会 志村大宮病院
10	団体	放送大学 茨城学習センター
11	団体	医療法人社団青燈会 小豆畑病院
12	団体	一般社団法人水戸地区救急普及協会
13	団体	日本生命保険相互会社
14	団体	有限会社シニアライフ
15	団体	株式会社インフ・ティーフォー
16	団体	株式会社エディファミリー（富士祭典）
17	団体	積水ハウス株式会社 水戸支店
18	団体	非公開
19	団体	非公開
20	団体	非公開
21	団体	非公開
22	団体	非公開
23	個人	荒川 邦江
24	個人	山下 美智子
25	個人	竹川 美枝
26	個人	非公開
27	個人	非公開
28	個人	非公開

9 会員福利厚生

株式会社エディファミリー（富士祭典）	会員及び家族からのご葬儀依頼各種 10%割引
日本生命保険相互会社	看護協会会員限定 各種保険
積水ハウス株式会社 水戸支店	住宅展示場訪問・アンケート協力プレゼント
その他	・会報誌の配布 ・図書メディカルオンライン文献検索サービス ・慶弔見舞金 ・会員限定研修の受講 ・東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム割引サービス

10 令和6年度「愛の募金」受入れ一覧

(敬称略・順不動)
(単位:円)

施 設 名	金 額
一般財団法人筑波麓仁会 筑波学園病院	30,000
茨城県厚生連 茨城西南医療センター病院	27,471
医療法人社団善仁会 小山記念病院	10,000
医療法人美湖会 美浦中央病院	23,000
医療法人芳医会 瀧病院看護科	12,409
株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院	10,000
匿名希望	100,000
ササキ チカコ	5,000
社会福祉愛正会 愛正会記念茨城福祉医療センター	6,000
社会福祉法人白十字会 白十字総合病院看護部	19,330
医療法人威恵会 三岳荘小松崎病院	12,000
医療法人愛正会 やすらぎの丘温泉病院	6,500
医療法人健佑会 いちはら病院	12,319
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	5,000
医療法人社団光仁会 総合守谷第一病院	20,000
医療法人葛会 アイビークリニック	11,439
医療法人盡誠会 宮本病院	20,000
茨城県厚生連 県北医療センター高萩協同病院	8,888
公益財団法人 筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	7,062
国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院看護部	61,059
社会医療法人恒貴会 協和中央病院	10,000
社会医療法人財団 古宿会 看護部	9,650
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部茨城県済生会 常陸大宮済生会病院	18,823
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部茨城県済生会 水戸済生会総合病院	51,943
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部茨城県済生会 龍ヶ崎済生会病院	23,122
絆フェス開催時 有志	4,332
公益社団法人 茨城県看護協会	7,198

令和6年度 愛の募金合計金額 532,545円

ご協力ありがとうございました。

11 令和6年度「一般寄附金」受入れ 一覧

受領日	氏名	寄附金額
令和6年12月3日	東洋羽毛北関東販売株式会社（茨城営業所）	600,000
令和7年3月7日	損害保険ジャパン株式会社 JSA中核会茨城南支部	118,800
令和7年3月7日	損害保険ジャパン株式会社	11,880
	合計	730,680

12 調査その他日本看護協会事業への協力

No.	調査内容	依頼日	依頼元
1	生涯学習支援に係る取り組みに関する情報提供について（お願い）	4月23日	日本看護協会看護研修学校教育研究部継続教育課
2	准看護師制度の課題解決に関する事業について（お願い）	4月25日	日本看護協会看護開発部教育制度化
3	災害支援ナース養成研修における災害・感染症医療業務従事者の登録意向確認のお願い	5月8日	日本看護協会看護研修学校教育研究部継続教育課
4	「看護師基礎教育を考える会」に関する情報提供のお願い（ご依頼）	5月10日	日本看護協会看護開発部教育制度化
5	「訪問看護総合支援センター」運営実態把握（情報収集）に関する協力依頼について	6月13日	日本看護協会医療政策部在宅看護課
6	新たな「看護の将来ビジョン」骨子案へのご意見について	8月2日	日本看護協会健康政策部
7	2024年度都道府県看護協会 職能委員会の活動に関する情報収集について（ご依頼）	8月6日	日本看護協会健康政策部
8	2024年度医療事故調査制度に関する情報交換会について	8月9日	日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

13 令和6年度後援名義使用承認事項

No.	主催	後援対象	開催期日
1	一般社団法人茨城県臨床工学技士会	第12回茨城呼吸療法セミナー	2月23日
		透析装置モニタリング機能セミナー	6月20日
2	一般社団法人日本医療安全学会	第11回日本医療安全学会学術総会	3月15日・16日
3	日本医療安全推進学会	第1回日本医療安全推進学会学術総会	2月15日・16日
4	医療安全心理・行動学会	第2回医療安全心理・行動学会学術総会	3月8日・9日
5	公益社団法人茨城県作業療法士会	第16回茨城県作業療法学会	2月2日
6	茨城県	令和6年度茨城県がん検診推進強化月間	10月1日～10月31日
7	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	第74回茨城県社会福祉大会	2月20日
8	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城県支部	高齢者いきいきワークショップ2024	10月18日
9	茨城キリスト教大学	2024年度 第18回 IC看護講演会	2月1日
10	特定非営利活動法人ひと・まちなつとわーく	いばらき子ども大学県央キャンパス	10月26日～1月19日
11	公益社団法人認知症の人と家族の会 茨城県支部	第22回認知症フォーラム in いばらき	12月1日
12	一般社団法人土浦市医師会	市民健康フォーラム2024 in 土浦	10月27日
13	一般社団法人 土浦市歯科医師会	歯科医師会市民公開講座ウララ講演会	11月17日
14	社会福祉法人恩賜財団済生会茨城県済生会 水戸済生会総合病院	市民公開講座2024「健診を受けて防ごう 慢性腎臓病(CKD)」	6月2日
15	茨城県 茨城県老人福祉施設協議会	令和6年度「介護の日」作文コンクール	11月11日
16	茨城県総合リハビリテーションケア学会	第27回茨城県総合リハビリテーションケア学会学術集会	2月16日
17	茨城県合同輸血療法委員会	令和6年度茨城県合同輸血療法委員会総会	2月8日
18	株式会社茨城新聞社	一保健師・助産師・看護師・准看護師一茨城県看護職就職ガイダンス	3月2日
19	茨城県国際女性教育振興会	2024年度茨城県国際女性教育振興会「マララハート事業」チェリテイ映画上映会	10月19日
20	茨城県歯科医師会	第30回茨城県歯科保健大会	11月10日
		第33回茨城県歯科医学会	3月2日
21	特定非営利活動法人 I・M・C	I・M・Cピンクリボンウォーク in 千波湖	10月6日
22	茨城県消化器内視鏡技師会	第20回茨城県消化器内視鏡技師研究会	10月27日
23	一般社団法人茨城県言語聴覚士会	言語聴覚の日」県民公開講座 知ってほしい！「聴こえ」のこと	8月18日
24	茨城県難病団体連絡協議会	難病フェスタ2024	10月6日
25	東関東ストーマリハビリテーション講習会	第24回東関東ストーマリハビリテーション講習会	12月14日・15日
26	㈱日立製作所 日立総合病院	「肝がん撲滅運動 茨城の会」	8月3日
27	公益社団法人認知症人と家族の会	市民公開講座「もの忘れ診療の新時代～今日から始める認知症予防～」	3月30日

公益社団法人茨城県看護協会定款

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 会員（第5条～第11条）
- 第4章 総会（第12条～第20条）
- 第5章 役員（第21条～第30条）
- 第6章 理事会（第31条～第39条）
- 第7章 常務理事会（第40条～第43条）
- 第8章 委員会（第44条～第45条）
- 第9章 事務局（第46条）
- 第10章 資産及び会計（第47条～第53条）
- 第11章 定款の変更，合併及び解散等（第54条～第58条）
- 第12章 公告（第59条）
- 第13章 補則（第60条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、公益社団法人茨城県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、看護職が医療の担い手として誇りを持って安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域のニーズに応える保健・医療・福祉の推進を図ることにより、県民誰もが健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研修等による看護の質の向上に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護業務の調査研究及び情報収集並びに制度の改善への提言に関する事業
- (4) 健康相談、情報提供等による地域住民の健康と福祉に関する事業
- (5) 地域ケアサービスを実施する訪問看護ステーション等の設置及び運営
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うこととする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）であって、茨城県内に在住又は勤務する者で本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 前号の会員であった者で、国内に在住又は勤務せず、本会への加入の継続を希望した者
- (3) 名誉会員 正会員及び正会員であった者のうち、この法人に特に功労のあった看護職であって、本人の承諾を得て、理事会が推薦し、総会において承認された者とする。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し援助する個人又は法人もしくは法人格のない団体とする。

2 前項の正会員もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第 6 条 入会しようとする者は、定款細則の入会手続きにより、申し込むものとする。

2 本会の正会員は、日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。なお、名誉会員で日本看護協会に正会員として加入を希望する者についても、日本看護協会に正会員として加入を申請するものとする。（但し、日本看護協会名誉会員は除く。）

3 本会又は日本看護協会を除名されてから 3 年を経過していない者の入会は、これを認めない。

第 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、賛助会員として入会する場合については、賛助会員規程に定める。

（入会金及び会費）

第 7 条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、この限りではない。

2 本会の賛助会員は、別に定める賛助会員規程に基づき、賛助会費を納入しなければならない。

（退会）

第 8 条 会員は、定款細則の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名の決議を行う場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、会長は、その会員に対して、除名の理由を明らかにし、直ちにその旨を通知しなければならない。

第 9 条の 2 前条の規定にかかわらず、賛助会員を除名する場合については、賛助会員規程に定める。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職の資格を喪失したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) すべての会員が同意したとき。
- (5) 日本看護協会の会員であったものが、その資格を喪失したとき。
- (6) 第7条の会費を、その事業年度における3月末日までに納入しなかったとき。
- (7) その他会員資格に該当しなくなったとき。

(会員資格喪失に伴う抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成及び議決権)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 名誉会員の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 本会の解散、残余財産の処分及び公益目的取得財産残額の贈与
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 14 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会として、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 3 前項のほか、総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく、その日から 6 週間以内の日として総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催の 1 週間前までに正会員に対して通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて 2 週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 理事は、法人法第 39 条第 3 項の承諾をした正会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、正会員の請求があったときは、これらの書類を当該正会員に交付しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会に議長団を置く。

- 2 議長団は、3 名とし、総会においてその都度、出席正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議長団がこれを定める。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 本会の解散
- (5) 事業の一部譲渡
- (6) その他法令に定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

(総会運営規則)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、総会の決議により総会運営規則に別に定める。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上19名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 監事は、業務運営に精通した者、会計制度に精通した者それぞれ1名とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。
- 3 前項の会長、副会長を選定する場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者の中から理事会において会長及び副会長を選定する方法によることができる。
- 4 第 2 項の専務理事、常任理事を選定する場合において、理事会は、会長が推薦する専務理事候補者及び常任理事候補者の中から理事会において専務理事及び常任理事を選定する方法によることができる。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員の親族等割合の制限)

第 23 条 本会の理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

- 2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 11 号の委任を受けて公益法人に準じるものとして政令に定められるものを除く。）の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として認定法施行令第 5 条で定められる者である理事の合計数が、理事の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の欠格事由)

第 24 条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
- (2) 法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第 6 条第 1 号に該当する者
- (4) 認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりその職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が、不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実関係若しくは著しく不当な事実関係があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 理事が、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、専務理事、常任理事及びその他の理事として、同一の役職に引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、監事は、選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 理事又は監事は、第21条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 6 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。ただし、監事の報酬等の支給の基準については、監事の協議により定める。

(役員の責任及び免除)

第 30 条 理事又は監事が、その任務を怠り、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負った場合、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、当該理事又は監事の責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第 6 章 理事会

(設置)

第 31 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第 30 条の規定に基づく法人法第 111 条第 1 項の責任の免除

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、年 6 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 前項の規定に関わらず前条第 3 項第 3 号による場合は、その請求をした理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより記載した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に据え置かなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 常務理事会

(設置)

第 40 条 本会に、任意の機関として常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事、職能担当理事によって構成する。

(権限)

第 41 条 常務理事会は、理事会から諮問された事項について審議し、理事会へ助言する。

(開催及び召集)

第 42 条 常務理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 常務理事会は、会長が召集する。

(運営)

第 43 条 常務理事会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 委員会

(職能委員会)

第 44 条 本会に、任意の機関として保健師職能委員会、助産師職能委員会及び看護師職能委員会を置く。

2 各職能委員会は、それぞれ職能上の問題を審議し、会長に助言する。

- 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の職能担当理事をもってこれに充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能委員会以外の委員会)

第 45 条 この定款及び定款細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の機関の権限を冒さないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 46 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則等)

第 48 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準及びその他会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第 49 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 51 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第 1 項各号（第 7 号を除く。）及び前項各号の書類並びに正会員名簿は、当該事業年度経過後、3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会終結後遅滞なく公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 52 条 会長は、認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号に定める書類に記載する。

(株式等に係る議決権)

第 53 条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 11 章 定款の変更，合併及び解散等

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

2 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 55 条 本会は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業譲渡を行うことができる。

2 前項の行為をしようとするときは、前条第 2 項又は第 3 項に準じる。

(解散)

第 56 条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 57 条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 12 章 公告

(公告方法)

第 59 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 13 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第 47 条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、この場合において、第 50 条第 1 項の定めにかかわらず、後段の事業年度の予算書等については、認定法第 21 条第 1 項かっこ書きの定めを適用する。
- 3 本会の最初の会長は、村田昌子とする。
- 4 本会の最初の副会長は、鈴木君江、宮本康子とする。
- 5 本会の最初の専務理事は、太布和子とする。
- 6 本会の最初の常任理事は、青山千代子、小角和子とする。
- 7 この定款は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

ただし、平成 28 年度分会員資格における会員資格喪失事由は、改正前定款第 10 条を適用する。

附 則

- 1 令和 5 年 6 月 16 日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設

公益社団法人茨城県看護協会定款細則

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 会員（第2条～第5条）
- 第3章 会費（第6条～第9条）
- 第4章 総会（第10条～第13条）
- 第5章 役員（第14条～第20条）
- 第6章 役員の選挙（第21条～第28条）
- 第7章 理事会（第29条～第30条）
- 第8章 推薦委員会（第31条）
- 第9章 日本看護協会との関係（第32条）
- 第10章 事務局（第33～第35条）
- 第11章 会計（第36条）
- 第12章 補則（第37条～第38条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続)

第2条 正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会の申込みをしなければならない。

2 会長は、入会の申込み並びに入会金及び当該年度の会費の納入を受けたときは、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認したうえで、正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

4 定款第9条の規定により除名された者は、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続)

第3条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。なお、正会員が退会しようとするときは、会員証を添えて申し出なければならない。

2 前項の場合、会員は、退会届を提出した日をもって、会員の身分を喪失する。

3 第1項の申出を受けたときは、会長は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

(除名の手続)

第5条 会員が定款第9条第1項各号の規定に該当した場合、理事会は、本人の出席を求め、その弁明を聞き、真偽を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意により総会に除名を提案することができる。

2 除名された者が再入会の申し出をした場合は、理事会における出席理事の3分の2以上の同意がなければ再び会員になることができない。

第3章 会費

(入会金)

第6条 正会員の入会金の額は、12,000円とする。

(会費)

第7条 本会の正会員の会費は、年額5,000円とする。

(会費の納入)

第8条 会員は、本会の指定する日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、入会した日の属する年度分の会費については、第2条第1項の定めるところによる。

2 定款第10条第6号により会員資格を喪失した場合は、会費を徴収しないものとする。

(会費の使途)

第9条 前条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の30パーセント以上を公益目的事業に使用する。

第4章 総会

(開催期日)

第10条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

(報告事項)

第11条 通常総会の報告事項は、定款第51条第2項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会報告
- (2) 監査報告
- (3) 職能委員会報告
- (4) 常任委員会報告
- (5) 特別委員会報告
- (6) 地区活動報告
- (7) ナースセンター事業報告
- (8) 母子保健センター事業報告
- (9) 公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）総会報告

(議決権の代理行使)

第12条 定款第18条に基づき表決を委任しようとする者は、当該総会の開催日前の会長が指定する日までに、総会を招集した者に委任状（様式第1号）を提出しなければならない。

（総会運営規則）

第13条 総会の運営に関し必要な事項は、法令及び定款並びにこの細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 役員

（理事の構成）

第14条 会長、副会長、専務理事及び常任理事以外の理事のうち、3名を職能担当理事、9名を地区担当理事、1名を准看護師理事とする。

- 2 職能担当理事は、保健師職能、助産師職能及び看護師職能それぞれ1名とする。
- 3 地区担当理事は、別表に掲げる地区からそれぞれ1名とする。

（改選時期）

第15条 会長、副会長1名、常任理事1名、保健師職能理事、地区担当理事5名、准看護師理事及び監事1名は、奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

- 2 副会長1名、専務理事、常任理事1名、助産師職能理事、看護師職能理事、地区担当理事4名及び監事1名は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。
- 3 地区担当理事は、常陸太田・ひたちなか地区、土浦地区、つくば地区、筑西・下妻地区及び古河・坂東地区は奇数年次（西暦）に、水戸地区、日立地区、鹿行地区及び取手・竜ヶ崎地区は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会においてそれぞれ改選する。

（役員を選出）

第16条 理事及び監事の選任方法は、選挙によるものとする。

（忠実義務）

第17条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第18条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第 19 条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

(監事への委任)

第 20 条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

- 2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第 6 章 役員の選挙

(役員の選出)

第 21 条 理事及び監事（監事のうち 1 名を除く。）は、総会において正会員の中から正会員が選出する。

(選挙管理委員会)

第 22 条 理事及び監事の選挙を公正に執行するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 議長は、総会において、正会員の中から次年度における選挙管理委員 3 人を定める。
3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。

(役員候補者)

第 23 条 理事及び監事に立候補しようとする者は、正会員 5 名以上の推薦を受けて選挙管理委員会が告示した受付期間内に届け出なければならない。

- 2 第 31 条に定める推薦委員会は、正会員の中から同一役職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に通常総会の 2 か月前までに送付しなければならない。
3 選挙管理委員会は、前 2 項の役員の立候補者と推薦名簿を通常総会の 1 か月前までに正会員に告示しなければならない。

(投票時間)

第 24 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第 25 条 理事及び監事の選挙は、記号を用いて行い連記無記名でこれを行う。

2 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第 26 条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第 27 条 正会員の過半数の賛成を得た者から得票の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは、議長がくじでこれを定める。

(選挙規程)

第 28 条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 理事会

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

(理事会運営規則)

第 30 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第 31 条 本会に推薦委員会をおく。

2 推薦委員会は、本会の理事及び監事、推薦委員並びに日本看護協会の代議員及び予備代議員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員会は、9 名をもって構成する。

4 推薦委員は、総会において正会員から選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

6 推薦委員のうち 1 名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。

7 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の承諾を得て推薦しなければならない。

- 8 通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも総会の2か月前までに候補者名簿を会長に送付しなければならない。

第9章 日本看護協会との関係

(法人会員及び正会員)

第32条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

2 本会の正会員は、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。

なお、名誉会員で日本看護協会に正会員として加入を申請する者についても、本会を通じて日本看護協会の正会員となる。(但し、日本看護協会名誉会員は除く。)

第10章 事務局

(職員)

第33条 本会の業務執行のため、職員及び嘱託職員（常勤及び非常勤を含む。以下同じ。）をおく。

(給与等)

第34条 職員及び嘱託職員の就業及び給与に関しては、理事会の決議により別に定める。

(組織及び運営)

第35条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、法令並びに定款及びこの細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第11章 会計

(会計処理規程)

第36条 本会の会計は、理事会において別に定める会計処理規程によりこれを処理する。

第12章 補則

(細則の変更)

第37条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第6条「入会金」及び第7条「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第 38 条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第 13 条第 9 号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 この定款細則は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和 5 年 6 月 16 日から施行する。※名誉会員及び賛助会員の創設

附則

- 1 この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

地区名	地区を構成する市町村名
水戸地区	水戸市，笠間市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町
日立地区	日立市，高萩市，北茨城市
常陸太田・ひたち なか地区	常陸太田市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町
鹿行地区	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
土浦地区	土浦市，石岡市，かすみがうら市
つくば地区	つくば市，常総市，つくばみらい市
取手・竜ヶ崎地区	龍ヶ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町
筑西・下妻 地区	結城市，筑西市，下妻市，桜川市，八千代町
古河・坂東 地区	坂東市，古河市，五霞町，境町

委 任 状

年 月 日

公益社団法人茨城県看護協会
会 長 様

私は、次の者を代理人に定め下記の権限を委任いたします。なお、当該代理人が下記〇〇総会に出席できない場合（開会の時点で入場手続を終了していない場合をいう。）又は代理人欄に記載がない場合には、公益社団法人茨城県看護協会長（会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ順序を決定した副会長）に下記権限を委任いたします。

代理人氏名 _____

記

〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇年度公益社団法人茨城県看護協会〇〇総会に出席し、議決権を行使する一切の権限

■施設名 _____

■会 員 計 _____ 名

No	県会員 No	会員名	No	県会員 No	会員名
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

【記載要領】

- ① 署名は必ず自署にてご記入をお願いいたします。押印は不要です。
- ② 委任状の用紙が不足する場合は、コピーしてご使用ください。（本会 HP からダウンロードできます）
- ③ 委任状は、FAX、メール（PDF または画像を添付）、郵送のいずれかの方法でご提出ください。

公益社団法人茨城県看護協会総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）定款第20条及び同細則第13条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 総会に出席する会員は、法令、定款、定款細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の出席者等

(登録)

第3条 会員が総会に出席する場合は、総会当日の開会定刻までに議場に到着し、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示により、登録を受けなければならない。

(役員等の出席)

第4条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本会事務局の職員は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第3章 総会の開会等

(議長団選出前の進行役)

第5条 議長が選出されるまでの間、会長の指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(議長団の選出)

第6条 議長団の選出は、総会に出席している会員（以下「出席会員」という。）の中から推薦委員会が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする。

(議長団の着席)

第7条 議長団は、議長団席に着席する。

(議長の権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係のない発言
- (3) 冗長又は重複する発言
- (4) その他総会の品位を汚し又は他人の名誉を毀損するなど、議事を妨害又は議場を混乱させる発言

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し、本会事務局の職員に出席会員数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第10条 議長は、前条の報告により定款第17条に定める総会成立の定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第11条 議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に総会会場に入場している出席会員に対し、遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第4章 議題の審議

(議題の提出)

第12条 会長は、総会の議題について文書をもって議長に提出しなければならない。

(審議の順序等)

第13条 議長は、提出された議題についてあらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

(理事等の報告及び説明)

第14条 議長は提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第 15 条 出席会員は、議題について質疑することができる。

(発言の機会)

第 16 条 出席会員は、議題に関する事項の報告又は説明終了後でなければ、当該議題に関し発言することはできない。

(発言)

第 17 条 出席会員が議題について発言するときは、議長の許可を得なければならない。発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

2 発言の順序は議長が決する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第 18 条 議長が討論のために発言しようとするときは、議長を交代し、会員席に着かなければならない。

2 議長が討論に参加したときは、その議題又は議案の採決が終わるまで議長に復することはできない。

(説明義務者)

第 19 条 出席会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 出席会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査の意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を得たうえで、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第 20 条 理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明拒絶)

第 21 条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明することにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することにより本会、その他の者の権利を侵害することになる場合
- (4) 説明するために調査を行うことが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明しないことにつき正当な理由がある場合

第5章 動議

(動議の提出)

第22条 議長は出席会員から動議の提出があった場合には、まず賛否の決議を行い、賛成の決議を得た場合に議題とする。

(優先動議)

第23条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

- (1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議
- (2) 議長の不信任
- (3) 総会の秩序保持に関する動議

(議長不信任動議の審議)

第24条 議長は、当該議長の不信任の動機の審議に当たっても職務を行うことができるものとする。

(動議の却下)

第25条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 法令、定款その他本会が定める規則等に適合しないとき又は権利の濫用に当たるとき。

第6章 休憩

(休憩)

第26条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第7章 審議の終了及び採決

(採決)

第27条 議長は、質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議の終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第 28 条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法にもよることができる。

(議案の修正)

第 29 条 議案を修正しようとする会員は、10 名以上の出席会員の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

- 2 議長は、討論の終結後、前項の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- 4 修正案がすべて否決されたときは原案について採決しなければならない。

第 8 章 閉会等

(延期又は続行)

第 30 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した会員に通知する。

(閉会)

第 31 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 32 条 総会の議事録は、書面又は電磁的方法をもって作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

- 2 議事録には下記の事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現存員数及び出席会員。ただし、表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 意見又は発言の要旨
 - (6) 出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (9) その他議長において必要と認めた事項

(欠席者に対する報告)

第33条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果に基づき、欠席した会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

第9章 雑 則

(改廃)

第34条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成24年6月15日から施行する。

光 求めて

山本 敏子 作詞

小椋 佳 補作詞・作曲

1. 大空のもと 光求めて

看護の心 胸深く

両手にかざす 愛のほむらは

静かに燃える 優しく燃える

今 この時 そして明日に

2. さざなみに揺れ 光求めて

看護の願い 胸熱く

つなぐその手に 通う血潮は

さやかにとける 優しくとける

ただ ひとすじ またひたむきに

3. そよ風に乗り 光求めて

看護の祈り 胸清く

枕べにたつ 花の香りは

ほのかに匂う 優しく匂う

今 この時 そして明日に

今 この時 そして明日に

C F

1. お お ぞ ら の も と — ひ か
2. さ お な み に ゆ れ — ひ か
3. そ よ か ぜ に の り — ひ か

Dm7 Am G7 C F

り も と め て — か ん ご の
り も と め て — か ん ご の
り も と め て — か ん ご の

Dm7 G7 C G7 C

こ こ ろ む ね ふ か く —
こ が い む ね あ つ く —
い の り む ね あ き よ く —

G7 C Em

り よ う て に か ざ す — あ い
つ な ぐ そ の て に — か よ
ま く ら べ に た つ — は な

Am G7 F

の ほ む ら は — し ず — か に も え
う ち し お は — さ や — か に と け
の か お り は — ほ の — か に に お

E7 Am F G7

る — や さ — し く も え る — い
る — や さ — し く と け る — た
う — や さ — し く に お う — い

C F G7 (F/G)

ま だ こ の と き — そ し て あ し た
ま こ の と す じ — ま た ひ た む た
ま こ の と き — そ し て あ し た

1.2.C 3.C C

に — に — い ま こ の と

F G7 (F/G) C

き — そ し て あ し た に —

